

風水害対策編

目 次

第1章 総 則

第1節	計画作成の趣旨……………	3
	(危機管理部)	
第2節	防災の基本方針……………	5
	(危機管理部)	
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱……………	6
	(危機管理部)	
第4節	防災面から見た松本市の概要……………	13
	(危機管理部)	

第2章 災害予防計画

第1節	風水害に強い市づくり……………	22
	(全庁、広域消防局)	
第2節	災害発生直前対策……………	33
	(全庁、危機管理部、広域消防局)	
第3節	情報の収集・連絡体制計画……………	35
	(全庁、危機管理部、広域消防局)	
第4節	活動体制計画……………	38
	(全庁、危機管理部、広域消防局)	
第5節	広域相互応援計画……………	43
	(危機管理部、広域消防局)	
第6節	救助・救急・医療計画……………	48
	(健康福祉部、広域消防局、危機管理部)	
第7節	消防・水防活動計画……………	57
	(広域消防局、危機管理部、建設部)	
第8節	要配慮者支援計画……………	65
	(健康福祉部、こども部、危機管理部、住民自治局、建設部、文化観光部、 教育委員会、総合戦略局)	
第9節	緊急輸送計画……………	75
	(建設部、産業振興部、交通部、危機管理部、広域消防局)	
第10節	障害物の処理計画……………	80
	(建設部、産業振興部、環境エネルギー部)	
第11節	避難の受入活動計画……………	82
	(危機管理部、住民自治局、健康福祉部、文化観光部、建設部、財政部、 教育委員会、総務部)	
第12節	孤立防止対策……………	94
	(危機管理部、建設部、健康福祉部、教育委員会)	
第13節	食料品等の備蓄・調達計画……………	97
	(産業振興部、こども部、危機管理部)	

第14節	給水計画	101
	(上下水道局)	
第15節	生活必需品の備蓄・調達計画	105
	(産業振興部、危機管理部、こども部)	
第16節	危険物施設等災害予防計画	108
	(広域消防局、危機管理部、健康福祉部)	
第17節	電気施設災害予防計画	116
	(危機管理部、建設部、電気事業者)	
第18節	都市ガス施設災害予防計画	119
	(危機管理部、建設部、松本ガス株)	
第19節	上水道施設災害予防計画	122
	(上下水道局、建設部)	
第20節	下水道施設災害予防計画	124
	(上下水道局、建設部)	
第21節	通信・放送施設災害予防計画	127
	(危機管理部、N T T、放送事業者)	
第22節	鉄道施設災害予防計画	132
	(建設部、交通部、鉄道事業者)	
第23節	災害広報計画	134
	(全庁、危機管理部、広域消防局)	
第24節	土砂災害等の災害予防計画	137
	(危機管理部、建設部、環境エネルギー部、健康福祉部)	
第25節	防災都市づくり計画	143
	(建設部、危機管理部、住民自治局)	
第26節	建築物災害予防計画	146
	(全庁、建設部、教育委員会)	
第27節	道路及び橋梁災害予防計画	148
	(建設部、産業振興部、環境エネルギー部)	
第28節	河川施設等災害予防計画	152
	(建設部、産業振興部、危機管理部、広域消防局)	
第29節	ため池災害予防計画	155
	(産業振興部)	
第30節	農林水産物災害予防計画	157
	(産業振興部、環境エネルギー部)	
第31節	二次災害の予防計画	160
	(建設部、危機管理部、環境エネルギー部、広域消防局)	
第32節	防災知識普及計画	165
	(全庁、広域消防局、教育委員会、危機管理部)	
第33節	防災訓練計画	173
	(全庁、広域消防局、危機管理部)	
第34節	災害復旧・復興への備え	177
	(全庁、危機管理部、建設部、環境エネルギー部、財政部)	
第35節	自主防災組織等の育成及び地区内の防災活動の推進に関する計画	179
	(危機管理部、広域消防局)	
第36節	企業防災に関する計画	183
	(危機管理部、産業振興部、広域消防局)	

第37節	ボランティア活動の環境整備……………	185
	(健康福祉部、危機管理部)	
第38節	災害対策基金等積立及び運用計画……………	188
	(財政部)	
第39節	風水害対策に関する調査研究及び観測……………	190
	(危機管理部、建設部、環境エネルギー部、広域消防局)	
第40節	観光地の孤立災害予防計画……………	191
	(危機管理部、建設部、産業振興部、環境エネルギー部、文化観光部、 総合戦略局、健康福祉部、住民自治局)	

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害直前活動……………	196
	(全庁、危機管理部、広域消防局)	
第2節	災害情報の収集・連絡活動……………	225
	(全庁、危機管理部、広域消防局)	
第3節	非常参集職員の活動……………	241
	(全庁、危機管理部、広域消防局)	
第4節	広域相互応援活動……………	261
	(危機管理部、広域消防局)	
第5節	ヘリコプターの運用計画……………	275
	(危機管理部、広域消防局)	
第6節	自衛隊の災害派遣……………	281
	(危機管理部、広域消防局)	
第7節	救助・救急・医療活動……………	288
	(健康福祉部、広域消防局)	
第8節	消防・水防活動……………	296
	(危機管理部、広域消防局、建設部、産業振興部、環境エネルギー部)	
第9節	要配慮者に対する応急活動……………	303
	(健康福祉部、こども部、住民自治局、文化観光部、総合戦略局)	
第10節	緊急輸送活動……………	306
	(建設部、交通部、産業振興部、環境エネルギー部、文化観光部、危機管理部)	
第11節	障害物の処理活動……………	313
	(建設部、産業振興部、環境エネルギー部、交通部)	
第12節	避難受入れ及び情報提供活動……………	319
	(危機管理部、住民自治局、教育委員会、文化観光部、健康福祉部、 こども部、建設部、総務部)	
第13節	孤立地域対策活動……………	338
	(危機管理部、健康福祉部、建設部)	
第14節	食料品等の調達供給活動……………	343
	(産業振興部、こども部、危機管理部)	
第15節	飲料水の調達供給活動……………	349
	(上下水道局)	

第16節	生活必需品の調達供給活動……………	3 5 2
	(産業振興部、危機管理部、こども部)	
第17節	保健衛生、感染症予防活動……………	3 5 5
	(健康福祉部)	
第18節	遺体の捜索及び対策等の活動……………	3 6 0
	(環境エネルギー部、広域消防局)	
第19節	廃棄物の処理活動……………	3 6 3
	(環境エネルギー部)	
第20節	社会秩序の維持、物価安定に関する活動……………	3 6 5
	(住民自治局、危機管理部、産業振興部)	
第21節	危険物施設等応急活動……………	3 6 7
	(健康福祉部、広域消防局、産業振興部、危機管理部、上下水道局、建設部、環境エネルギー部)	
第22節	電気施設応急活動……………	3 7 6
	(危機管理部、建設部、総務部、電気事業者)	
第23節	都市ガス施設応急活動……………	3 7 9
	(危機管理部、建設部、ガス事業者)	
第24節	上水道施設応急活動……………	3 8 1
	(上下水道局)	
第25節	下水道施設応急活動……………	3 8 3
	(上下水道局、建設部)	
第26節	通信・放送施設応急活動……………	3 8 6
	(危機管理部、通信事業者、放送事業者)	
第27節	鉄道施設応急活動……………	3 9 2
	(危機管理部、建設部、交通部)	
第28節	災害広報活動……………	3 9 8
	(総合戦略局、危機管理部、放送事業者)	
第29節	土砂災害等応急活動……………	4 0 2
	(危機管理部、建設部、環境エネルギー部、広域消防局)	
第30節	建築物災害応急活動……………	4 0 7
	(全庁、建設部、教育委員会)	
第31節	道路及び橋梁応急活動……………	4 0 9
	(建設部、産業振興部、環境エネルギー部)	
第32節	河川施設等応急活動……………	4 1 1
	(全庁、建設部、産業振興部、広域消防局)	
第33節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動……………	4 1 3
	(全庁、危機管理部、建設部、産業振興部、環境エネルギー部、広域消防局、健康福祉部、上下水道局)	
第34節	ため池災害応急活動……………	4 2 2
	(産業振興部、危機管理部、住民自治局)	
第35節	農林水産物災害応急活動……………	4 2 3
	(産業振興部、環境エネルギー部)	
第36節	文教活動……………	4 2 6
	(教育委員会)	
第37節	飼養動物の保護対策……………	4 3 4
	(健康福祉部、産業振興部)	

第38節	ボランティア、NPO・NGOとの連携……………	4 3 6
	(健康福祉部、危機管理部)	
第39節	義援物資及び義援金の受入れ体制……………	4 4 0
	(健康福祉部、財政部、危機管理部)	
第40節	災害救助法の適用……………	4 4 6
	(全庁、危機管理部)	
第41節	観光地の孤立災害応急対策……………	4 5 3
	(危機管理部、文化観光部、総合戦略局、健康福祉部、環境エネルギー部)	

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定……………	4 5 9
	(危機管理部、全庁)	
第2節	迅速な現状復旧の進め方……………	4 6 0
	(危機管理部、建設部、環境エネルギー部、全庁)	
第3節	計画的な復興……………	4 6 3
	(総合戦略局、危機管理部、建設部、全庁)	
第4節	資金計画……………	4 6 6
	(財政部)	
第5節	被災者等の生活再建等の支援……………	4 6 7
	(建設部、財政部、住民自治局、健康福祉部、産業振興部、危機管理部、総合戦略局、広域消防局)	
第6節	被災中小企業等の復興……………	4 7 6
	(産業振興部)	
第7節	被災した観光地の復興……………	4 7 8
	(文化観光部、総合戦略局)	

松本市地域防災計画修正経過

風水害等対策編

経過	策定年月	修正内容
初版	平成 9年 3月	
修正2版	平成16年 2月	組織、社会的条件等を中心にして全面的に修正
3版	平成20年 3月	合併地区(旧四賀村、安曇村、奈川村、梓川村)地域防災計画の一本化 組織、関連法令改正に伴う修正
4版	平成25年 2月	合併地区(旧波田町)地域防災計画の一本化 組織、社会的条件等を中心にして全面的に修正
5版	令和 2年 3月	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、感染症対策に関する記述を追記

	令和 3年 3月	災害対策基本法の改正に伴い、避難情報に関する記述を修正
--	----------	-----------------------------

第 1 章

総 則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に対処するため、令和元年東日本台風災害、令和2年7月豪雨災害など大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、市、県、公共機関、事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない市民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、松本市防災会議が作成する「松本市地域防災計画」の「風水害等対策編」として、大規模な風水害に対処すべき事項を中心に定める。

3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加えていく。

4 松本市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

松本市国土強靱化地域計画は、大規模災害等に対する地域の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本市における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」第13条に基づき策定されている。

また、本市では、地理的・地形的な特性から多くの災害が予想されることから、平時から大規模自然災害等に備えた地域づくりを行うことが重要であり、大規模自然災害等への備えについて、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、総合的な対応が必要となる。

このため、本市における国土強靱化は、いかなる災害等が発生しようとも、

- ①人命の保護が最大限図られること。
- ②市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進する。

5 松本市災害時受援計画を踏まえた防災計画の作成等

この計画は、大規模災害時において、国、県、他の市町村等の行政機関の応援を円滑に受け入れができるよう、受援の体制や手続きを定めた「松本市災害時受援計画」とともに防災対応を実施するものとする。

6 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると

ころによる。

- | | |
|-------------|------------------------------|
| (1) 災対法 | 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号） |
| (2) 救助法 | 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号） |
| (3) 市 | 松本市 |
| (4) 市防災会議 | 松本市防災会議（昭和38年3月25日条例第4号） |
| (5) 市防災計画 | 松本市地域防災計画（昭和40年3月作成） |
| (6) 市災対本部 | 松本市災害対策本部 |
| (7) 市災対本部条例 | 松本市災害対策本部条例（昭和38年3月25日条例第4号） |
| (8) 広域消防局 | 松本広域連合松本広域消防局 |
| (9) 県防災計画 | 長野県地域防災計画 |

第2節 防災の基本方針

本市は、いわゆるフォッサ・マグナ（中央地溝帯）の中に形成され、内陸盆地としてその面積・堆積物の厚さなどの点から、日本でも最大級の規模を有する松本盆地の南側面に位置している。このような形状から、牛伏寺断層、松本盆地東縁断層群、境峠・神谷断層帯が確認され急峻な地形と脆弱な地質を有するという自然的条件と近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講じる必要がある。

- 1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、それぞれの段階において、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）災害時の被害を最小化する、「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、対策の一層の充実を図る。

- 周到かつ十分な災害予防
- 迅速かつ円滑な災害応急対策
- 適切かつ速やかな災害復旧・復興

- 2 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講じるものとする。

- 防災施設・設備の整備の促進
- 防災体制の充実
- 市民の防災意識の高揚及び自主防災組織の育成強化
- 高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）や女性を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立
- 防災関係機関、住民等の間、住民等と行政の間での防災情報の共有

- 3 市民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭に置いた防災対策を常日頃から講ずるものとする。

- 4 どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。

また、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と

処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 松本市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、風水害等から地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 広域消防局

広域消防局は、自らその権限に属する防災活動を実施するとともに、消防計画の定めるところにより必要な防災活動を実施する。

3 長野県

県は、市を包括する広域的な地方公共団体として、災害から、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方行政機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害から市の地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自らに防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 松本市

- (1) 市防災会議、市対策本部及び市災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
- (3) 水防その他の応急措置に関すること。
- (4) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (5) 情報等に関する伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (6) 通信施設の確保及び整備に関すること。
- (7) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (8) 災害時における清掃、防疫その他保健衛生に関すること。
- (9) 災害時における文教及び交通対策に関すること。
- (10) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (11) 公共団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。災害時における文教及び交通対策に関すること。
- (12) 救助物資及び災害対策用資機（器）材の備蓄・調達に関すること。

第1章 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

- (13) 資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関すること。
- (14) その他風水害対策に関すること。

2 広域消防局

- (1) 消防力の整備に関すること。
- (2) 防災のための調査に関すること。
- (3) 防災のための教育訓練に関すること。
- (4) 災害の予防、警戒及び防御に関すること。
- (5) 災害時の避難、救助及び救急・救護に関すること。
- (6) その他災害対策に関すること。

3 長野県

- (1) 長野県防災会議に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 水防その他の応急措置に関すること。
- (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。
- (8) 市及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。
- (9) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

4 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東農政局 (長野支局)	ア 災害救助用米穀の供給等に関すること。 イ 食料等の円滑な確保・価格の動向等に関する消費者窓口の設置に関すること
(2) 中部森林管理局 (中信森林管理署)	ア 防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること ウ 災害応急対策用材の供給に関すること
(3) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

第1章 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(4) 長野労働局 (松本労働基準監督署)	ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること
(5) 北陸地方整備局 (千曲川河川事務所 松本出張所) (松本砂防事務所) 関東地方整備局 (長野国道事務所松 本国道出張所)	ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 (オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 ウ 警戒宣言時 (ア) 警戒宣言、予知情報等の迅速な伝達 (イ) 災害警戒体制の整備 (ウ) 人員・資機材等の配備・手配 (エ) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力 (オ) 道路利用者に対する情報の提供
(6) 東京航空局 (信州まつもと空港)	ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
(7) 中部地方環境事務所	ア 国立公園の防災に関すること
(8) 関東地方測量部	ア 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 ウ 地殻変動の監視に関すること。

5 松本警察署

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 松本警察署	ア 災害時の治安、交通、通信等警察業務に関すること

第1章 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

6 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 陸上自衛隊 (第13普通科連隊)	ア 被害状況の把握 イ 避難の援助 ウ 遭難者等捜索救助 エ 水防活動 オ 消防活動 カ 道路又は水路等、交通路上障害物の排除 キ 応急医療防疫、病虫害防除等の支援 ク 通信支援 ケ 人員及び物資の緊急輸送 コ 炊飯及び給水支援 サ 救援物資の無償貸付又は譲与 シ 交通規制の支援 ス 危険物の保安及び除去

7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便(株) (信越支社) (市内各郵便局)	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱及び援護対策等に関すること イ 災害時における窓口業務の確保に関すること
(2) 東日本旅客鉄道(株)長野支社(松本駅)	ア 鉄道施設の防災に関すること イ 災害時における救助物資、避難者の輸送に関すること
(3) 東日本電信電話(株)長野支店	ア 電気通信設備の保全に関すること イ 災害非常通信の確保及び警報の伝達に関すること
(4) 日本銀行(松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること イ 損傷通貨の引き換えに関すること
(5) 日本赤十字社長野県支部(松本市区)	ア 医療、助産等救助、救護に関すること イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること ウ 義援金の募集に関すること
(6) 日本放送協会長野放送局(松本支局)	ア 情報等広報に関すること
(7) 日本通運(株)(松本支店)	ア 災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること
(8) 中部電力パワーグリッド(株)(松本支社)、東京電力リニューアブルパワー(株)(松本事業所)	ア 電力施設の保全、保安に関すること イ 電力の供給に関すること
(9) 東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株)	(東日本高速道路(株)) 長野自動車道(豊科IC~更埴JCT)の防災に

第1章 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	関すること (中日本高速道路(株)) 中央自動車道、長野自動車道(岡谷JCT～豊科IC)、安房峠道路の防災に関すること

8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 松本ガス(株)	ア ガス施設の保全、保安及びガスの供給に関すること
(2) アルピコ交通(株)	ア 災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること イ 災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること
(3) 長野県トラック協会 (中信地区輸送協議会)	ア 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること
(4) 放送各社 信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン	ア 情報等広報に関すること
(5) 長野県医師会(松本市医師会)、長野県歯科医師会(松本市歯科医師会)、長野県薬剤師会(松本薬剤師会)、長野県看護協会	ア 災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること イ 災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 農業協同組合 松本ハイランド農業協同組合、南信酪農業協同組合、あづみ農業協同組合	ア 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること オ 農作物の需給調整に関すること
(2) 松本広域森林組合	ア 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること

第1章 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(3) 商工会、商工会議所等、商工業関係団体	ア 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること ウ 災害時における物価安定の協力に関すること エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること
(4) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること イ 災害時における入院者の保護及び誘導に関すること ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること
(5) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること
(6) 金融機関	ア 被災事業者等に対する資金融資に関すること
(7) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること イ 災害時における教育対策に関すること ウ 被災施設の災害復旧に関すること
(8) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者 ・松塩筑危険物安全協会 ・長野LP協会松本支部	ア 安全管理の徹底に関すること イ 防護施設の整備に関すること
(9) 青年団、婦人会等	ア 市が行う災害応急対策の協力に関すること
(10) 土地改良区	ア ため池、ダム又は水門の防災に関すること
(11) 松本市議会	ア 災害時における市の災害応急対策等について臨時市議会を開催し、協議すること
(12) 松本市町会連合会	ア 災害時における避難誘導及び市民に対する連絡等に関すること
(13) 松本市消防団	ア 災害時の防火、水防等の消防業務に関すること
(14) 柔道整復師会	ア 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること イ 災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること
(15) 松本市環境衛生協議会連合会	ア 災害時における防疫及び清掃に関すること
(16) 松本市社会福祉協議会	ア 被災者の救護等に関すること

第1章 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
会（日赤奉仕団、ボランティア団体を含む）	イ ボランティアに関すること
(17) 松筑浄化槽組合	ア 災害時の衛生に関すること
(18) 松本市防火管理協会	ア 防災に関する訓練の実施、教育及び広報に関すること イ 災害時の相互協力に関すること
(19) 松本市防災連合会	ア 平素の単位町会での防災意識の高揚と防災技能の向上に関すること
(20) 町会自主防災組織	ア 災害時の救助・救出・初期消火等に関すること イ 平素の単位町会での防災訓練等の実施に関すること ウ 要配慮者の把握に関すること
(21) 松筑防犯協会連合会	ア 災害時の犯罪防止に関すること
(22) 松本市PTA連合会	ア 災害時の学童の安全対策等に関すること
(23) 松本市建設事業協同組合	ア 災害時の応急措置に関すること
(24) 松本市水道事業協同組合	ア 災害時の水道施設の応急復旧に関すること
(25) 長野県タクシー協会 中信支部	ア 災害時のタクシー無線による情報収集、伝達に関すること
(26) 松本アマチュア無線 クラブ	ア 災害時の情報収集、伝達に関すること

第4節 防災面から見た松本市の概要

第1 自然的条件

1 地 勢

本市は、長野県のほぼ中央から西部に位置し、南は塩尻市、北は安曇野市、東は上田市、西は岐阜県高山市などと接し、南北概ね41km、東西概ね52kmにわたり、面積は978.47km²であり、位置は東経137度58分19秒、北緯36度14分17秒となっている。

市域東部には、標高約2,000mの美ヶ原高原を望み、また西部には、標高3,000m級の峰々が連なる北アルプスの山岳が広がっている。日本の屋根と呼ばれる山岳地帯から松本平と呼ばれる肥沃な盆地まで、変化に富んだ地勢が形成されている。

市内には梓川が貫流しているほか、下流域では奈良井川、薄川、女鳥羽川、鎖川等の多くの河川からなる扇状地が形成されている。また南北に国道19号が、これとほぼ並行して長野自動車道が走り、これらを主軸幹線として周辺部へ道路網が整備され、バス路線が伸びている。鉄道はJR松本駅を中心に篠ノ井線、大糸線、松本電鉄上高地線が乗入れている。

2 地 質

松本盆地にはフォッサ・マグナ地域（中央地溝帯）の西縁を画する糸魚川－静岡構造線断層帯が走っており、牛伏寺断層や松本盆地東縁断層などの活断層帯を形成している。この断層の東側は、新生代新第三紀の堆積岩及び火成岩類や第三紀から第四紀の初頭にかけて噴出した安山岩からなるフォッサ・マグナの山地となっている。断層の西側では粘板岩、砂岩、花崗岩などからなるいわゆる美濃帯に属する古生代から中生代の岩石が広く分布しており、3,000m余の槍ヶ岳、穂高岳などの山岳と第四紀になって噴出した焼岳、乗鞍岳などの火山が南北に連なっている。

（松本盆地地質図、次頁参照）本市の中心市街地は、その大部分が、東山から流れる薄川と女鳥羽川が運搬してきた砂礫等が堆積した複合扇状地となっており、特に松本駅を中心に南北方向に泥炭層や泥炭質シルト層など細粒堆積物が著しく厚く分布し、軟弱地盤となっている。また南部から流れる鎖川や奈良井川は段丘も形成している。

糸魚川－静岡構造線断層帯にほぼ並行している境峠－神谷断層帯は、安曇地区の焼岳付近から始まり、奈川渡ダムの梓湖を横断し奈川地区の東側の山麓及び野麦峠スキー場付近を通過し、境峠へ抜け、南は伊那市の権兵衛峠まで続いている。この境峠－神谷断層帯は非常に幅の広い破碎帯を有している。

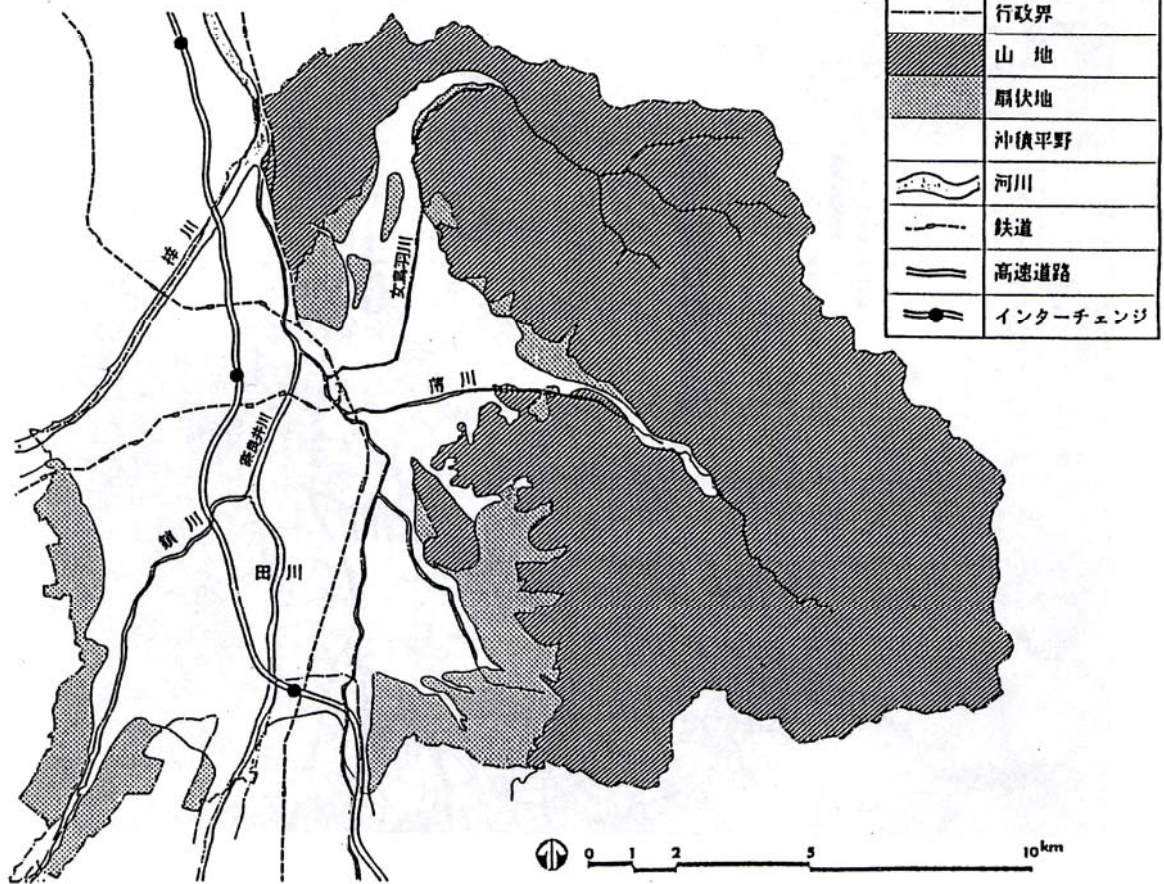
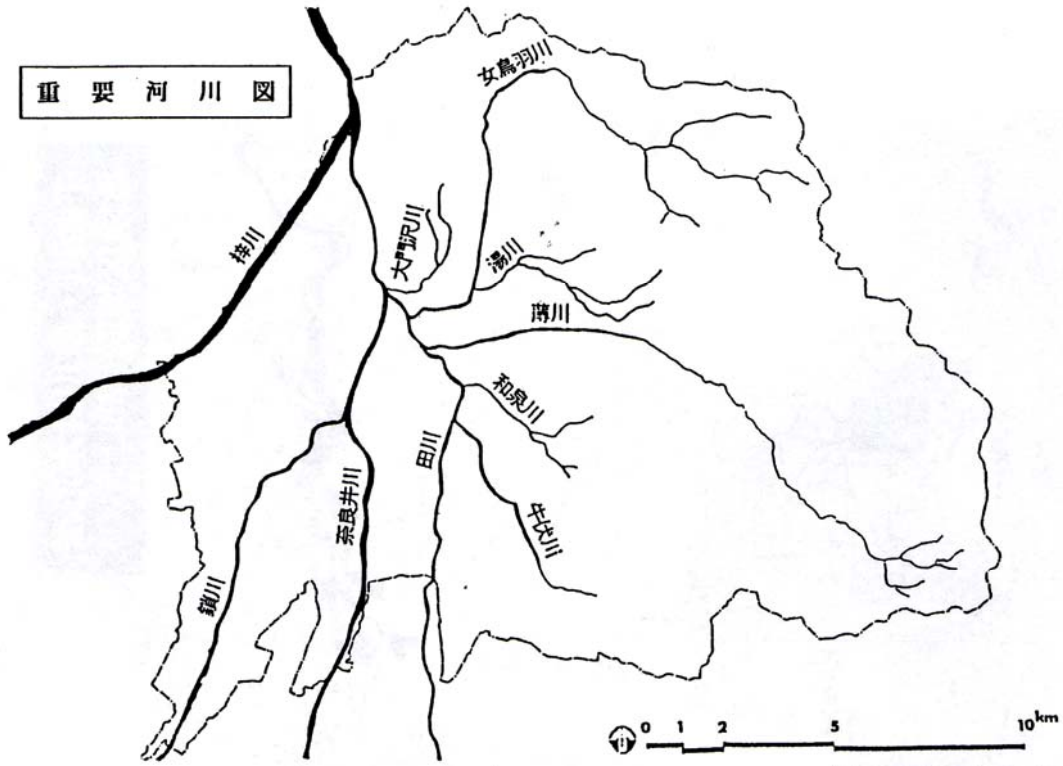
3 気 候 （値は松本地域特別気象観測所の平年値（統計機関 1991～2020年））

松本市の気候は、位置と地形の関係上、きわめて顕著な内陸性気候の特性を示している。

年平均気温は12.2℃、年平均湿度68%である。降水量の年合計は、1,045.1mmで冬期に少なく梅雨期に多い。年平均風速は、2.4m/sec、最大風速10m/sec以上の年間日数は3.8日で、春先の南の強風はこの地方特有の現象である。

年間日照時間は2,134.7時間で、県内の他地域や国内の主要都市と比較して多いといえる。

重要河川図



第1章 第4節 防災面から見た松本市の概要

災害との関係では、梅雨期の梅雨前線や、夏期の雷雨による大雨、通過又は接近する台風による大雨や強風があげられ、その他、春先の南岸低気圧による大雨、春のおそ霜やひょう等も気象の特徴としてあげられる。

4 地盤

＜松本市から南方の松本盆地＞

概してやや良い地盤が連続して分布し、比較的安定した地盤といえる。

ただし犀川と梓川に囲まれた平瀬付近に、河川堆積物で覆われたやや悪い地盤がある。

第2 社会的条件

1 人口

(1) 松本市の人口は、令和2年10月1日現在241,145人となっている。

(2) 令和2年度の国勢調査による本市の主要な人口特性は、次のとおりである。

○ 人口密度は、246.5人/㎢で、長野県の人口密度151.0人/㎢の1.6倍の高さとなっている。

○ 65歳以上の高齢者人口は、66,647人で、総人口の27.6%を占め、平成27年の国勢調査の高齢者人口割合と比べて0.9ポイント増加している。

○ 産業別就業者数は、第1次産業6,061人(5.3%)、第2次産業26,923人(23.3%)、第3次産業82,328人(71.4%)で、第1次産業と第2次産業が人数、割合とも減少、第3次産業は人数、割合とも増加している。

人口及び世帯数（令和2年10月1日）

世帯数	人口			1世帯 当たり人口
	総数	男	女	
104,934世帯	241,145人 (性別不詳を含む)	118,271人	122,874人	2.30人

(令和2年国勢調査)

2 建物

本市の建物棟数は、約128,600棟で、そのうち木造家屋が約92,500棟(72%)と大半を占めているが、近年は非木造家屋が増加しており、建物の高層化が進んでいる。また、住宅、非住宅の割合は、6対4となっている。

本市における家屋の状況（平成29年1月1日現在）

(単位) 棟数 棟
床面積 千㎡

区分	種類	住宅・ アパート	事務所・ 店舗・旅館	工場・倉庫	その他	計
木造	棟数	66,341	1,823	1,106	23,274	92,544
	床面積	8,831	292	117	910	10,150
非木造	棟数	14,522	3,929	5,512	12,140	36,103
	床面積	3,129	2,397	2,184	830	8,540
計	棟数	80,863	5,752	6,618	35,414	128,647
	床面積	11,960	2,689	2,301	1,740	18,690

(資料提供 資産税課)

新耐震基準（昭和56年）以前の建物数の状況

建築の時期別住宅数

区分	総数	昭和45年以前	昭和46～55年	昭和56～平成2年	平成3年～12年	平成13年～22年	平成23年～30年9月
住宅総数	100,080	8,370	12,870	15,440	22,240	21,480	12,900
専用住宅	97,470	7,900	12,370	14,930	21,880	21,090	12,760
店舗その他併用住宅	2,610	470	500	510	370	400	150

(平成30年住宅・土地統計調査、資料提供 建築指導課)

3 道路

本市の国道、県道及び市道は、別表のとおりである。

本市の主要道路は長野自動車道と市の中心部を南北に国道19号が走り、これを中心に国道、県道が通じ、これらを幹線としてバス路線が伸びている。

しかし、必ずしも市の中心部を通過する必要のない車が各地の交差点で交通渋滞に拍車をかけており、この現象は観光シーズンにはさらに激増する傾向にあるため、県道、市道については、都市整備や交通渋滞緩和のため整備が図られている。

国道・県道・市道の状況（令和5年4月1日現在）

国 道				県 道		市 道	
高速自動車道		一般国道		路線数	実延長	路線数	実延長
路線数	実延長	路線数	実延長				
1路線	16.8km	6路線	109.6km	36路線	267.8km	6,927路線	2,328.5km

※国道及び県道は、令和4年4月1日現在

(資料提供 維持課)

トンネルの状況（令和4年4月1日現在）

名 称	延 長	備 考
松本トンネル	2,447.0m	
三才山トンネル	2,510.9m	上田市分含む
安房トンネル	4,370m	高山市分含む
その他	51か所 17,174.5m	
合 計	54か所 26,502.4m	

(資料提供 建設総務課)

4 橋

市内にある橋は、別表のとおりである。

この大多数の橋りょうの構造は、鉄筋コンクリート造である。橋の集中している地域は、女鳥羽川、薄川、田川沿いの人口密集地区である。

橋りょうの状況（令和3年4月1日現在）

別表

(か所)

河川名	延長別 区 分	永久橋	木 橋	合 計
梓川	10m以上	50	2	52
	10m未満	5	0	5
奈良井川	10m以上	14	0	14
	10m未満	3	0	3
女鳥羽川	10m以上	36	0	36
	10m未満	0	0	0
田川	10m以上	24	0	24
	10m未満	2	0	2
薄川	10m以上	25	0	25
	10m未満	6	0	6
鎖川	10m以上	15	0	15
	10m未満	0	0	0
牛伏川	10m以上	11	0	11
	10m未満	1	0	1
和泉川	10m以上	8	0	8
	10m未満	2	0	2
三間沢川	10m以上	7	0	7
	10m未満	0	0	0
塩沢川	10m以上	6	0	6
	10m未満	4	0	4
舟沢川	10m以上	1	0	1
	10m未満	12	0	12
宮入川	10m以上	1	0	1
	10m未満	8	0	8
その他	10m以上	211	4	215
	10m未満	816	6	822
合 計	10m以上	409	6	415
	10m未満	858	6	864

総合計 1, 279 (分割橋を含む) (資料提供 維持課)

5 鉄 道

市内を走る鉄道は、松本駅を中心に、JR篠ノ井線、大糸線、中央本線、アルピコ交通上高地線が乗り入れている。

本市は県下中中信の中核都市として重要な位置を占めている。

平成27年の一日あたりの市内の駅乗車人員は、JR線（松本駅、村井駅、平田駅、南松本駅、北松本駅）で約21,900人、アルピコ交通上高地線で約4,6

00人である。

一方、生活路線バスについては、主にアルピコ交通㈱が運行しており、平成27年の一日あたりの利用者は、約6,900人である。

他に、松本市が運行に係わる市営バスや西部地域コミュニティバス等があり、平成27年度の利用者は、約117,800人である。

6 航空

昭和40年に開港し平成6年7月にジェット化開港した県営松本空港は、県内唯一の空の玄関として、現在はフジドリームエアラインズ・FDAが、札幌線、福岡線を小型ジェット機により毎日運航している。

信州まつもと空港利用状況（平成28年度）

便	就航便数 (便)	就航率 (%)	利用客数 (人)	航空貨物取扱量 (kg)
福岡便	1,033	98.8	72,131	0
札幌便	712	97.5	42,444	0
計	1,745	98.2	114,575	0

※1 現在、FDAは航空貨物の取扱いを行っていない。

※2 就航率は、路線毎の年間運航便数で福岡便1,046便（4便/日×365日）、札幌便730便（2便/日×365日）として算出

7 危険物

本市は、西南部に工業化が進み、各工場では多量の危険物が貯蔵され、また、取り扱われている。

市内の危険物許可施設は950件である。この施設のうち、消防法別表第4類の危険物（石油類）を貯蔵又は取り扱っているものは947件で99.7%である。

これら許可施設以外にも石油類は燃料あるいは石油科学製品として市民生活の中に浸透してきており、これらの実態の把握は難しく都市の潜在的な危険要因の一つとなっている。

消防法の危険物の貯蔵取扱事業所許可施設（令和3年4月1日現在）

所轄別	許可施設数	所轄別	許可施設数	合計
丸の内消防署	75件	山辺出張所	42件	950件
庄内出張所	51	梓川消防署	44	
芳川消防署	161	安曇出張所	98	
神林出張所	144	明科消防署	18	
渚消防署	237	山形消防署	41	
本郷消防署	39			

（資料提供 広域消防局）

8 可燃ガス

市内の可燃ガスの使用状況は、ほとんどの家庭で都市ガス・液化石油ガスを取り扱っており、都市生活、産業活動及びサービス業務等に広く使用されている。

都市ガスは、道路に沿って埋設されたガス導管により、市街地を中心として供給されている。

また、液化石油ガスはほとんど野積みのボンベで供給されている。

都市ガス供給状況（平成28年5月現在）

供給戸数	25,479戸	北部地区	3,687戸
		中部地区	7,408戸
		南部地区	11,294戸
		その他	390戸
導管延長	378,844km		

（資料提供 松本ガス株式会社）

第3 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、国際化、少子高齢化、情報化等社会構造の変化により、災害に対する弱体化が進み、こうした状況に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。

とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図るように努める。

- 都市化の進展に伴い、人口の密集、危険地帯への居住地の拡大、中高層建築物の増加等が見られる。これらの対応として、市街地開発事業等による災害に強い都市構造の形成に努めるとともに、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、中高層建築物の安全確保対策等を講ずるように努める。
- 要配慮者の増加が見られるため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護救済対策等防災の各施策の展開に当たっては、特別な配慮が必要となる。
- ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大が見られ、災害時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これらの施設の風水害対策の促進とともに、補完的機能の充実に努める。
- 東日本大震災や長野県中部の地震を教訓として、近隣扶助の意識は高まったものの、住民意識及び生活環境の変化として、全体的に意識の低下が見られる。このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想等の徹底に努める。

第4 災害の記録

- | | | | |
|---|------|-----|-----|
| 1 | 火災 | 資料編 | 資料1 |
| 2 | 地すべり | 資料編 | 資料2 |
| 3 | 地震 | 資料編 | 資料3 |
| 4 | 風水害 | 資料編 | 資料4 |
| 5 | 雪害 | 資料編 | 資料5 |
| 6 | 農作物 | 資料編 | 資料6 |

第 2 章

災害予防計画

第1節 風水害に強い市づくり

第1 基本方針

災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合は、その被害を最小限にとどめるため、平素から将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、防災に関する調査・研究、危険地域を解消するための施策を講ずる。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の風水害等に対する安全性の確保、治山・治水事業等の総合的、計画的な推進等、風水害に強い松本市を形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。
- 3 気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・県・市・民間事業者・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努めるものとする。

第3 計画の内容

1 風水害に強い郷土づくり

(1) 現状及び課題

市内は、急峻な地形、もろい地質とあいまって自然災害による大きな被害が懸念されることから、災害に強い安全な郷土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（全庁、広域消防局）

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風・竜巻・豪雨・洪水・地すべり・土石流・がけ崩れ等による風水害から郷土及び市民の生命・身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、航空交通ネットワークの機能強化、各施設等のネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化などにより風水害に対する安全性の確保に努める。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。
- (エ) 風水害に強い市土の形成を図るため、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

イ 【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

第2章 第1節 風水害に強い市づくり

- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。
- (エ) 風水害に強い県土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。
 - a 河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップの作成を支援する。
 - b 土石流、地すべり、崖崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。
 - c 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。
 - d 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (カ) 気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」、「総合土砂災害対策推進連絡会」等を活用し、国、市、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。
- (キ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

2 風水害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（全庁、広域消防局）

(ア) 風水害等に強いまちの形成

- a 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これ

第2章 第1節 風水害に強い市づくり

- らの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- b 地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。
 - c 土砂災害警戒区域の指定を受けた場合は、警戒区域ごとに情報伝達、気象警報・注意報等の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民等に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。
 - d 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。
 - e 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたって、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。
 - f 特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者及び市は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定する。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行う。
 - g 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。
 - h 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。
 - i 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。
 - j 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。
 - (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進
 - (b) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供
 - (c) 河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、

内水排除施設等の建設等の推進

- (d) 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
- (e) 浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (f) 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市地域防災計画に定める。
- (g) 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市は、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める
- (h) 浸水想定区域をその区域に含む市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- (i) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な土地利用の誘導、風水害等の避難体制の整備の促進
- (j) 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知
- (k) 土石災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進
特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施
- (l) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を防止するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進

- (m) 土砂災害警戒区域における情報伝達、気象警報・注意報等の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進
- (n) 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進
 - 特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の組織と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進
 - また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施
- (o) 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地保全対策の推進
- (p) 災害時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、両面防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進
- (イ) 風水害に対する建築物等の安全性
 - a 浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。
 - b 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に配慮する。
 - c 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
 - d 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。
 - e 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
 - a ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
 - b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
 - また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
 - c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

第2章 第1節 風水害に強い市づくり

d 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくものとする。

また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくものとする。

なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。

(エ) 災害緊急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。

b 特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

c 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

d 民間事業者等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認など、実効性の確保に留意する。

e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

f 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

h 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

i 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

イ 【県が実施する計画】（全部局）

(7) 風水害に強いまちの形成

a 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。

第2章 第1節 風水害に強い市づくり

また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

- b 洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市長村が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- c 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。
- d 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、市町村と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。
- e 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。
また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。
- f 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。
 - (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進
 - (b) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう分かりやすい水害リスクの提供
 - (c) 河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の建設等の推進
 - (d) 出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保
 - (e) 河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により洪水被害の軽減
 - (f) 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設定、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
 - (g) 洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市長への通知
 - (h) 役場等の所在地に係る河川について、過去の浸水実績を活用する等

、河川の状況に応じた簡易な方法も用いての、市等への浸水想定の情報提供

- (i) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な県土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進

- (j) 土石災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進

特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施

- (k) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進

- (l) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、その結果を公表する。

- (m) 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として、関係市町村の意見を聴いて指定し、土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。

ア．住宅宅地分譲地、要配慮者利用施設等のための開発行為に関する許可

イ．建築基準法に基づく建築物の構造規制

ウ．土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

エ．勧告による移転者への融資、資金の確保

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所
で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築
基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域
が指定されている場合には、関係部局と連携し、その周知を図る。

- (n) 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と

連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施

- (o) 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
- (p) 災害時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進
- (イ) 風水害に対する建築物等の安全性の確保
 - a 浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。
 - b 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
 - c 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
 - d 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。
 - e 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
 - a ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
 - b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
 - c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
 - d ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図る。
- (エ) 災害応急対策等への備え
 - a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧
 - ・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。
 - b 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関との防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、築いた関係を持続的なものにするよう努める。
 - c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の

推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

- d 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。
- e 民間事業者等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対応が行えるように努める。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認など、実効性の確保に留意する。
- f 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構成し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- g 他の関係機関との連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- h 災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。
- i 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
- j 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
- k 電気事業者と協力し、大規模停電発生時に電源車の配備等の円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

ウ 【建築物の所有者等が実施する計画】

(7) 風水害に対する建築物等の安全性

強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

3 災害危険区域の把握

(1) 現状及び課題

本市区域内における災害危険区域、箇所は、地すべり危険箇所42か所、急傾斜地崩壊危険箇所551か所、土石流危険溪流291か所、重要水防区域151か所、山腹崩壊危険地区164か所、崩壊土砂流出危険地区184か所、農業用施設の危険区域104か所で、合計1487か所が把握されている。（資料編、資料7～12、15参照）

これらの危険区域、箇所は、降雨や地震により災害の発生が予想されるので、事前に把握、調査しておき、災害発生を未然防止するとともに、災害時における迅速、的確な災害対策を実施する。

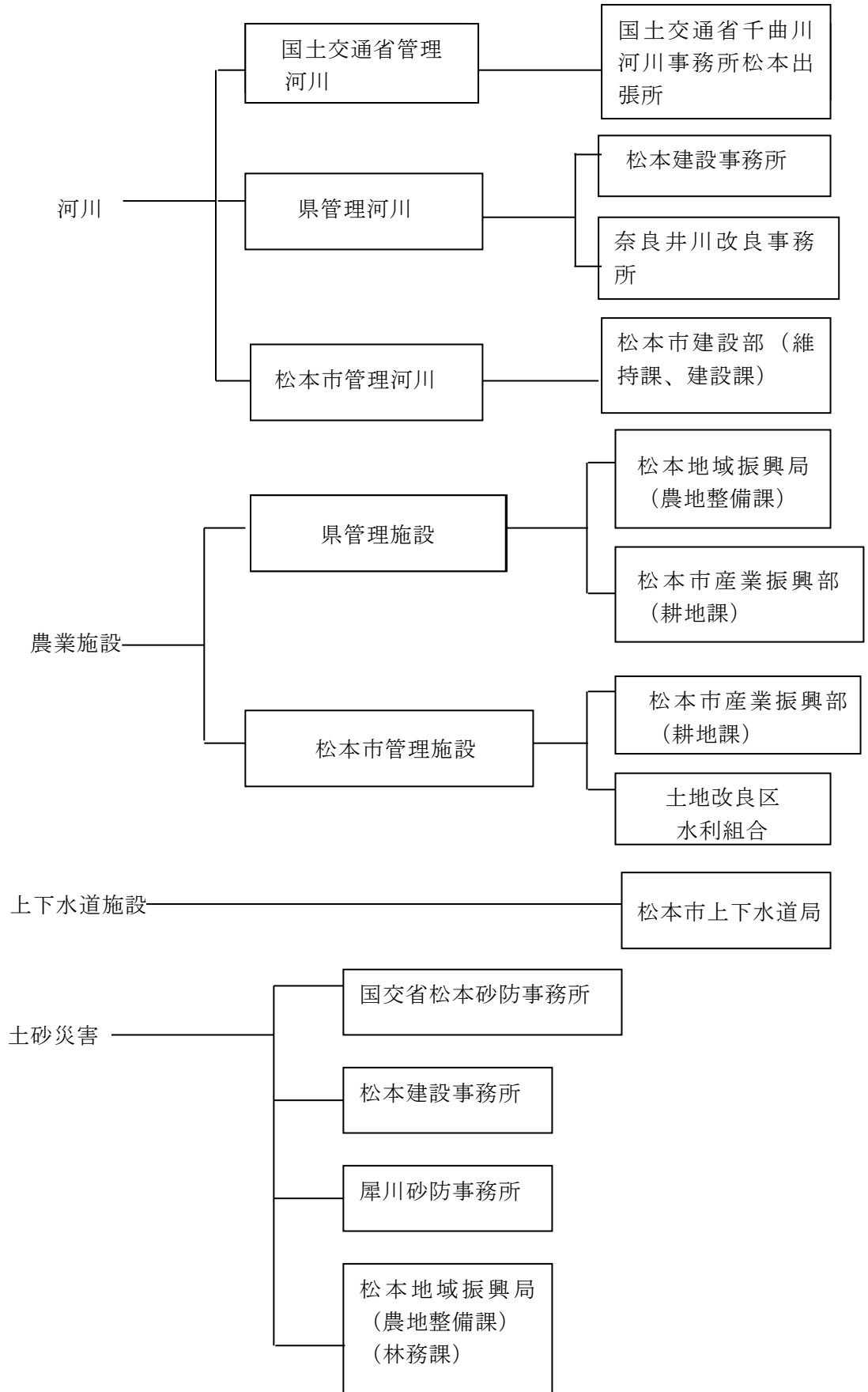
(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】

災害の未然防止のため、次の担当区分により危険箇所の調査を行う。

- | | | |
|-----|----------------|-----------------------|
| (ア) | 土砂災害警戒区域 | (建設部、環境エネルギー部) |
| | (うち土砂災害特別警戒区域) | (建設部、環境エネルギー部) |
| (イ) | 地すべり危険箇所 | 農林水産省所管のもの (環境エネルギー部) |
| | | 国土交通省所管のもの (建設部) |
| (ロ) | 急傾斜地崩壊危険箇所 | 国土交通省所管のもの (建設部) |
| (ハ) | 土石流危険溪流 | 国土交通省所管のもの (建設部) |
| (ニ) | 山地災害危険地区 | (環境エネルギー部、建設部) |
| (ホ) | 浸水想定区域 | 国土交通省所管のもの (建設部) |
| (ヘ) | 重要水防区域 | (広域消防局・建設部) |
| (ヘ) | 水防上重要な水門及びため池 | (産業振興部) |
| (コ) | 道路橋梁等 | (建設部) |
| (コ) | 危険物貯蔵所等 | (広域消防局) |

(参考 防災関係機関毎の危険箇所の把握体制)



第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、防災気象情報、警報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の市民に対する伝達体制を整備する。
- 2 市民の避難誘導體制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画の内容

1 市民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」の別紙「伝達系統図」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

(1) 【市及び県が実施する計画】

気象台からの情報収集の他、オンラインによる、気象状況の正確な把握ができる体制を整備する。

(2) 【関係機関が実施する計画】

気象業務法に基づく防災気象情報を各機関へ速やかに伝達する体制の整備を図る。
(長野地方気象台)

2 避難誘導體制の整備

(1) 市及び県は、風水害により、市民の生命、身体等に危険が生じるおそれがある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。

(2) 市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(3) 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(4) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

(5) 市及び県は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。（第2章第11節「避難の受入活動計画」参照）

(6) 市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の

住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

- (7) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

国及び県は、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

- (8) 市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知するものとする。
- (9) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

3 災害未然防止活動

- (1) 県は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。
- (2) 市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。
- (3) 県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。
- (4) 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、以下のような体制の整備を行う。
- ア 所管施設の緊急点検体制の整備
 - イ 応急復旧のための体制の整備
 - ウ 防災用資機材の備蓄
 - エ 水防活動体制の整備（水防管理者）
 - オ ダム、せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
 - カ 災害に関する情報について、他の地方自治体との連携体制の整備
- (5) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 市・県は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。市、県、関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（全庁、広域消防局）

(ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。

(イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

(ロ) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした災害に強い情報通信ネットワークの整備に努める。

(ハ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。

(ニ) 雨量情報、土砂災害警戒情報及び砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(ホ) 県の「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 情報収集ルートをあらかじめ設定する。（危機管理部）

また、災害発生直後、被害が甚大な市町村等を早期に把握するため、県が情報収集する内容及び目標時間を予め定めると共に、関係機関に周知するものとする。（全部局）

(イ) 円滑な情報収集の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

（危機管理部）

(ロ) 市に派遣する情報連絡員が、円滑に情報収集・連絡等の活動が行うことができるよう体制の整備を行う。（危機管理部）

第2章 第3節 情報の収集・連絡体制計画

- (エ) 関係市町村、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。(建設部)
- (オ) 映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的運用を推進する。(警察本部)
- (カ) 道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。(警察本部)
- (キ) 毎年防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配布する。(危機管理部)
- (ク) 情報を一元的に収集伝達する「防災情報システム」の効果的運用を推進する。(危機管理部)
- (ケ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。(危機管理部)
- (コ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。(危機管理部)
- (ク) 発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。(危機管理部)

ウ 【防災関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

2 情報の分析整理

市は平時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、インターネット、SNS(ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス)等の活用により災害情報等の共有化を行い、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等により住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ること等により、災害時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するように努める。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり、複数の情報通信手段を整備することが求められる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(危機管理部)

- (ア) 緊急災害情報等を市民に的確かつ迅速に伝達するため、同報系防災行政無線の整備を行う。
- (イ) 携帯電話の緊急速報メール導入を行う。
- (ウ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。
- (エ) 災害時におけるアマチュア無線局との応援協定に基づきより機能的、効

果的な運用を図る。(協定締結 平成8年3月5日 参考編、参考29参照)

- (オ) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。
- (カ) 衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全LTE (PS-LTE) 等の移動系の応急対策機器の整備を図る。
- (キ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や浸水する危険性の低い堅固な場所への非常電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。(危機管理部)
- (イ) 電気通信回線は災害時の使用を考慮し、十分な回線容量の確保を行う。
- (ロ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報提供が得られるシステムを構築する。(危機管理部)
- (エ) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。(危機管理部、警察本部)
- (オ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、公共安全LTE (PS-LTE) 等の移動系の応急対策機器の整備を図る。(危機管理部、警察本部)
- (カ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。(危機管理部)

「無線通信施設管理運用部課」

無線機	管 理	運 用
長野県防災行政無線	長野県消防課、 松本市消防防災課	長野県消防課、 松本市消防防災課
松本市防災行政無線	消防防災課	設置場所等 ※ 資料編 資料32参照
消防無線	広域消防局通信指令課	広域消防局通信指令課
水道無線	総務課	営業課、上水道課
行政無線	環境業務課	環境業務課、 松塩地区広域施設組合

第4節 活動体制計画

第1 基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が必要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等災害時における活動体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 職員による配置活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の非常参集体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害等による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（全庁、広域消防局）

- (ア) 発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。
- (イ) 職員の非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じて見直しを行う。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。
- (ウ) 災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備及びマニュアルに基づく訓練を実施する。
- (エ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時からの構築に努めるものとする。
- (オ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

イ 【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。
- (イ) 風水害に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化する。
- (ウ) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外において

も迅速な対応ができる体制とする。また、必要に応じ見直しを行う。

- (エ) 災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備及びマニュアルに基づく訓練を実施する。
- (オ) 過去の災害対応の振り返りを行い、必要に応じて活動体制の見直しを図る。見直しにおいては、初動期だけでなく応急期から復旧期にかけての活動体制についても検討するものとする。
また、体制の見直しについては、訓練等を通じP D C Aサイクルの観点から改善を図る。
- (カ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】（全機関）

- (ア) 職員の安全の確保に十分に配慮した非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。
- (イ) 応急対策活動マニュアル等の整備及びマニュアルに基づく訓練を実施する。
。
- (ウ) ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに、組織間の応援協力体制が必要であることから、防災会議等の円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

災害対策基本法第16条に基づき、市防災会議を設置し、災害特性および地域特性に対応した地域防災計画及び地域災害の特色を考慮した風水害対策計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 県防災会議（危機管理部）

災害対策基本法第14条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに計画の実施を推進する。

防災会議は、知事を会長とし、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。

組織内の部会として災害危険地域対策部会等を有する。

(イ) 災害危険地域対策部会（建設部）

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に災害危険地域対策部会を設置し、自然災害防止対策における基本的な事項に関する審議を行う。

ウ 【関係機関が実施する計画】

市の地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、市及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する

エ 【河川管理者が実施する計画】

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、市においては、本庁舎の構造が中高層で、かつ年数を経た建物であり、外壁、内壁、天井等地震により崩落等が発生し、応急対策活動に支障をきたすことが予想される。このため、庁舎の点検、補強等を実施する他、庁舎使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（全庁）

(ア) 防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行う。

(イ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

(ロ) 市有施設の耐震診断を行い、必要に応じ整備を行う。

イ 【広域消防局が実施する計画】

消防活動の中核としての機能を確保するため、消防庁舎の点検を実施し、安全性の確保に努める。また、市と連携して市内の消防署所の防災機能の強化を図る。

ウ 【県が実施する計画】（総務部、市民環境部）

(ア) 県庁舎の点検を実施し、崩落の危険箇所を把握し、補強等を実施する。

（総務部）

(イ) 県庁西庁舎に整備した災害対策本部室（防災センター）県警災害警備本部の機能を活用し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにする。

（危機管理部、総務部、警察本部）

(ロ) 災害時に拠点となる施設等の浸水対策を検討する。

（総務部）

(ハ) 県庁舎被災時に防災中枢機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能強化に向けた検討を行う。

（危機管理部、総務部）

(ニ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

（危機管理部、総務部）

(ホ) 緊急防災基盤整備事業債等を活用し、警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図る。

（警察本部）

エ 【防災関係機関が実施する計画】（全機関）

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に

努める。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

【市、県及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員、資機材の投入判断を行う対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部へ早期に支援を要請することを定めるものとする。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な業務・場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア 【市及び関係機関が実施する計画】（全庁）

(ア) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

(イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行うものとする。

(ウ) 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定める。

イ 【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

(イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。

(ウ) 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも

も知事不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

第5節 広域相互応援計画

第1 基本方針

災害時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに災害時には、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動体制がとれるよう整備する。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第2 主な取組み

- 1 県内全市町村による相互応援体制の確立を図る。
- 2 県内消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。
- 3 長野県緊急消防援助隊受援計画に基づく体制の確立を図る。
- 4 姉妹都市、文化・観光交流都市及び中核市等との相互応援体制の確立を図る。
- 5 公共機関及びその他事業等による、相互応援協定の締結を促進する。
- 6 県と市が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
- 7 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

第3 計画の内容

- 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備
 - (1) 現状及び課題
各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。
 - (2) 実施計画
【市、県及び関係機関が実施する計画】（危機管理部）
 - ア 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。（県危機管理部）
 - イ 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、や連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。
 - ウ 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。
 - エ 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。（市・県）
 - オ 急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図る。（地方整備局）
 - カ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。（市）

キ 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。(市・県)

2 県内全市町村間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

県内77市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が、締結されている。(参考編、参考4参照)

このほか、県内市町村が他の地方公共団体と相互応援等の協定を締結しているのは、令和4年9月1日現在、215協定ある。

今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、あらゆる災害に対応できるよう相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】 (危機管理部、広域消防局)

(ア) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。

(イ) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

(ロ) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

(エ) 相互応援協定に定められた松本ブロックの代表として、次に掲げる業務を行う。

a 被災市町村の情報収集と状況把握

b 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握

c 応援要請内容の松本ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け

d 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡

e 応援活動等に関する県との連絡調整

f 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

g 市が被災等により定められた各業務を遂行できない場合は、あらかじめ定める第2、第3順位の市または応援ブロック代表市町村が代わって行う。

(オ) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的対応が図られるよう、教育訓練等に努める。

(カ) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村等は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図るものとする。

イ 【県が実施する計画】 (危機管理部)

県市長会及び県町村会等と調整を行い、相互応援体制の確立を図る。

ウ 【関係機関が実施する計画】 (県市長会、県町村会、県消防長会)

市及び県と調整を図り、相互応援体制の確立を図る。

3 県内消防本部間の消防相互応援協定

(1) 現状及び課題

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県広域消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。

また、地震等の大規模災害時に、県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に、全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定され、平成16年には、消防組織法に基づく部隊として位置付けられた。この協定及び法律に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

さらに、被災地となった場合における、応援隊を受け入れる受援計画整備の必要もある。

(2) 実施計画

ア 【広域消防局が実施する計画】

- (ア) 平常時から中信地域（広域消防局、北アルプス広域消防本部、木曾広域消防本部）内の連携を図り、消防力及び消防用資機材の把握、応援体制等を協議し、応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。
- (イ) 合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。
- (ウ) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的対応が図られるよう、教育訓練等に努める。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 県消防長会・緊急消防援助隊の県隊長を務める代表消防機関等と連携し、県内外消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進する。
- (イ) 緊急消防援助隊等他都道府県の応援の円滑な受け入れを図るため、「長野県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに受け入れ体制を整える。
- (ウ) 市、代表消防機関等と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】（県内各消防本部、県消防長会）

県及び市との調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進する。

4 長野県緊急消防援助隊受援計画に基づく体制の確保

(1) 現状及び課題

県内が被災地として、緊急消防援助隊（消防組織法第44条）の応援を受ける場合に備えた「長野県緊急消防援助隊受援計画」（平成18年12月1日施行）の一部が、長野県北部地震及び東日本大震災の教訓を基に、平成24年6月1日付けで見直された。

これら応援部隊を有効活用するため、平常時から当該受援計画に基づく体制を確保する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【広域消防局が実施する計画】

- (ア) 広域消防局受援計画、同受援本部設置運用内規及び広域消防局警防本部設置運営要領に基づく訓練を適時に実施し、迅速かつ円滑な受援体制の確保が図れるよう、平常時から連携強化に努める。
- (イ) 県と連携し、緊急消防援助隊の効率的な受け入れに努める。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 消防応援活動調整本部を設置し、長野県災害対策本部と市と緊密な連携を

図る。

(イ) 指揮支援部隊長及び指揮支援隊長と連携し、緊急消防援助隊の効果的な運用等に努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防長会）

県及び市との調整を図り、全消防本部間の連携強化、緊急消防援助隊体制の確立を促進する。

5 姉妹都市等との相互応援協定

(1) 現状及び課題

姉妹都市である藤沢市、高山市、姫路市との応援協定が締結されているほか、文化・観光交流都市である札幌市や中核市間及び田原市並びに世田谷区との覚書や応援協定も締結されている。（参考編、参考5～14参照）

これらの協定により相互応援体制は整備されているが、東日本大震災や阪神淡路大震災のような被災を考慮すると、他都市との一層の連携強化が必要である。

(2) 実施する計画（危機管理部）

ア 相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

イ 関係市の備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平時から連携強化に努める。

ウ 迅速かつ円滑な受入れが図れるよう、体制の整備を図る。

6 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制の整備に努める。

(2) 実施計画

【公共機関及びその他事業者間が実施する計画】

同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備する。

7 県と市が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

(1) 現状及び課題

県と市による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市の連携強化が必要である。

(2) 実施計画

【県及び市が実施する計画】（危機管理部）

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制の整備を図る。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動体制

の整備を図る。

8 広域活動拠点の確保

(1) 現状及び課題

市は大規模災害時において、国及び他県等から広域的な人的、物的支援を円滑に受け入れるため、松本市災害時受援計画を策定した。

また、県は広域防災拠点の具体的な施設の選定や運用について広域防災拠点計画を定めた。

市は、市内の情勢の変化や、施設の整備状況の変化等を踏まえ、松本市災害時受援計画を更新していくものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 市は大規模災害時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、必要に応じて受援計画の見直しを行う。

(イ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 県は大規模災害時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定し、関係計画の修正や情勢、関係機関の体制の変化、災害対応で得られた新たな知見等を踏まえ、継続的に更新するものとする。

(イ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

第6節 救助・救急・医療計画

第1 基本方針

災害時における救助・救急・医療は、被災地域住民の生命に直接的に係る最も基本的かつ重要な課題である。災害時には、救助・救急・医療を担当する関係機関の相互協力による迅速かつ円滑、有機的な対応が人命の救助に最も必要である。災害時の関係機関の連絡体制の構築をはじめ、関係職員・技師・医療関係者などの対応方法及び救助・救急用資機材・医療機器・医薬品等の備蓄調達体制の整備を図るとともに、医療機関、医薬品備蓄施設、消防署所等の耐震強化を図る。

このほか、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、「松本市災害時医療救護活動マニュアル」（以下「医療救護活動マニュアル」という。）に基づき対応する。

第2 主な取組み

- 1 災害等緊急時の救助・救出用資機材の高度化及び増強整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法、備蓄施設の風水害対策の検討を行う。
- 3 災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 災害拠点病院との連携確保の推進と災害支援体制強化のための段階的な施設・設備の整備を図る。
- 5 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関の情報交換は、「医療救護活動マニュアル」に基づき、円滑に行う。
- 6 関係機関における連絡調整会議等の設置及び同会議を定期的に行い、関係機関相互の災害時における対応の研究を行う。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

令和2年4月1日現在、広域消防局が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車3台、高規格救急自動車18台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車、救急自動車ともに100%である。これらの状況から、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の増強整備及び計画的配置をし、平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、高度な救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時の借り受け先をあらかじめ定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（危機管理部、広域消防局）

(ア) 消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急・救護活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から市民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に出前防災訓練等を実施する。

(イ) 広域消防局との連携により、災害時において迅速かつ的確な救助・救急活動ができる体制を確立する。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、警察本部）

- (ア) 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図る。
- (イ) 市において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「消防施設整備計画」の見直しに関する指導を行う。
- (ウ) 市において、消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう指導する。
- (エ) 警察本部は大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。また、次に掲げる資機材の整備を図る。
 - a 警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材
 - (a) スコップ、バール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図
 - (b) 照明用資機材
 - (c) 可搬式標識、表示板
 - (d) チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材
 - b 警察本部で整備すべき資機材
 - (a) aに掲げる装備資機材
 - (b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
 - (c) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター等救助用資機材
 - (d) エアーテント等後方支援用資機材

ウ 【広域消防局が実施する計画】

- (ア) 救助工作車は、「救助隊の編成装備及び配置の基準を定める省令」による高度資機材の装備と機能向上を含めた整備を行う。
- (イ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する特別救助隊の更なる強化に努める。
- (ウ) 救急自動車は、高規格救急自動車の計画的更新整備により機能の維持、向上を図るとともに救急自動車に搭乗する救急救命士の数を2名体制として、さらに充実を図る。
- (エ) 人命救助活動等を迅速に実施するため、特殊車両及び高度救助用資機材の増強整備を図る。
- (オ) 住民等に対する応急手当の普及講習会を実施し、救急処置の普及啓発を継続的に努める。
- (カ) 消防団、自主防災組織、防災部等の指導育成に努め、発災当初の救助・救急・救護活動を行う体制の整備を図る。
- (キ) 家庭、施設及び事業所等に応急救急資機材及びバール、ジャッキ等応急救助器具の設置を奨励する。
- (ク) 関係機関の資機材保有状況の把握及び資機材のマニュアルに基づく訓練の指導を行う。
- (ケ) 民間患者等搬送者の普及啓発を行うとともに、発災時の消防機関との連携体制を確立する。

参考「用語の解説」

○高規格救急自動車

救命に必要な救急高度化資機材を積載した救急車。救急救命士による搬送途中での高度な応急処置を可能にし、救命率アップへの最先端の救急活動に威力を発揮する。

○救急救命士

厚生労働大臣の免許を受けて救急救命士の名称を用いて医師の指示のもとに、救急救命処置を行うことを業とするもの。

○常備消防

松本広域消防局 4課・12消防署・4出張所

○非常備消防

松本市消防団 本団・39分団・機能別分団 2, 169名

エ 【関係機関が実施する計画】

(7) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進める。

(日本赤十字社長野県支部松本市地区)

(4) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進める。

(日本赤十字社)

(9) 大規模災害等に際し、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入する。

(自衛隊)

2 医療資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等43品目を県内13か所に、衛生材料24品目を県内6か所に常時備蓄するとともに、同組合及び同協会と県が平成30年3月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。(松本市管内では医薬品等2か所、衛生材料1か所)さらには日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、長野県歯科医師会、長野県薬剤師会、保健所等の関係機関においても備蓄を行い、災害時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県内2か所に常時備蓄している。

このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置付けが必要となる。

また、医薬品備蓄業者間で備蓄状況を迅速に把握するシステムの構築、不足時の迅速な補完体制の整備及び備蓄施設の耐震施設への転換等が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (健康福祉部、病院局)

(7) 医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、松本保健福祉事務所及び医薬品備蓄事業者との連携を密にして、災害時の供給体制の確認を行う。

- (イ) 市内23か所の医療救護所に設置した救護ボックスの管理を行う。
- (ウ) 松本市立病院、四賀の里クリニック等における医薬品等の確保を図る。

イ 【県が実施する計画】（健康福祉部、危機管理部）

- (ア) 県における備蓄医薬品の備蓄について、災害時に対応できる適正な品目・数量・箇所であるかを随時検討し、必要に応じて見直しを行う。また、災害時における関係機関との連絡体制を確認する。（健康福祉部）
- (イ) 県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品について整備する。（健康福祉部）
- (ウ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資機材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行う。（危機管理部、健康福祉部）
- (エ) 災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行う。（健康福祉部）
- (オ) 備蓄場所の整備、備蓄品目の充実を図る。（健康福祉部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部松本市地区、松本市医師会、まつもと医療センター・信大病院等は、機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行う。
- (イ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医科器械同業組合は、次に掲げる事項を行う。
 - a 災害時における医療品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努める。
 - b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図る。また、公安委員会への規制除外車両事前届出等により、医療品等の輸送手段の確保を図る。
 - c 使用施設の耐震化に努める。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話や簡易ベッド等を装備した地域災害医療センターを二次医療圏ごとに指定し、さらに要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害医療センターを県内に1か所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を松本空港内の信州大学附属病院ドクターヘリ格納庫に設置することとした。

県では災害時において基幹的役割を果たす基幹災害医療センター1か所及び

地域の中心的な役割を果たす地域災害医療センター13か所指定していることから、市でも災害拠点医療機関と連携をとり、「医療救護活動マニュアル」に基づき災害医療体制を進める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（健康福祉部）

松本地域包括医療協議会を中心に、また、「医療救護活動マニュアル」に基づき、市の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、近隣市町村及び関係機関と連携を密にして、支援体制の確認を行う。

イ 【県が実施する計画】（健康福祉部）

国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院を基幹災害医療センターとして県内1か所指定した基幹災害医療センター、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13か所指定した地域災害医療センターを中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・救護班・災害時小児周産期リエゾン（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）による支援体制を確保する。

また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）等の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

さらに、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、航空搬送拠点となる臨時医療施設（SCU）を松本空港内の信州大学医学部附属病院ドクターヘリ格納庫に設置する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部松本市地区、松本市医師会、松本市歯科医師会、まつもと医療センター・信大病院等は、災害拠点病院を中心とした災害医療の協力体制について整備を行う。
- (イ) 長野県厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行う。
- (ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）等が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）等から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。
- (エ) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害状況や患者の受入れ体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化について、事前に連絡

体制を確立しておくことが必要である。

また、医療機関の患者受け入れ状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関は、「医療救護活動マニュアル」に基づき、災害時の医療情報交換が円滑に行えるよう、日頃から関係機関の連携を密にするよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部）

- (ア) 風水害等集団災害時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。
 - a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
 - b 最先到着隊による措置
 - c 現地指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - e 各活動隊の編成と任務
 - f 消防団の活動要領
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連絡
 - i 報告及び広報
 - j 訓練計画
 - k その他必要と認められる事項
- (イ) 災害拠点医療機関を中心に、被災者の受入れ状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、「医療救護活動マニュアル」に基づき、災害時の医療情報交換と効率的な被害者の移送が円滑に行えるよう、日頃から関係機関の連携を密にするよう努める必要がある。
- (ロ) 医師会・歯科医師会及び薬剤師会と締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」による緊密な連携と相互の協力関係の強化を図る。（参考編、参考19～22参照）
- (ハ) 消防機関・医療機関相互の情報交換及び傷病者の移送に対する医療機関の連携が「医療救護活動マニュアル」に基づき、円滑に実施されるよう、関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。
- (ニ) 災害時に医療施設の診察状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。
- (ホ) 医療救護活動を実施するための拠点を定め、緊急時における活動体制を確立する。
- (ヘ) 関係機関の協力を得て、救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動・計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。
- (ヘ) 被災が広範囲にわたり、他市町村から救護班等の応援が必要となった場合及び他市町村が被災し、本市からの応援が必要となった場合を想定し、他市町村との広域相互応援体制に関する整備を行う。

イ 【広域消防局が実施する計画】

消防計画の救助・救急計画に基づき、風水害等集団発生時の救助、救急活動を的確かつ円滑に実施する。また、訓練を実施する等、各関係機関との連絡体制を強化し、有事に備える。

(ア) 救急・救助計画の概要

- a 出場区分及び他機関の連絡及び応援要請等
- b 最先着隊による措置
- c 現場指揮本部の設置基準及び場所、編成、任務等
- d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- e 救急隊以外の各活動隊の編成と任務
- f 消防団の活動要領
- g 通信連絡
- h 関係機関との連絡
- i 報告及び広報
- j 訓練
- k その他必要事項

(イ) 消防機関・医療機関相互の連絡体制

災害時の多数傷病者事故等の対応の研究、広域消防局と医療機関等、機関相互の連携強化を推進する。

圏域における救急医療・災害体制の充実推進を目的として、医師会、国立医療機関、長野県、広域圏内市村及び松本広域消防局などで組織する「松本広域圏救急・災害医療協議会」を平成7年に発足

- (ロ) 市が締結している「災害時の医療救護に関する協定」を補完するため、災害時において市長が要請のいとまがない時は、組合管理者が行う覚書の締結を促進する。
- (ハ) 市災害対策本部への消防職員派遣にともなう職員の業務内容を明確にして有事の災害に備える。（職員の派遣に関する協定平成5年締結）
- (ニ) 近隣消防機関及び医療機関への協力要請、及び体制を整備する。
- (ホ) 関係機関の協力を得て、災害時の多数傷病者事故等の訓練を年1回以上実施する。

ウ 【県が実施する計画】

- (ア) 災害拠点病院を中心に、病症者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。（健康福祉部）
- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。（健康福祉部）
- (ロ) 災害時に医療施設の診察状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の連携の強化に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。（健康福祉部）
- (ハ) 市において、大規模風水害等集団発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成を指導する。（危機管理部）
- (ニ) 市災害対策本部への警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と相互の協力関係の確立を図る。（警察本部）
- (ホ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった

場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広報相互応援体制に関する整備を行う。

(危機管理部、健康福祉部)

エ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。
- (イ) 松本市医師会は、他の市町村の医師会との応援体制の整備を図る。
- (ウ) 災害時に医療施設の診察状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努める。

(参考)

医療用資機材医薬品等の備蓄一覧

区 分	備 蓄 場 所				合 計
	松本市域	小計	その他 の地域	小計	
医療用資機材医薬品等の常時備蓄 (43品目)	岡野薬品(株) 鍋林(株)	2	佐久(1) 上田(1) 諏訪(1) 岡谷(1) 伊那(2) 飯田(2) 塩尻(1) 長野(2)	11	13
衛生材料の常時備蓄 (24品目)	(株)上條器械店	1	佐久(1) 諏訪(1) 伊那(1) 飯田(1) 長野(1)	5	6
輸血用血液の常時備蓄 (R4.12月まで)	長野県赤十字血液センター 松本供給出張所	1	南信(1) 東北信(1)	2	3
輸血用血液の常時備蓄 (R5.1月から) ※南信と松本供給出張所が統合	長野県赤十字血液センター 松本事業所	1	東北信(1)	1	2

「災害拠点病院」

(令和2年3月25日県健康福祉部指定)

基幹災害医療センター	長野赤十字病院(長野市)
地域災害医療センター	佐久総合病院佐久医療センター(佐久市) 国立病院機構信州上田医療センター(上田市) 諏訪赤十字病院(諏訪市) 伊那中央病院(伊那市) 飯田市立病院(飯田市) 県立木曽病院(木曽町) 信州大学医学部附属病院(松本市) 相澤病院(松本市) 大町市立大町総合病院(大町市) 長野赤十字病院(長野市) 南長野医療センター篠ノ井総合病院(長野市) 長野市民病院(長野市) 北信総合病院(中野市)

第7節 消防・水防活動計画

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

(1) 現状及び課題

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

大規模災害発生後または発生するおそれがある場合において、松本広域消防局、消防団が迅速かつ効果的に活動できるように組織及び施設の拡充を図り、防災活動の万全を期する。

(ア) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設の整備を図るとともにその適正な配置に努める。

その際、風水害による水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態、及び防火水槽が損壊する事態、さらに道路の損壊による消防水利の活用及びプール、ため池等の活用等による消防水利の多様化を図る。

(イ) 消防団の育成及び強化

大規模災害時において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員の確保と消防団活性化総合整備事業を活用した消防団施設、設備の充実等により消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図る。

(ウ) 被害想定の実施

広域消防局と連携し、消防地理、消防水利及び危険区域をあらかじめ調査して被害想定を行い、当該想定に基づき消防体制の整備、消防水利の確保等に努める。

(エ) 応援協力体制の確立

長野市町村災害時相互応援協定及び長野県消防相互応援協定に基づき、広域消防局と調整を図り、応援の要請及び応援の受け入れ体制を確立する。

(オ) 自主防災組織等の育成促進

発災初期における消火、救助活動等は、市民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動が不可欠なことから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

イ 【広域消防局が実施する計画】

消防機関が迅速かつ効果的に対処できるように、松本広域連合消防計画の定期的見直しを行うとともに、組織及び施設の整備拡充、防災関係機関との連携体制を強化して、防災活動に万全を期す。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、装備等の高度近代化を促進する。

(イ) 防災関係機関等との連携強化

迅速かつ的確な消防活動を実施するためには、圏域内の防災関係機関との連携協力関係を深めていくことが必要なことから、「松本広域圏消防防災関係機関連絡会」を開催し、初動時の連携体制の具体的調整を実施する。

また、自主防災組織等のリーダー研修を実施して強化を図るとともに、防災訓練等の実施により、平常時から消防機関と自主防災組織等の連携強化を行い、発災時における一体の活動ができる体制を構築する。

(ウ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取り扱い、消火器具等の常備及びその取り扱い方法、住宅用火災報知器の設置、感震ブレーカの設置等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

b 予防消防の充実

消防法第8条に規定する、事業所防火対象物の権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該対象物についての消防計画を作成し、その消防計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難管理体制の整備を図るよう指導を実施する。また、消防法第4条の予防査察を計画的に実施し、災害時の人命危険がある場合には、必要な措置命令を行い、予防消防の一層の充実を図る。

(エ) 活動体制の整備

大規模災害時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、消防計画の修正を行い、その計画の実施を推進する。

a 関係機関との初動時における連携体制・情報収集の調整（消防防災関係機関連絡会）

b 大規模火災に対し、消防力の効率的運用を図るため、重要防ぎょ地域、延焼防止線の設定等の火災防ぎょ計画の策定

(オ) 応援協力体制の確立

大規模災害時等において、自らの消防力のみでは対処できない等緊急の必要がある場合は、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき応援の要請及び応援の受け入れ体制を確立する。

また、自衛隊の派遣要請等において、市が要請のいとまがない場合、松本広域連合がその要請手続きを行い、事後速やかに正規の手続きを行う。

ウ 【県が実施する計画】（危機管理部、農政部）

- (ア) 消防防災ヘリコプターを中心とした航空消防防災体制の確立を図る。
- (イ) 市に対し、消防計画の作成指導を行い、消防機関において、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化が図られ、大規模災害等に迅速かつ効果的に活動できる体制の整備を促進する。（危機管理部）
- (ウ) 市と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して災害時における火気の手扱い、消火器具等の常備及びその手扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。（危機管理部）
- (エ) 消防水利として活用される農業水利施設及び防火水槽の整備を推進する。（危機管理部、農政部）

エ 【市民及び自主防災組織が実施する計画】

市民は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ等火災発生原因となる火気器具の手扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施、感震ブレーカーの設置等、平常時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の手扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

2 水防計画

(1) 現状及び課題

本市は、周囲を山々に囲まれた、内陸特有の傾斜扇状地に立地しており、天然河岸、掘込み河道区間も多く、また、平坦部の幹線では、築堤区間となっており、土石流の発生及び堤防の決壊等も予想される。

これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部、産業振興部、住民自治局、総合戦略局）

- (ア) 水防組織、消防団の確立・整備
- (イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧用資機材、排水対策用の移動ポンプ備蓄ほか次に掲げる事項
 - a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - b 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (ウ) 通信連絡システムの整備、警報等の市民への伝達体制の整備
- (エ) 平常時における水防活動体制の整備
- (オ) 河川ごとの水防工法の検討
- (カ) 居住者への立退の指示体制の整備
- (キ) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (ク) 他の水防管理団体との相互応援協定
- (ケ) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難所等の避難計画の策定
- (コ) 浸水想定区域内にある地下街等（地下街、地下鉄など）の施設の名称及び

所在地を公表

- (㊦) 浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を公表
 - (㊧) (㊦)～(㊩)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
 - (㊨) 水防計画の策定
 - (㊩) 水防機関の整備
 - (㊪) 水防協議会の設立
 - (㊫) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - a 水防技能の熟練
 - b 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - c 災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
 - (㊬) 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告
- イ 【県が実施する計画】（建設部）

水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、次に掲げる事項を実施する。

なお、水防組織、気象警報・注意報等の伝達、活動の基準、重要水防区域、その他水防体制の確立に必要な事項の詳細は、「県水防計画」の定めによる。

- (㊭) 水防計画の策定
- (㊮) 水防協議会の設置
- (㊯) 水防事務の調整及び円滑な実施のための援助
- (㊰) 大雨及び洪水に関する気象警報・注意報等の伝達体制の整備
- (㊱) 水防信号の決定
- (㊲) 水防警報の発令及び伝達体制の整備
- (㊳) 住民への立退の指示
- (㊴) 水防管理団体への勧告及び助言体制の整備
- (㊵) 水防上緊急を要するときの水防管理団体への指示体制の整備
- (㊶) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体（指定水防管理団体）の指定
- (㊷) 水防団員の定員の基準の設定
- (㊸) 水防管理団体を援助するための水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備並びに排水対策用の移動式ポンプ車の配備
- (㊹) 水防活動に要する資機材等の費用への援助
- (㊺) 水防管理団体に対する水防活動関係の必要な報告の要求
- (㊻) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携による、水防技能の習熟及び沿川住民の水防思想の普及啓発を図るための、水防講習等訓練の実施
- (㊼) 洪水予報を実施する河川又は避難判断水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において浸水想定区域を指定し、また、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。
- (㊽) 水防計画の策定に当っては、洪水・雨水出水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強

化するよう努める。

ウ 【広域消防局が実施する計画】

- (ア) 通信連絡系統の整備、警報等の市民への伝達体制の整備
- (イ) 平常時における河川、遊水地等の水防対象箇所の巡視
- (ウ) 風水害時の水防対象箇所の警戒及び巡視
- (エ) 洪水時における水防活動体制の整備
- (オ) その他、松本広域連合消防計画等による諸活動の実施

エ 【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

- (ア) 防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資機材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保にあたり関係業界団体の協力が得られるよう努める。
- (イ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施する。

オ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

- (ア) 地下街等の所有者又は管理者が実施する計画
 - a 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。
 - b 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。

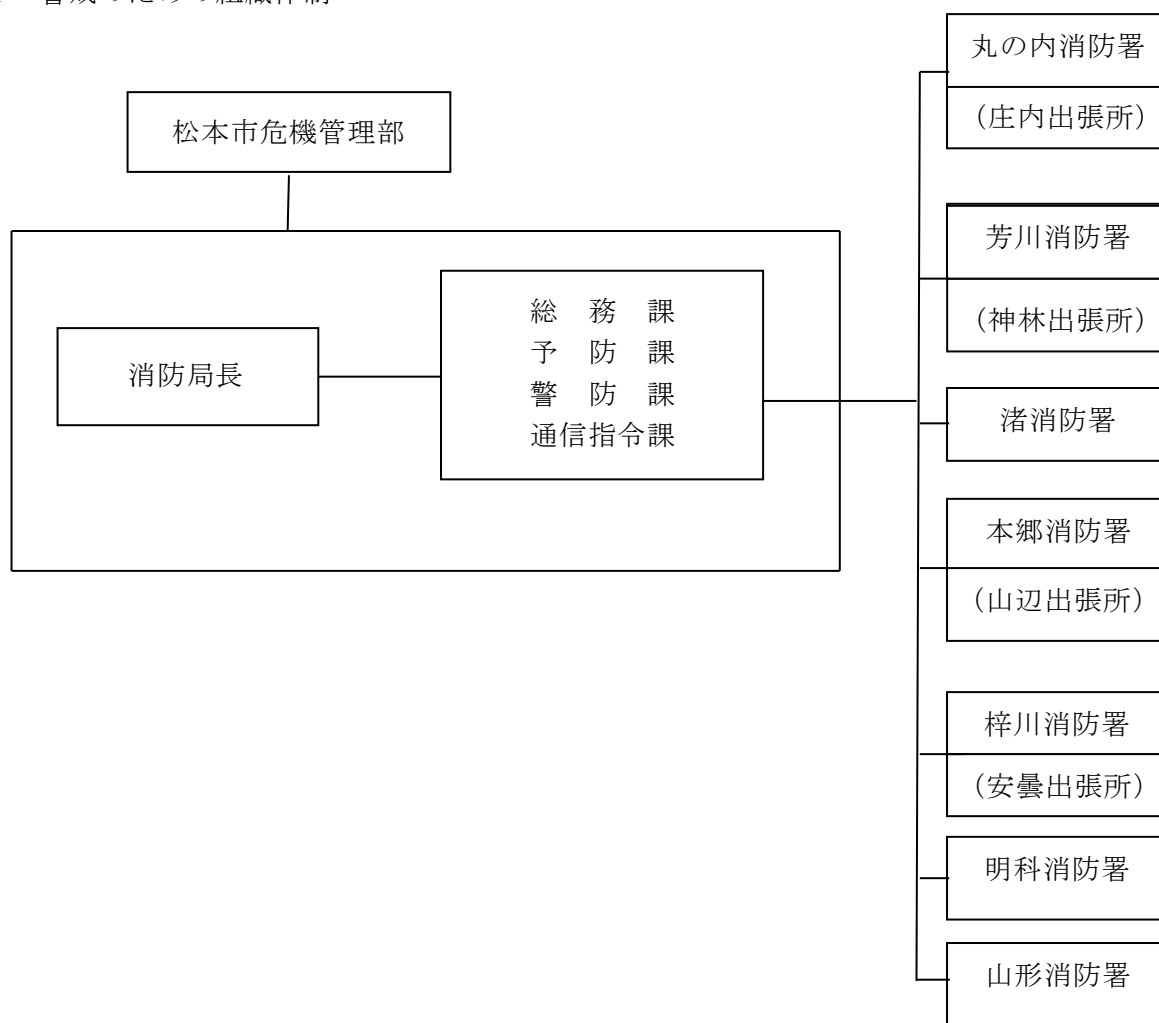
- (イ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画
 - a 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施するものとする。
 - b 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するも

のとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

- (ウ) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画
 - a 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。
 - b 地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

消防機関の警戒措置体制

1 警戒のための組織体制



2 警防区域の責任分担

(1) 消防署（広域消防局）、消防団の連携

広域消防局		消 防 団
名 称	所 在	
丸の内消防署	松本市城西 2-1-23	1分団～3分団
庄内出張所	松本市出川 1-2-15	4分団～6分団
芳川消防署	松本市村井町南 2-1-9	7分団・13分団～16分団 20分団・21分団
神林出張所	松本市神林 5961-1	13・14・20分団
渚消防署	松本市渚 1-7-12	8分団・10～12分団
本郷消防署	松本市浅間温泉 2-6-1	17分団～19分団 22分団～24分団
山辺出張所	松本市里山辺 1434-1	18・19分団
梓川消防署	松本市梓川倭 65-2	35分団～39分団
安曇出張所	松本市安曇 2819-1	29・31・32分団
明科消防署	安曇野市明科東川手 271-4	25分団～28分団
山形消防署	東筑摩郡山形村 5997-3	40～43分団

(2) 消防団管轄表

名 称	区 域
第1分団	大手4丁目の一部、大手5丁目、城東1～2丁目、女鳥羽1～3丁目、北深志1丁目の一部、北深志2丁目の一部、北深志3丁目の一部、旭1～3丁目、元町1～3丁目、桐1～3丁目及び美須々
第2分団	大手1～3丁目、大手4丁目の一部、城西1～2丁目、丸の内、白板1～2丁目、宮渕1～3丁目、大字宮渕、宮渕本村、蟻ヶ崎1～6丁目、大字蟻ヶ崎、開智1～3丁目、北深志1丁目の一部、北深志2丁目の一部、北深志3丁目の一部、沢村1～3丁目、蟻ヶ崎放光寺、蟻ヶ崎台、城山及び新橋
第3分団	中央2丁目の一部、中央3丁目の一部、中央4丁目、清水1～2丁目、県1～3丁目、深志2丁目の一部、深志3丁目の一部、埋橋1～2丁目、本庄1丁目の一部及び本庄2丁目
第4分団	中央1丁目、中央2丁目の一部、中央3丁目の一部、深志1丁目の一部、深志2丁目の一部、深志3丁目の一部、本庄1丁目の一部、巾上、渚1～4丁目及び中条の一部
第5分団	南松本1～2丁目、双葉、高宮中、高宮南、高宮西、高宮東、高宮北、笹部1～4丁目、石芝1～4丁目、南原1～2丁目、宮田、芳野、両島、征矢野1～2丁目、鎌田1～2丁目、井川城1～3丁目及び中条の一部
第6分団	庄内1～3丁目、並柳1～4丁目、筑摩1～4丁目、神田1～3丁目、出川1～3丁目及び出川町
第7分団	大字中山及び中山台の全域
第8分団	大字島内の全域

名 称	区 域
第10分団	大字島立の全域
第11分団	大字新村の全域
第12分団	大字和田の全域
第13分団	大字神林の全域
第14分団	大字笹賀、大字空港東の全域及び野溝西2～3丁目の一部
第15分団	野溝木工1～2丁目、野溝西1丁目、市場、野溝東1～2丁目、平田東1～3丁目、平田西1～2丁目、村井町北1～2丁目、村井町南1～4丁目、村井町西1～2丁目、小屋南1～2丁目及び小屋北1～2丁目の全域並びに野溝西2～3丁目の一部
第16分団	大字寿豊丘、寿中1～2丁目、大字寿小赤、大字寿白瀬、寿北1～9丁目、寿南1丁目及び大字松原の全域
第17分団	大字岡田町、大字岡田伊深、大字岡田松岡及び大字岡田下岡田の全域
第18分団	大字入山辺の全域
第19分団	大字里山辺の全域
第20分団	大字今井の全域
第21分団	寿台1～9丁目及び大字内田の全域
第22分団	大字大村、大字惣社、横田1～4丁目及び大字南浅間の全域
第23分団	大字浅間温泉及び浅間温泉1～3丁目の全域
第24分団	大字三才山、大字稲倉、大字洞、大字原及び大字水波の全域
第25分団	反町、刈谷原町、七嵐、赤怒田、殿野入、金山町及び保福寺町の全域
第26分団	中川の全域
第27分団	穴沢、取出、板場及び会田の全域
第28分団	五常の全域
第29分団	大野田、島々、橋場、上高地、明ヶ平、稲核及び奈川渡の全域
第31分団	番所、大野川、中平、祠峠、桧峠、白骨、沢渡及び乗鞍高原の全域
第32分団	奈川の全域
第35分団	八景山、花見、寺家、中、田屋及び丸田の全域
第36分団	小室、北々條、南北條及び大久保の全域
第37分団	上立田、下立田、杏、こまち、角影台、上角及び下角の全域
第38分団	北大妻、上大妻及び南大妻の全域
第39分団	横沢、氷室及び岩岡の全域
第40分団	波田1区、波田2区、波田3区、波田4区、波田20区、波田22区、波田24区及び波田27区町会の全域
第41分団	波田8区町会の一部並びに波田6区、波田7区、波田19区、波田25区及び波田26区町会の全域
第42分団	波田8区、波田12区及び波田18区町会の一部並びに波

名 称	区 域
	田 9 区、波田 1 0 区、波田 1 1 区及び波田 2 1 区町会の全 域
第 4 3 分団	波田 1 2 区及び波田 1 8 区町会の一部並びに波田 5 区、波 田 1 3 区、波田 1 4 区、波田 1 5 区、波田 1 6 区、波田 1 7 区及び波田 2 3 区町会の全域

第8節 要配慮者支援計画

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、県及び要配慮者利用施設、医療施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るため、「松本市避難行動要支援者名簿に関する条例」及び「松本市災害時要援護者支援プラン」に基づき防災対策の一層の充実を図る。

また、近年要配慮者利用施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制の構築に努める。
- 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- 3 要配慮者利用施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- 4 医療機関の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- 5 外国籍市民や外国人旅行者等の観光客が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。
- 6 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 要配慮者支援計画の作成

(1) 現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市に名簿作成が義務付けられているため、「松本市避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき、平常時から災害時における円滑かつ迅速な避難支援体制を構築できるよう取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

(健康福祉部、こども部、危機管理部、住民自治局、建設部)

(ア) 避難行動要支援者の把握

市は、避難行動要支援者の把握に努め、災害時に迅速な対応が取れるよう、避難行動要支援者の特性に応じて、避難行動要支援者名簿を整備し、管理する。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる避難行動要支援者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。

- (イ) 避難行動要支援者名簿の作成方法
名簿の情報は、市関係部局等が保有する情報及び名簿掲載希望者からの情報を基に作成する。
- (ロ) 避難行動要支援者名簿の掲載対象者
名簿に掲載する対象者は、以下のとおりである。
在宅の要配慮者のうち、要介護3～5の認定を受けている者、身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A1所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、75歳以上単身世帯者、特定医療費（指定難病）受給者証の交付者及びその他特に支援を要するものとして申出のあった者
- (ハ) 避難行動要支援者名簿の掲載内容
名簿に掲載する内容は、以下のとおりである。
氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先、避難支援等を必要とする事由
- (ニ) 名簿の更新
避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の把握に努め、定期的に名簿情報の更新を行う。
- (ホ) 避難行動要支援者名簿の提供
市は、「松本市避難行動要支援者名簿に関する条例」を根拠として、災害時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難行動要支援者本人から拒否の意思表示がない限り、名簿情報を平常時から避難支援等関係者に提供する。
また、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があるときは、「災害対策基本法」及び「松本市避難行動要支援者名簿に関する条例」を根拠として、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。
- (ヘ) 避難支援等関係者
平常時から名簿情報を提供する避難支援等関係者は、以下のとおりである。
町会、民生委員、児童委員、自主防災組織、松本市消防団、松本市社会福祉協議会、松本市地域包括支援センター、松本広域消防局、松本警察署
- (コ) 避難行動要支援者が円滑に避難を行うための措置
災害時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難指示等の判断・伝達基準マニュアル」に基づき、高齢者等避難を適時適切に発令するとともに、避難行動要支援者の個々の態様に配慮し、防災無線や広報車、緊急速報メール、松本安心ネット、ソーシャルネットワークサービス（SNS）、ラジオ、テレビ放送等の活用など、複数の手段による情報伝達を行う。
- (ケ) 避難支援等関係者の安全確保
平常時から、避難支援等関係者が、町会等地域全体を通じて、災害時の支援における自らの安全確保を決めておくよう周知を図るとともに、災害時には、避難支援等関係者本人及び家族の生命及び身体の安全を最優先と

するよう周知徹底を図る。

(コ) 避難行動要支援者の移送計画

市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

(ク) 個別避難計画作成の努力義務

市は、本計画に基づき、危機管理部及び健康福祉部の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。

(ク) 個別避難計画の事前提供

市は、本計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(ケ) 避難行動要支援者への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(ケ) 地区防災計画との調整

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めることが必要であり、「松本市避難行動要支援者名簿に関する条例」及び「松本市災害時要援護者支援プラン」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。同時に、風水害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立も大切である。

また、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を他の保健福祉施策等との連携の下に行う必要がある。

(2) 実施計画

- ア 【市が実施する計画】（健康福祉部、こども部、危機管理部、住民自治局、文化観光部、建設部、教育委員会）
- (ア) 緊急通報装置等の整備
要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。
 - (イ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の把握
民生委員・児童委員、社会福祉協議会、町会、自主防災組織、NPO・ボランティア、介護事業者等の協力を得て、特に支援を必要とする要配慮者の名簿掲載の推進等を図る。
 - (ウ) 支援協力体制の整備
福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、町会、自主防災組織、NPO・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救援対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。
 - (エ) 避難施設の整備
災害時において避難施設となる公共施設について耐震診断、耐震改修等安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。
 - (オ) 防災教育・防災訓練の実施
要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
また、応急対策マニュアルを配布するなど介護者をはじめとして、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。
 - a 対象者及びその家族に対する指導
 - (a) 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また、日頃から対策を講じておく。
 - (b) 災害時には、近隣の協力が得られるよう日常的に努力する。
 - (c) 地域において防災訓練等が実施される場合には積極的に参加する。
 - b 地域住民等に対する指導
 - (a) 地域住民による自主防災組織等において、地域居住の要介護者の把握に努め、その支援体制について日頃から整備する。
 - (b) 災害時には、近隣の協力が得られるよう日常的に努力する。
 - (c) 地域における防災訓練等が実施される場合には積極的に参加する。
 - (d) 民生委員・児童委員、ケアマネージャー、ホームヘルパー、ガイドヘルパー等に対して、必要な情報を提供する。ただし、プライバシー保護には、十分配慮することが必要となる。
 - (カ) 病弱者に対する対策
災害時における病弱者の安全を確保するため、医療機関の災害時の確保に努める。
 - (キ) 応援体制及び受援体制の整備
他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、手話通訳者等）、車両（移動入浴者、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとと

もに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 避難施設の整備

災害時において避難施設となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(イ) 防災教育・防災訓練の実施（危機管理部）

県は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(ウ) 応援体制及び受援体制の整備

県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(エ) 避難所における要配慮者支援体制の整備

市及び県は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。

3 要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する要配慮者利用施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための耐震診断、耐震改修、防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育、防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（健康福祉部、危機管理部）

(ア) 非常災害時の整備

市及び県は、要配慮者利用施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

(イ) 防災設備等の整備

市及び県は、要配慮者利用施設の管理者等に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

(ウ) 組織体制の整備

市及び県は、要配慮者利用施設の管理者等に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常召集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(エ) 防災教育・防災訓練の実施

市及び県は、要配慮者利用施設の管理者等に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(オ) 応援体制及び受援体制の整備

市及び県は、要配慮者利用施設の管理者等に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴者、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、地区、町会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。

(カ) 市及び県は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導するものとする。

(キ) 市及び県は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導するものとする。

(ク) 市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(ケ) ホテル・旅館等の確保

市は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努めるものとする。県は災害救助法の制度周知等必要な支援に努めるものとする。

イ 【要配慮者利用施設が実施する計画】

(ア) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（概ね3日分）を行う。

(イ) 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を

整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴者、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、地区、町会等の自治組織との間で避難支援等に関する協定を締結するように努める。

(オ) 福祉避難所の整備

一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

日本赤十字長野県支部松本市地区及び松本市医師会等は、県の指導によって、それぞれの関係医療機関に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導する。また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整する。

エ 【医療機関が実施する計画】

(ア) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設、設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品・医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

(イ) 医療機関においては、市、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出場等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

オ 【松本市医師会が実施する計画】

「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害時における救護活動に万全を期する。（参考編、参考19参照）

4 外国籍市民、外国人旅行者等、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍市民については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、避難場所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国籍市民に配慮した避難場所や避難経路の表示、防災意識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所、経路等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

(総合戦略局、住民自治局、文化観光部、危機管理部)

(ア) 外国籍市民への防災意識の普及啓発及び支援体制の整備

外国語による防災ツールの作成、配布などを通して防災意識の高揚を図るとともに、外国語による避難誘導體制等外国籍市民等に対する支援体制の整備を図る。

a 防災に関する情報の提供

(a) 外国語での応急マニュアルの作成及び配布

(b) 避難場所及び災害時の対応等防災に関する情報を日頃から提供する

。

b 避難場所等表示の併記

(a) 避難場所等の標示については、ローマ字併記を実施する。

c 防災訓練の実施

(a) 外国籍市民を交えた防災訓練の実施

(イ) 観光客の安全対策の推進

観光関連事業者（旅館、ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するように努める。

a 道路標識や案内板の整備

b 観光地周辺の避難場所の整備

c 災害時の観光客受入れ施設の設定

(ウ) 外国籍市民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、やさしい日本語や外国語によるインフォメーションなど外国籍市民に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(エ) 避難場所及び避難経路の周知

外国籍市民、外国人旅行者や観光客に対する避難場所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(オ) 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍市民等の参加推進等を通じて、外国籍市民に対する防災知識の普及を図る。

(カ) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、

通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(キ) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

(ク) 災害多言語支援センターの設置

緊急体制若しくは災害対策本部長が必要と認めた時は、Mウイング3階多文化共生プラザ及びネットワーク室に「災害多言語支援センター」を設置する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 外国籍住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(イ) 避難場所及び避難経路の周知

外国籍住民、外国人旅行者や観光客に対する避難場所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進等を通じて、外国籍市民に対する防災知識の普及を図る。
(危機管理部)

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。
(危機管理部、観光部)

(オ) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。(観光客安全対策推進会議の事業を推進する。)
(観光部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、避難場所や避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍住民や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図る。

(イ) 医療機関においては、外国籍住民に対する応急救護体制の整備を図る。

5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。

このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（健康福祉部、建設部、危機管理部）

(ア) 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。

(イ) 警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、総務部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。

ウ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、本計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施するものとする。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努めるものとする。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく市長へ報告するものとする。

第9節 緊急輸送計画

第1 基本方針

大規模な風水害発生時には、緊急出動活動、各種救援活動等、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 主な取組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を策定する。
- 4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、災害時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路の確保計画

(1) 現状及び課題

本市の道路は、幹線道路が少なく、かつ、狭隘で屈曲区間や橋梁が多いなど、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の整備を促進するとともに、災害時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部、産業振興部、交通部、危機管理部）

- (ア) 警察署と協議のうえ、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。
- (イ) 災害予防策として、輸送道路となる主要幹線の整備を計画的かつ積極的に行い、緊急輸送道路としての機能を確保する。
 - 松本市道路整備五箇年計画に基づく整備促進
- (ウ) 放置車両や立ち往生車両の発生による交通障害に対して、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき運転者等に対し移動の命令、車両の移動等を速やかに行える体制を整備する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 次により緊急交通路確保に関する計画を樹立する。 （警察本部）
 - a 緊急交通路指定予定路線を指定する。
 - b 大規模、広域災害発生時の総合交通規制について、隣接県警察と協議し、緊急交通路交通規制のための協定を締結する。
 - c 主要交差点の信号機の自動電源付加装置の設置、交通規制用標識の準備等、交通安全施設整備を推進する。
- (イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講ずる。 （建設部）

- a 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。
- b 応急復旧のため、建設業界と事前に役割分担を定めておき、迅速な交通の確保を図る。
- c 緊急交通路沿いの道の駅については、応急復旧の活動拠点や放置車両等の移動先として活用できるよう、道の駅管理者と調整を図り、迅速に受入体制を整備する。
- (ウ) 広域農道をはじめとした基幹農道並びに農地と集落とを結ぶ農道について長野県農業農村整備長期構想（長野県土地改良長期計画）に基づき整備を推進する。（農政部）
- (エ) 市及び中部森林管理局と調整のうえ、緊急交通路となりうる林道について国有林道との連携にも配慮しつつ、開設、拡張、改良工事を推進する。（林務部）
- ウ 【関係機関が実施する計画】（地方整備局、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)）
各機関が管理する道路について災害に強い道路交通網の整備を推進するとともに、それぞれの計画に基づき、総合的な交通網整備を推進する。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

(1) 現状及び課題

大規模災害時においては、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部、産業振興部）

- (ア) 最低1か所以上の「物資輸送拠点及び拠点ヘリポート等」を確保、指定する。

このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となり得るスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となり得る場所を選定する。

物資輸送拠点	松本市防災物資ターミナル、あずさセンターグラウンド、四賀体育館、奈川木曾路原体育館前、梓川体育館、波田体育館
拠点ヘリポート	陸上自衛隊松本駐屯地、信州まつもと空港、四賀球場、奈川小中学校校庭、安曇小中学校校庭、地域休養施設運動広場、波田中央運動広場、鎖川緑地（林野火災用）

- (イ) 自らが被災した場合はもちろん、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなり得る「物資輸送拠点」を指定する。選定に際してはヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。
- (ウ) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について、市民に周知する。

- a 応急復旧活動内容の周知方法
- b 施設管理図面等の管理及び活用方法

イ 【広域消防局が実施する計画】

大規模災害時の迅速な救急救助活動と救援物資輸送等をより効果的に実施するため、松本広域圏として、緊急用ヘリポート体制を次のように整備し、ヘリコプターの効果的な運用を図る。

(ア) 松本広域圏のヘリコプターの体系

区 分	業務の内容	指定箇所
基幹ヘリポート	指揮、統制、調整、 情報把握	○陸上自衛隊松本駐屯地 ○信州まつもと空港
拠点ヘリポート	駐機、燃料補給、物 資中継支援部隊の活 動等ヘリ拠点	○あずさセンターグラウンド ○鎖川緑地 ○中央スポーツ 公園 ○麻績総合グラウンド ○豊科県民運動広場 ○野麦 峠スキー駐車場 ○鈴蘭橋駐 車場
市町村拠点 ヘリポート	支援物資の集積・分 類、各避難所ポート に輸送急患避難者の 搬送支援部隊等の市 町村の総合的な支援 拠点	○押野山土取跡地 ○波田中 中央運動広場 ○四賀球場 ○ 本城第一、第二グラウンド ○ 筑北村坂井グラウンド ○やす らぎスポーツ広場 ○生坂村 総合運動広場 ○農業者トレ ーニングセンター ○朝日村 グラウンド ○牧グラウンド ○ 沢渡市営駐車場 ○上高地玄 文沢 ○文化公園グラウンド ○堀金総合グラウンド ○地域 休養施設運動広場 ○奈川小 中学校校庭

※ 市町村拠点ヘリポートは、市町村が確保、指定した中から指定する。

ウ 【県が実施する計画】

- (ア) 全県的な広域災害に備え、他県からのヘリコプター支援の拠点として、「拠点ヘリポート」を指定する。

また、長野県広域受援計画で設定した広域防災拠点（資料編参照）のうち、松本ゾーンの広域防災拠点を優先的に開設するものとするが、「松本ゾーン」が被災している場合は、「長野又は上田・佐久ゾーン」の広域防災拠点を優先して開設する。

なお、この広域防災拠点は、県域を超える支援においても活用を図る。
(危機管理部)

- (イ) 各地域振興局単位の拠点となり得る「拠点ヘリポート及び物資輸送拠点」を指定する。
(危機管理部)

この「広域拠点ヘリポート」については、災害用備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の施設を備える「広域防災公園」のネットワーク計画と連携を図り、整備を推進する。
(建設部)

- (ウ) 緊急用ヘリポートとして使用できる施設（県営産業団地のうち未分譲用

地等)を把握し、管理者に対する要請を行える体制を整備する。

(産業労働部)

エ 【関係機関が実施する計画】 (ヘリコプター保有機関)

災害時に利用可能なヘリコプターを保有・管理する機関は、緊急用ヘリポート予定場所の現地調査を推進する。

3 輸送体制の整備計画

(1) 現状及び課題

大規模災害時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難場所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (産業振興部、危機管理部)

(ア) 管内の輸送業者と連絡を緊密にして、災害時の協力体制を確保しておく。

(イ) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(ウ) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図るものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

イ 【県が実施する計画】 (危機管理部)

(ア) 災害時の輸送力について、北陸信越運輸局及び輸送関係機関と連携をとり、輸送力の確保を図る。

(イ) ヘリコプターの活用については、「ヘリコプターの運用計画」のとおりとし、平素から連携を密にするとともに、無人航空機が速やかに活用できるよう平時から民間事業者等連携体制の構築を行う。

(ウ) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする

(エ) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給

について協定の締結を推進するとともに、平時からの受注機会への配慮等、検討するよう努めるものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 北陸信越運輸局は、次の事項を推進する。
 - a 災害時の緊急輸送活動のため、平常時から輸送能力を把握する。
 - b 緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点等を把握する。
 - c 緊急輸送ネットワークの形成を図るため、関係事業者及び地方公共団体と連携を強化する。
 - d 緊急輸送が円滑に実施されるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておく。
- (イ) (社)長野県トラック協会、(社)長野県バス協会、長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合等の関係機関は、要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておく。

4 緊急通行車両の事前確認事務

(1) 現状及び課題

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。

一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地において活動を開始できるよう、事前に確認事務を済ませておく。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

災害時の円滑な交通規制の確認及び緊急通行車両の事前届出を行う。

（資料編、資料28参照。危機管理部で申請用紙作成）

イ 【県が実施する計画】（警察本部）

災害時の円滑な交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の確認又は緊急輸送車両確認事務処理要領により緊急通行車両の事前届出事務を行う。

第10節 障害物の処理計画

第1 基本方針

河川の決壊は、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木等により道路は一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想される。応急活動を実施するための人員、資機材等の輸送が円滑に行われるよう道路、河川等の障害物を除去するとともに、住家等に土石、竹木等の障害物が流入した場合において、当面の日常活動を営むことができるよう障害物を除去するための計画について定める。

第2 主な取組み

- 1 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。

緊急輸送路として確保すべき広域農道など基幹農道の管理は、市が行っているが、障害物除去体制について県と事前に対応を検討する。

2 実施計画

(1) 【市が実施する計画】（建設部、産業振興部、環境エネルギー部）

- ア 松本広域森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。
- イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を図る。
- ウ 建設事業協同組合及び緑化協会との関係
災害時の応急措置に関する協定に基づき、応急措置を円滑に実施できるよう連携の強化を図る。（参考編、参考30、33参照）

(2) 【県が実施する計画】（各部局）

- ア 倒木処理に係わる市の体制づくりを支援する。（林務部）
- イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を市に対して指導する。（農政部）
- ウ 災害時に予想される障害物の所有者及び所管署と事前に対応を協議する。（建設部）

建設業協会等と業務提携を締結し、応急対策に備える。

- エ レッカー車、クレーン車等の保有業者の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとともに、排除物件の保管場所確保を行う。（警察本部）
- オ 集積、処分場所を関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定する。（警察本部）

(3) 【関係機関が実施する計画】（各機関）

- ア 道路上の障害物の処理等を行うに必要な資機材の備蓄計画を策定し、必要な資機材の備蓄を図るとともに、迅速に資機材の調達及び供給ができるよう民間保有の主要な災害復旧用資機材及び応急用主要機械等を地域別に把握する。また、資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業

団体等との協定等を締結しておく。

イ 部内規定の定めるところにより、巡回の強化を図る。

(4) 【市民が実施する計画】

自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

第11節 避難の受入活動計画

第1 基本方針

災害時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じる恐れがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要である。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）にも配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善に取り組む。

第2 主な取組み

- 1 避難マニュアル等を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を事前に指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。
- 3 市及び県は住宅の確保等を迅速に行うため、体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難マニュアルの策定等

(1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部、住民自治局、健康福祉部、文化観光部）

(ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（危機管理部）

a 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

b 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

(イ) 避難マニュアル等の作成（危機管理部、住民自治局）

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施など避難体制の確立に努める。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担

第2章 第11節 避難の受入活動計画

するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

- a 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法
- b 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法
- c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- d 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、避難想定地区及び対象人口
- e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置
 - (b) 給水措置
 - (c) 毛布、寝具等の支給
 - (d) 衣料、日用品の支給
 - (e) 負傷者に対する救急救護
- g 指定避難所の管理に関する事項
 - (a) 避難受入れ中の秩序保持
 - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (d) 避難住民に対する各種相談業務
- h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (a) 平常時における広報
 - ・ 広報紙、ホームページ、パンフレット等の発行
 - ・ 出前講座、各種防災研修
 - ・ 防災訓練等
 - (b) 災害時における広報
 - ・ 広報車による周知
 - ・ 防災行政無線による広報
 - ・ 住民組織を通じた広報

なお、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、緊急安全確保を講ずべきことにも留意する。

(ウ) 避難行動要支援者対策 (健康福祉部)

平常時より避難行動要支援者に関する情報把握に努め、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援等関係者と連携し、情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

(エ) 帰宅困難者等対策 (危機管理部、住民自治局、文化観光部)

a 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、駅周辺に観光客等の帰宅困難者に配慮した避難所の確保に努めるとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

b 駅周辺の指定避難所には帰宅困難者等にも配慮した備蓄物資の保管を行う。

- (オ) 車中泊避難者対策 (危機管理部)
 自家用車両の一時的な避難先として「避難駐車場」を指定し、車両による避難者の受入に努める。
 a 長時間避難とならないように避難所を閉鎖
 b 健康被害防止に関するチラシの配布
 c 健康被害防止用備品の備蓄
 d ペット同行避難の受入れ
- (カ) 避難行動対策 (危機管理部)
 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所への避難に加え、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への分散避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (キ) 市及び県は指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難マニュアルを策定する場合は協力して行うものとする。
- (ク) 浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。
- (ケ) 地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。
 また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努めるものとする。
- (コ) 感染症対策 (危機管理部、健康福祉部)
 a 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。
 b 自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。
 c 自宅療養者等の避難の確保を図るため、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努めるものとする。
- イ 【広域消防局が実施する計画】
 デパート、劇場等多数の人が集合する場所の管理者に対して、非常時の避難誘導要領、避難経路の明示についての指導をする。
- ウ 【県が実施する計画】
- (ア) 災害時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておくものとする。 (県有施設管理部局)
 県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。 (危機管理部、総務部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)
- (イ) 要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定する。 (健康福祉部)

第2章 第11節 避難の受入活動計画

- (ウ) 市が策定する避難マニュアル等について、迅速な避難体制の整備が促進されるよう、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、浸水想定区域や土砂災害警戒区域を明らかにし、避難情報の判断基準や避難場所、避難路などの安全性について助言する。 (危機管理部、建設部)
- (エ) 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- (オ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社デリシア、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO 法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壱番屋、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブンイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキン、大塚製薬株式会社との協定に基づき連携を強化する。
(危機管理部、健康福祉部、農政部)
- (カ) 市地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者や帰宅困難者等に配慮した、迅速な避難体制の整備を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
(危機管理部)
- (キ) 警察署、交番及び駐在所が発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平常時の警察活動を通じて、地域住民に対して災害時の指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図る。
(警察本部)
- (ク) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の指導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。
(危機管理部、警察本部)
- (ケ) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (コ) 市が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努める。
(危機管理部、農政部、林務部、建設部)
- (ク) 県及び市は指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難マニュアルを策定する場合は協力して行う。 (危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)
- (カ) 浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。
(危機管理部、建設部)
- (シ) 県及び市は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。
また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努めるものとする。
- (ス) 事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限

り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。

エ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。
- (イ) 市の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。
- (ウ) 要配慮者の利用する施設の管理者は、市及び県の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、市、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図る。
- (エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から避難指示等を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

オ 【市民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。
 - a 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか
 - (a) 指定緊急避難場所への立退き避難
 - (b) 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
 - (c) 「屋内安全確保」（その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動）
 - b 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか（テレビ、ラジオ、インターネット等）
 - c 家の中でどこが一番安全か
 - d 救急医薬品や消火器等の点検
 - e 幼児や高齢者の避難は誰が責任を持つか
 - f 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか
 - g 町会一時集合場所、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路はどこにあるか
 - h 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか
 - i 昼の場合、夜の場合の家族の分担
- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身に付ける。
- (ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるよう備えておく。
- (エ) 自主防災組織は、町会一時集合場所の確保、安全な避難路の確認、安否確認、避難誘導の方法・手順を定めた避難計画を策定する。

カ 【企業等において実施する計画】

- (ア) 帰宅困難者対策
 - a 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。
 - b 空港、駅のターミナルビル等では飲料水、食料、毛布等を配布できる体制を整えるとともに、携帯電話等の充電サービスを提供できるよう非常用発電機の整備に努めるものとする。

2 指定緊急避難場所の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 公共的施設等を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、施設管理者の同意を得た上で災害の危険性が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。
- (イ) 指定緊急避難場所は、洪水、崖崩れその他の異常な現象に対応するため、国の定める基準に適合する施設又は場所を指定する。
- (ウ) 指定した指定緊急避難場所は地域防災計画に掲載する。
- (エ) 指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱等に対し、安全な空間となるよう努める。
- (オ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村が避難に適する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (カ) 市は緊急避難場所について、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (キ) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

イ 【県が実施する計画】（県有施設管理部局）

- (ア) 県有施設について市の指定緊急避難場所の指定に協力する。
- (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平素から障害物の除去等を行い、その確保に努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。

（全機関）

- (イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導體制の確立を図り、職員及び施設利用者へ周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携のもとに、災害時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。

3 指定避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部）

- (ア) 公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、施設管理者の同意を得た上で被災者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知

徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

- (イ) 指定避難所は、円滑な救助活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、国の定める基準に適合する施設を指定する。

- ・ 指定避難所の1人当たりの占有面積の基準

種類	広さの基準	根拠
指定避難所	【急性期】 1人あたりの占有面積1.0㎡/人	「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和2年7月改定）
	【展開期】 1人あたりの占有面積2.0㎡/人	
	【安定期】 1人あたりの占有面積3.0㎡/人	

- (ウ) 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- (エ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
- (オ) 指定した指定避難所については地域防災計画に掲載する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- (カ) 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- (キ) 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- (ク) 学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等の必要な事項について、学校長、教育委員会等の関係部局、地域住民等の関係者と協議する。
- (ケ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ、市町村災害時相互応援協定に基づき、隣接市町村と指定避難所の相互提供等について協議しておく。
- (コ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。な

第2章 第11節 避難の受入活動計画

お、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるとともに、ヘリコプターによる緊急輸送・救助等を想定し、空中から確認できる避難所表示の整備に努める。

- (サ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (シ) 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、防災行政無線等通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。
- (ス) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
- (セ) 拠点備蓄倉庫、指定避難所に食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- (ソ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。
- (タ) 災害が発生した際、速やかに福祉避難所を設置できるように、あらかじめ要配慮者利用施設等を指定するなど体制の整備に努める。また、指定避難所の管理者は、災害時の安全性の向上、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備、必要な物資等の備蓄に努める。
- (チ) 医療機関、要配慮者利用施設等との密接な連携の下に、災害時における避難行動要支援者の緊急受入れ、福祉避難所としての指定等について、支援協力体制の確立に努める。
- (ツ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。
- (テ) 大規模地震発生時に想定される避難者数に対応できるよう既存の指定避難所で不足する収容力を、民間施設との協定により補うなどの対策を図る。
- (ト) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努める。
- (ナ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住

第2章 第11節 避難の受入活動計画

民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

- (ニ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
 - (ヌ) 他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努める。
 - (ネ) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
 - (ノ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
 - (ハ) 市及び各避難所の運営者は、避難所の良い生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。
- イ 【県が実施する計画】（県有施設管理部局）
- (ア) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ（衛生）、キッチン（食事）、ベッド等（睡眠）については、水準目標（以下「長野県避難所 TKB スタandard」という。）を示すよう努めるものとする。（危機管理部）
 - (イ) 県有施設について市の指定避難所の指定に協力する。
（県有施設管理部局）
 - (ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平素から障害物の除去等を行い、その確保に努める。
（県有施設管理部局）
 - (エ) 市が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
（県有施設管理部局）
 - (オ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。
 - (カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。
- ウ 【関係機関が実施する計画】
- (ア) 管理施設について、指定避難所の指定に協力するものとする。（全機関）
 - (イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導體制の確立を図り、職員及び施設利用者にも周知徹底すると

ともに、近隣の施設等との密接な連携のもとに、災害時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。

4 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため市及び県は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部、財政部、総務部）

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、避難場所との整合を図りながら候補地を選定する。

応急仮設住宅建設候補地	60か所
建設可能戸数	4,460戸

（資料編、資料35参照）

- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (カ) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、市に報提供する体制を整備する。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、市に情報提供する体制を整備する。
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、市に情報提供する体制を整備する。
- (ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、（公社）長野県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会長野県本部及び（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化する。
- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
 - b （一社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会及び（一社）長野県建設業協会、（一社）日本RV・トレーラーハウス協会及び（一社）日本ムービングハウス協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。
 - c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市と相互に連携した体制の整備を図る。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節

において「児童生徒等」という。)の生命、身体の安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護についての事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（教育委員会）

公立学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し、学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てておく。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図れるよう避難計画の一層の充実を指導する。

(ア) 防災計画（教育委員会、学校）

- a 学校長は、災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては、市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに市教育委員会（以下「市教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- c 防災計画には、以下の事項を定めておく。
 - (a) 災害対策に係る防災組織の編成
 - (b) 災害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
 - (c) 市教委、市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - (f) 児童生徒の帰宅と保護の方法
 - (g) 児童生徒等の保護者への引渡し方法
 - (h) 児童生徒等が登下校の途中で災害にあった場合の避難方法
 - (i) 児童生徒等の救護方法
 - (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - (k) 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検
 - (l) 避難場所等の開設への協力（關鍵、施設・設備の開放等）
 - (m) 防災訓練の回数、時期、方法
 - (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
 - (o) 災害後における応急教育に関する事項
 - (p) その他、学校長が必要とする事項

(イ) 施設・設備の点検管理（教育委員会、学校）

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が、災害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

- (ウ) 防火管理（教育委員会、学校）
 - 災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。
 - a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
 - b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。
- (エ) 避難誘導（教育委員会、学校）
 - a 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
 - b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
 - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
 - (d) 登下校時、在宅時における災害時の場合にも対応できるものとする。
- (オ) 私立学校に対する指導
 - 私立学校については、公立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

5 在宅避難者等の支援

(1) 現状及び課題

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。また、在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

ア 在宅避難者

被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。

イ 親戚宅等避難者

親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（財政部、健康福祉部）

住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。

イ 【県が実施する計画】

在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を的確に把握できるよう、市とともに調査方法の検討を行った上で、必要な支援に努める。

第12節 孤立防止対策

第1 基本方針

本市には、梓川、奈良井川、女鳥羽川、薄川等の1級河川をはじめとして数多くの河川が谷を刻みながら流れ、山間地には小集落が点在しており、これを結ぶ道路網は山間を走り、川に添い橋梁等によって施設されている。こうした地勢は、一朝災害が発生すれば孤立地域の発生を余儀なくさせることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。

第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地帯を予測し、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確保に努める。
- 2 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を促進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者の孤立予測について、平素から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から市民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、住民、地域で食料品・物資等の備蓄に努める。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

N T T回線以外の情報伝達手段を確保するために、市防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の整備に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 地域防災行政無線の導入等、災害時の通信手段確保に努める。
その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。
- (イ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。
- (ウ) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星通信等の非常時通信手段の確保を図るものとする。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 県と市間の災害に強い通信手段の構築に努める。
- (イ) 市における防災行政無線の導入について指導する。
- (ウ) アマチュア無線の強力確保について、体制の確立を図る。
- (エ) 東日本電信電話(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するように努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

2 災害に強い道路網の整備

(1) 現状及び課題

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を講じることは不可能であるのが実態である。

したがって、

○ 主要路線優先の対策推進

○ 複線化の推進

を図ることが必要である。

(2) 実施事項

ア 【市が実施する計画】（建設部）

市道の災害予防対策を推進する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 代替路線のない部分を優先して災害予防対策を推進する。（建設部）

(イ) 迂回道路としての林道整備を推進する。（林務部）

(ウ) 迂回道路としての農道整備を推進する。（農政部）

ウ 【市民が実施する計画】

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

大規模な災害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高く、その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある市民を平素から把握し、孤立地域発生時に備える。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（健康福祉部、危機管理部）

(ア) 平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき市民の実態を把握しておく。

(イ) ヘリコプターの空輸によるホイスト及び離着陸場所を把握しておく。

イ 【県が実施する計画】

市が行う要配慮者の実態把握についての支援を行う。

ウ 【市民が実施する計画】

各地域においては、地区内の要配慮者について平素から把握するよう努める。

。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状と課題

松本市の自主防災組織の組織率は、令和4年4月1日現在99.1%の組織率である。

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急や救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間を要することが予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 全地区における組織結成を推進する。
- (イ) 災害時の活動要領について、広域消防局と連携をとり、教育指導を行う。
- (ウ) 活動用資機材の整備充実を行う。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

組織率の向上と組織の活性化のため、市に対して助言を行うとともに、県民に対する啓蒙活動を行う。

ウ 【市民が実施する計画】

孤立が予想される地域の市民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努める。

5 避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域毎に最低1か所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、災害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部、教育委員会）

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導する。

6 備蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、本章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」及び同第15節「生活必需品の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実にかんがみ、市民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

食料品等の分散配置に配慮するものとする。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

孤立が予想される集落単位での備蓄に配慮するものとする。

ウ 【市民が実施する計画】

- (ア) 孤立が予想される地域の住民は、平素から備蓄について配慮するものとする。
- (イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、発災直後から概ね3日間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

市は、この間、食料を持ち出しできない者等を想定して、食料の備蓄を実施する。県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、市だけでは食料供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市を補完する立場として、広域単位での備蓄と物資応援協定等に基づいて調達する、いわゆる流通備蓄（以下「流通備蓄」という。）の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 住民は発災直後から最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度を自ら備蓄するよう努める。
- 2 食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。
- 3 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。
- 4 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- 5 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第3 計画の内容

1 食料品の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

食料の調達については、災害救助用米穀の供給は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、知事の要請により農林水産省から供給される。

また、県は、県内外の米穀販売事業者との間で災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定を結んでいる。

一方、生鮮農畜産物については、卸売市場における相互供給体制の整備が必要である。その他の食料品についても、緊急時の食料品等の調達体制の整備が必要である。

食料の備蓄・調達については、住民は、自助の観点から自らが主体となって食料を確保する必要があるが、市は、地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達等について計画を策定し、実施していく必要がある。

方法については、現物備蓄のほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（産業振興部、こども部、危機管理部）

- (ア) 平成27年3月に県が公表した第3次長野県地震被害想定調査の結果を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易な食品を中心に、想定避難者数の1食分の確保に努めるとともに、必要に応じて更新するものとする。
- (イ) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。
- (ロ) 他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定に基づき、備蓄物資に関する情報交換を行うとともに、供給が受けられる体制を整備する。
- (ハ) 市民、企業等に対して、食料備蓄の重要性についての啓発を、防災訓練等の機会を通じて行う。
- (ニ) 県と同様に食料品等の調達体制の整備に努める。
- (ホ) 生活協同組合コープながの、松本ハイランド農業協同組合、あづみ農業協同組合、株式会社デリシア、イオンリテール株式会社及びイオンビック株式会社と締結した災害時における応急生活物資の供給等に関する協定及び全国公設地方卸売市場協議会会員市と締結した全国公設地方卸売協議会災害時相互応援に関する協定に基づき連携を強化するとともに優先順位等について明確にしておく。（参考編、参考39～45参照）

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 市を補完する立場から、非常用食料を地域振興局及び消防防災航空センター等において備蓄し、必要に応じて更新する。（危機管理部）
- (イ) 市が自ら食料品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に食料品等を届けられるよう、食料品等の要請・調達・輸送体制の整備を図る。（危機管理部）
- (ロ) 長野県生活協同組合連合会と締結した災害時における物資の調達等に関する協定書に基づき連携を強化する。（企画振興部）
- (ハ) 災害救助用米穀の円滑な供給がされるよう「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省と連携をとる。（農政部）
- (ニ) 県内外の米穀販売事業者との間で締結した「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により、応急米穀の円滑な供給ができるよう連携をとる。（農政部）
- (ホ) 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部と締結した災害時の応急生活物資等の調達及び安定供給に関する協定書に基づき連携を強化する。（農政部）
- (ヘ) 協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店連合会、長野県石油商業組合、社団法人長野県エルピーガス協会と締結した災害時における物資の調達に関する協定に基づき連携を強化する。（産業労働部）
- (ト) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマートとの食料品等の調達に関する協定に基づき連携を強化する。（農政部・危機管理部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 農林水産省

第2章 第13節 食料品等の備蓄・調達計画

- a 農林水産省は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章 I 第11の災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例に基づき対応する。
- b 政府所有米穀の適正な備蓄を行うとともに、備蓄数量を常時把握しておくものとする。

(イ) 米穀販売事業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取扱いに関する協定書」に基づき供給を行えるよう体制を整備する。

(ウ) 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、その他の市場から被災卸売市場に対し、優先的に供給される体制について、県内卸売市場間で協定を締結する。

エ 【市民が実施する計画】

自らの安全は自ら守るという自助の精神に基づき、家庭においても発災時備蓄食料や、支援食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等、調理の不要なものが望ましい。）を備蓄するよう努めるものとする。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は、供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

オ 【企業等において実施する計画】

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品等の供給計画

(1) 現状及び課題

食料の供給を行うため、食料の備蓄・調達計画で述べたとおり、種々の協定等により調達体制の整備が図られており、また備蓄もなされている。これらの、協定により調達した食料や、備蓄食料を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

備蓄食料については、地域の特性、人口等に応じ、市の食料備蓄の供給計画により避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（産業振興部、こども部、危機管理部）

- (ア) 備蓄食料及び協定等により調達した食料を市民に供給するための体制を整備するものとする。
- (イ) 備蓄に加え、炊出しが行えるよう、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（紙皿・コップ、割り箸等）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努めるものとする。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 市を補完する立場から、地域振興局及び消防防災航空センター等において備蓄してある非常用食料を供給するための体制を整備する。

（危機管理部）

- (イ) 備蓄以外の食料供給については、協定等の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備する。

（危機管理部、産業労働部、農政部）

第14節 給水計画

第1 基本方針

応急給水活動は、緊急遮断弁や自己水源の稼働により確保された配水地の貯留水等を、被災市民並びに重要給水施設へ直接又は給水車等の供給方法により実施する。

また、被災していない市町村（水道事業者を含む。以下同じ）に応援を要請することで飲料水等の確保を図る。

本市では、台風や大雨による被害を最小限に食い止めるため、老朽化した水道施設を計画的に更新、改良等することで災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車、給水タンク等の整備を充実させ、飲料水等の供給に備えるものとする。

第2 主な取組み

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保を図る。
- 2 緊急遮断弁の設置及び水源施設の保全、ボトルウォーターの備蓄等により飲料水等の調達体制の整備を図る。
- 3 給水供給拠点、給水車、給水タンク等の整備を充実させ、飲料水等の供給体制を確立する。

第3 計画の内容

1 応急給水計画の作成

(1) 現状及び課題

表流水水源は濁水被害により取水停止が考えられる。そこで、取水が再開されるまでの間、被災市民並びに緊急医療及び給食活動等へ飲料水等の供給を迅速に行うための応急給水体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（上下水道局）

(ア) 応急給水体制の強化

給水供給拠点22か所（うち緊急給水栓の設置拠点19か所）から、直接又は給水車等の供給方法により飲料水等の応急給水活動を行う。

- a 老朽化した水道施設の更新、改良等を行う。
- b 水源施設の保全及び予備電源の確保を行う。
- c 市民が実施する事項への支援を行う。

(イ) 飲料水等の供給量

被災市民の飲料水	3リットル/人・日
緊急医療および給食活動等	別途定める

(ウ) 給水期間

災害発生の日から7日間以内を目標とする。ただし、水道施設の被害が大きく応急復旧が終了しない場合は、関係機関と連絡を取りながら状況に応じて期間を延長する。

イ 【市民が実施する計画】

- (ア) 災害発生直後の飲料水等の確保を可能な範囲で心がける。
 - a 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。
 - b ボトルウォーターの備蓄等による飲料水の確保に努める。
 - c 風呂の残り湯の活用を習慣づける。
 - d ポリタンク等給水用具の確保を行う。

(イ) 町会を中心とした応急給水受援体制を整備する。

ウ 【県が実施する計画】

- (ア) 施設整備について市に対する指導を行う。(環境部)
- (イ) 応急給水用具の整備について、市に対する指導を行う。(環境部)
- (ウ) 水道施設災害等相互応援要綱(水道協議会)の整備を行う。(環境部)
- (エ) 備蓄となりうる配水池等の把握を行う。(環境部)
- (オ) ボトルウォーターを地域振興局及び消防防災航空センター等に備蓄し、必要に応じて更新する。(危機管理部)
- (カ) サントリービバレッジサービス株式会社との災害時における飲料水の供給に関する協定に基づき連携を強化する。(危機管理部)

エ 【県企業局が実施する計画】

- (ア) 1,000 m³以上の配水池に緊急遮断弁を設置する。
- (イ) 病院や避難所等の重要給水施設(20か所)へ災害の後でも使用可能な「安心の蛇口」の整備を行うと共に、応急給水線を配置する。
- (ウ) ボトルウォーター「川中島の水」・「千曲川の水」を制作・備蓄し災害時に提供を行う。
- (エ) 予備水源、予備電源の確保を行う。

2 飲料水等の供給計画

(1) 現状及び課題

応急給水用資機材は下表のとおり整備されており、緊急時にはこれらの資機材により供給を行う。しかし、大規模災害等により被災が広範囲にわたった場合には、相互応援が困難になるとともに、資機材の不足も予想されることから、応急給水用資機材の整備を充実する必要がある。

種 別	能 力	数 量	所 有 者	電 話
給水車	2,000L	1台	松本市 上下水道局	48-6830
	3,000L	1台		
	4,000L	1台		
給水用 トレーラー	1,000L	8台	陸上自衛隊 松本駐屯地	26-2766
車載用 給水タンク	2,000L	2基	松本市 上下水道局	48-6830
	1,000L	1基		
	500L	10基		
緊急給水用 発電機	4.5KVA	17台	松本市 上下水道局	48-6830
ポリタンク	18L	70個	松本市 上下水道局	48-6830
	20L	100個		
飲料水 給水ポリ袋	10L	17,000袋	松本市 上下水道局	48-6830
	6L	33,000袋		
水槽	20L	200個	陸上自衛隊 松本駐屯地	26-2766
浄水装置	2,000L/時	2基	松本保健福	47-7800

			社事務所	
--	--	--	------	--

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（上下水道局）

(ア) 飲料水等の確保を図るとともに、効率の良い給水車の運行計画を確立する。

(イ) 被災範囲、被災状況から給水拠点の選定を行う。

(ウ) 給水車、給水タンク、ポリタンク、発電機、給水ポリ袋の確保を行う。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 被災が広範囲にわたり他都道府県からの応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、水道施設災害等相互応援要綱及び他都道府県との相互応援体制に関する整備を行う。

(危機管理部、環境部)

(イ) 市に対し、給水体制等に関する指導及び助言を行う。(環境部)

(ウ) 地域振興局及び消防防災航空センター等に備蓄したボトルウォーターの供給体制を整備する。(危機管理部)

(エ) 給水源の確保を行う。

(オ) 給水車、給水タンク、給水袋等の確保を行う。

(カ) 円滑な情報伝達、応急給水等の確保を図るため、給水区域の市町村と締結した災害協定に基づく訓練を実施する。

3 応急給水活動マニュアルに基づく想定訓練の実施

(1) 現状及び課題

広範囲な断水に対応し円滑な対応を図るため、応急給水活動マニュアルについて関係機関と調整を行う。

また、防災意識を高めるため、市民参加による給水体験を実施している。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（上下水道局）

(ア) 応急給水活動マニュアルの関係機関との調整

次の事項を基本に円滑な対応を図るため関係機関と調整を行う。

a 指揮命令系統の確立

- ・ 職員の招集方法
- ・ 情報伝達の確保
- ・ 班編成の強化

b 水道施設（水源）被害の調査方法

c 給水対象の把握方法

d 給水拠点及び日時の決定方法

e 直接給水及び搬送給水の方法

f 応急給水活動の周知方法

4 応急給水受援体制の整備

(1) 現状及び課題

長野県水道協議会、日本水道協会中部地方支部、松本市水道事業協同組合及び姉妹都市間での応援協定が定められている。速やかに受援できるよう関係機関及び団体等との連携体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（上下水道局）

- (ア) 次の事項を基本に、応急給水受援体制の整備を図る。
 - a 国、県及び市等関係機関等との連携
 - b 水道事業者等関係団体との連携
 - c 町会、ボランティア団体等との連携

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

第1 基本方針

災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。

このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

(災害時の主な生活必需品)

種 別	品 名
寝 具	タオルケット、毛布等
衣 類	下着、靴下、作業着等
炊事道具	なべ、包丁、卓上コンロ等
身の回り品	タオル、生理用品、紙オムツ等
食器類	茶わん、はし、ほ乳びん等
日用品	石鹸、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレトペーパー等
光熱材料	マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等
その他	テント、懐中電灯、携帯ラジオ、その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

(必要量)

人口の5%程度（県地域防災計画による）が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して、備蓄・調達体制を整備するよう努める。

第2 主な活動

- 1 市の実情に応じて、備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。
- 2 市内流通業者と協定を締結し、調達体制の整備を図る。

第3 活動の内容

- 1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、市民自ら行うことが有効であり、市民の防災意識を高め、最低限の必需品については、応急用品として準備するよう普及・啓蒙に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品について備蓄を図る必要がある。

また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、県とも連携をとりながら調達体制の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（産業振興部、危機管理部）

(7) 避難場所及び備蓄倉庫等に生活必需品の備蓄を行う。

(4) 市内流通業者に災害時における生活必需品の調達に関する協力を要請する

。

(ウ) 各関係機関の備蓄・調達の計画状況をとりまとめるとともに、市内の調達

可能量をとりまとめる。

- (エ) 関係機関における備蓄・調達を促進する。
- (オ) 市民対し防災思想の普及を行い、各世帯に数日分（3～5日分）の生活必需品の備蓄を行うよう啓発する。
- (カ) 災害時に生活必需品を、県、災害時相互応援協定締結市町村、被災にあっていない近隣市町村及び県内外の友好都市等から提供を受けることのできる体制を整備する。
- (キ) 生活協同組合コープながの、松本ハイランド農業協同組合、あづみ農業協同組合、株式会社デリシア、イオンリテール株式会社及びイオンビック株式会社と締結した災害時における応急生活物資の供給等に関する協定及び全国公設地方卸売市場協議会会員市と締結した全国公設地方卸売協議会災害時相互応援に関する協定に基づき連携を強化するとともに優先順位等について明確にしておく。（参考編、参考39～45参照）

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店連合会、長野県石油商業組合、社団法人長野県エルピーガス協会との災害時における物資の調達に関する協定、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマートとの災害時における生活必需品等の調達に関する協定に基づき連携を強化する。
(危機管理部、企画振興部、産業労働部、農政部)
- (イ) 市が自ら生活必需品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に生活必需品等を届けられるよう、生活必需品等の要請・調達・輸送体制の整備を図る。
(危機管理部)
- (ウ) 市地域防災計画についての助言等を通じ市における備蓄・調達を促進する。
(危機管理部)
- (エ) 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。
(危機管理部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

関係機関にあっては、必要な生活必需品の備蓄を図るものとする。

エ 【市民が実施する計画】

災害時に備えて、生活必需品の他、食料、水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持出し袋等の準備を行う。

2 生活必需品の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後、市は直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。

また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（産業振興部、危機管理部）

- (ア) 協力を要請した県、災害時相互応援協定締結市町村、被災にあっていない

第2章 第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

近隣市町村及び県内外の友好都市及び流通業者等と災害時を想定した連絡方法を調整する。

- (イ) 緊急時における輸送体制は、本章第8節「緊急輸送計画」による。
- (ウ) 輸送されてくる生活必需品の輸送手段、集積場所等について、あらかじめ関係機関と調整する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 協定の締結先と災害時を想定した、連絡方法を調整する。
(危機管理部、企画振興部、産業労働部、農政部)
- (イ) 緊急時における輸送体制は第8節緊急輸送計画による。(関係部局)

第16節 危険物施設等災害予防計画

第1 基本方針

風水害等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、風水害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 火薬類施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 3 高圧ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 4 液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 6 放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

市内の消防法に定める危険物施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所があり、中には、貯油能力1,000kℓ以上の大規模貯油施設もあることから、これら施設においては、風水害等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（広域消防局）

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関など多種類の危険物を保有する施設に対し、危険物収容容器等の転倒、落下、破損等による混触発火が生じないように管理徹底を指導する。

イ 【広域消防局が実施する対策】

(ア) 規制及び指導の強化

- a 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
- c 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。
 - (a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
 - (b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

(イ) 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な地震防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の所有者に対し、自衛消防組織等の自主的

な自衛体制の整備について指導する。

(ウ) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。

また、危険物施設の所有者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

(エ) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

(オ) 公安委員会との連携

危険物施設の設置または変更の許可をした際は、公安委員会に対してその旨連絡し、連携を図る。

ウ 【県が実施する計画】

(ア) 危機管理部が実施する計画

a 市に対し、危険物施設における保安体制の強化及び災害に対する安全性の向上について指導する。

b 消防法に定める危険物取扱者に対する保安講習を実施するとともに、危険物施設の管理者等関係者を対象に、災害時における保安管理技術の向上を図るため、消防機関等関係機関と連携し、研修会等を実施する。

また、危険物施設の管理者に対し、災害に対する自主的な保安教育計画の作成を求めるとともに、当該計画に基づく従業員教育の推進について指導する。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、災害時における住民の避難誘導方法等について指導する。

エ 【危険物施設を有する事業所等の実施する計画】

(ア) 消火剤等の資機材の整備をする。

(イ) 従業員等を対象にした保安教育等の講習会を実施する。

(ウ) 災害時における周辺住民への周知伝達方法等の策定をする。

(エ) 危険物災害に対する自衛体制の強化を図り、隣接する危険物施設等との間に相互応援に関する協定を締結する。

2 火薬類施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

市内の火薬類取扱施設は、煙火製造所、火薬庫及び庫外貯蔵庫があり、更に火薬類の消費場所においては、火薬類取扱所及び火工所がある。

これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。

また、火薬類の取扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。

特に、風水害等による危険時については、事業者に対し緊急措置及び警察官等への通報が義務付けられている。

しかし、火災が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（危機管理部、広域消防局）

(ア) 災害時の対応等、適切な措置について、広報を実施し、平常時から注意を

喚起する。

- (イ) 災害時の避難場所になる官公庁に対し、一層の安全性の高い対策を講じるように依頼する。
- (ウ) 火薬類施設等の実態を把握するとともに、災害時の周辺住民の避難誘導体制の確立を図る。
- (エ) 災害時の緊急出動体制、関係施設の点検等の構築について、関係機関に対しての指導を行う。
- (オ) 行政官庁、その他の関係機関との連絡体制を整備し、情報交換、応援体制の確立を図る。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 産業労働部が実施する計画
 - a 火薬類取扱施設の管理者等に対し、立入検査及び保安検査を実施し法令に基づく技術基準の徹底を図る。
 - b 火薬類災害防止実験会及び保安教育講習会等において、事故及び盗難防止対策の徹底を図る。
 - c 火薬類取扱管理者等に対し、災害時の緊急体制等の整備について次に掲げる事項の徹底を図る。
 - (a) 自主保安体制の整備

災害時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努める。
 - (b) 緊急連絡体制の整備

行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努める。
 - (c) 付近住民に対する周知

付近住民に対し、災害時には施設周辺に近づかないよう、日頃から周知するよう努める。
- (イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害時における市民の避難誘導方法等について指導する。

ウ 【広域消防局が実施する計画】

- (ア) 関係法令や監督官庁の立入検査、指導等に基づく技術上の基準を遵守するように指導する。
- (イ) 大規模災害時の出動体制の強化を図る。
- (ウ) 立入検査等を実施し法令遵守の徹底を図る。
- (エ) 保安教育講習等において、事故防止対策の徹底を図る。
- (オ) 関係機関と災害時の連絡体制の整備について、次の事項の指導徹底を図る。
 - a 自主保安体制の強化
 - b 連絡系統の確立、整備
 - c 付近住民に対する広報体制の確立
- (カ) 災害時の避難場所となる官公庁に対し、自己管理を徹底し、より一層安全性の高い対策を講ずるよう依頼する。

エ 【その他関係機関が実施する計画】

- (ア) 災害時における従業員の任務を明確にしておくとともに、災害防止訓練の実施を推進する。
- (イ) 行政、警察、消防その他関係機関との連絡体制を整備し、情報交換、応援

依頼体制の確立を図る。

- (ウ) 災害時等において、施設付近に接近しないよう、平素から注意を喚起しておく。
- (エ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

3 高圧ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

市内には、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。

これらの施設は、いずれも高圧ガス取締法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。

また、高圧ガスの取扱については、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

災害時の対応は、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層躍進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（危機管理部、広域消防局）

2の火薬類施設災害予防計画と同様に計画

イ 【県が実施する計画】

(ア) 産業労働部が実施する計画

- a 液化石油ガス製造施設及び一般高圧ガス製造施設に対する保安検査を年1回実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導する。
- b 高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等に対し、立入検査を随時実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導する。
- c 長野県高圧ガス地域防災会議に対し、高圧ガス事業所及び高圧ガスの移動等における災害の発生又は拡大を防止するために、一層の防災体制の充実を図るよう要請する。
- d 高圧ガス製造施設等に対し、災害時における従業員の任務を明確にし、緊急時の措置及び連絡体制について整備を図るよう指導する。
また、災害防止訓練の実施を推進する。
- e 災害の拡大を防止するため、消防、警察及びその他関係機関への応援体制の確立を図る。
- f 高圧ガス製造業者等に対して（以下、1まで同じ。）高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害を防止するため、毎年1回以上不同沈下量の測定を実施するよう徹底する。
- g 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備の日常点検を強化し、機能を維持するよう指導する。
- h 高圧ガス設備の倒壊を防ぐため、その設備の架台及び支持脚を補強し、防錆塗装を行うよう指導する。
- i 多数の容器を取扱う施設は、容器の転倒によるガスの漏洩を防止するため、ホームのブロック化及びロープ掛け等により容器の転倒転落を防止するとともに、段積みを避けるよう指導する。
- j 災害時に高圧ガス製造施設等に関係者以外が立ち入らないように事業所員を配置させる等侵入防止対策の整備を図る。

第2章 第16節 危険物施設等災害予防計画

k 災害時には、高圧ガス製造施設等に近づかないことを付近住民に周知するよう指導する。

l 災害時における応急供給体制を確立するよう指導する。

m 事業者間にわたる協力体制を整備するよう長野県高圧ガス団体協議会に対し依頼する。

n 災害復旧工事等に高圧ガスを使用する場合の応急供給計画に対する対策を整備するよう長野県高圧ガス協会に依頼する。

o 災害発生状況を把握するため、地域振興局等に空気呼吸器などの体制整備を図る。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、災害時における市民の避難誘導方法等について指導する。

ウ 【広域消防局が実施する計画】

2の火薬類施設災害予防計画と同様に計画

エ 【関係機関が実施する計画】（高圧ガス保安協会、指定保安検査機関）

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県C E検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

4 液化石油ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒防止措置の徹底など、災害対策の促進について、液化石油ガス販売事業者等に対する指導を一層徹底する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（危機管理部、広域消防局）

2の火薬類施設災害予防計画と同様に計画

イ 【県が実施する計画】（産業労働部）

(ア) 液化石油ガス販売業者等に対する立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。

(イ) 災害時に、容器の転倒によるガスの漏洩及び容器の流出が生じることのないよう、液化石油ガス販売業者等に対し、一般消費先の容器の転倒・流出防止措置を徹底するとともに、消費者のとるべき緊急措置についての周知を確実にを行うよう指導する。

(ウ) 水害時に、容器置場等から液化石油ガス容器が流出しないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、万全の対策を講じるよう指導する。

ウ 【広域消防局が実施する計画】

2の火薬類施設災害予防計画と同様に計画

エ 【関係機関が実施する計画】

2の火薬類施設災害予防計画と同様に計画

5 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

令和3年4月の保健所開設に伴い、それまで県で行っていた毒物劇物営業者（製造業者、輸入業者を除く）、届出を要する業務上取扱者に係る申請、届出、監

第2章 第16節 危険物施設等災害予防計画

視指導事務が市に委譲された。これにより、これらの業者に対して、立入検査等により「危害防止規定の策定」等を指導している。製造業者、輸入業者に対しては、県と合同で立入検査等により指導している。

また、届出を要しない業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入検査等により指導してきているが、新規取扱者の実態把握は難しい状況である。

なお、県では、引き続き緊急時に必要とされる毒物劇物事故処理剤の常時備蓄し、災害防止等のための研修会等を開催し、営業者、業務上取扱者及び関係機関へ指導を実施している。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】

(危機管理部、健康福祉部、広域消防局)

- (ア) 営業者(製造業者、輸入業者を除く)及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導する。
- (イ) 災害発生緊急通報システムを作成する。
- (ウ) 中毒事故発生時における処理情報等の提供を行う。
- (エ) 災害時における市民等の避難誘導について、警察署と調整する。
- (オ) 保管貯蔵施設等の実態を把握し、災害時における対処を検討する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 健康福祉部が実施する計画

- a 営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導する。
- b 災害発生緊急通報システムを作成する。
- c 中毒事故発生時における処理情報等の提供を行う。
- d 毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを随時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとともに備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財政的支援を行う。
- e 災害発生状況を把握するため、保健所等に空気呼吸器などの体制整備を図る。
- f 災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、営業者、業務上取扱者等を対象に研修会を開催する。

(イ) 警察本部が実施する計画

毒物・劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、災害時における住民の避難誘導方法等について指導する。

ウ 【広域消防局が実施する計画】

- (ア) 毒劇物等の特殊災害対応の装備、資機材の備蓄を図る。
- (イ) 毒劇物等取締事業所等の把握を図り、警防計画を策定する。
- (ウ) 災害時の緊急体系の確立を図る。
- (エ) 製造作業所、貯蔵設備、陳列場所及び運搬用具について基準の遵守、状況点検管理がされているよう指導する。
- (オ) 毒劇物等が事業所の外に飛散し、漏洩し又は地下に染み込むことを防ぐ必要な措置を講ずる指導をする。

エ 【関係機関が実施する計画】 (長野県医薬品卸協同組合等)

毒物劇物事故処理剤の確保体制の整備を図る。

6 放射性物質使用施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

本市における放射性同位元素等使用事業所は、研究機関、医療機関及び民間機関等を中心にあり、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。

消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（健康福祉部）

所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。

イ 【県が実施する計画】

所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。

ウ 【広域消防局が実施する計画】

(ア) 放射性施設等の実態を把握し、応急対策活動マニュアル等の整備を図るとともに、災害防止体制の確立を図る。

(イ) 関係機関との連絡体制を整備し情報交換・応援要請体制の確立を図る。

(ウ) 放射線測定器、放射線防護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制を強化する。

(エ) 災害時の緊急連絡体系の確立を図る。

放射線施設の責任者に、災害時における活動を迅速にするため、次のことを実施するよう指導する。

a 自主保安体制の整備強化

b 災害時の緊急通報システムを作成

c 付近住民に対する避難誘導、広報体制の確立

d 放射性物質漏洩等における処理情報等の提供

放射性同位元素等使用事業所

(令和4年4月1日現在)

事業所名	所在地
(国立大学法人) 信州大学ヒト環境科学研究支援センター	松本市旭3-1-1
(国立大学法人) 信州大学医学部附属病院	松本市旭3-1-1
(国立大学法人) 信州大学理学部	松本市旭3-1-1
(独立行政法人国立病院機構) まつもと医療センター	松本市村井町南2-20-30
松本市食肉衛生検査所	松本市島内9839
長野県松本保健福祉事務所	松本市島立1020
(一社)長野県労働基準協会連合会松本測定所	松本市神林小坂道7107-55
(一社)長野県薬剤師会検査センター	松本市旭2-11-20
キッセイ薬品工業(株)薬物動態研究所	松本市芳野19-48
(株)公害技術センター松本支店	松本市平田西1-1-26
王子板紙(株)松本工場	松本市笹賀5200-1
社会医療法人財団 慈泉会 相澤病院	松本市本庄2-5-1
(株)環境科学	松本市和田4709
(株)環境技術センター	松本市笹賀5652-166
日本電計株式会社 松本営業所	松本市島内字広田4081-8
長野県消防防災航空センター	松本市大字空港東9030
東芝産業機器システム株式会社 関信越支社 信州支店	松本市深志2-5-26
株式会社北信理化 松本支店	松本市笹賀7600-52
三井住友ファイナンス&リース株式会社 甲信営業部	松本市本庄1-3-10
株式会社カナモト 松本営業所	松本市村井町西2-4-3
株式会社仙台銘板 松本営業所	松本市今井7160-2
GEヘルスケア・ジャパン株式会社 長野営業所	松本市井川城3-10-6

第17節 電気施設災害予防計画

第1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから

- 災害に強い電気供給システムの整備促進
 - 災害時を想定した早期復旧体制の整備
- を重点に、予防対策を推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。
- 2 災害時の職員の配備計画を樹立する。
- 3 関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第3 計画の内容

- 1 施設・設備の安全性の確保
 - (1) 現状及び課題
災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保する。
 - (2) 実施計画
 - ア 【市が実施する計画】（危機管理部、建設部）
電気事業者と連携を取りながら、共同溝の設置など、電線の地中化について研究を進めるとともに、推進を図る。
 - イ 【県が実施する計画】（建設部）
電気事業者と調整がついた箇所から電線共同溝又は共同溝整備を推進する。
 - ウ 【関係機関が実施する計画】
 - (ア) 東京電力リニューアブルパワー(株)が実施する計画
電力設備について、十分な科学的解析と従来からの経験を生かし、機器の標準規格・設計基準等に基づいた万全の予防対策を講ずる。
 - (イ) 中部電力(株) および中部電力パワーグリッド(株)が実施する計画
水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐震設計を行う。
 - (ウ) 県企業局が実施する計画
 - a 電気工作物の点検整備等
発電所の主要施設は各基準に適合した施設であるが、保安規程等に基づく巡視、点検及び検査を行い、各設備の特性、劣化又は老朽化状況及び周辺状況等を把握する中で、常に保安上の支障のないよう維持管理する。
 - b 非常通信連絡体制の整備
災害その他非常時における情報の伝達、収集を迅速かつ円滑に行えるよう、通信設備や緊急連絡体制の整備を図る。
 - c 防災訓練の充実
災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、過去に発生した災害の実情、特異性を把握し、毎年計画的に実践的な訓練を実施する。
 - d 二次災害の防止

施設の巡視、点検を行う中で、危険箇所及び被害を受けやすい箇所を把握し、あらかじめ必要な措置を講ずるとともに、特に、ダム、導水路等の破損又は決壊、土砂被害の発生等による二次災害防止に重点をおいて施設を整備する。

2 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置計画を確立する。

(2) 実施計画

ア 【関係機関が実施する計画】（中部電力パワーグリッド株式会社）

非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておく。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

電力系統は、発電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておくものとする。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部、建設部）

地域防災計画等の定めるところにより、電力会社との連携を図るものとする。

イ 【県が実施する計画】

電力会社との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

ウ 【市、県及び関係機関が実施する計画】

(ア) 電力広域的運営推進機関の指示に基づく需給調整を行い、大規模停電を防ぐため、平常時から訓練等の対策を進めると共に、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておく。

(イ) 県企業局は、電力供給先である電力会社との間で、電力受給の円滑化、設備の保安管理並びに発電所の合理的な運用等について、協定しておくものとする。

(ウ) 県及び地域振興局、市に対する情報提供体制を整え、平常時より連携を強化する。

(エ) 県、市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

第18節 都市ガス施設災害予防計画

第1 基本方針

都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用しガスを供給している。

風水害により、製造所、供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発・生ガス中毒事故の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の安全性を高めるとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間での応急復旧の応援を行う。

第2 主な取組み

- 1 橋に添架されている等露出している導管部分及び緊急ガス遮断装置の日常点検を充実し、維持管理に留意するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。
- 2 宿日直体制により常時要員を配置するとともに、災害時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害予防及び発生時の対応を迅速に行う。
- 3 二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

製造施設及び供給施設は、ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法等の法令及び（社）日本ガス協会の技術指針に準拠して風水害に配慮している。

また、緊急措置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に配置し、消防設備等の保安設備も配置している。

導管は、バックアップとしての複線化及び応急復旧を迅速に行うための供給区域の分割（ブロック化）を推進する。

需要家の安全対策として、供給圧力が低下した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメーターの全戸設置を推進している。

情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図っている。

(2) 実施計画

ア 【都市ガス事業者が実施する計画】

＜松本ガス（株）＞

(ア) 経年管対策の推進

(イ) 橋に添架されている等露出している導管及び緊急ガス遮断装置の日常点検の実施

(ウ) マイコンメーターの全戸設置

2 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

災害時における迅速な供給施設の点検・情報収集等を行うため、事前に要員の

配置計画を策定する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【都市ガス事業者が実施する計画】

＜松本ガス（株）＞

休日・夜間の風水害に対応できる宿日直者を配置し、警報及び風水害発生時は、直ちにガス供給施設の点検・情報収集・各種連絡を行う。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

ガス漏洩による火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

また、都市ガス事業者間では、風水害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応できない場合の相互応援体制が確立されている。

さらに、ガス漏洩による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図るものとする。

イ 【県が実施する計画】

都市ガス事業者との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

ウ 【都市ガス事業者が実施する計画】

＜松本ガス（株）＞

(ア) 被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、県及び地域振興局・消防・警察・道路管理者・市等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく。

(イ) 都市ガス事業者間では、風水害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応できない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図る。

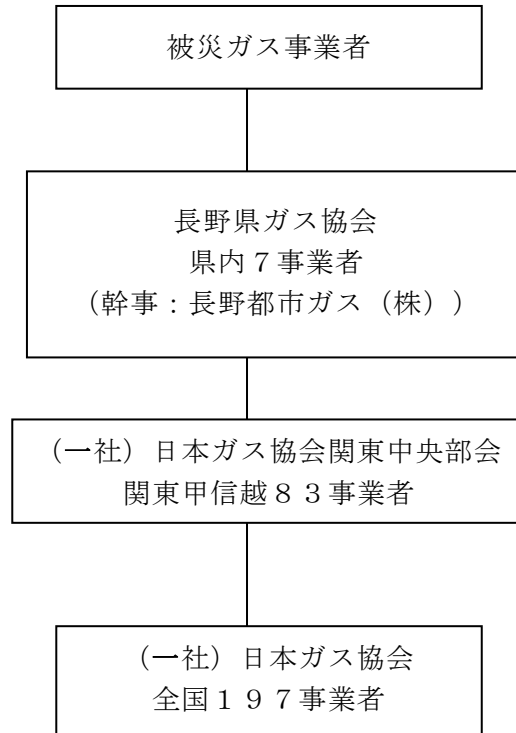
a (一社) 日本ガス協会

「非常事態における応援要綱」

b (一社) 日本ガス協会関東中央部会

「非常事態における応援要綱」に係る関東中央部会運用規定

都市ガス事業者応援系統図



第19節 上水道施設災害予防計画

第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保は、老朽化した施設・設備の更新、改良等の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ被災を受けにくいものにする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

- 1 水道施設・設備の安全性の確保
- 2 施設応急復旧活動マニュアルに基づく想定訓練の実施
- 3 施設応急復旧受援体制の整備

第3 計画の内容

1 水道施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

老朽化した施設の更新等を計画的に進めているが、実施に多大な費用が必要となるため、安全性の確保が十分に行えていないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、緊急時連絡管等の整備が必要である。

応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定により他市町村へ応援することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を要請することも可能である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（上下水道局）

(ア) 次の事項を基本に、計画的に施設の安全性の確保を図る。

- a 老朽化した施設・設備の更新、改良を進める。
- b 緊急時の飲料水等の確保を図るため、水源施設の保全並びに緊急遮断弁の設置等を進める。
- c 断水等の影響を最小限にとどめるため、水道事業者相互の緊急連絡管の整備促進及び配水系統間の相互融通性の強化を図る。
- d 復旧資材の備蓄を行うものとする。
- e 水道管路図等の整備を行うものとする。

イ 【県が実施する計画】

(イ) 水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。

(イ) 県企業局が実施する計画

- a 隣接事業体と緊急時連絡管の設置について検討を行う。
- b 無線設備の維持管理を行い、非常時における通信の確保を図る。
- c 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。
- d 「大規模地震時の初動マニュアル」へ職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。
- e 復旧資材の備蓄を行う。
- f 避難所、病院等の災害時の拠点となる施設の情報を反映した配管図等の整備を行う。

g 予備電源の確保を図る。

2 施設応急復旧活動マニュアルに基づく想定訓練の実施

(1) 現状及び課題

広範囲な断水に対する施設の応急復旧の円滑な対応を図るため体制の強化が必要である。また、応急復旧活動を迅速に行うための訓練が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（上下水道局、建設部）

(ア) 水道施設応急復旧活動マニュアルに基づき、次の事項を基本に確認と調整を行う。

a 指揮命令系統の確立

- ・ 職員の非常招集
- ・ 情報伝達の確保
- ・ 班編成の強化

b 水道施設の被害状況調査、把握方法

c 復旧用資機材の備蓄及び調達方法

d 応急復旧の具体的作業、手順、方法

e 応急復旧活動内容の周知方法

f 施設管理図面等の管理及び活用方法

(イ) 水道施設応急復旧活動の訓練を実施する。

3 応急復旧受援体制の整備

(1) 現状及び課題

長野県水道協議会、日本水道協会中部地方支部、松本市水道事業協同組合及び姉妹都市間での応援協定は定められている速やかに受援できるよう関連機関及び団体等との連携体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（上下水道局、建設部）

(ア) 次の事項を基本に、応急復旧受援体制の整備を図る。

a 国、県及び関係機関等との連携

b 水道事業者等関係団体との連携

c 電気、機械及び計装設備等団体との連携

第20節 下水道施設災害予防計画

第1 基本方針

近年の市街化の進行にともない、市街地における緑地・空き地が減少し、道路・宅地が増加する傾向にある。そのため、地下への雨水浸透は少なくなり、短時間に大量の雨水が流出する状況にあることから、雨水による浸水の危険性は、ますます増大している。

このような市街地に降った雨水を速やかに排除し、浸水の防除を行う、いわゆる内水排除は、下水道の目的の一つであり、雨水整備を促進することにより市民の生命、財産を守り、安全なまちづくりを進めるものである。

本市のほぼ全域に設置されている下水道施設は、管路施設、ポンプ場施設、処理場施設があり、内容的には土木、建築、機械、電気施設である。これらの施設が全体的、総合的に作用してライフラインとしての下水道施設の機能が発揮されるものである。

これらの膨大な施設に対して老朽化の進んだ主要な施設等については改築、更新時に補強に努め、今後建設する施設については、地質、構造に配慮し、安全性の強化等の対策に努める。

また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、応援協定等に基づく復旧体制の確立を図る。

第2 主な取り組み

- 1 公共下水道、雨水渠の事業により、雨水整備区域の一層の整備促進を図る。
- 2 雨水貯留施設や雨水浸透型排水設備の整備等により雨水流出量の削減を図る。
- 3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 4 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。
- 5 下水道施設台帳の整備・充実を図る。
- 6 管渠及び処理場施設等の系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

1 雨水排除施設の整備促進

(1) 現状及び課題

市内は、汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する分流式で、公共用水域の水質保全、生活環境の改善という面から、汚水が先行整備されてきている。そのため、今後雨水渠の整備の促進を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部、上下水道局）

「下水道計画」策定にあたり、雨水排除区域について検討を行い、必要に応じて公共下水道の排水区域として位置付けるとともに、雨水渠等による整備を行う。

イ 【県が実施する計画】（環境部）

雨水整備に向けて、市への助言等を行う。

2 雨水流出抑制型下水道の整備

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴い、市街地の浸透面積が減少して雨水の流出量が増大することから、貯留浸透により雨水の流出量を抑制する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部）

雨水渠整備に伴い雨水貯留施設の計画、設置を行い、また、各戸に設置する雨水貯留施設や雨水浸透型排水設備の導入について、市民への啓発活動及び指導を行う。

イ 【県が実施する計画】（環境部）

排水設備の雨水浸透化に向けて、市への助言等を行う。

3 緊急連絡体制、復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等を充実させる必要がある。

また、復旧体制については、市、県とも、被災時に関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間での広域応援や民間事業者との災害時の支援協定を締結するなど連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（上下水道局、建設部）

(ア) 災害時（地震・水害）の対応を定めた下水道事業業務継続計画（BCP）を策定済みであるため、風水害を含めた計画のブラッシュアップを行う。

(イ) 下水道事業業務継続計画（BCP）に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

(ウ) 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を充実させる。なお、長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール及び下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルールにより、他市町村及び応援要請をすることができる。

4 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、資機材について平時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】

発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資機材を計画的に購入、備蓄する。

5 下水道施設台帳の整備・充実

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整・保管が義務づけられている。下水道施設等が災害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳等から確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにする必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市（上下水道局）及び県が実施する計画】

下水道施設台帳等を適切に調整・保管する。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、确实かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

6 管路及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、管路の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

ア 【市及び県（環境部）が実施する計画】（上下水道局）

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

7 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

下水道施設のうち、特に管路施設は広い地域にわたり、そのほとんどが地中溝造物であること、また、終末処理場・ポンプ場施設においても施設規模が大型、複雑、多岐にわたるため災害時に、短時間で被害状況を把握し、的確な対応をすることは難しいので、関連する機関との情報交換や応援が必要となるため、関係機関との連携が重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（上下水道局、建設部）

(ア) 国、県等主要機関との連携

(イ) 管路施設関係機関との連携（松本市建設事業協同組合、松本市水道事業協同組合等）との連携

(ウ) 終末処理場・ポンプ場施設関係機関との連携

第21節 通信・放送施設災害予防計画

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関で予防措置を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 市は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備及び災害情報収集処理システムの整備を図る。
- 3 市は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 4 電気通信事業者は通信施設の風水害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 5 放送機関は、通信施設の風水害・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
- 6 警察機関は通信機器の風水害対策、情報収集体制の強化を図る。
- 7 通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

2 防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

本市には移動系の防災行政無線が設置されているが、災害の際はふくそうすることが予測される。市民及び防災関連機関への災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集伝達には「地域防災系の防災行政無線」の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

市民への情報伝達手段として有効な同報系ならびに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える移動系の防災行政無線について調査研究し、施設等の整備を推進する。

第2章 第21節 通信・放送施設災害予防計画

また、IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図るものとする。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 幹線系の途絶を防止するため、衛星系を含めた通信経路の多ルート化および中枢機能の分散化を図る。(危機管理部、総務部、建設部)
- (イ) 端末系の途絶を防止するため、通信衛星を使った通信設備の整備を行う。(危機管理部)
- (ウ) 被災地との通信確保のため、移動体通信機器、施設の充実化を推進する。(危機管理部、建設部)
- (エ) 被災情報の迅速な処理、災害予測を図るため、情報処理機器を活用した防災情報処理システムについて研究を行う。(危機管理部、建設部)
- (オ) 各無線局において通信機器および予備電源装置の取扱の習熟のため訓練を行う。
- (カ) 通信機器の作動状態を遠隔監視するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。(危機管理部、総務部、建設部)

3 電気通信施設の災害予防

(1) 現状及び課題

電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

地域防災計画等の定めるところにより、東日本電信電話(株)等の電気通信事業者との連携を図るものとする。

イ 【県が実施する計画】

東日本電信電話(株)等の電気通信事業者との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

ウ 【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画】

災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。

- (ア) 被災状況の早期把握
 - 県及び市防災機関等との情報連絡の強化を図る。
- (イ) 通信システムの高信頼化
 - a 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはグループ構成とする。
 - b 主要な交換機を分散設置する。
 - c 通信ケーブルの地中化の推進。
 - d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

4 放送施設災害予防

(1) 現状及び課題

ア 日本放送協会(松本支局)

非常災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。

イ 信越放送株式会社

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して常日頃から対策の円滑な実施が図れるよう心がけ、放送局としての使命を果たすべく努力している。

(ア) 放送施設、局舎の補強

高压受電設備、自家用発電設備、送信設備の風水害対策は完了している。

(イ) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

(ウ) 衛星を使った移動中継設備SNGを松本と長野に配備している。

ウ 株式会社長野放送

災害に際し、放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定、以下の項目について放送施設を整備し、災害に備えている。

(ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。(放送装置の現用予備2台化等)

(イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。

(ウ) 上記の放送施設内には、放送設備に耐震対策(固定化)を施す。

(エ) 毎年、冬季前に無電設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ 株式会社テレビ信州

台風などの災害の発生に際し、放送を確保するため「非常災害対策要綱」を策定し、放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

(ア) 局舎の風水害対策について

演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な風水害対策がとられているが、更新時には見直しをして万全を期すようにしている。

(イ) 電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。

(ウ) 非常災害対策訓練の実施

災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送株式会社

台風や集中豪雨などにより非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

(ア) 社屋の風水害対策について

社屋は平成3年竣工であり風水害に対する対策は十分なされている。

(イ) 電源設備について

自家発電及び無停電設備により停電時に備えている。

(ウ) 放送設備について

災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送株式会社

非常災害等における放送を確保するために「非常災害対策要領」を策定し、これに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

- (ア) 放送施設の転倒防止等固定化の実施
- (イ) 予備放送設備の整備
- (ウ) C S 衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保
- (エ) 非常災害時緊急音声放送割込み設備及びFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

キ 株式会社テレビ松本ケーブルビジョン

災害に際し、放送を確保するため、以下の項目について災害に備えている。

- (ア) 線路設備
 - 各増幅器の給電には、バッテリー式の電源を使い、商用電源の停電に備えている。また、予備ケーブル、予備機器を常に確保している。
- (イ) 自主放送設備
 - 災害時には、最小限の人員で放送できるようにしている。
- (ウ) 電源
 - 本社、支社のヘッドエンドを給電している電源には、バッテリー式の子備電源を備え、バッテリーの定期的な保守、交換を行っている。

(2) 実施計画

ア 【日本放送協会長野放送局松本支局が実施する計画】

平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）等の補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備、浸水対策として排水設備の充実を推進する。

イ 【信越放送株式会社が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の改修、連絡無線網の整備、機能向上を図る。

ウ 【株式会社長野放送が実施する計画】

- (ア) 定期的な放送施設の補修、点検、補強を行う。
- (イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行う。
- (ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努める。

エ 【株式会社テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（V H F 無線機等）を充実させる。
- (イ) 演奏所と送信所を結ぶS T Lの予備回線を検討している。

オ 【長野朝日放送株式会社が実施する計画】

放送回線・通信回線の拡充を図る。

- (ア) 衛生通信基地局に送信装置を追加
- (イ) 衛生通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保の実施
- (ウ) 衛生通信車載局の随時の整備点検

カ 【長野エフエム放送株式会社が実施する計画】

台風や集中豪雨などによる風水害に備え下記事項について対策を行う。

- (ア) 地下受電設備の浸水対策の推進
- (イ) FM送信空中線給電系の2ルート化を行う。
- (ウ) 演奏所電源系改修を行う。
- (エ) S T L非常回線の設置を検討
- (オ) 可搬型非常用送信機設置等の実施

キ 【株式会社テレビ松本ケーブルビジョンが実施する計画】

- (ア) 線路設備の確保
- (イ) 自主放送のための体制整備

5 警察無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

風水害による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。また浸水による機器損傷を回避するため、通信施設は建物の上階に設置しているほか、機器が老朽化した際は更新して信頼性を保っている。

無線多重回線については、2ルート化及びグループ化を完了し、信頼性の向上を図っている。

(2) 実施計画

ア 【警察本部が実施する計画】

- (ア) 県警本部通信施設の機能損傷に対処するため、本部設備の一部2重化、応急用通信機器の保管場所の整備を推進する。
- (イ) 被災現場における情報収集体制を強化するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的な運用を推進する。
- (ウ) 災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信設備の整備を行う。
- (エ) 無線中継局および無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を推進する。

6 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、台風などによる強風により倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。

このため、架空から地中化を進める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県、地方整備局が実施する計画】（建設部）

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第2節 鉄道施設災害予防計画

第1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の検査を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し、整備強化を図る。
- 2 各体制に基づき、関係職員の配置計画をとる。
- 3 関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 災害予防計画の整備

(1) 現状及び課題

災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。

また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

地域防災計画及び安全連絡地域分科会等の定めるところにより、鉄道会社との連携を図るものとする。

イ 【県が実施する計画】

鉄道会社との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

ウ 【東日本旅客鉄道株式会社が実施する計画】

(ア) 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置を講じる。

(イ) 防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。

(ロ) 関係機関との連携運転規制の基準

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

エ 【東海旅客鉄道株式会社が実施する計画】

(ア) 施設・設備の安全性の確保

調査グループの設置運用により定期検査を実施しているが、この体制を継続強化し、検査結果に基づく保守、補強、取替えなどを計画的に実施する。

(イ) 職員の配置計画

各体制に基づき、関係職員の配置計画をとる。

(ウ) 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

オ 【アルピコ交通株式会社が実施する計画】

(ア) 計画目標

災害による弱体箇所については、整備強化を図り、被害防止に努める。

(イ) 実施計画

a 線路の整備

(a) 盛土部、切取部の法面箇所を調査し、要注意箇所を把握する。

(b) 上記に基づき、防災工事を必要とする箇所は、その対策工事を実施する。

b 橋梁の整備

点検調査を実施し、補強対策を要する橋梁には、補強等の整備を実施する。

c 災害用の器材整備

災害時における、救援車、作業車の整備、非常用器材の配置に努める

。

カ 【北陸信越運輸局が実施する計画】

(ア) 鉄道事業者に対し、風水害による土砂災害等から鉄軌道を保全するため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるよう指導する。また、安全運行に資する竜巻等突風に係る検討内容等の情報提供に努める。

(イ) 鉄道事業者に対し、地下駅利用者の安全確保を図るため、効果的な浸水防止対策等に努めるよう指導する。

(ウ) 鉄道事業者に対し、災害発生に備え、異常時マニュアル等の作成及び実情を踏まえたマニュアルの見直しの指導を行うものとする。

(エ) 鉄道事業者に対し、定期的な異常時訓練の実施について指導を行うものとする。

(オ) 関係機関との連携を図るものとする。

第23節 災害広報計画

第1 基本方針

災害時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。

そのためには、住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第2 主な取組み

- 1 住民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 情報伝達施設・設備等の整備をする。
- 3 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第3 計画の内容

1 被災者への情報の提供体制

(1) 現状及び課題

災害時には、市民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、市・県及び報道機関等は適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、市民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部、全庁）

- (ア) 市民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるような体制の整備を図る。
 - a 窓口設置用電話回線、電話機・ファックス・パソコン（インターネット）の確保
 - b 窓口設置場所の確保
 - c 各部局の窓口対応職員の指定
 - d 外国人からの問合せにも対応できる体制
- (イ) テレビ、コミュニティ放送、有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (ウ) Lアラート（災害情報共有システム）、市のホームページ等を利用し、市民等に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。
- (エ) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努めるものとする。

- (オ) 市有施設においては、災害時における放送協定を締結している有線テレビジョン放送等の導入を積極的に推進し、迅速な災害広報に努める。
- (カ) 整備された災害情報メールの機能を発揮させるとともに、事業の充実及び迅速な災害情報収集に努める。
(広域消防局)

イ 【県が実施する計画】 (危機管理部、総務部)

- (ア) 住民等からの問い合わせに対する専用電話・ファックスを備えた相談窓口を設置し、職員が専属で対応できるよう以下の点についてあらかじめ体制を整備する。
 - a 窓口設置用の電話回線、電話機・ファックスの確保
 - b 窓口設置場所の確保
 - c 各部局の窓口対応職員の指定
 - d 外国語による情報提供体制の整備
- (イ) Lアラート(災害情報共有システム)、防災情報掲示板など県のホームページを活用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を図る。
- (ロ) Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。
- (エ) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。

ウ 【報道機関等が実施する計画】

県内報道機関及び通信事業者は、住民に対して各種の情報提供を行うため、市及び県と体制の整備・確認を行う。

エ 【電気事業者が実施する計画】

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

オ 【電気通信事業者が実施する計画】

通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。また、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

カ 【関係機関が実施する計画】

関係機関は、住民等に対して交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報提供を行うため、市及び県と体制の整備・確認を行う。

2 防災行政無線通信施設の整備と災害予防

(1) 現状及び課題

市民及び防災関連機関への災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集伝達には「移動系防災行政無線」が最も効果的であり、基幹的施設等に対しては平成28年度に整備を完了し、必要に応じ追加整備を進める。

また、今後整備された施設を活用し、事業の充実に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (危機管理部)

市並びに防災・生活関連機関、自主防災組織等が、相互間通信を行える地域防災系の防災無線の整備・充実に努める。

また、通信施設については、耐震性など災害予防対策を図る。

(危機管理部)

3 報道機関への情報提供及び協定

(1) 現状及び課題

災害時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。通常は危機管理部が、災害対策本部設置時には指揮本部が行う。

(イ) 災害時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、長野県と放送各社との間において締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、速やかに報道要請が行えるよう、県に対する報道要請の方法についての確認を行っておく。

(ウ) 本市独自に協定を締結している民放テレビ6社（信越放送株式会社、株式会社長野放送、株式会社テレビ信州、長野朝日放送株式会社、株式会社テレビ松本ケーブルビジョン、あづみ野テレビ株式会社）及びFMラジオ2社（長野エフエム放送株式会社、エフエムまつもと株式会社）に対し、放送を要請する。（参考編、参考23～27参照）

イ 【県が実施する計画】（総務部、危機管理部）

(ア) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、被害状況及び対策等の情報の報道機関に対する提供については、通常は危機管理防災課が、災害対策本部設置時には、本部室長の指示により情報発信班が行う。

(イ) 県は放送会社とは、災害時における放送要請に関する協定を締結しているが、災害時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう訓練等を行うものとする。

第24節 土砂災害等の災害予防計画

第1 基本方針

人命保護を念頭に、地すべり、山地災害、土石流、急傾斜地崩落等による災害を未然に防止し、危険個所の周知徹底を図るため、関係機関と協力し総合的な対策を実施する。

特に近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要となる。

また近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第2 主な取組み

- 1 市及び県は、土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、県が防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、市は適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。
- 3 県は、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

東山部山沿いに発生箇所が分布しており、開発に伴う造成、また、山林荒廃等による森林保水力の低下が懸念され、新たな危険箇所の増加が心配される。

(資料編、資料7参照)

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (危機管理部、建設部、環境エネルギー部)

(ア) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を印刷した印刷物 (ハザードマップ等) を配布しその他必要な措置を講じる。また、地すべり危険箇所を市民に周知する。

(イ) おおむね対策工事が完了した地区については、県からの委託により、巡視及び軽微な修繕を行う。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 地すべりの発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ地すべり防止区域の指定を行う。 (建設部、林務部、農政部)

(イ) 地すべりの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市へ提供するとともに、必要に応じ土砂災害警戒区域等の指定を行う。

(建設部、林務部、農政部)

第2章 第24節 土砂災害等の災害予防計画

(ウ) 地すべり防止工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施する。

(建設部、林務部、農政部)

(エ) 地すべり防止施設の状況把握に努め、機能が低下した施設については更新・機能回復を行う。

(建設部、林務部、農政部)

ウ 【関係機関が実施する計画】 (地方整備局)

(ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行う。

(イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずる。

エ 【市民が実施する計画】

地すべり危険箇所及び警戒避難に関する知識を深める。

2 山地災害危険対策

(1) 山地に隣接した宅地開発等の進展に伴う土地利用形態の変遷により、山腹崩壊地すべり、土砂流出の危険が増している。(資料編、資料10～11参照)

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】 (環境エネルギー部、建設部)

県では、山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、毎年見直し調査を実施している。

また、市及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握し、加えて、平成26年度から航空レーザ測量データを活用して、崩壊等の危険個所の抽出を行っている。

これらの情報をもとに、市との連携も図りつつ対策を要する箇所について、長野県強靱化計画の「地域との協働で行う事前防災治山計画」の内容を踏まえ、治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

本市においてもこれら危険地域の周知を図り、関係住民の理解と協力を得ながら随時調査点検し、警戒避難体制の確立を図る。

3 土石流対策

(1) 現状と課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本市は、糸魚川ー静岡構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が、多く分布している。(資料編、資料9参照)

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (危機管理部、建設部、環境エネルギー部)

土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を印刷した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置を講じる。警戒避難体制に関する事項について定め、市民へ周知する。

イ 【県が実施する計画】 (建設部)

(ア) 土石流の発生するおそれのある溪流を調査し、必要に応じ砂防指定地の指定を促進する。

(イ) 土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、土砂災害警

第2章 第24節 土砂災害等の災害予防計画

戒区域の指定を行い、その結果を市へ提供する。

(ウ) 砂防工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施する。

ウ 【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

(ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握する。

(イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図る。

エ 【市民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、安全な避難場所の確認をしておく。

4 急傾斜地崩落防止対策

(1) 現状と課題

山地に隣接した宅地開発等の進展に伴う土地利用形態の変遷により、山裾だけでなく市街地など広範囲で急傾斜地崩落災害が懸念され、事前措置として、平素から危険箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

（危機管理部、建設部、環境エネルギー部、産業振興部）

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定める。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を印刷した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。

(ウ) がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

(エ) 避難のための立ち退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得等をあらかじめ市民に周知する。

(オ) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) がけ崩れが発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為の規制を行うとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すなど改善処置をとることを勧告する。また、防止工事として所有者、管理者等が施工することが困難または不相当と認められるものについて、防止対策事業の推進を図る。

（建設部）

(イ) がけ崩れの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市へ提供するとともに、必要に応じ土砂災害警戒区域等の指定を行う。

（建設部）

(ウ) 土砂崩壊危険箇所台帳等に基づき、緊急度の高いものから補強・改修工事を実施する。

（農政部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市に緊急連絡ができるようにする。

エ 【市民が実施する計画】

日頃より危険箇所についての知識を深めるとともに、安全な避難場所の確認をしておく。

5 泥流対策

(1) 現状と課題

本市は、焼岳をはじめとする活火山を含め、火山により生成された軟弱な地盤の地域（火山地域）が分布しており、それら泥流の発生しやすい地域では降雨による土砂災害が懸念される。

この対策として砂防えん堤等の整備をはじめ被災を最小限にとどめるため警戒避難体制の整備を積極的に推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部）

危険区域等について市民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図るものとする。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

降雨等による火山の泥流対策として砂防設備の整備を進めるとともに監視システム及び警戒避難体制を整備する。

ウ 【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

火山噴火避難システムの整備を図る中で、当面直轄において、土砂異常現象に対する観測、情報システムの整備を進める。

エ 【市民が実施する計画】

危険区域等について知識を深めるとともに安全な避難場所を確認するものとする。

6 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害・注意・準用区域対策

(1) 現状と課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い本市では、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険・注意・準用区域内に立地している要配慮者利用施設がある。

これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

（危機管理部、建設部、環境エネルギー部、健康福祉部）

防災マップや研修会等の機会を通じて市民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図る。

（建設部）

(イ) 警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、要配慮者利用施設及び市へ調査結果を通知する。

第2章 第24節 土砂災害等の災害予防計画

(危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

- (ウ) 市地域防災計画書への掲載及び要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。(建設部)
- (エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)
- (オ) 要配慮者利用施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進する。(農政部)
- (カ) 要配慮者利用施設に対する農地の保全に関する地すべり危険箇所に関する情報を提供する。(農政部)
- (キ) 要配慮者利用施設に隣接した山地災害危険箇所等のうち緊急に対策を講じる必要のある箇所について、治山事業を積極的に推進する。(林務部)
- (ク) 緊急点検調査結果の周知等
 - a 当該施設が所在する市への通知、市地域防災計画への掲載についての助言をする。(林務部)
 - b 関係機関との連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を行う。(林務部)
- (ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知する。(林務部)

7 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状と課題

平成30年2月15日現在で1, 244か所が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は1, 044か所あり、区域内に住宅もある。

このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは市民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (建設部、危機管理部)

- (ア) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。
 - a 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
 - b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (イ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。
 - a 区域ごとに情報伝達、気象警報・注意報等の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を記載した防災マップを作成し、住民に周知する。
 - b 土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
- (ウ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

イ 【県が実施する計画】 (危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部)

- (ア) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進

第2章 第24節 土砂災害等の災害予防計画

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土砂又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて土砂災害警戒区域等の指定を行う。

- (イ) 基礎調査の結果を公表し、住民等への周知に努める。
- (ウ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。
 - a 住宅宅地分譲地、要配慮者利用施設等のための開発行為に関する許可
 - b 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
 - c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (エ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。

区域ごとに土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について市へ助言する
- (オ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

ウ 【市民等が実施する計画】

- (ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。
- (イ) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、市に助言を求めるものとする。

第25節 防災都市づくり計画

第1 基本方針

この計画は、市における城下町特有の狭隘な道路網、老朽化した木造住宅密集地という、風水害等の災害に弱い立地条件を基に、都市施設の配置及び構造上の問題に関する諸要素について、総合的な防災対策を図り、安心して住める都市づくりを推進する。

第2 主な取組み

- 1 避難路・延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層推進する。
- 2 都市計画道路等の線的整備と併せた地区計画や市街地再開発事業等の面的整備を推進し、健全な市街地の整備と防災機能の一層の充実を図る。
- 3 自主防災組織の支援

第3 計画の内容

1 防災空間の整備拡大

(1) 現状及び課題

近年の都市化の進展に伴い、中心市街地への都市機能の集中・高密度化及び市街地の拡大によって、都市におけるオープンスペースが急激に減少しており、災害時における危険性が増大している。阪神淡路大震災において、広幅員の道路による延焼防止効果が顕著であった他、身近な住区基幹公園が住民の一時避難地として利用されたり、救済活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たしたことを教訓として避難路延焼遮断帯、避難地等の防災空間を確保する観点から街路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する必要がある。

これらの整備にあたっては、以下の点について併せて留意する必要がある。

ア 松本市防災都市づくり計画に基づく、都市施設の系統的かつ計画的配置と安全性の確保

イ 幹線道路の多重化によるバックアップ機能の確保等を考慮した街路網の形成

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部）

(ア) 松本市防災都市づくり計画及び「緑の基本計画」等の策定により、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断地帯等の配置計画を検討し、都市公園等の積極的な整備に努める。

(イ) 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 災害時における避難地の確保は重要であることから、防災機能を有する公園の整備に努める。（建設部）

(イ) 幹線道路について、避難路及び延焼遮断帯としての機能を有する広幅員街路網の計画的整備に努める。（建設部）

(ウ) 市が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について協議、調整し事業が適正に施行されるよう指導・助言を行う。（建設部）

2 地区計画や市街地再開発事業による都市整備

(1) 現状及び課題

道路、公園等の公共施設の整備の立ち遅れた災害危険度の高い木造密集市街地は本市でも各所に存在している。

先の阪神・淡路大震災においても、著しい被害を受けた地域は、市街地で区画街路等が未整備であったり、木造老朽家屋が密集した地区などに集中している。

これらの地域については、街路、公園等の公共施設を整備、改善することによりオープンスペースを確保するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、地区計画や市街地再開発事業などの、面的な整備事業を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部）

(ア) 木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、地区計画や市街地再開発事業を積極的に推進するものとする。

(イ) 都市計画法に基づく市街地開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定するものとする。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 計画的に市街地整備を行うため土地区画整理事業等を積極的に推進することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。このため、事業の推進に向けて市へ啓発活動、指導等を行っていく。（建設部）

(イ) 市が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について協議、調整し事業が適正に施行されるよう指導・助言を行う。（建設部）

3 災害危険度判定調査の定期的な実施

(1) 現状及び課題

災害危険度判定調査の結果、本市の市街地は、旧市街地を中心として、木造住宅の密集する地域があり、こうした地区内における木造住宅は、新耐震基準施行以前のものが多く、災害時においては、倒壊・炎上の可能性が高いことがわかっている。こうした調査は定期的に行い、公表していくことで、市民に浸透していき、防災啓発につながるとともに、改善度が具体的な実績として記録されることで将来的な事業へ生かすことができる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部）

定期的に災害危険度判定調査を実施、公表する。

5 自主防災組織の支援

(1) 現状及び課題

市街地の位置、防災上の特性、都市施設の配置、震災被害の発生状況等、地区によって条件が異なるため、必要とされる対応策も異なってくることから、住民による自主防災組織の活動を支援する。。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（建設部、危機管理部、住民自治局）

住民による自主防災組織の活動を、各種情報を提供するなどして支援する。

第26節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

強風または出水等による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防止対策を講ずる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物の風害対策

(1) 現状及び課題

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（全庁）

- (ア) 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- (イ) 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- (ウ) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- (エ) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。
- (オ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

イ 【建築物の所有者が実施する計画】

- (ア) 屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行うものとする。
- (イ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

2 建築物の水害対策

(1) 現状及び課題

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる必要がある。

また、出水、がけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築等の制限を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部、環境エネルギー部）

- (ア) 出水によるがけ地の崩壊等により災害が発生するおそれのある区域について必要があれば建築等の制限を行うため、長野県建築基準法施行条例による区域指定に努める。
- (イ) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。
- (ウ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 建築物及び敷地の安全性の確保を図るため、指導及び啓発を行う。
- (イ) がけ地近接等危険住宅の解消を図るため、関係市町村と調整のうえ、移転事業の促進を図る。
- (ウ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

ウ 【建築物の所有者が実施する計画】

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置を講ずる。

3 文化財の風水害予防

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

建築物についてはそのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

また、建築物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（教育委員会、危機管理部）

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (イ) 防災施設の設置促進と、それに対する助成を行う。
- (ウ) 区域内の文化財の所在の把握に努める

イ 【県が実施する計画】

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (イ) 防災施設の設置促進と、それに対する助成を行う。
- (ウ) 被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整えるとともに、必要な備品の配備を行う。

ウ 【所有者が実施する計画】

- (ア) 防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。
- (イ) 建築物内にある文化財の把握に努めるものとする。

第27節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。

また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の風水害に対する整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の破損、冠水等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者ならびに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について風水害に対する強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部、産業振興部、環境エネルギー部）

(ア) 道路及び橋梁災害予防

- a 市街地中心の避難場所と主要な都市施設とを有機的に連絡させる道路整備に努める。
- b 既存の幹線道路及び生活道路は、緊急物資の輸送路及び避難路として重要であるので次の予防策を進める。
 - ・道路改良
 - ・道路法面保護
 - ・橋梁取り付け部強化による落橋防止対策

(イ) 農道及び橋梁災害予防

農道は中心市街地を外れ主要幹線道路、生活道路の補完として使用されることから、法面崩落対策及び橋梁取り付け部強化等の対策を講じ、災害による地区の孤立を避けるようにする。

(ウ) 林道及び橋梁災害予防

林道は山間部の幹線道路等の補完として使用されることから、法面崩落対策、地すべりの対策を十分行い、災害による地区の孤立を避けるようにする。

(エ) 道路付帯施設災害予防

道路付帯施設は、巡視を実施して状況の把握に努め交通上支障のある施設の整備を積極的に進める。

- (オ) 危険防止のため事前規制
 - a 道路交通規制の措置

道路に被害があった場合、道路交通法、道路法の定めにより警察及び道路管理者は、一般通行の安全と災害対策に必要な緊急輸送を確保するため、交通規制に関する要領について関係機関と協議を行っておく。
 - b 道路管理者は、所管する緊急輸送道路等で地震災害を発生するおそれのあると認められる区間を警察等関係機関と連絡を取りながら巡視を実施して状況の把握に努める。
- (カ) 落石等の点検に基づき、緊急度の高い箇所から順次整備する。
- (キ) 盛土点検に基づき、緊急度の高い箇所から順次整備する。
- (ク) 松本市橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施する、橋りょうの修繕及び架け替えに合わせて耐震補強を行う。
- (ケ) 危険防止のための事前規制
 - a 道路に被害があった場合、道路交通法、道路法の定めにより警察及び道路管理者は、一般交通の安全と災害対策に必要な緊急輸送を確保するため、交通規制に関する要領について関係機関と協議を行っておく。
 - b 道路管理者は、所管する緊急輸送道路等で地震災害を発生するおそれのあると認められる区間を警察等関係機関と連絡を取りながら巡視を実施して状況の把握に努める。
- イ 【県が実施する計画】
 - (7) 落石等の危険箇所点検に基づき緊急度の高い箇所から順次整備する。
(建設部、道路公社)
 - (イ) 道の駅の道路ネットワーク上の防災拠点としての整備を進める。
(建設部)
 - (ウ) 道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。
(建設部、警察本部)
 - (エ) 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する(資料編参照)。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。
(建設部)
 - (オ) 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、国・市、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制の構築を検討する。
- ウ 【関係機関が実施する計画】
 - (7) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備は、風水害対策を必要とする道路施設については、社会資本整備重点計画等に基づき計画的に整備を進める。
(地方整備局)
 - (イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいて、風水害応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、各道路管理者と総合的な調整を行う。
(地方整備局)
 - (ウ) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努める。
(地方整備局)
 - (エ) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について現場点検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施する

(地方整備局)

- 。(カ) 「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用して、既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を構成させる。

また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急を要するものから逐次整備を進める。

(地方整備局)

- (カ) 長野県内における供用中の高速道路は中央自動車道・長野自動車道及び上信越自動車道及び中部横断自動車道など6路線であり、長野県内の総延長は353.4kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。

東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱並びに地方整備局は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努める。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、地方整備局)

- (キ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。

(東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱)

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

また、応急復旧のために協定を締結した松本市建設事業協同組合と協力し、交通の確保を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (建設部、産業振興部、環境エネルギー部)

- (ア) 各関係機関において、それぞれ必要相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化しておく。
- (イ) 応急復旧のために松本市建設事業協同組合と協定を締結してあり、災害時に円滑な対策が取れるよう、平常時から連携を強化する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び中央日本四県との協定を締結しており、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(危機管理部)
- (イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。(全機関)
- (ウ) 「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(建設部、道路公社)

ウ 【関係機関が実施する計画】 (全機関)

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、市、県の協定等に協力する。(全機関)
- (イ) 大規模災害時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておく。(地方整備局)

3 危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者・警察本部が実施する計画】

ア 道路管理者並びに警察等は、あらかじめ特別警報発表時などにおいて通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図るものとする。

また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

イ 道路管理者並びに警察等は相互に連携し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施する。

ウ 事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

第28節 河川施設等災害予防計画

第1 基本方針

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し優先度の高い箇所から改修等を実施する。
- 2 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう維持的な対策を講ずる。
- 3 既存のダム施設等に関して定期的な点検を行い、施設の維持管理に努める。
- 4 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 5 浸水想定区域の公表（ハザード・マップの公表）、浸水想定区域内の要配慮者施設及び地下街等の施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の災害の実績や堤防の状況等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や住民への注意を促すための対策を講じている。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部、建設部、産業振興部）

(ア) 河川及び水路の整備を計画的に促進し、耐震性を向上させる。

(イ) 洪水ハザードマップの作成及び公表

(ウ) 浸水想定区域内の要配慮者施設及び地下街等の施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 国庫補助事業、県単独事業による河川改修事業を促進し、災害危険箇所の解消に努める。

(イ) ダム、堤防等の河川管理施設の状況や河道の土砂堆積状況を把握し、必要に応じて維持的な対策を講ずる。

(ウ) 浸水想定区域や水位計、河川監視カメラ等、減災に資する情報を提供する。また、浸水想定区域図が作成されていない河川において氾が発生していることから、中小河川の浸水想定区域図の作成を促進し、浸水リスク情報の周知に努めるものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

改善の必要性があると認められた施設について整備を図る。

2 ダム施設災害予防

(1) 現状及び課題

市内には本市が管理するダムは無いが、県が管理するダム、又本市を貫流する河川の上流に位置するダムが存在する。これらについては、河川管理施設等構造

令及び各種基準に基づき設計されている。

また、完成ダムでは定期的に点検整備を行っている。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部）

(ア) 通信連絡体制の整備

ダム管理者から送られる情報管理体制の充実を図る。

イ 【県が実施する計画】（建設部、農政部、企業局）

(ア) ダムの漏水量、変形、楊圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。

(イ) ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、関係法令等を最低基準として設計及び施行する。

ウ 【関係機関が実施する計画】（地方整備局、水資源機構、電力会社）

(ア) ダムの漏水量、変形、楊圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。

(イ) ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、関係法令等を最低基準として設計及び施行する。

3 浸水想定区域内の災害予防

(1) 現状及び課題

近年の豪雨災害では地下街などでの浸水被害が相次いでいるほか、高齢者や園児ら要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川を指定し、浸水想定区域の公表を行っている。また、市は浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の施設の防災体制の確立を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（危機管理部、広域消防局）

(ア) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び地下街等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を地域防災計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。

(イ) 要配慮者利用施設、地下街、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 浸水想定区域や水位等、減災に資する情報を提供する。

(イ) 市に洪水予報等の伝達を行う。

ウ 【浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び地下街等の管理者が実施する計画】

(ア) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

(イ) 浸水想定区域内にある地下街等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、避難体制等の確立を図るものとする。

4 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

河川施設等の災害に対応するには、情報の収集等その管理者及び関係団体との協力体制が極めて重要になる。このため、関係機関との情報交換に努めるほか、相互に協力し、災害防止体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部）

(ア) 市内における注意報・警報及び通報の伝達系統を整備する。

(イ) 防災気象情報、災害情報の伝達・収集に努め、通信体制を整備する。

第29節 ため池災害予防計画

第1 基本方針

市内には東山部地域を中心にして104か所の農業用ため池が所在している。これらのため池の多くは築造後かなりの年月を経過しており、堤体、余水吐、取水施設等の損朽が進んでいる。

また、すべてのため池が土堰堤のため、大規模災害による決壊等の危険度が高く、被害が下流域の人家、公共施設等に及ぶことが予想される。このため、県及び施設管理者等と連絡をとりながら、災害予防計画を推進し、災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、優先して対策に取り組む。

1 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

防災重点農業用ため池の防災工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。

3 豪雨に対する対策

豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲で、ため池の低水位管理に取り組む。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

市内のため池の多くは損朽が進んでおり、洪水による決壊等の危険度が高いため、施設の状況を調査し、災害予防のため緊急度の高いものから順次補強工事を実施する必要がある。

2 実施計画

(1) 【市が実施する計画】（産業振興部）

ア 各ため池ごとの管理者、規模、施設の状況及び改修歴等の状況を明記した、ため池カルテを整備するとともに、情報系パソコンを利用したカルテの共有化を図る。また、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告する。

イ ため池の災害予防のため、管理者等と施設の状況を調査し、必要に応じた措置を講じる。

ウ ため池や下流の状況等について、県等との連絡調整を行う。

エ ため池管理者等との緊急連絡網を作成するものとする。

オ 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施するものとする。

カ ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。

(2) 【県が実施する計画】（農政部）

ア 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、毎年度更新する。

イ 調査結果に基づき、緊急度の高いものから順次防災工事を実施する。

ウ 市が実施するため池ハザードマップ作成を支援する。

エ 市・ため池管理者を対象に、管理体制強化のための研修会を開催する。

(3) 【関係機関が実施する計画】

ア ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに市に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化する。

イ ため池サポートセンターは、ため池管理者と連携し、定期的に点検を実施するとともに、市へ点検結果を報告する。

第30節 農林水産物災害予防計画

第1 基本方針

風水害による農林水産関係の被害は、水稻、畜舎等建造物の倒壊、果樹支柱の倒伏及び花き・菌茸等の生育に必要な機械・施設や農産加工施設の機械・施設等の損傷が予想される。

また、林業関係では立木の倒壊、素材、製材品の損傷及びこれらの生産・加工に必要な機械・施設の損傷、破壊並びに、茸、木炭等の特用林産物の生産加工等に係る機械・施設の損傷、破壊が予想される。そこで、農林水産物の生産・流通・加工施設の設置にあたっては、風水害に対する安全対策を推進する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 松本地域振興局、農業農村支援センター、農業協同組合等と連携して、機械施設の設置状況の点検と農業者に対して安全対策を周知徹底する。
- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市森林整備計画に基づき森林の整備を実施するとともに、松本広域森林組合等関係機関と連携のもとに安全パトロールを実施する。

第3 計画の内容

1 農畜産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による農畜産物の被害は、農業関係では、温室、加工施設等建造物の倒壊、果樹支柱の倒伏及び花き・菌茸の生産に必要な機械・施設や農産加工施設の機械・施設等の損傷が予想される。そこで、農畜産物の生産・流通・加工施設の設置にあたっては、風水害等安全対策を推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（産業振興部）

松本地域振興局、農業農村支援センター、農業協同組合等と連携し、機械・施設の設置状況の点検と農業者等に対して予防技術対策を周知徹底する。

イ 【県が実施する計画】（農政部）

(ア) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、市、農業団体、農業者等に予防技術対策の周知徹底を図る。

(イ) 正確な情報を迅速に農業者等に伝達するため、農業情報等ネットワーク機能を強化する。

(ウ) 周知すべき作目別の主な予防技術対策

a 水稻

(a) 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏防止を図る。

(b) 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

b 果樹

(a) 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。

(b) 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。

(c) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

- c 野菜及び花き
 - (a) 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により被害の未然防止に努める。
 - (b) ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。
 - (c) 風速30m/秒の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。
 - (d) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。
- d 畜産
 - (a) 家畜を少なくとも一週間以上飼養できる飼料・燃料などの在庫を確保する。
 - (b) 停電時でも飼養管理、搾乳や生乳冷却を継続できるよう、地域又は経営毎に非常電源を準備する。
 - (c) 施設の損傷・倒壊・浸水を防止するため、事前に施設を点検・補修する。
- ウ 【関係機関が実施する計画】
市等関係機関と連携し、農業者に予防技術対策を周知する。
- エ 【市民が実施する計画】
県、市、農業団体等からの情報に基づき災害予防対策を実施する。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあつては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。林産物の生産、流通、加工施設の設置にあつては、立地条件や排水施設の施行に留意する必要がある。

(2) 実施計画

- ア 【市が実施する計画】（環境エネルギー部）
 - (ア) 市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。
 - (イ) 県、松本広域森林組合等関係機関と連携をとって、林産物の生産・流通・加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。
- イ 【県が実施する計画】（林務部）
 - (ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき多様な森林の整備を図る。
 - (イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施する。
 - (ウ) 林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。
 - (エ) 市との連携を図りつつ、防災・減殺の観点からの森林整備を行うとともに、間伐材の利用を推進する。
- ウ 【関係機関が実施する計画】
 - (ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林内からの林産物、土石等の流出防止に努めるものとする。（中部森林管理局）
 - (イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。
 - (ウ) 関係業界は、県、市と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において

安全パトロールを実施するものとする。

エ 【市民が実施する計画】

- (ア) 市等が計画的に行う森林整備に協力するものとする。
- (イ) 施設の補強等対策の実施に努めるものとする。

第31節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

災害時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 構造物に係わる二次災害防止のための措置を講じる。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための活動を講じる。
- 3 災害時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部、危機管理部）

- (ア) 重要施設については、あらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。
- (イ) 落石等の点検に基づき緊急度の高い箇所から順次整備する。
- (ウ) 盛土点検に基づき、危険度の高い箇所から順次整備する。
- (エ) 橋梁点検に基づき緊急度の高い橋梁から順次整備する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 林道については、土砂崩落危険箇所の改良、危険を周知させるための標識の設置を推進するよう市を支援する。（林務部）
- (イ) 重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておくよう市を指導する。（林務部）
- (ウ) 被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。（建設部、道路公社）

ウ 【関係機関が実施する計画】

それぞれの計画の定めるところにより整備する。

2 危険物施設に係わる二次災害防止対策

(1) 現状及び課題

[危険物関係]

消防法に定める危険物施設における災害時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性があり、被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

[液化石油ガス関係]

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒・流出防止措置の徹底など、災害対策の促進について液化石油ガス販売業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓発も必要である。

[毒物・劇物関係]

毒物・劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備、及び事故処理剤の備蓄体制の充実が必要である。

(2) 実施計画

「危険物関係」

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（危機管理部、広域消防局）

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施等指導の強化
- (ロ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (ハ) 自衛消防組織の強化についての指導
- (ニ) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導
- (ホ) 民間業者等の資機材保有実態の把握に努める。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施等指導の強化についての市に対する指導

ウ 【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (イ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (ロ) 自衛消防組織の強化促進
- (ハ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

○ 以下「火薬関係」、「高圧ガス関係」、「液化石油ガス関係」、「毒

物劇物関係」についても、これに準じて行う。

「火薬関係」

ア 【県が実施する計画】（産業労働部）

- (ア) 行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制、緊急時の応援体制の整備及び確立
- (イ) 火薬取扱施設管理者が講ずべき対策についての指導徹底

イ 【火薬取扱施設の管理者が実施する計画】

- (ア) 日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておくものとする。
- (イ) 日頃から、近隣住民に対して、災害時に火薬取扱施設に近寄らないよう周知しておくものとする。

「高圧ガス関係」

ア 【県が実施する計画】（産業労働部）

高圧ガス製造事業者等が、講ずべき対策についての指導の徹底

イ 【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

- (ア) 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- (イ) 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- (ウ) 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- (エ) ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- (オ) 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- (カ) 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

「液化石油ガス関係」

ア 【県が実施する計画】（産業労働部）

- (ア) 液化石油ガス販売事業者等において実施すべき対策についての指導を徹底するとともに、立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。
- (イ) 災害時の適切な処置について、一般消費者に対する広報活動を実施する。
- (ウ) 学校・病院等の公共施設の管理者に対して、管理体制、安全対策について、より適正なものとするよう要請する。

イ 【社長野県エルピーガス協会が実施する計画】

災害時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備するものとする。

ウ 【液化石油ガス販売事業者等が実施する計画】

- (ア) 容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。
- (イ) 水害時に容器置場から液化石油ガス容器が流出しないよう必要な措置を講じておくものとする。

「毒物劇物関係」

ア 【県が実施する計画】（健康福祉部）

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防

止教育の実施

- (イ) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤等の設置等の指導
- (ウ) 二次災害発生時の安全対策についての情報の提供
- (エ) 毒物劇物事故処理剤の整備、充実
- イ 【関係機関が実施する計画】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）
 - (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
 - (イ) 防災応急対策用資機材等の整備

3 倒木の流出対策

(1) 現状及び課題

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部）

- (ア) 河川管理施設の安全性を向上させる。
 - (イ) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

イ 【県が実施する計画】（林務部）

- (ア) スリット型ダム工の施工や災害に強い森林づくり等、総合的な対策を検討する。
 - (イ) 土石流対策にあわせ、スリット型堰堤などにより、流木対策を推進する。
(建設部)

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係わる二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部、環境エネルギー部）

- (ア) 情報収集体制の整備
 - (イ) 警戒避難体制の整備

イ 【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 土砂災害危険箇所の把握
 - (イ) 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

第32節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が常日頃から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ莫大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

このため、市、県及び指定行政機関等は、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災意識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

第2 主な取組み

- 1 市民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災意識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

- 1 市民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い市民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布、マイ・タイムライン(台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。)の普及等による実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】 (全庁)

(ア) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

- a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油
- b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対

策

- c 警戒レベルや警報等や、避難指示等の意味や内容
 - d 警戒レベルや警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
 - e 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - f 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - g 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - h 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - i 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
 - j 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
 - k 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - l 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
 - m 正確な情報入手の方法
 - n 要配慮者に対する配慮
 - o 男女のニーズの違いに対する配慮
 - p 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - q 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - r 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識
 - s 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動
 - t 避難生活に関する知識
 - u 平常時住民が実施しうる食料等の備蓄、出火防止等の対策の内容
 - v 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
 - w 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- (イ) 上記の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図る。
- a 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - b 各地域における指定緊急避難場所、避難所及び避難路に関する知識
- (ウ) 防災マップ、地区別の計画等、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
- なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるものとする。
- また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- a 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作

成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。

(a) 避難の確保を図るため必要な事項

(b) 浸水想定区域内の地下街等

(c) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地

b 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、市民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。

(a) 土砂災害に関する情報の伝達方法

(b) 避難地に関する事項

(c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

c 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。

(エ) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直観的に理解できるような取組を推進する。

(オ) 自主防災組織における、防災マップ等の作成に対する協力を広域消防局と連携をとって指導推進する。

(カ) 上記の防災マップの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。

(キ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

(ク) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

(ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図るものとする。

(コ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

(サ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(シ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(ス) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に

配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(水防法第15条第1項第3号に定める地下街)

施設名称	所在地	電話番号	F A X	地階面積
松本バスターミナル	松本市深志1	36-231	35-501	4, 123㎡ B1
	丁目2番30号			1, 792㎡ B2

イ 【広域消防局が実施する計画】

- (ア) 町会、自主防災会等の防災知識の普及、組織の育成に努める。
- (イ) 映画、スライド、写真展、防災講話等の開催による防災知識の普及を図るため積極的な出前防災訓練による推進に努める。

ウ 【県が実施する計画】 (全部局)

- (ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により同節第3、1(2)ア(ア)の事項について防災知識の普及を図る。
- (イ) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (ウ) 避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市が行う印刷物(ハザードマップ等)の作成配布について協力する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。
- (エ) 防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネージャー)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。
- (オ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。
- (カ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- (キ) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- (ク) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める。

また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた

事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。

- (ケ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を推進する。
- (コ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- (ク) 国及び地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (シ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

エ 【自主防災組織等が実施する計画】

地区別の計画等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別の計画等の作成に協力する。

オ 【報道機関が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努める。

カ 【市民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家防災会議を定期的に関き、以下の様な活動を通じて防災意識を高める。

- (ア) 避難路、避難所の確認
- (イ) 災害の状況に応じた避難行動の確認
 - a 指定緊急避難場所への立退き避難
 - b 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
 - c 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）
- (ウ) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保（テレビ、ラジオ、インターネット等）
- (エ) 災害時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確認
- (オ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (カ) 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認
- (キ) 備蓄食料の試食及び更新
- (ク) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (ケ) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

キ 【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害時に企業が果たす役割を踏まえたうえで、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

ク 【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び要配慮者利用施設等の要配慮者を収容している施設、旅館・ホテル、駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（全庁）

市が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ 【広域消防局が実施する計画】

危険物使用施設、病院、要配慮者利用施設、旅館、ホテル、駅、デパート等の防災上重要な施設等における訓練時期をとらえて、災害時における配慮すべき事項等、防災意識の普及徹底に努める。

ウ 【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して災害時における行動のしかた、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

エ 【防災上重要な施設の管理者が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、災害時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

3 学校における防災教育の充実

(1) 現状及び課題

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下、この節において「学校」という。）において、幼児及び児童生徒（以下、この節において「児童生徒」等という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成する上で重要である。

そのため、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等を通して、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（教育委員会、学校）

(7) 学校においては、大規模災害にも対処できるように、広域消防局、県その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

(イ) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(ウ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

- a 防災知識一般
 - b 避難の際の留意事項
 - c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - d 具体的な危険箇所
 - e 要配慮者に対する配慮
- (エ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。
- イ 【広域消防局が実施する計画】
- 学校長が大規模災害に対処できるよう、より実践的な消防防災訓練の実施に向け、助言指導を行う。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（全庁）

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- (ア) 自然災害に関する一般的な知識
- (イ) 自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (ウ) 職員等が果たすべき役割
- (エ) 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- (オ) 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（危機管理部）

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

イ 【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第33節 防災訓練計画

第1 基本方針

災害時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

そこで災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

また、発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び、住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との協体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関等と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練とするために訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別及び実施時期

(1) 現状及び課題

市は、防災の日（9月1日）を中心に総合防災訓練を実施しているが、今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（全庁）

「総合防災訓練（兼地震総合防災訓練）」

市は、県、各防災関係機関、住民、企業、その他関係団体の協力を得て、下記により総合防災訓練を実施する。また、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し、必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

(ア) 実施時期

防災週間（8月30日～9月5日）のタイアップ事業として、9月1日の防災の日を中心に各防災関係機関と調整を行い実施する。

(イ) 実施場所

訓練効果を考慮し、市内を8ブロックに大別し巡回して実施する。

(ロ) 実施方法

毎年作成する市総合防災訓練実施要綱に基づき、国及び県の訓練に合わせ、大規模地震等を想定した、実践的かつ総合的訓練を実施する。

「その他の訓練」

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施する。

(ア) 水防訓練

水防管理者は、水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

(イ) 消防訓練

広域消防局は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、

出動訓練、火災防ぎょ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。

(ウ) 災害救助訓練

市及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊出し等の訓練を行う。

(エ) 通信訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時に相互に円滑な通信が行えるよう、あらかじめ作成された想定により、遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練等を行う。

(オ) 避難訓練

市及び警察等避難訓練実施機関は、災害時における緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の迅速化及び円滑化のため、市民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の市民、病院及び集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(カ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

市は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上で、抜き打ち的に実施する。

(キ) 情報収集及び伝達訓練

市は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(ク) 広域防災訓練

市、県内市町村及び県は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために広域防災訓練を実施する。

(ケ) 警備及び交通規制訓練

警察は、災害時における警察活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により警備及び交通規制訓練を実施する。

(コ) 気象予警報伝達訓練

(カ) 給食、給水訓練

(シ) 救助物資器材調達訓練

(ス) 図上防災訓練

災害時における活動力、資材等の整備体制を事前に確認し、実施すべき応急対策業務についての状況判断、指示等の模擬訓練を実施する。

イ 【広域消防局が実施する計画】

(ア) 消防訓練

広域消防局は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、初期消火、救助・避難誘導及び広報訓練を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。

(イ) 災害救助訓練

救助、救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助等の訓練を行う。

(ウ) 通信訓練

災害時に円滑な通信が行えるよう、各訓練の時期をとらえて、通信、指揮統制などの訓練を行う。

(エ) 情報収集訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が的確に実施できるよう、各訓練実施時に、あらかじめ示された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(オ) 職員非常招集訓練

職員非常招集訓練計画に定める訓練を実施する。

(カ) 圏域総合防災訓練

圏域を一体とした総合防災訓練を、市、防災関係機関と実施して、災害時の連携協力体制を円滑化する。

ウ 【県が実施する計画】

県は、市との共催による実働型の総合防災訓練と、図上訓練を中心とした県地震総合防災訓練を実施するとともに、市が実施する訓練について指導、助言及び協力をする。

エ 【企業等が実施する計画】

企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努める。

オ 【市民が実施する計画】

自主防災組織等主催の防災訓練を積極的に実施し、参加するほか、市等が実施する訓練に積極的に参加するように努める。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、次回以降の訓練の参考にするため、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び訓練の実施機関において実施する計画】（危機管理部）

(ア) 実践的な訓練の実施

a 市及び訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。火山災害の場合は、噴火シナリオや火山ハザードマップ等を活用する。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、要配慮者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。

b 自主防災組織、民間事業者、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

c 要配慮者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

d 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積

極的に実施するよう努めるものとする。

(イ) 訓練の事後評価

市及び訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価・検証を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第34節 災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

大量に発生する災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、広域処理体制整備に努める。

また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧資材の供給体制及び罹災証明書発行体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。
- 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第3 計画の内容

- 1 災害廃棄物の発生への対応
 - (1) 【市が実施する計画】（建設部、環境エネルギー部）
 - ア 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。
 - イ 災害廃棄物対策指針等に基づき、策定した災害廃棄物処理計画について、関係法令や国の対策指針の改定、本計画に記載されている諸条件等に変更があった場合は、県の災害廃棄物処理計画との整合を図りながら改定を行う。
 - ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画の点検、確認を行う。
 - エ 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
 - (2) 【県が実施する計画】（建設部、環境部）
 - ア 県内市町村と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。
 - イ 災害廃棄物対策指針に基づき、災害廃棄物処理計画を必要に応じ適正な見直しを行う。
 - ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援を行うとともに、仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
 - エ 災害廃棄物対策に関する近隣都県との広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
- 2 データの保存及びバックアップ
 - (1) 現状及び課題

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要とな

る。

これらのデータが、災害により消失しないように、また、消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（全庁）

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、市で保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じる。

イ 【県が実施する計画】

県は円滑な災害復旧を図るため、部局ごとに、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 災害復旧用材の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（全庁）

森林組合等と連携して、災害時における木材の供給体制の確立に努める。

イ 【県が実施する計画】（林務部）

県は、中部森林管理局及び長野県森林組合連合会等木材関係団体と木材供給体制の整備を図る。

4 り災証明書の発行体制の整備

り災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、交付に必要な業務の実施体制の整備を行う必要がある。

(1) 【市が実施する計画】（財政部）

災害時に、り災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体との応援協定の締結、応援の受入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

(2) 【県が実施する計画】

県は、市に対し、住宅の被害認定調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家の被害認定調査の迅速化を図る。

また、育成した調査の担当者の名簿への登録、ほかの都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

第35節 自主防災組織等の育成及び地区内の防災活動の推進に関する計画

第1 基本方針

災害時に、被害の防止又は、軽減のために、市民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待されると共に、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化等、自主防災組織が、今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。

自主防災組織の組織化はほぼ達成されている状況ではあるが、引き続き「自主防災組織活性化支援事業」等を計画的に推進し、積極的に自主防災組織の充実・強化に取り組む。また、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」の作成を推進し、地域の防災力の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 組織化が遅れている地区を中心に組織化を促進する。
- 2 平常時、発災時の自主防災組織の活動内容の点検及び充実強化を図る。
- 3 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 4 リーダーに対する研修等組織を活性化するための対策を講ずる。
- 5 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。
- 6 住民等の提案により市地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上を図る。

第3 計画の内容

1 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

組織化が遅れている地区に対しては、組織化の促進、自主防災意識の涵養を図っていくことが今後の課題である。

また、学校、病院等の施設や事業所においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

自主防災組織が未結成の地区に対しては、平成16年度から実施している「自主防災組織活性化支援事業」等を通じ、防災知識の普及啓発活動と合わせ、組織の結成への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林業者、主婦等及び事業者等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図る。

(ア) 町会組織等を母体として編成する。

(イ) 全市地域に設置する。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

県、市が連携を強化し、市が行う組織づくりの取組みに対する助言を行う。

また、長野県自主防災アドバイザーによる自主防災組織の組織化、活動の活

第2章 第35節 自主防災組織等の育成及び地区内の防災活動の推進に関する計画 性化を図る。

ウ 【広域消防局が実施する計画】

学校、病院及び工場の防火管理者を置く事業所等の自衛消防隊の訓練等を指導し、災害時の対応力を強化する。

2 自主防災組織の活動内容の点検及び充実強化

(1) 平常時の活動

福祉と連携した「自主防災組織活性化支援事業」等の計画的推進を通じ、以下の項目の充実を図る。

- ア 災害に対する日頃の備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及
- イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
- ウ 要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）
- エ 防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検

(2) 発災時の活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止、初期消火
- ウ 避難誘導活動
- エ 救出救護の実施及び協力
- オ 炊出し等の給食給水活動

3 活動環境の整備

(1) 現状及び課題

現在、自主防災組織の活動環境の整備に関しては、助成措置が講じられている。（参考編、参考68参照）

自主防災組織が、より有効な活動をするためには、これらの制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

市は、自主防災組織防災活動支援補助金制度の活用推進により、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、総務部）

県は市が行う防災活動拠点の整備資機材の整備に対する助成措置等について周知し、その整備の促進を図る。

4 組織の活性化

(1) 現状及び課題

災害時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要がある。

また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。

第2章 第35節 自主防災組織等の育成及び地区内の防災活動の推進に関する計画

加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図るものとする。

(イ) 県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進めるものとする。

(ウ) 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努めるものとする。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込むものとする。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 自主防災組織のリーダー等に対する教育、研修を実施する等、リーダーの育成、資質の向上を図る。

(イ) 防災出前講座により、地域住民との直接対話による防災意識の高揚を図り自主防災組織に対する理解、関心を高めるとともに、市防災担当職員等を対象とした研修等を実施し、県内全域で防災意識の高揚と普及を推進できる体制を構築する。

(ウ) 自主防災組織における女性等の参画について現状把握に努めると共に、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう市へ助言を行う。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込むものとする。

ウ 【広域消防局が実施する計画】

自主防災組織の防火管理者等に対する教育、研修会を実施する。

5 各防災組織相互の協調

(1) 現状及び課題

地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、災害時に連携のとれた活動を行えるように日頃から、連絡体制を確立しておく必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（危機管理部）

市内の自主防災組織連合体である松本市防災連合会の活動を支援する。また、自主防災組織が町会組織、消防団、防犯組織、事業所等と連携が図れるよう支援するとともに、自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織づくりを推進するものとする。

6 地区内の防災活動の推進

(1) 現状及び課題

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが

第2章 第35節 自主防災組織等の育成及び地区内の防災活動の推進に関する計画

相まって地域における防災力の向上を図るものである。

なお、地区防災計画は、自助、共助の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。

ア 【地区防災計画策定事例】

- (ア) 新村地区（参考編、参考69参照）
- (イ) 城東地区（参考編、参考70参照）

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部）

市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

イ 【市民及び企業が実施する計画】

市の一定の地区内の住民及び事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携した防災活動に努める。

第36節 企業防災に関する計画

第1 基本方針

災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生など多岐にわたる役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の耐震診断や点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損出や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損出も大きい。

企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

2 実施計画

(1) 【市、広域消防局及び県が実施する計画】

（危機管理部、産業振興部、広域消防局）

ア 出前講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

イ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

ウ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

エ 市は、企業が保有する人材や資機材等を災害時に地域で活用するため、登録制度の導入を図るものとする。

(2) 【企業が実施する計画】

- ア 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。
- イ 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制すると共に、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。
- ウ 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- エ 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。
- オ 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- カ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施，時差出勤，計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第37節 ボランティア活動の環境整備

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、松本市は松本市社会福祉協議会（以下：市社協）との連携を密にし、被災状況等の情報交換を積極的に行う。そのことを受け市社協は災害ボランティアセンターを設置し、被災者や避難所等から要請のあるニーズ（要望・困りごと）を把握するとともに、被災地支援のために市内・県内・全国各地から集結するボランティアの受入れを行い、ニーズに応じたボランティアを派遣するための需給調整を行う。

さらに、災害時にボランティア活動を円滑に行うためには、事前にボランティア登録を進めるとともに、需給調整を行うボランティアコーディネーターの育成が必要であるため、市社協において下記により取り組む。

第2 主な取組み

- 1 市社協ボランティアセンターにおいて、ボランティアの事前登録を実施する。
- 2 ボランティアコーディネーターを育成する。
- 3 地区ボランティア部会との連携を図る。
- 4 市社協が設置する災害ボランティアセンターの役割を市民に周知する。

第3 計画の内容

1 災害ボランティアの事前登録

(1) 現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し、情報の収集伝達、家屋の片付け、要配慮者等の介護・介助、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国人への情報伝達のための通訳等多種多様である。こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められているところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（健康福祉部）

市社協が行うボランティアの事前登録の推進について、市民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

イ 【市社協が実施する計画】

(ア) 災害時における多様な被災者のボランティアニーズ（要望・困りごと）に対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進、育成を図る。

(イ) 協定を締結している団体や関係機関と平常時から相互に協力し、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。

ウ 【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部）

市社協及び日本赤十字社（長野県支部）等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

2 ボランティア活動の環境整備

(1) 現状及び課題

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画【県（危機管理部・健康福祉部）及び市が実施する計画】

ア 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。

イ 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

ウ 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

エ 市社協と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。

3 ボランティア団体間の連携

(1) 現状及び課題

現在、本市内には地域活動や障がい者・高齢者等の支援活動を行う団体等数多くのボランティア団体がそれぞれその団体の設立目的等に沿ってボランティア活動を行っている。

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害時のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、専門分野等の事前把握を行い、総合的・効果的な活動が行えるよう、団体間の連携強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

市（健康福祉部）及び県（危機管理部・健康福祉部）は、国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。

4 ボランティアコーディネーターの育成

(1) 現状及び課題

災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。

こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターの育成が求められている。

(2) 実施計画

市社協は、本市におけるボランティアコーディネーターの育成及び資質の向上に努めるものとし、市（健康福祉部）及び県（危機管理部・健康福祉部）は、市社協が行うボランティアコーディネーターの育成等に対する支援を行う。

第38節 災害対策基金等積立及び運用計画

第1 基本方針

災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。

第2 主な取組み

- 1 県において支弁する災害救助関係費用の財源に充てるため、県は災害救助基金の積立を行う。
- 2 災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立を行う。

第3 計画の内容

1 県災害救助基金の積立

(1) 現状及び課題

災害救助法第37条の規定により、県は災害救助基金の積立を行っている。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 災害救助基金の積立額

災害救助法第38条の規定により、県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の1,000分の5相当額を各年度の最少額として積み立てる。

(イ) 災害救助基金の運用方法

- a 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金
- b 国債証券、地方債証券、勸業債券、その他確実な債権の応募又は買入
- c 救助に必要な給与品の事前購入

(ウ) 災害救助基金の管理

災害救助基金の管理は県が行い、管理に要する費用は災害救助基金から支出する。

2 基金の積立

(1) 現状及び課題

県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定により、資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）を定めて財政調整基金を設置し、その運用に当たっている。

また、市においても同様に財政調整基金を設置し、その運用に当たっている。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（財政部）

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

松本市財政調整基金

名 称	目 的 及 び 使 途
財政調整基金	<p>市財政の健全な運営に資するため、次に掲げる経費に充てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経済事情の著しい変動により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための経費 2 災害により生じた経費、又は災害により生じた減収を埋めるための経費 3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業経費、及びその他やむを得ない理由により生じた経費 4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費 5 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還経費

イ 【県が実施する計画】

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

第39節 風水害対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように被害をもたらしている。

既に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究がおこなわれているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

市においても、さらに最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手段を活用した調査研究を検討する必要がある。

第2 主な取り組み

市、県各機関が協力し、風水害に関する情報の収集整理等を推進する。

第3 計画の内容

1 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する計画】

(危機管理部、建設部、環境エネルギー部、広域消防局)

- (ア) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- (イ) 国、県が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 国が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。
(危機管理部)
- (イ) 山地災害危険地区・地すべり危険箇所の再点検を通じて、危険箇所に関するデータの蓄積を行い、防災計画の基礎資料を作成する。
(林務部)
- (ロ) 土砂災害危険箇所の再点検を通じて見直し調査を実施し、危険箇所に関するデータの蓄積を行う。
(建設部)
- (エ) テレメーターによる雨量観測、地すべり監視システムのデータ等と災害発生状況等のデータを収集整理、分析し、危険予測の基礎資料を作成する。
(林務部、建設部)
- (オ) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。
また、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な研究についても検討する。
(危機管理部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究のデータについて、必要があれば、市、県への提供について協力する。
- (イ) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力する。

第40節 観光地の孤立災害予防計画

第1 基本方針

本市は上高地とその周辺や美ヶ原など複数の山岳観光地を有しているが、そこへ通ずる道路は、急峻な地形を切り開いて建設されている。それらの道路が災害により寸断され、孤立状態になった場合の防災対策について、同章第12節「孤立防止対策」に定めるほか、観光客の安全を確保するため、一層の防災対策の充実を図る。

第2 主な取組み

- 1 県、市、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 山岳観光地との情報伝達が断絶しない通信手段を確保する。
- 3 山岳観光地に通ずる道路の防災対策を行う。
- 4 山岳観光地の孤立に備え、避難場所の確保及び物資を備蓄する。
- 5 緊急用ヘリポートの選定等緊急輸送体制を整備する。
- 6 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害時の防災環境づくりに努める。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 現状と課題

山岳観光地へのNTT回線などの通信網は、道路被害とともに寸断される可能性が高いため、山岳観光地の孤立を予測した、観光地内との情報伝達が途絶しない通信手段の確保が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 県、市、関係機関、関係団体間の連絡、情報伝達及び災害応急体制を整備する。
- (イ) 衛星携帯電話、携帯電話、地域防災行政無線など、災害時に確実に連絡がとれる情報伝達手段の整備を行う。
- (ウ) アマチュア無線との協力体制を確立する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 県と市の災害に強い通信手段の構築に努める。
- (イ) 市における防災行政無線の導入について指導する。
- (ウ) アマチュア無線との協力体制を確立する。

ウ 【関係機関・市が実施する計画】

- (ア) 携帯電話の不感地帯解消を進める。

2 道路等の防災対策

(1) 現状と課題

山岳観光地へ通ずる道路や観光地内での防災対策については、同章第24節「土砂災害等の災害予防計画」等によるが、季節と時間によっては、大量の観光客孤立も想定されることから、完全な予防対策は不可能なものの、危険箇所での防災対策、複線化を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

(建設部、産業振興部、環境エネルギー部、交通部、危機管理部)

市が管理する観光地へ通ずる道路の強靱化や監視体制の強化など災害予防対策、車両転回場所の選定・確保及び迂回道路を整備する。

イ 【県が実施する計画】 (建設部、農政部、林務部、警察本部)

(ア) 県が管理する観光地へ通ずる道路の強靱化や監視体制の強化など災害予防対策、車両転回場所の選定・確保及び迂回道路を整備する。

(イ) 観光地へ通ずる道路の交通規制体制の整備及び広報活動を行う。

(ウ) 緊急交通路交通規制対象予定道路を指定する。

3 孤立予想観光地の実態把握

(1) 現状と課題

災害時における迅速かつ的確な救助・救出を実施するためには、平素から山岳観光地内の観光客の入込数、要配慮者の有無などを把握しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

(文化観光部、総合戦略局、健康福祉部、危機管理部)

ライブカメラによる現状把握のほか、季節・月別・日別等観光客の入込数、孤立した場合の最大人員、観光事業の従事者数、食料等の確保状況や要配慮者の実態を把握しておく。

イ 【市民が実施する計画】

自主防災組織等を通じて平素から地域の実態把握に努める。

4 自主防災組織等の育成

(1) 現状と課題

自主防災組織は消防・警察等が現地に到着するまでの間、救命・救助や避難生活の支援など、極めて重要な役割を担うこととなるため、山岳観光地においては、観光事業者も参加した自主防災活動が必要となる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

(危機管理部、住民自治局、文化観光部、総合戦略局)

(ア) 観光地内における自主防災組織の組織化、活性化を支援する。

(イ) 防災資機材の整備を支援する。

イ 【市民が実施する計画】

(ア) 観光事業者も含め、組織へ積極的に参加する。

(イ) 防災資機材の整備を行うほか、観光客等の避難体制を整備し、避難訓練を行う。

5 救出・避難体制の確保

(1) 現状と課題

避難受入れ計画、備蓄計画等については、同章第11節「避難の受入活動計画」等によるが、大量の観光客が孤立する事態に備え、迅速に救出できる体制や救出までの避難生活が維持できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部、住民自治局、文化観光部、総合戦略局）

(ア) 大型バス、大型ヘリコプターなどによる大量輸送可能な救出体制を整備する。

a 上高地の現在のヘリポートは、玄文沢としているが、孤立発生時に観光客の避難に必要な大型ヘリコプターの離発着が困難であること、また、梓川河川敷は出水等の影響により河床状況が変化して離発着場所が確保できなくなることなることから、常設の大型ヘリコプター離発着場所の確保を検討する。

b 上記の場所として、焼岳の火山活動等の影響が少ない地域（河童橋から横尾まで）を想定する。

c 検討にあたっては、国・県等各関係機関の協力を得ながら行うものとする。

(イ) 指定避難所又はその近傍に、食料、水、毛布等、避難生活に必要な物資の備蓄と非常用発電機の整備を行う。

(ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所を確保し、指定を行う。

(エ) 指定緊急避難場所へ通ずる管理道路の整備を行う。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

ヘリコプターを運行する機関と平素から密接な連携を保ち、災害時には迅速な運用を図る。

ウ 【市民が実施する計画】

観光事業者は宿泊者の避難生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄に努める。

6 外国人旅行者の安全確保策

(1) 【市が実施する計画】（文化観光部、総合戦略局、住民自治局）

観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制の整備や非常用電源の確保を図るものとする。

(2) 【市及び県が実施する計画】

ア 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進するものとする。

イ 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行うものとする。

(3) 【県が実施する計画】（県民文化部、観光部）

研修会により、災害時の通訳ボランティアを養成し、事前登録するなど、災害時の活用体制を整備する。

(4) 【関係機関が実施する計画】

ア 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進するものとする。

イ 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備、非常用電源の確保を図るものとする。

第 3 章

災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

風水害については、災害発生危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の市民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

第2 主な活動

- 1 気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。
- 2 市民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 警報等の伝達活動

(1) 基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

関係機関は、別紙伝達系統図により気象警報・注意報等の伝達活動を行う。

(2) 実施計画

ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ）

(ア) 【市が実施する対策】

住民等への周知の措置

消防庁、県、東日本電信電話(株)から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。

なお周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、松本安心ネット、ソーシャルメディア、市公式ホームページ等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行う。

(イ) 【県が実施する対策】

市への通知

気象に関する警報・注意報は、衛星系防災行政無線の一斉ＦＡＸにより発信しているが、長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合は、併せて、県危機管理防災課から地域振興局を通じて速やかに市への電話連絡を行う。また長野地方気象台等から、発表又は解除に関する情報について連絡があった場合も、同様に市に対し連絡を行う。

イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応

(ア) 【市及び広域消防局が実施する対策】（全庁、広域消防局）

a 各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。

b 市民から災害発生のおそれがある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

(イ) 【県が実施する対策】

- a 勤務時間内における取扱い
- (a) 連絡及び通知系統
長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報（解除を含む、以下同様）等は危機管理部長が受領し、それぞれの気象警報・注意報等を伝達系統図により連絡する。
 - (b) 庁内放送の実施
すべての気象警報・注意報等について、危機管理防災課長からその写しを受領した広報県民課は、速やかに庁内放送を実施し、庁内各課に周知する。
 - (c) 応急措置等の指示
危機管理防災課長は地域振興局に、また河川課長及び道路管理課長は建設事務所に通知する場合は、当該気象警報・注意報等により予想される事態に対して、所及び市がとるべき措置をあわせ指示する。
 - (d) 農作物対策の指示
農業技術課は、農業農村支援センターに農作物等の技術対策について通知する。
 - (e) 指示事項の市等への通知
地域振興局長及び建設事務所長は、通知された気象警報・注意報等にあわせて市長のとるべき措置として指示された事項を、直ちに直轄区域内の市及び関係機関に通知する。
- b 勤務時間外における取扱い
- (a) 勤務時間外に長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報等は、危機管理部の宿日直者が受領する。
 - (b) 危機管理部の宿日直者は、気象警報・注意報等を受領したときは、「勤務時間外における伝達系統図」により、それぞれの担当者に電話等により通知する。
 - (c) bにより通知を受けた危機管理部、建設部及び農政部の担当者は、活動計画に基づき登庁する必要がある場合は、登庁し、それぞれ主管課長に報告し指示を受けるとともに、伝達系統図により、地域振興局及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者に通知する。
 - (d) 地域振興局及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者は、気象警報・注意報等を受領したときは所属長に報告するとともに、アの(イ)に準じ市及び関係機関に通知する。
 - (ウ) **【長野地方気象台等が実施する対策】**
長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、別紙の発表基準により注意報・警報等を発表する。
なお、地震等が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合は、警報等の発表基準の引き下げを関係機関と協議の上、実施する。
 - (エ) **【放送事業者が実施する対策】**
各放送事業者は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮のうえ、速やかに放送を行うものとする。
 - (オ) **【その他防災関係機関が実施する対策】**
その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達についてそれぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知するものとする。

(カ) 【市民が実施する対策】

以下の様な異常を発見した者は、ただちに市長又は警察官に通報するものとする。

a 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

b 水象関係

河川や湖沼の水位の異常な上昇

ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応

(7) 【市が実施する対策】（危機管理部）

県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど住民の避難行動へつなげる。また避難情報の周知を図る。

(イ) 【県が実施する対策】

長野地方気象台との協議に基づき土砂災害警戒情報を発表する際は、事前に砂防課から市へ電話連絡するとともに発表後は、衛星系防災行政無線の一斉FAX等により市に通知する。併せて、建設・砂防事務所を通じて速やかに市への着信確認を行う。

(ウ) 【長野地方気象台が実施する対策】

県との協定に基づき、報道各社へ土砂災害警戒情報の発表・解除について伝達する。

(エ) 【放送事業者が実施する対策】

長野地方気象台から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行う。

エ 水防に関する水位情報発表時の対応

【県が実施する対策】

洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び市長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ河川水位等の情報を提供するよう努める。

また、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

2 市民の避難誘導対策

(1) 基本方針

風水害により、市民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険・準用区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（全庁、広域消防局）

(7) 風水害のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、

河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象状況等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、市民に対して避難のための避難指示等の発令を行い、避難誘導活動を実施する。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

- (イ) 避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

- (ロ) 住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- (エ) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (オ) 災害時または災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
- (カ) 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達にあたっては、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の市民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- (キ) 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- (ク) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講じる。
- (ケ) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。
- (コ) 市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (ク) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設する

よう努めるものとする。

- (シ) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (ス) 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、建設部）

- (ア) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所への避難に加え、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への分散避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。
- (イ) 県は、大雨による風水害の危険が高まった時に、市長が防災活動の実施や住民等への避難指示等の発令を適切適時に判断できるよう、市等へ気象情報や降水量、降水予測、河川の水位情報、土砂災害警戒情報等について情報提供し、市の活動を支援する。
- (ウ) 関係事業者の協力を得つつ、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、住民に対し、河川の水位情報等について情報提供する。

ウ 【市民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日用品等の備蓄物資を携帯する。

エ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する対策】

- (ア) 要配慮者利用施設の管理者は、自らも防災気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努める。
- (イ) 災害が発生するおそれのある場合は、市、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施する。

3 災害の未然防止対策

(1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、災害の発生の防止に努める。

(2) 実施計画

ア 【水防管理者（市長）が実施する対策】

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

イ 【河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等が実施する対策】

洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。

その操作にあたり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あ

らかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに市民に対して周知させる。

ウ 【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、降水量に応じてパトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

エ 【市民が実施する対策】

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を市又は警察に通報する。

オ 【水防団及び消防機関が実施する対策】

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施する。

第4 警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報

長野地方気象台から、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、原則として市町村ごとに発表される。ただし、一部の市町村では分割して発表されており、松本市は「松本」及び「乗鞍上高地」に分割して発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、

特別警報・警報・注意報の種類		概要
		特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

特別警報・警報・注意報 の種類	概 要	
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。	

特別警報基準

種類	発表基準
----	------

大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

(2) 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

【大雨特別警報（浸水害）】

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下のア又はイを満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

ア 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。

イ 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

激しい雨※:1時間に概ね30mm以上の雨

【大雨特別警報（土砂災害）】

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

(3) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風と同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

(4) 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

(5) 雪に関する観測地点毎50年に一度の値一覧

各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧（令和5年11月1日現在）

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪(cm)
長野県	長野	66	80
長野県	松本	57	78
長野県	諏訪	56	69

長野県	軽井沢	76	99
長野県	飯田	45※	81
長野県	野沢温泉	386	353
長野県	信濃町	205	176
長野県	飯山	290	257
長野県	小谷	287	251
長野県	白馬	194	187
長野県	大町	115	117
長野県	菅平	158	152
長野県	開田高原	139	115

注1) “*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

注2) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注3) 大雪特別警報は、府県程度の広がり、50年に一度の値となる現象を対象。
個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

警報・注意報発表基準一覧表

(令和5年6月8日現在)

発表官署 長野地方気象台

松本	府県予報区	長野県		
	一次細分区域	中部		
	市町村等をまとめた地域	松本地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 10	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 112	
	洪水	流域雨量指数基準	会田川流域=14.2, 梓川流域=34.6, 大門沢川流域=4.8, 女鳥羽川流域=12.7, 田川流域=17.1, 薄川流域=11.3, 和泉川流域=5.3, 塩沢川流域=4.9, 鎖川流域=14.9, 牛伏川流域=6.6	
		複合基準*1	和泉川流域=(5, 4.7)	
		指定河川洪水予報による基準	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]	
	暴風	平均風速	17m/s	
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	90	
	洪水	流域雨量指数基準	会田川流域=11.3, 梓川流域=27.6, 大門沢川流域=3.9, 女鳥羽川流域=10.1, 田川流域=13.6, 薄川流域=9, 和泉川流域=4.2, 塩沢川流域=3.9, 鎖川流域=11.9, 牛伏川流域=5.2	
		複合基準*1	大門沢川流域=(6, 3.8), 田川流域=(5, 13.6), 薄川流域=(6, 7.1), 和泉川流域=(5, 4.2), 鎖川流域=(5, 10.2), 奈良井川流域=(5, 28.2)	
		指定河川洪水予報による基準	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55%*2		
	なだれ	1.表層なだれ:積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、 または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2.全層なだれ:積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上		
	低温	夏期:平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期:最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下		
着氷	著しい着氷が予想される場合			
着雪	著しい着雪が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

- 1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表される時は、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。
- 2 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

別表1 大雨警報基準 (令和5年6月8日現在)

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
松本地域	松本	10	112
	塩尻	11	105
	安曇野市	9	108
	麻績村	10	111
	生坂村	9	107
	山形村	7	118

	朝日村	7	121
	筑北村	9	89
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	14	133

別表2 洪水警報基準（令和5年6月8日現在）

市町村等を まとめた地域	市町村 等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水 予報による基 準
松本地域	松本	会田川流域=14.2, 梓川流域=34.6, 大門沢川流域=4.8, 女羽川流域=12.7, 田川流域=17.1, 薄川流域=11.3, 和泉川流域=5.3, 塩沢川流域=4.9, 鎖川流域=14.9, 牛伏川流域=6.6	和泉川流域= (5, 4.7) ,	信濃川水系 奈良井川 (琵琶橋・ 新橋)
	塩尻	田川流域=11.4, 矢沢川流域=5.3, 小曾部川流域=6.8	矢沢川流域= (6, 4.7) , 奈良井川流域= (6, 16.7)	信濃川水系 奈良井川 (琵琶橋・ 新橋)
	安曇野	犀川流域=45.1, 潮沢川流域=6.7, 会田川流域=15.2, 濁沢川流域=6.3, 高瀬川流域=31.1, 穂高川流域=26.3, 乳川流域=20.1, 天満沢川流域=5.9, 烏川流域=15.6, 万水川流域=10.9, 黒沢川流域=5.8, 梓川流域=34.6	犀川流域= (5, 40.5) , 潮沢川流域= (5, 6.2) , 会田川流域= (5, 13.2) , 万水川流域= (5, 9.9)	—
	麻績村	麻績川流域=12.9	—	—
	生坂村	犀川流域=64.3, 麻績川流域=19.7, 金熊川流域=11.5	—	—
	山形村	三間沢川流域=5.6, 唐沢川流域=5.7,	—	—
	朝日村	鎖川流域=12.3	—	—
	筑北村	麻績川流域=16.8, 別所川流域=8, 東条川流域=8, 安坂川流域=8.7	—	—
乗鞍 上高地地域	乗鞍 上高地	梓川流域=26.6, 島々谷川流域=14.5 奈川流域=12.2, 黒川流域=6.9	—	—

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

別表3 大雨注意報基準（令和5年6月8日現在）

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
松本地域	松本	6	90
	塩尻	5	85
	安曇野市	4	87
	麻績村	6	89
	生坂村	5	86
	山形村	4	95
	朝日村	3	98
	筑北村	5	72

乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	9	106
---------	-------	---	-----

別表4 洪水注意報基準（令和5年6月8日現在）

市町村等を まとめた地域	市町村 等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪 水予報によ る基準
松本地域	松本	会田川流域=11.3, 梓川流域=27.6, 大門沢川流域=3.9, 女鳥羽川流域=10.1, 田川流域=13.6, 薄川流域=9, 和泉川流域=4.2, 塩沢川流域=3.9, 鎖川流域=11.9, 牛伏川流域=5.2	大門沢川流域=(6, 3.8) 田川流域=(5, 13.6) 薄川流域=(6, 7.1) 和泉川流域=(5, 4.2) 鎖川流域=(5, 10.2) 奈良井川=(5, 28.2)	信濃川水系 奈良井川 (琵琶橋・ 新橋)
	塩尻	田川流域=9.1 矢沢川流域=4.2, 小曾部川流域=5.4	矢沢川流域=(6, 4.2), 奈良井川流域=(5, 14.8)	信濃川水系 奈良井川 (琵琶橋・ 新橋)
	安曇野	犀川流域=36, 潮沢川流域=5.3, 会田川流域=12.1, 濁沢川流域=4.9, 高瀬川流域=24.8, 穂高川流域=21, 乳川流域=16, 天満沢川流域=4.7, 鳥川流域=12.4, 万水川流域=8.7, 黒沢川流域=4.6, 梓川流域=27.6	犀川流域=(5, 36) 潮沢川流域=(5, 4.2) 会田川流域=(5, 9.7) 鳥川流域=(5, 9.9) 万水川流域=(5, 8.7)	—
	麻績村	麻績川流域=10.3	麻績川流域=(5, 8.2)	—
	生坂村	犀川流域=51.4, 麻績川流域=15.7, 金熊川流域=9.2	犀川流域=(5, 41.1) 麻績川流域=(5, 15.2)	—
	山形村	三間沢川流域=4.4, 唐沢川流域=4.6	—	—
	朝日村	鎖川流域=9.8	—	—
	筑北村	麻績川流域=13.4, 別所川流域=6.4, 東条川流域=6.4, 安坂川流域=6.9	麻績川流域=(5, 10.7)	—
乗鞍 上高地地域	乗鞍 上高地	梓川流域=21.2, 島々谷川流域=11.6 奈川流域=9.8, 黒川流域=5.5	梓川流域=(7, 17)	—

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

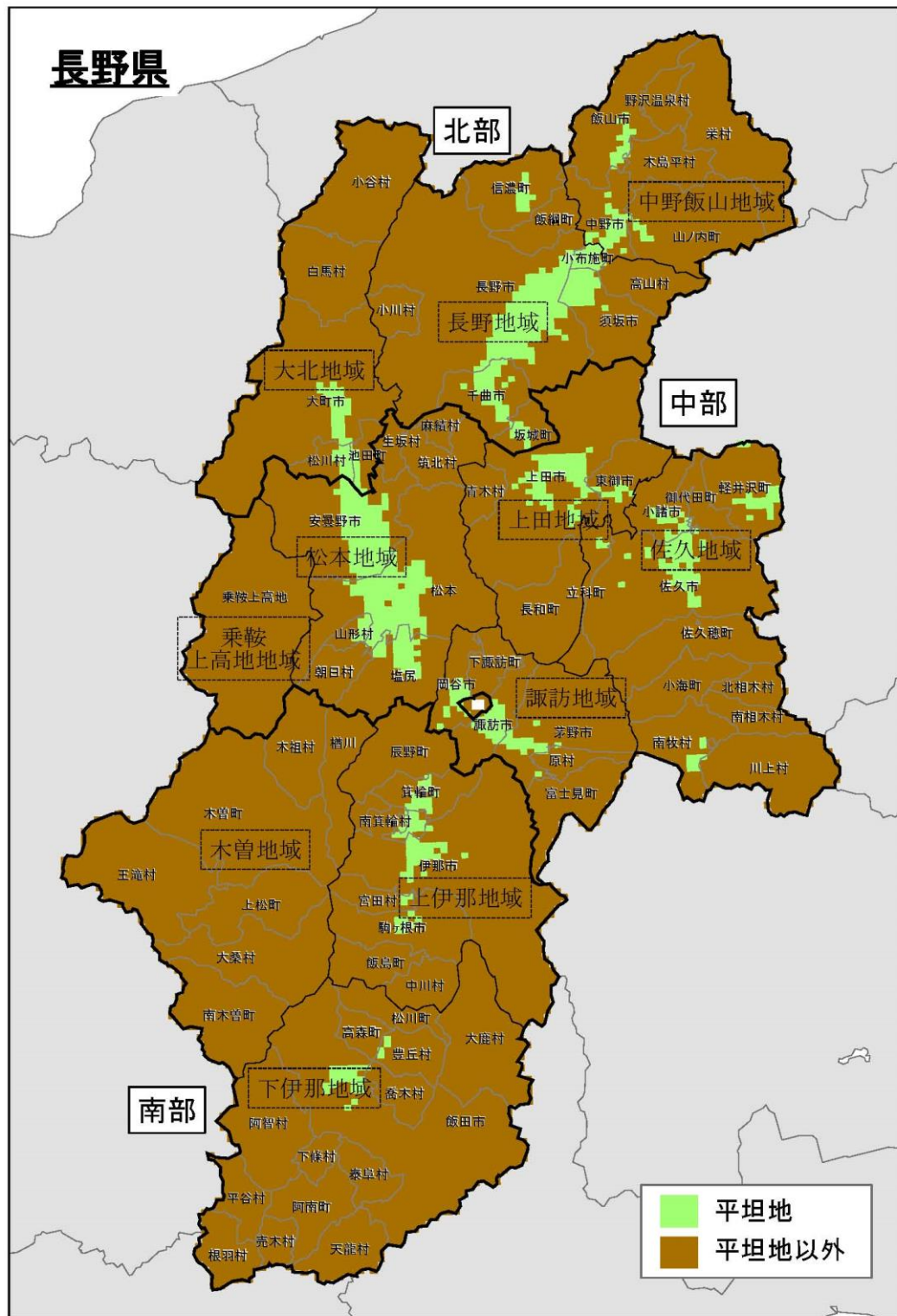
【大雨及び洪水警報・注意報基準（別表1～4）の解説】

- (1) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“—”で示している。
- (2) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (3) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表1及び3の表面雨量指数基準には市町村等の域内に

おける基準の最低値を示している。

- (4) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (5) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (6) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (7) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は、資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (8) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

別図 長野県の平坦地、平坦地以外地図



平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25%以上の地域
平坦地以外：上記以外の地域

別表5 警報及び注意報の区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
北 部	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町
	中野飯山地域	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
	大北地域	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
中 部	上田地域	上田市、東御市、青木村、長和町
	佐久地域	小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町
	松本地域	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地
	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
南 部	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
	木曽地域	檜川、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町
	下伊那地域	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村

注) 松本、乗鞍上高地、塩尻、檜川の区域

名称	区域
松本	長野県松本市のうち乗鞍上高地の区域を除く区域
乗鞍上高地	長野県松本市のうち安曇及び奈川
塩尻	長野県塩尻市のうち檜川の区域を除く区域
檜川	長野県塩尻市のうち奈良井、木曽平沢及び贅川

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	標題	概要
洪水 警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水 注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、その状況を水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区 分	発 表 基 準
避難判断水位 到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

到達情報	
------	--

(3) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水 防 警 報	水位が氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。（通知内容は別節「水防活動計画」参照のこと。）

3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が長野県知事に対して通報し、長野県を通じて松本市に伝達される。

発表基準は、長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

ただし、実施基準に該当する時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

(2) 火災警報

消防法第22条の規定により、一般に警戒を促すために発令する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火 災 警 報	前項（1）の発表基準に準じる。

4 その他の情報

(1) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要と

	<p>される警戒レベル3に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（松本市は長野県中部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する長野県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、气象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示（警戒レベル4）の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、長野県と長野地方气象台から共同で発表される。ただし、別表6にある5市については分割して発表される。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市町村において、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（松本市は長野県中部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位（松本市は長野県中部）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられるものとする。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域
天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省 天竜川上流河川事務所	国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という）
	共同	
千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省 千曲川河川事務所	国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という）
	共同	
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 建設部河川課	知事が指定した河川（「県の指定河川」という）
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所	国土交通大臣が指定した河川（「国の指定河川」という）
	関係建設事務所	知事が指定した河川（「県の指定河川」という）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域
火災警報	市町村長	各市町村域
避難判断水位到達情報、氾濫危険水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣、知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台	県全域
	共同	

	建設部砂防課	
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域
竜巻注意情報	気象庁	県全域
全般気象情報	気象庁	全国
関東甲信地方気象情報	気象庁	関東甲信地方
長野県気象情報	長野地方気象台	長野県

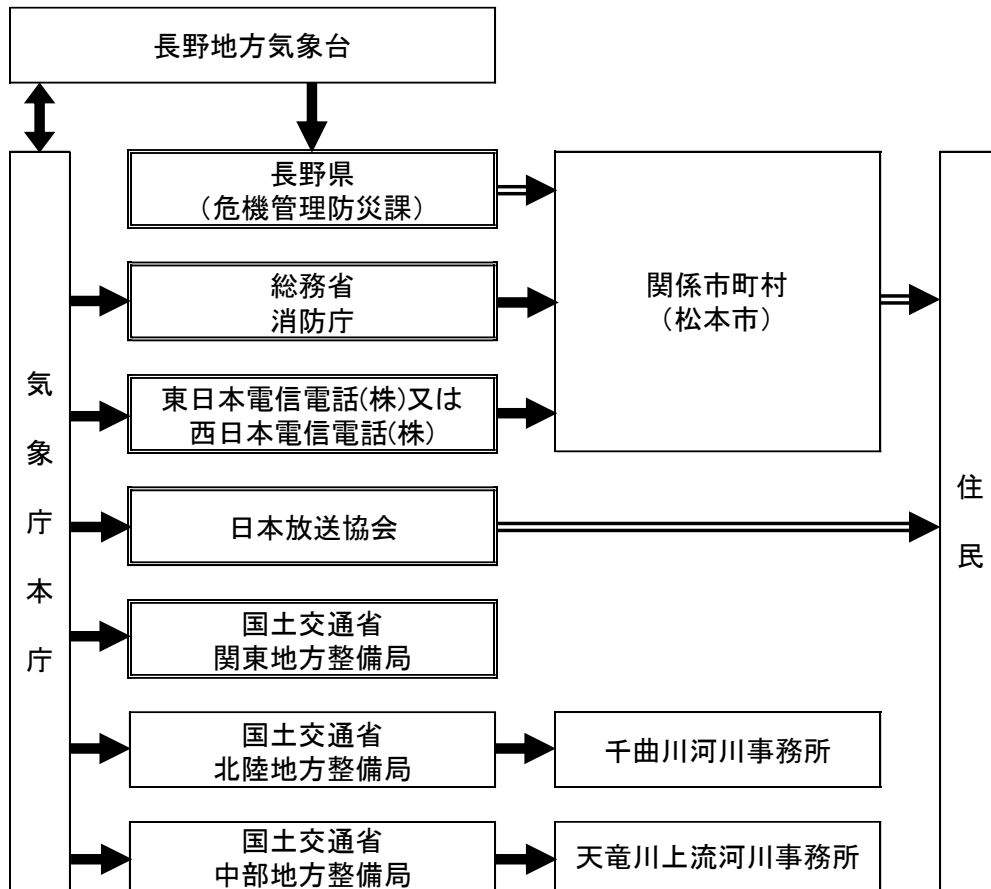
別表6 土砂災害警戒情報を分割して発表する名称と区域

市	発表地域名称	区 域
長野市	長野	長野市のうち鬼無里戸隠の区域を除く区域
	鬼無里戸隠	長野市のうち鬼無里支所及び戸隠支所管内
松本市	松本	松本市（乗鞍上高地地域の区域を除く。）
	乗鞍上高地	松本市（安曇及び奈川に限る。）
飯田市	飯田	飯田市のうち上村南信濃の区域を除く区域
	上村南信濃	飯田市のうち上村自治振興センター及び南信濃自治振興センター管内
伊那市	伊那	伊那市のうち長谷の区域を除く区域
	長谷	伊那市のうち長谷総合支所管内
塩尻市	塩尻	塩尻市（檜川の区域を除く。）
	檜川	塩尻市（奈良井、木曾平沢及び贅川に限る。）

警報等伝達系統図

1 注意報・警報および情報

(1) 系統図



注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 通信途絶時の代替経路

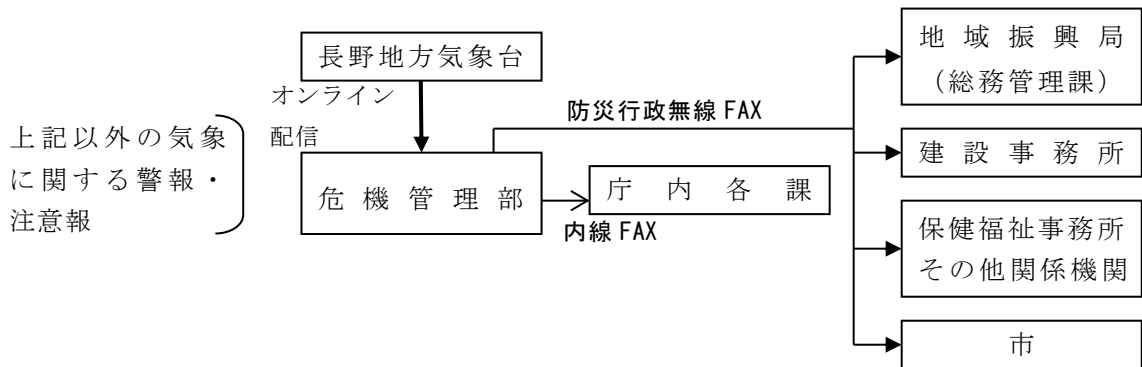
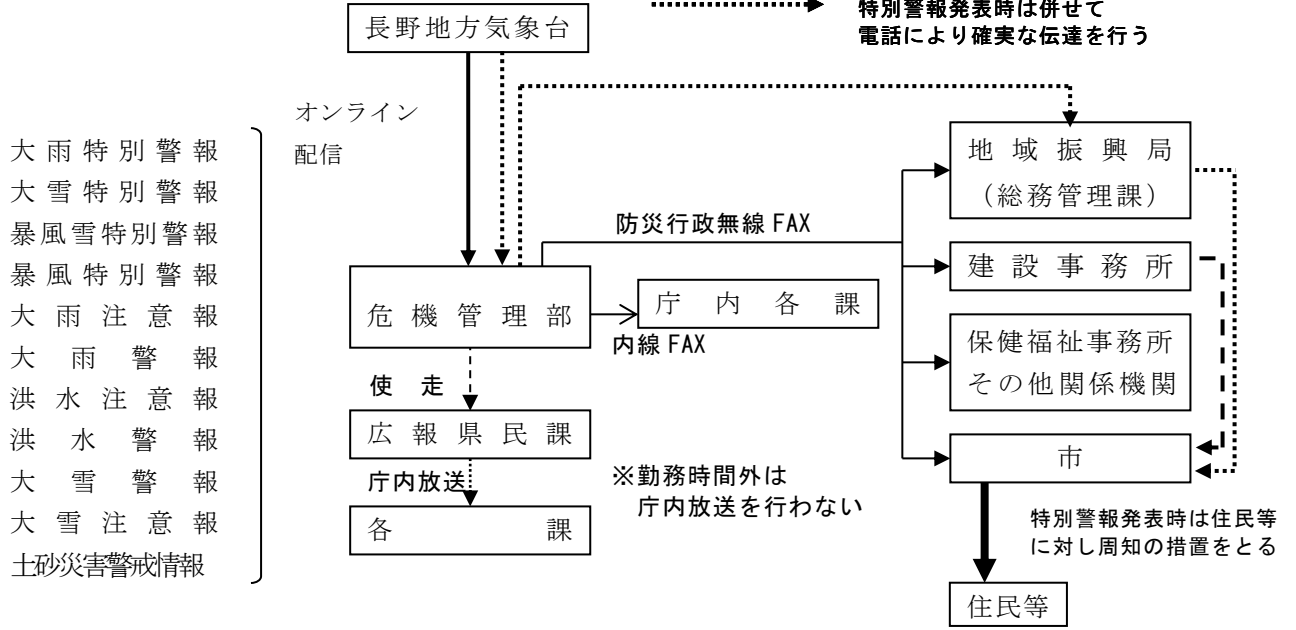
機 関 名	長野県防災行政無線	
長野県（危機管理部）	電 話	8-231-5208～5210
	F A X	8-231-8739
NHK長野放送局	電 話	8-231-8840
	F A X	8-231-8841
北陸地方整備局（千曲川河川事務所）	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284
	F A X	8-231-8-299-8-84-741-359

機 関 名	加入電話 F A X
東日本電信電話株式会社	電話番号：03-6713-3834 （平日 9:30-17:30） FAX番号：03-6716-1041

(3) 伝達系統図

-----> 土砂災害警戒情報発表時は
電話により着信確認を行う

.....> 特別警報発表時は併せて
電話により確実な伝達を行う

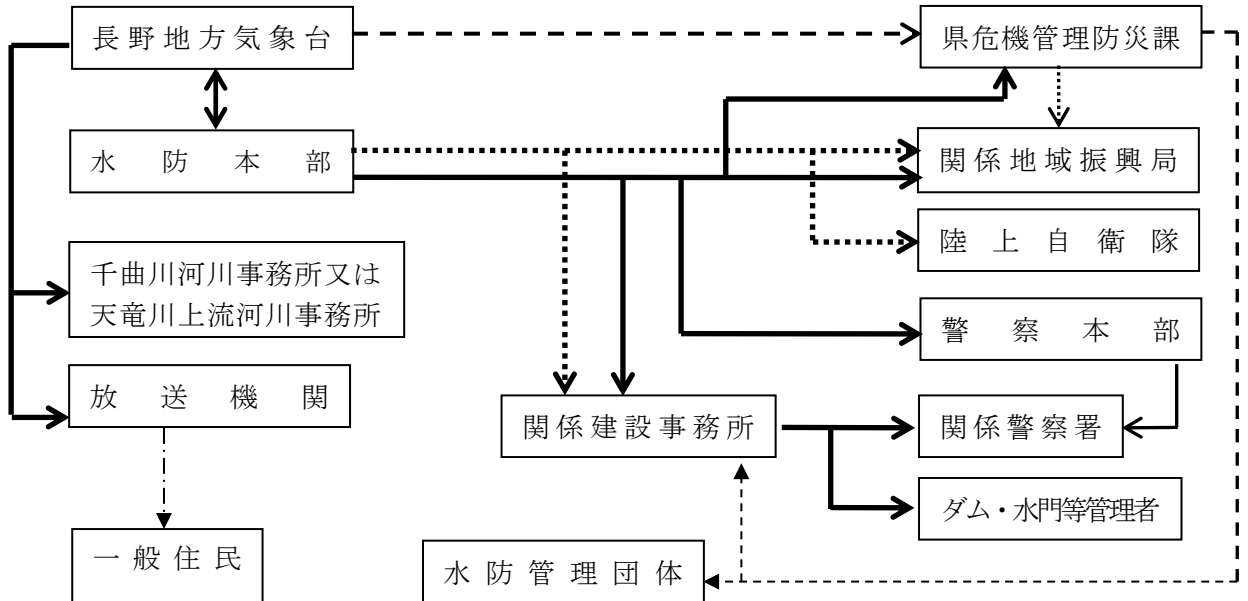


2 水防警報等

(1) 伝達系統

ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報

(ア) 県管理河川（千曲川上流、裾花川、奈良井川、諏訪湖）

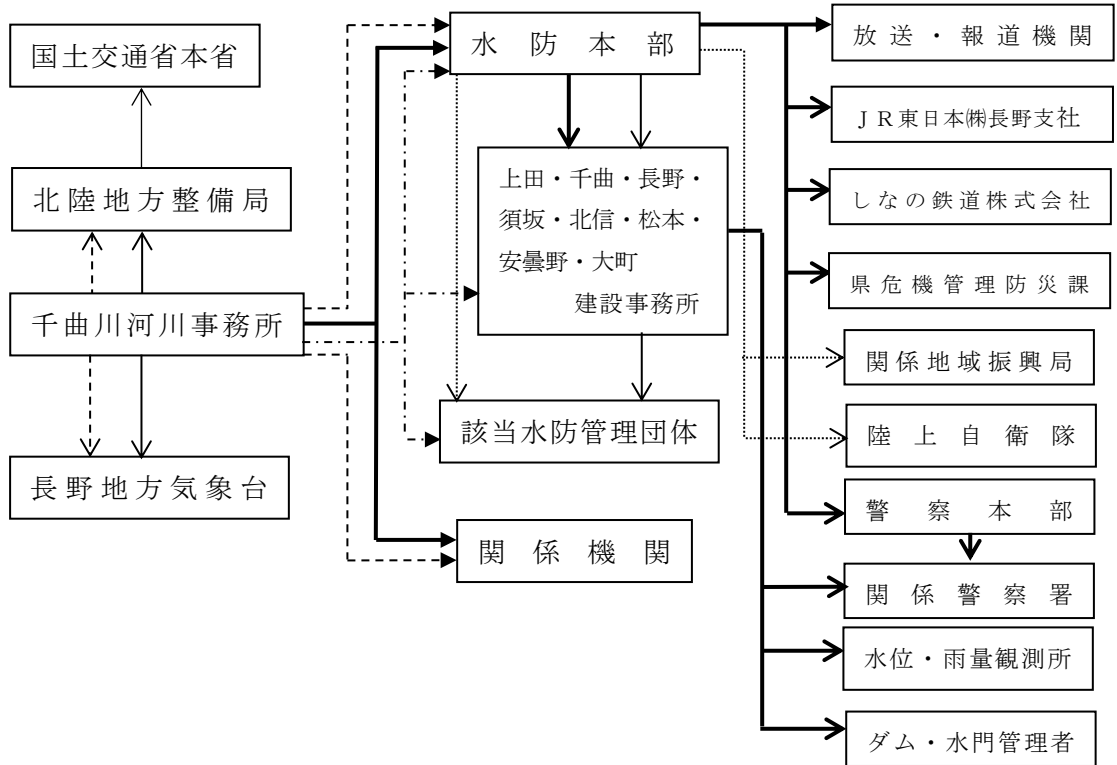


- (注) ————— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
..... は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
————— は、長野地方気象台から関係機関への気象情報伝送システム等による伝達を示す。
- は、オンラインによる伝達を示す。
-.-.-.- は、その他による伝達を示す。

千曲川上流は、佐久・上田地域振興局、佐久・上田建設事務所
裾花川は長野地域振興局、長野建設事務所
奈良井川は、松本地域振興局、松本建設事務所
諏訪湖は、諏訪地域振興局、諏訪建設事務所、釜口水門管理事務所

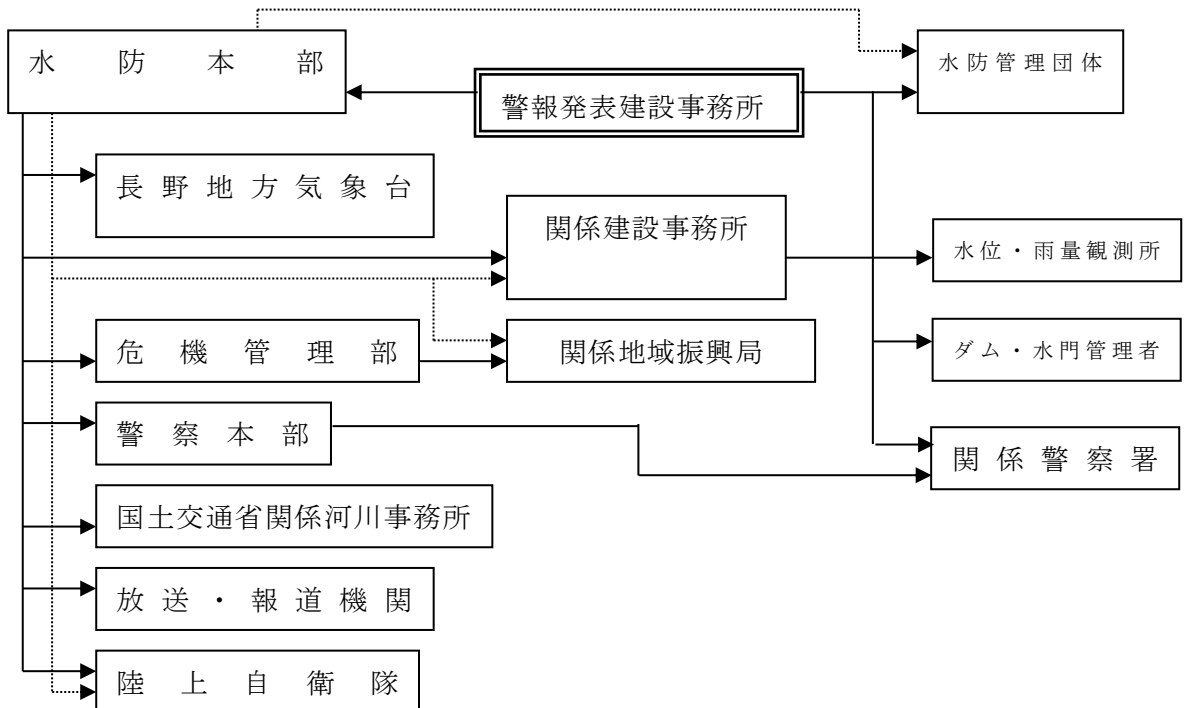
イ 水防警報

(7) 千曲川・犀川



- (注) 1 ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 2 は、防災行政無線による伝達を示す。
 3 - - - - は、HP「川の防災情報」（統一河川情報システム）による補助的伝達系統等を示す。
 4 - - - - は、電子メールによる伝達を示す。

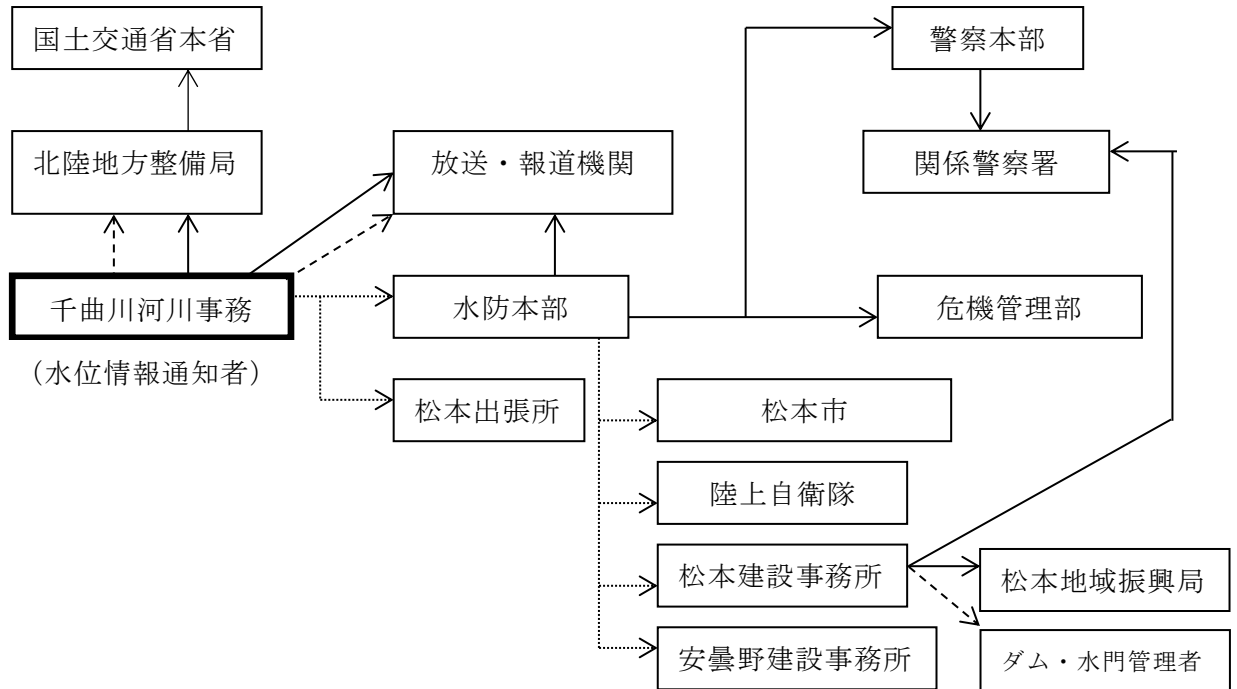
ウ 水防警報（知事が行うもの）



(注) ————— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

..... は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す

エ 水位情報の通知（国土交通大臣が行うもの 犀川）

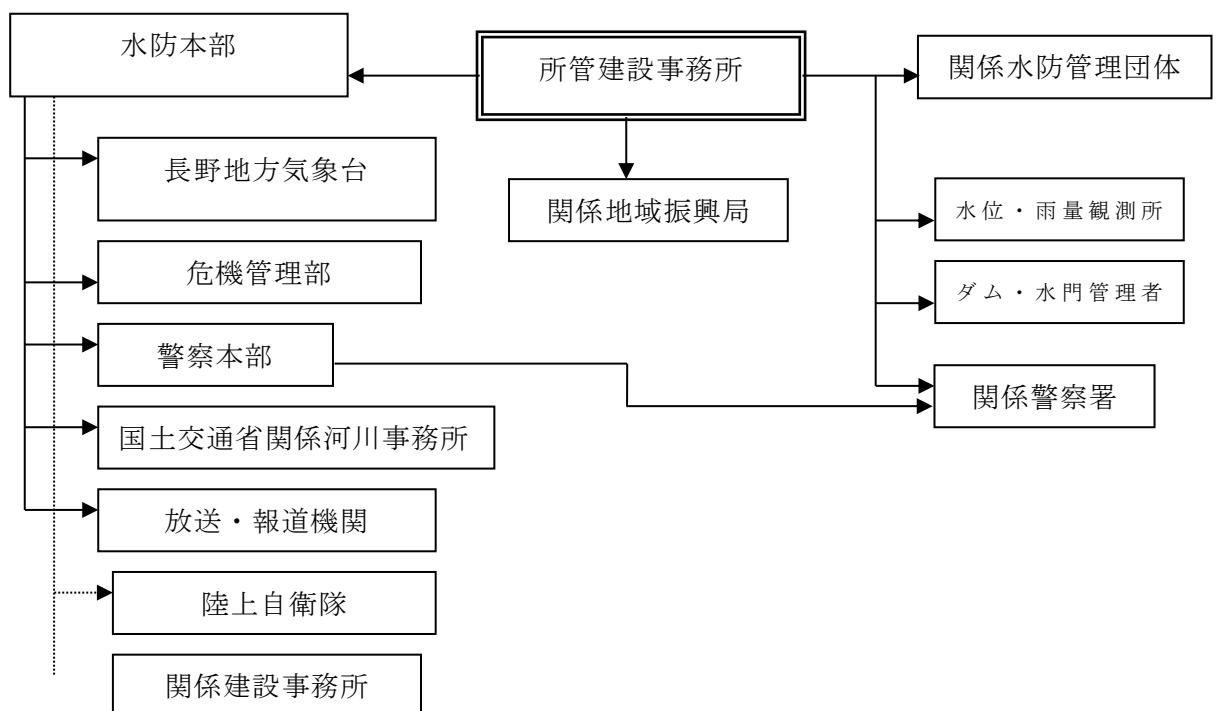


(注) は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

————— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

----- は、電子メールによる伝達を示す。

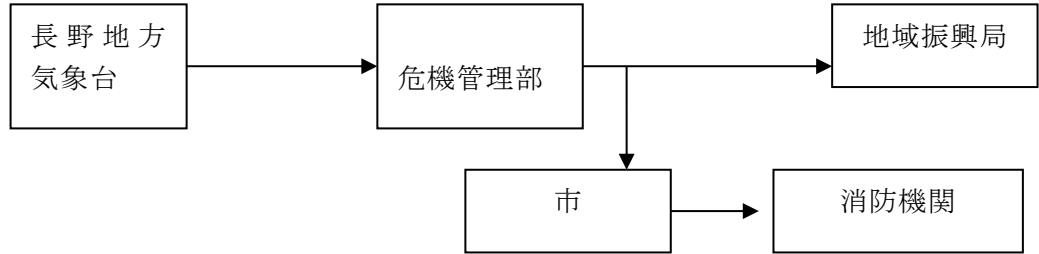
オ 水位警報の通知（知事が行うもの）



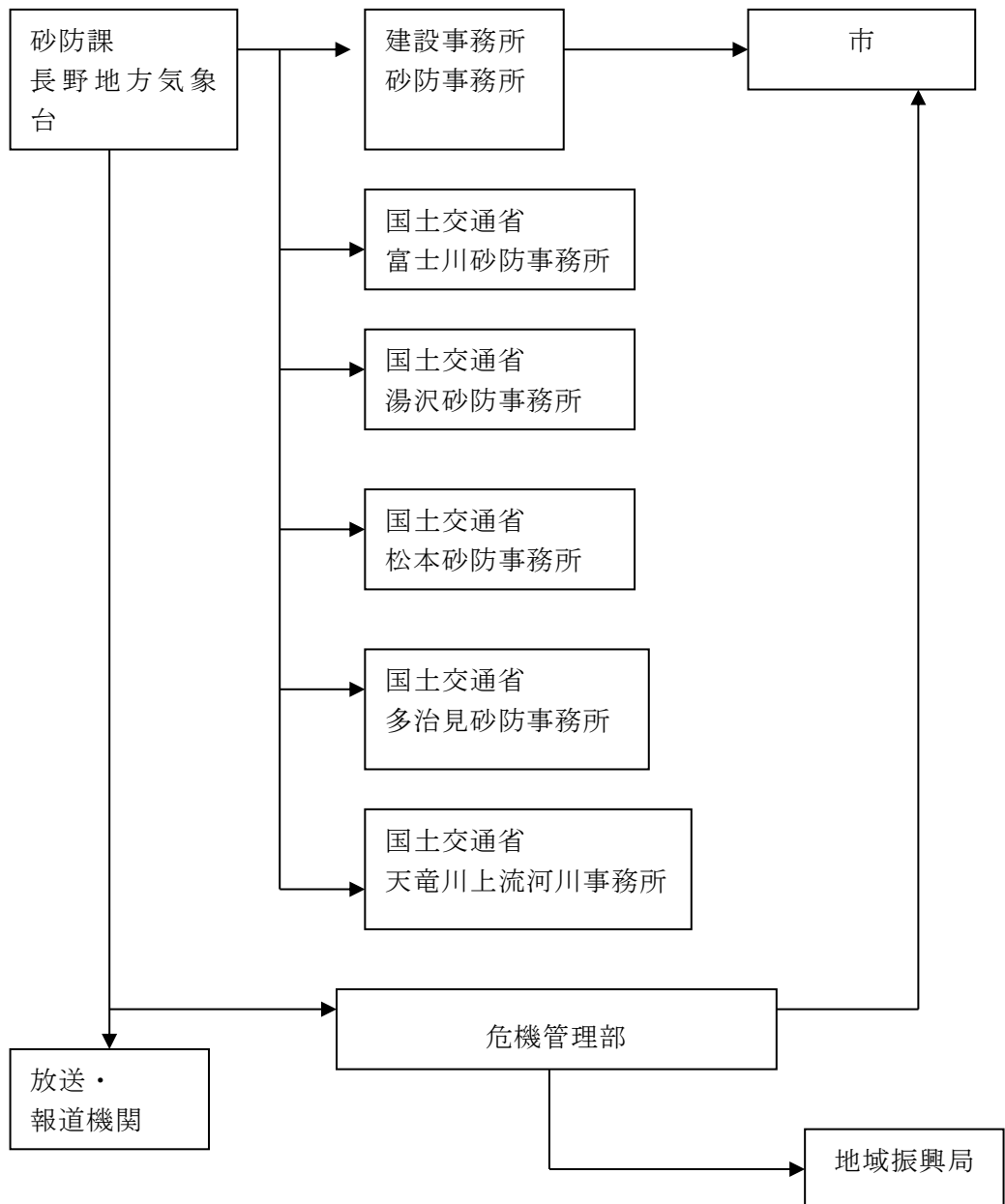


(注) は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 —— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

3 火災気象通報



4 土砂災害警戒情報



第2節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次による。

第2 活動の内容

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更があった場合は、その都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。

調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、別表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行う。

地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。

職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調査事項	調査責任機関（所管）	協力機関
概況速報	市（危機管理部）	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市（指揮本部（危機管理部）、財政部、住民自治局）、広域消防局	松本地域振興局、松本警察署町会（自主防災組織）
高齢者等避難・避難指示等避難状況	市（指揮本部（危機管理部））、広域消防局	松本地域振興局
社会福祉施設被害	市（健康福祉部）、施設経営者	松本保健福祉事務所
職業訓練施設被害	市（産業振興部）、施設管理者	松本地域振興局
農・畜・養蚕・水産業被害	市（産業振興部）	農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・水産試験場・農業協同組合
農地、農業用施設被害	市（産業振興部）	松本地域振興局、土地改良区、水利組合
林業関係被害	市（環境エネルギー部）、松本地域振興局、中信森林管理署	松本広域森林組合
公共土木施設被害	市（建設部）、松本建設事務所、長野国道工事事務所、千曲川工事事務所、松本砂防事務所	
土砂災害等による被害	市（建設部）、松本建設事務所、松本砂防事務所	
都市施設被害	市（建設部） 流域下水道関係事務所	松本建設事務所
水道施設被害	市（上下水道局）	松本地域振興局
廃棄物処理施設	市（環境エネルギー部）・施設管理者	松本地域振興局
感染症関係被害	市（健康福祉部）、松本広域連合	松本保健福祉事務所
医療施設関係被害	市（健康福祉部）、施設管理者	松本保健福祉事務所
商工関係被害	市（産業振興部）	松本地域振興局、松本商工会議所、松本市波田商工会
観光施設被害	市（文化観光部、総合戦略局）	松本地域振興局
教育関係被害	市（教育委員会）、設置者、管理者	松本教育事務所
市有財産被害	市（財政部）	
公益事業関係被害	鉄道、通信、電力、	松本地域振興局

調査事項	調査責任機関（所管）	協力機関
	ガス等関係機関	
警察調査被害	松本警察署	松本市、警備業協会
火災速報	市（危機管理部）、 広域消防局	
危険物等の事故による被害	市（環境エネルギー部）、 広域消防局	
水害等情報	市、（危機管理部、建設部）水防関係機関	

3 実施計画

【松本ブロックの代表市としての対策】

第2章第5節、広域相互応援計画の第3に基づき実施する。

（※ 長野県市町村災害時相互応援協定書 ⇒ 参考編、参考4参照）

4 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

項目	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することはできないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。
重傷者、軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1カ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1カ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 （全焼、全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。

項 目	認 定 基 準
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
田畑流出	田畑の耕土が流出し、田畑の原形を留めない程度のもをいう。
田畑埋没	土砂が堆積し、田畑の原形が留めない程度のもをいう。
冠 水	作物の先端が見えにくくなる程度に水の浸かった場合をいう。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについてはこれを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より市関係課に至る報告様式、市関係課及び関係機関から危機管理部（市災害対策本部室）への報告様式、市関係課から県への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は様式編のとおりとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち、緊急を有する場合、市は直接県関係課に報告し、その後において松本地域振興局等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

(ア) [市の実施する事項]

a あらかじめ定められた情報収集連絡体制（第2章第2節「情報の収集・連絡体制計画」）をとり、本節第2の2において市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、前記(1)(2)に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告する。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告する。

b 本市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は松本地域振興局長に応援を求める。

c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害状況等の連絡を行う。この場合の対象となる被害は、次の(イ)のdに定めるとおりとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

d 報道機関への発表は、本章（第28節）「災害広報活動」による。

(イ) [県（本庁）の実施する事項]

a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。

第3章 第2節 災害情報の収集・連絡活動

- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめる。
 - c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部室）、関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
 - d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。
 - (a) 県において災害対策本部を設置した災害
 - (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - (c) (a)または(b)に定める災害になる恐れのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法 d 0 条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。
 - e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努める。
 - f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じて自衛隊の連絡班に連絡する。
 - g 危機管理防災課（総括調整班）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の可否を決定する。
 - h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡する。
 - i 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努める。
 - j 国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう認める。
- (ウ) [県現地機関等の実施事項]（松本地域振興局）
- a 各課（所）は、市の被害状況について、長野県防災情報システム、情報連絡員（地方部リエゾン）等を通じて収集する。
 - b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。
 - c 掌握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、地域振興局総務管理（・環境）課及び県（本庁）の主管課に報告又は連絡する。
 - d 地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。

- (エ) [広域消防局の実施する事項]
 - a 第2の1において定められた事項について、被害状況を調査のうえ、市災害対策本部及び県現地機関に報告する。
 - b 広域消防局のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は、災害対策本部長経由、地域振興局長に応援を求める。
 - c 各職員が被害を知ったときは、直ちに上司に報告し、応急対策活動が時期を失することのないよう努める。
- (オ) [指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する事項]

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）へ連絡する。また、その状況を必要に応じ市（危機管理部）にも連絡する。
- (カ) 「防災情報システム」を利用し、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。

イ 水防情報（県内共通）

- (ア) 雨量の通報（長野県河川砂防情報ステーションにシステム障害が発生した場合）
 - a 県水防本部（災害対策本部設置後は土木班。以下同じ）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。
 - b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設部長に通報する。
 - c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。
- (イ) 水位の通報（長野県河川砂防情報ステーションにシステム障害が発生した場合）
 - a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。
 - b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係事務所長に通報する。
 - c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を所轄建設事務所長に通報する。

6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) [市が実施する事項]（危機管理部、建設部）

- ア 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため、市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。
- イ 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため、可搬型移動無線、携帯電話等移動無線機器の活用を図る。
- ウ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2) [県が実施する事項]（危機管理部）

第3章 第2節 災害情報の収集・連絡活動

- ア 県防災行政無線機を活用し、必要に応じ統制を行う。 (危機管理部)
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。
(危機管理部)
- ウ (一社)日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。
(危機管理部)
- エ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。 (危機管理部)
- オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。
(危機管理部)
- カ 県消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。
(危機管理部、警察本部)

(3) [広域消防局が実施する事項]

- ア 防災行政無線機の活用を図る。
- イ 携帯型移動無線、携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

(4) [電気通信事業者が実施する事項]

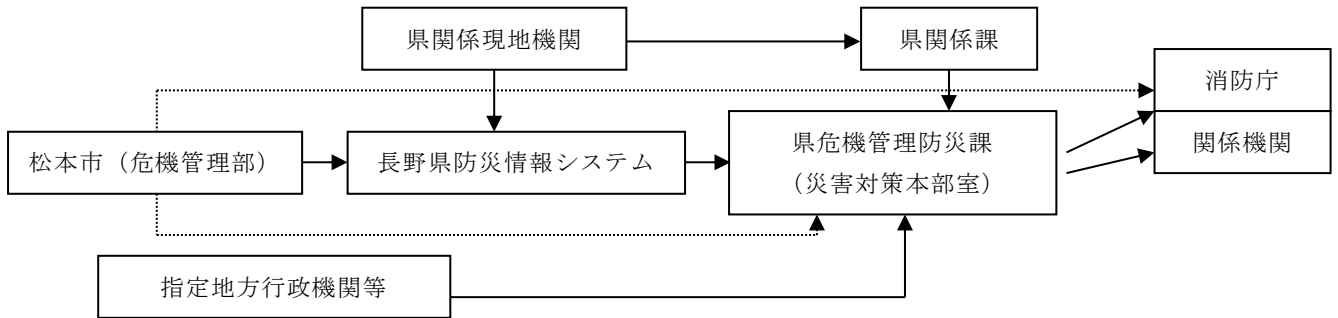
災害時における県、市及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。

「別記」 災害情報収集連絡系統

(1) 概況速報 長野県防災情報システム クロノロジーを使用

(消防庁への速報は消防庁第4号様式(その1)(表21の2))

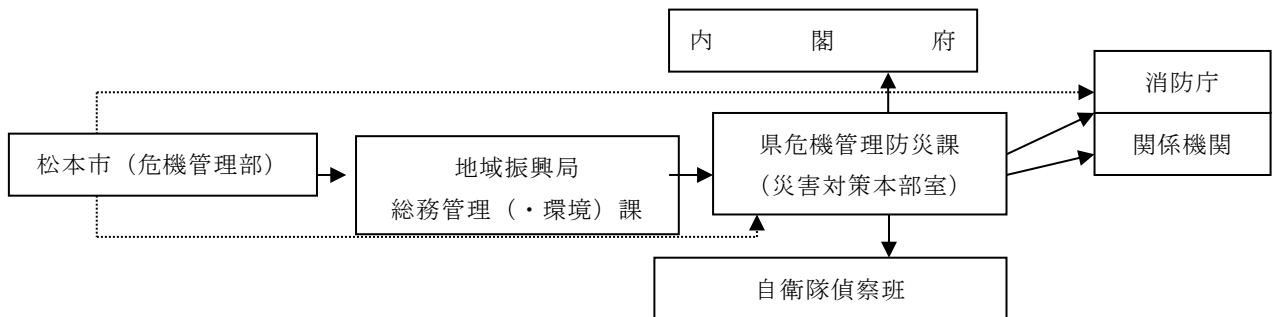
市は人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。県危機管理防災課は人的被害についてクロノロジーに入力があつた場合、関係機関に口頭・電話等で連絡する。



(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号又は消防庁第4号様式(その2)

高齢者等避難・避難指示緊急安全確保等避難状況報告

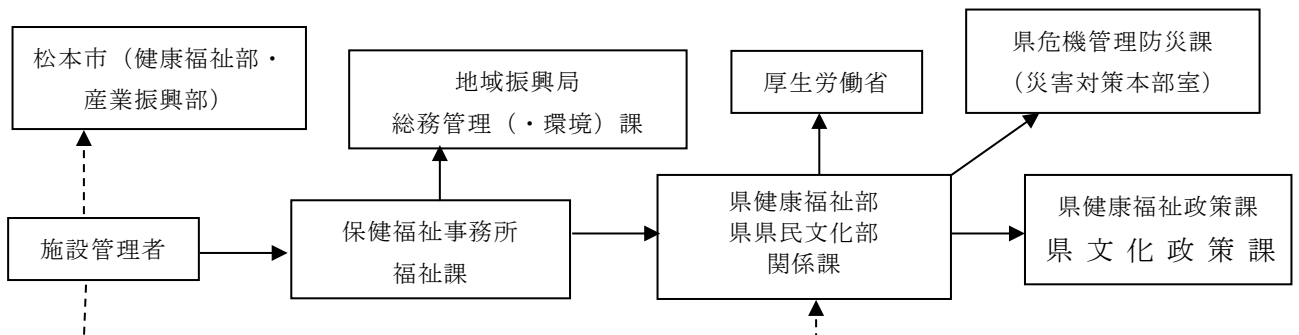
様式2-1号又は長野県防災情報システムにより報告



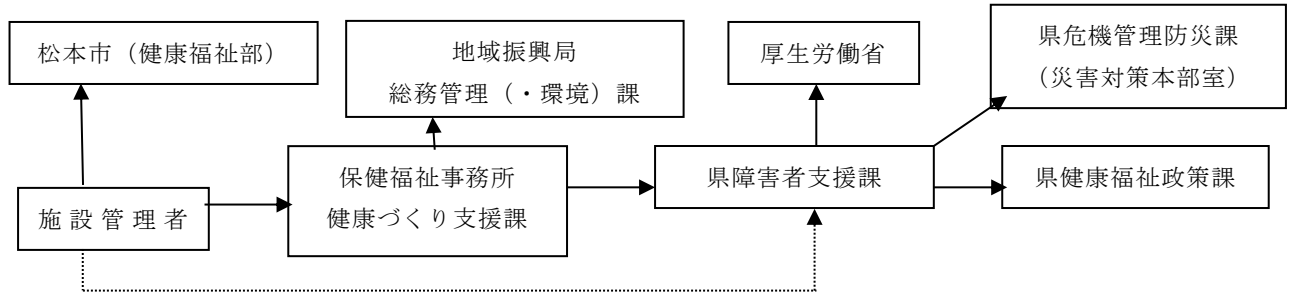
※ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）にも連絡するものとする

(3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号

ア 社会福祉施設・職業訓練施設被害状況報告（精神障害者社会復帰施設に関することを除く）

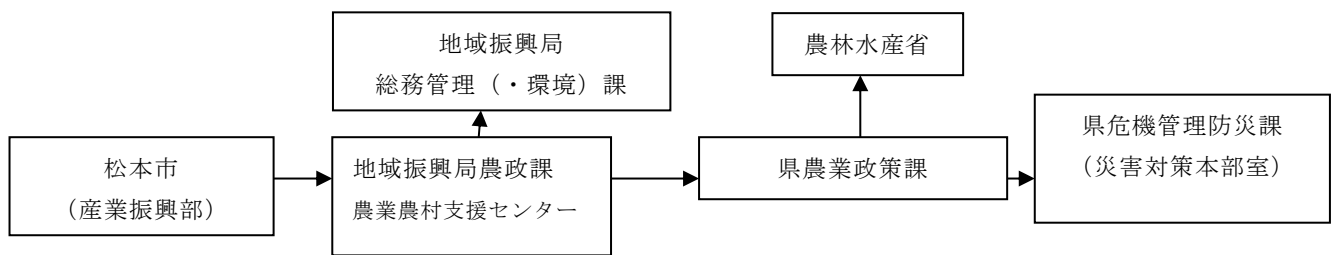


イ 社会福祉施設被害状況報告（精神障害者社会復帰施設に関すること）様式3号

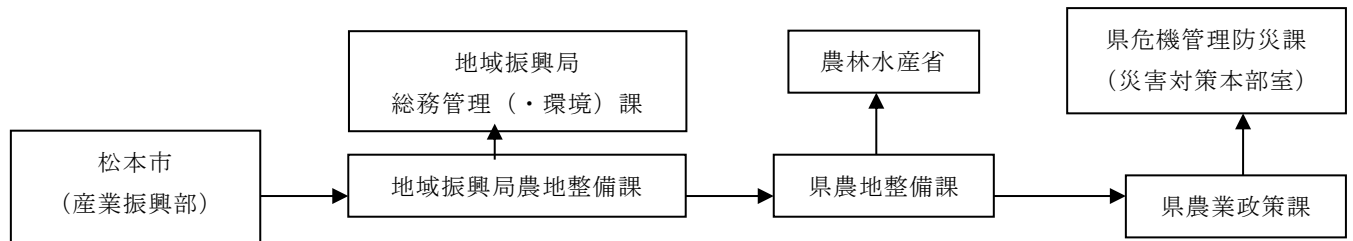


(4) 農業関係被害状況報告 様式5号

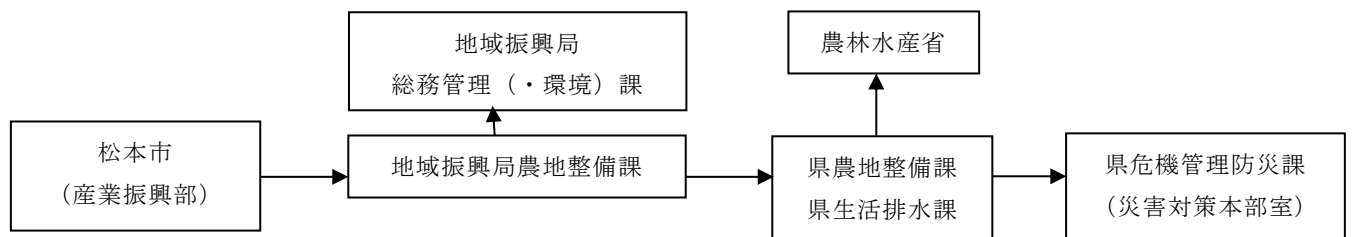
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



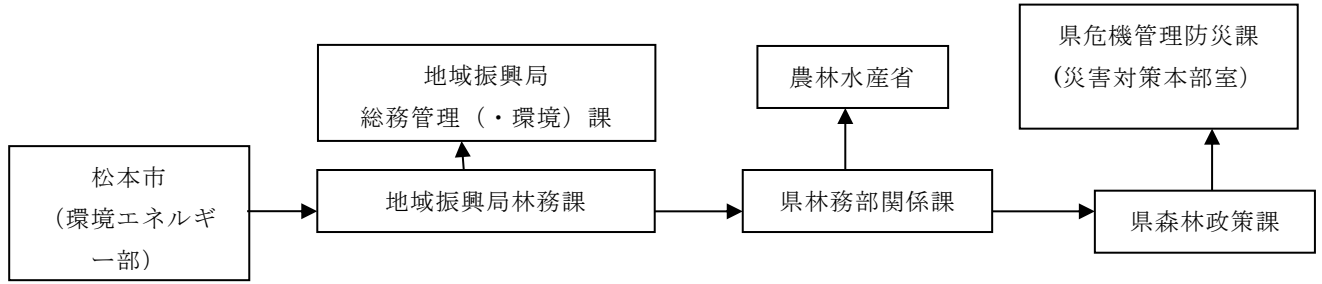
イ 農地・農業用施設被害状況（農業集落排水施設を除く）



ウ 農業集落排水施設被害状況報告

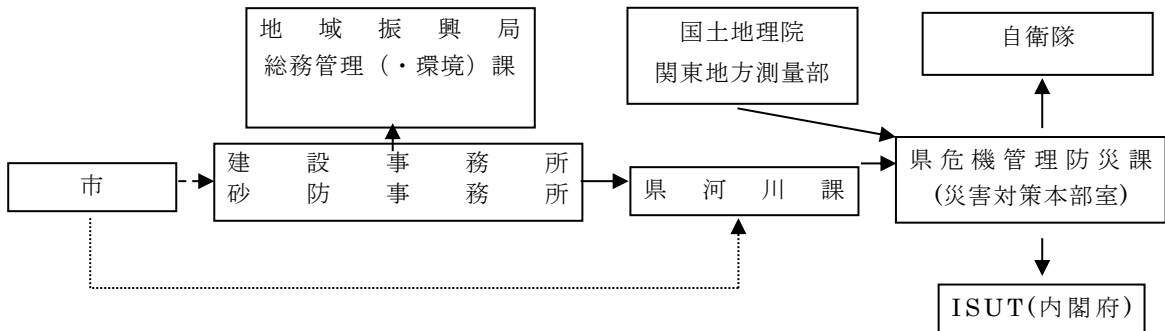


(5) 林業関係被害状況報告 様式6号

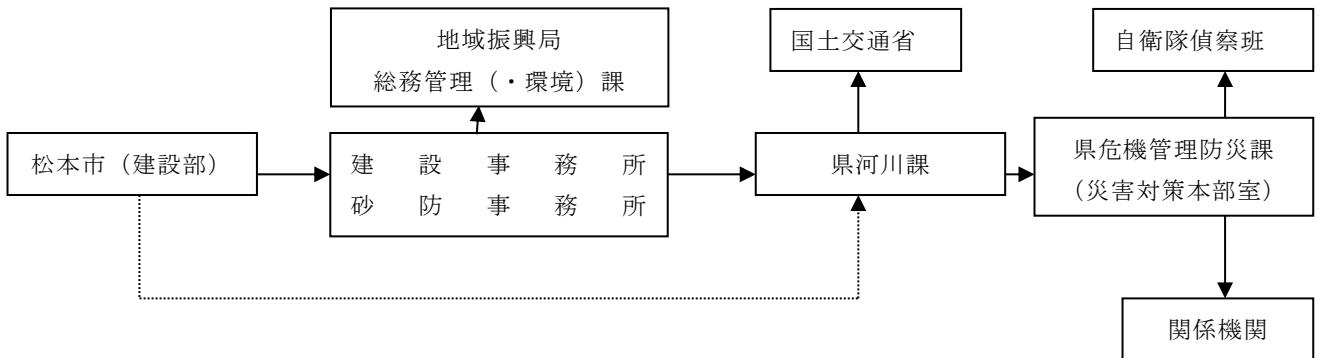


(6) 土木関係被害状況報告 様式7号

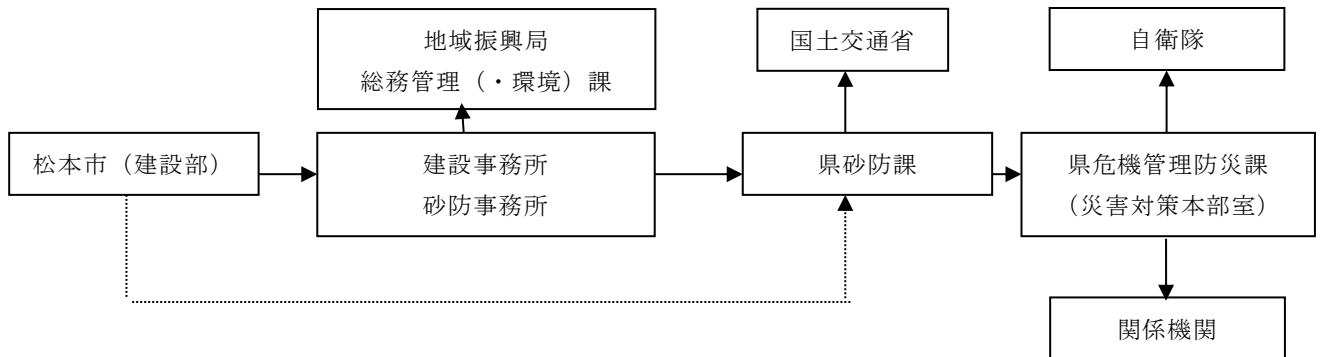
ア 県管理河川の氾濫箇所 地図又はGISによる



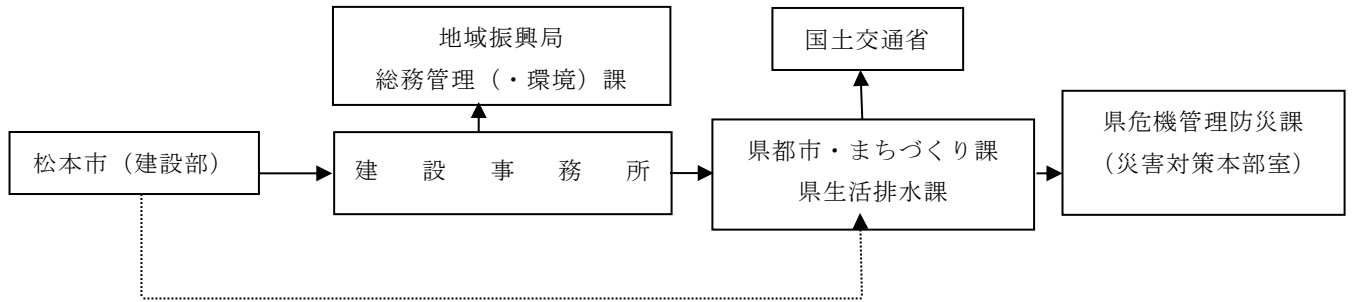
イ 公共土木施設被害状況報告等



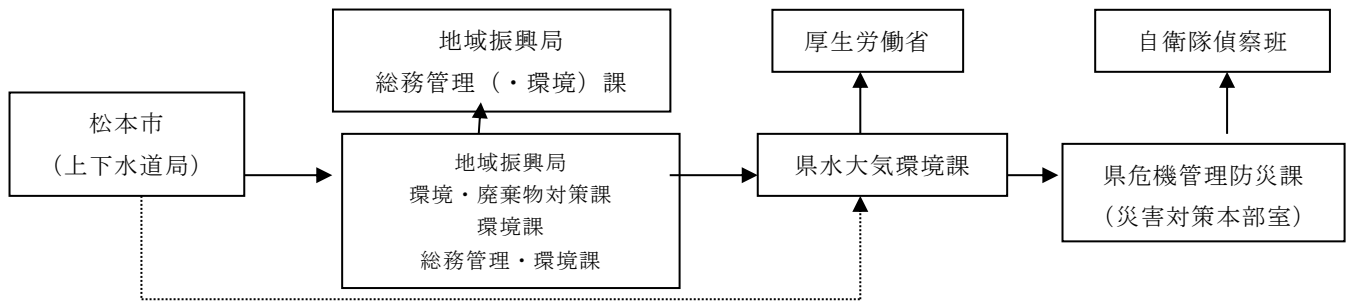
ウ 土砂災害等による被害報告



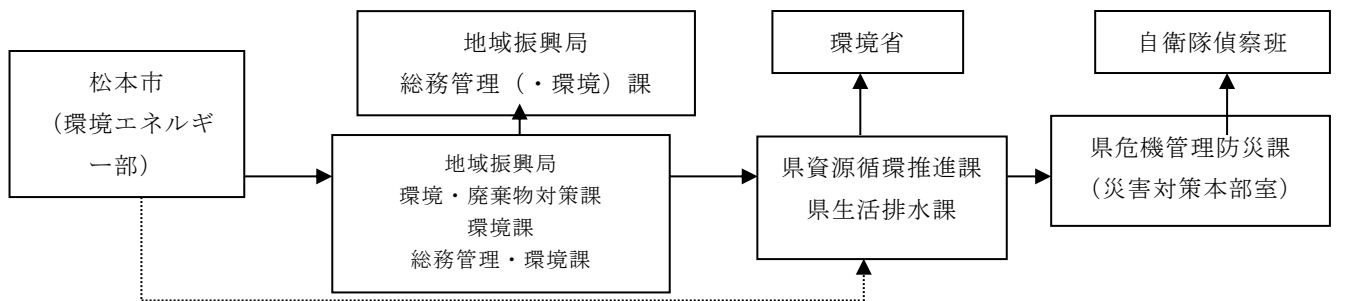
(7) 都市施設被害状況報告 様式8号



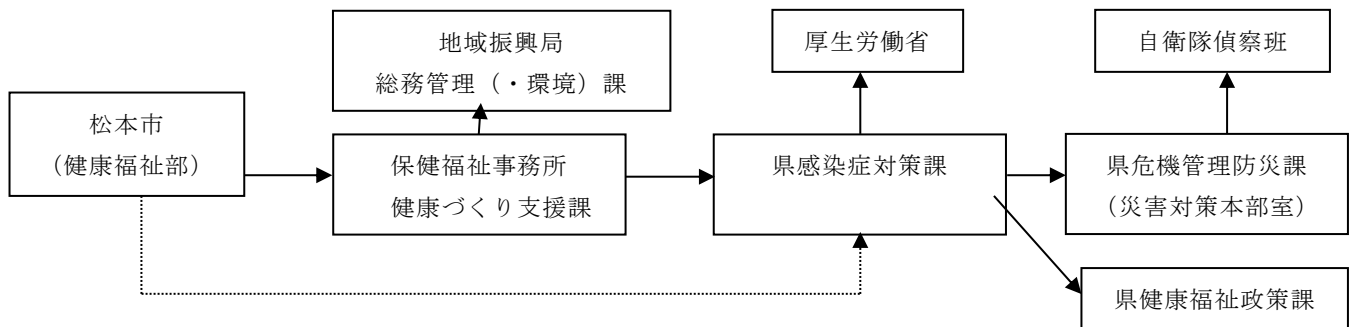
(8) 水道施設被害状況報告 様式9号



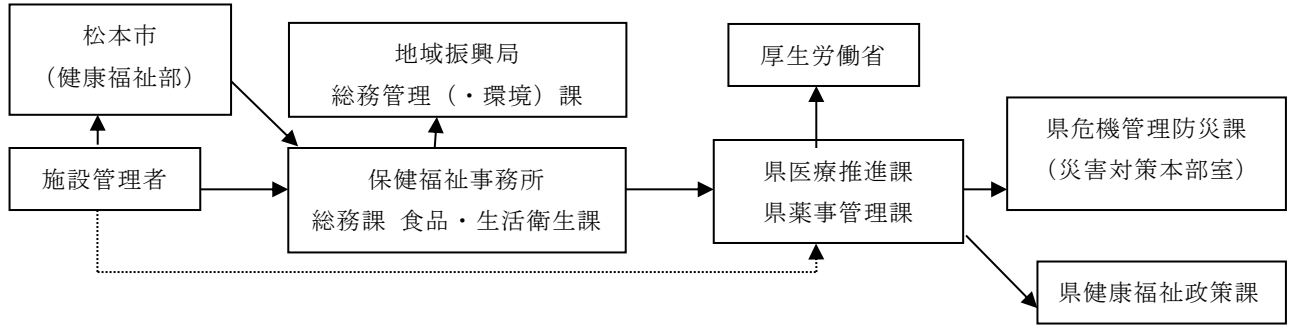
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式10号



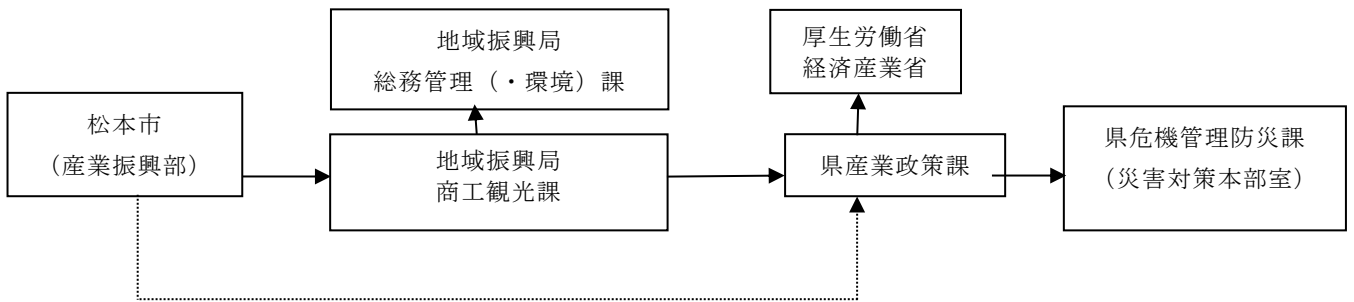
(10) 感染症関係報告 様式11号



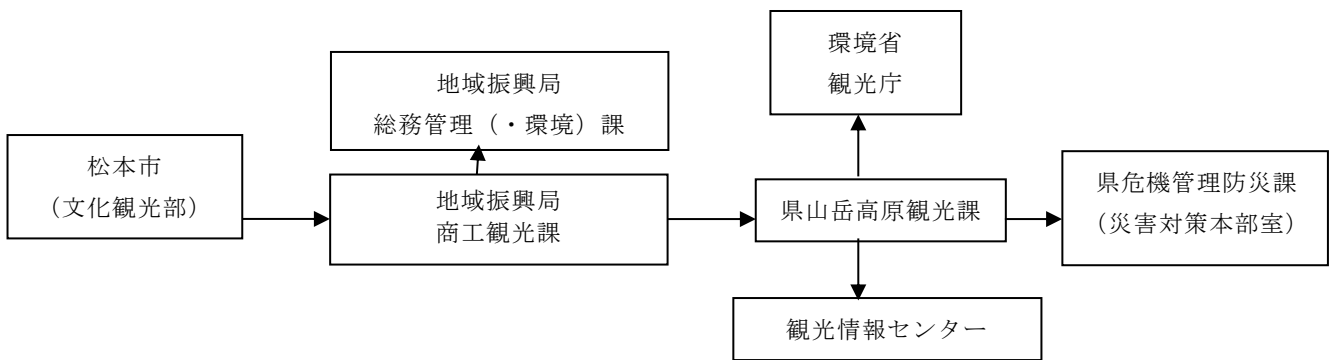
(11) 医療施設関係被害状況報告 様式12号



(12) 商工関係被害状況報告 様式13号

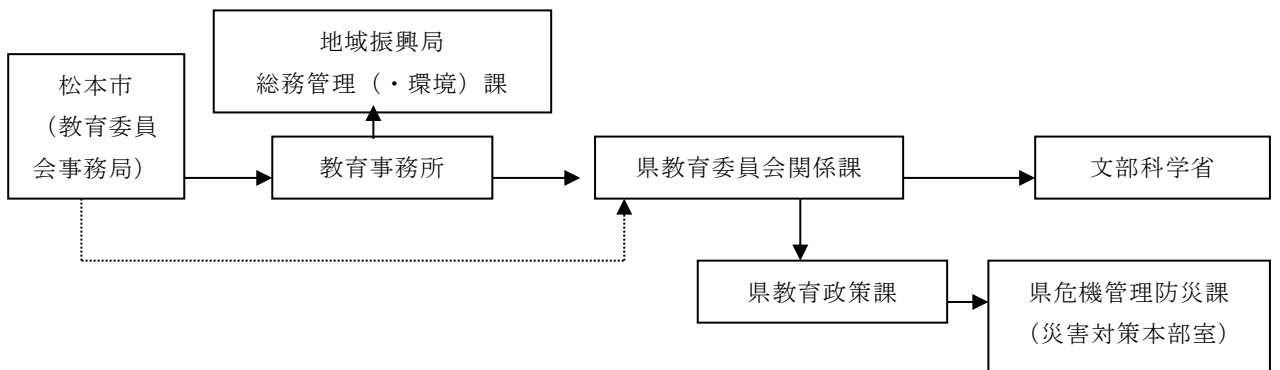


(13) 観光施設被害状況報告 様式14号

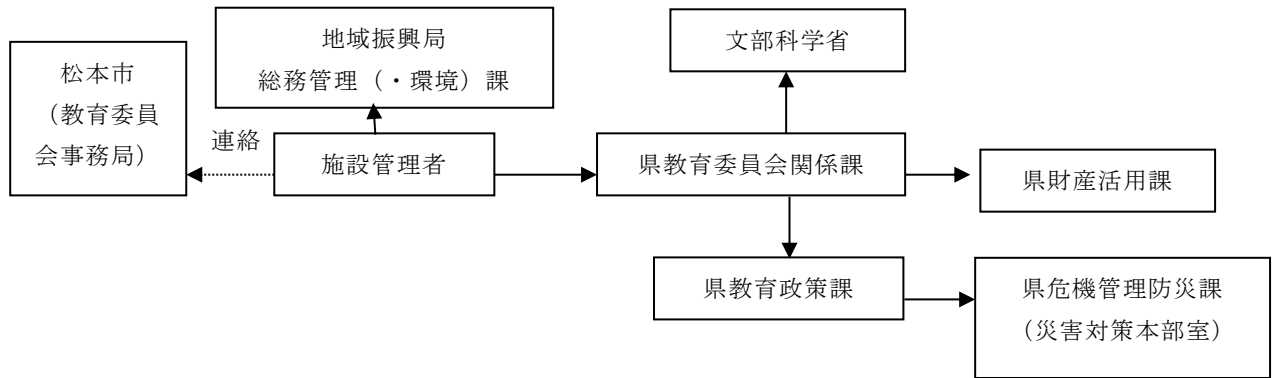


(14) 教育関係被害状況報告

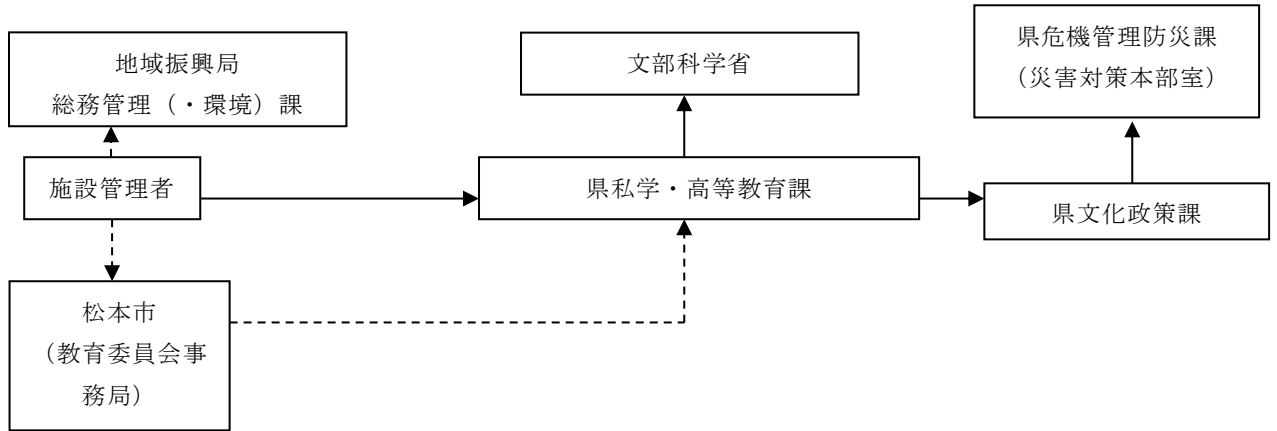
ア 市施設



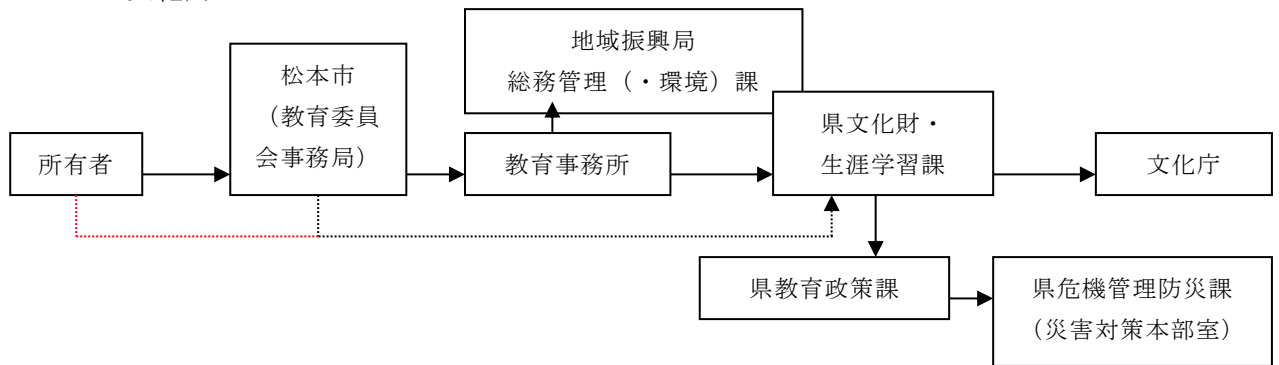
イ 県施設



ウ 私立施設

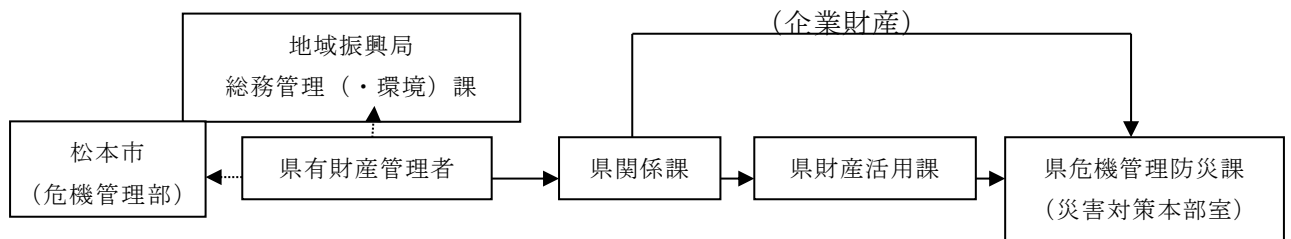


エ 文化財

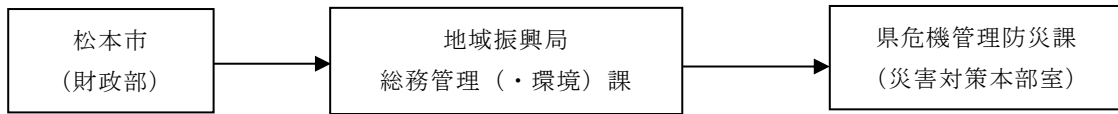


(15) 県有財産（企業財産を含む）被害状況報告

様式16号

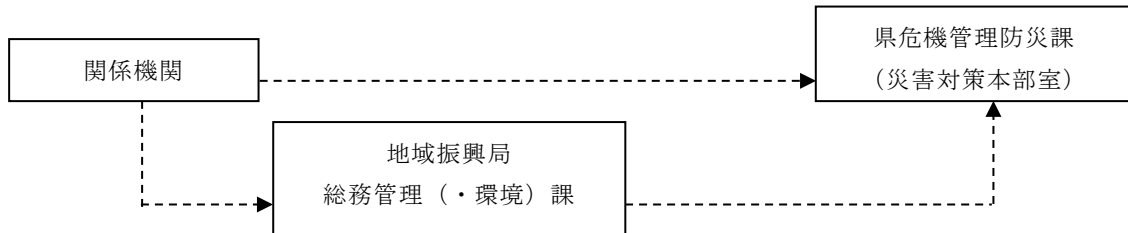


(16) 市有財産の被害状況報告



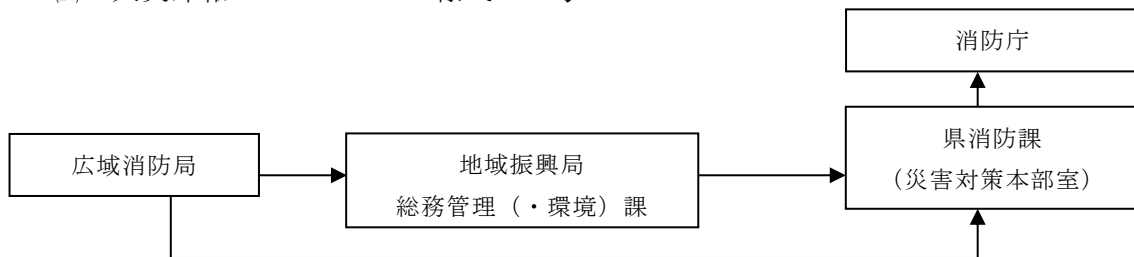
注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

(17) 公益事業関係被害状況報告

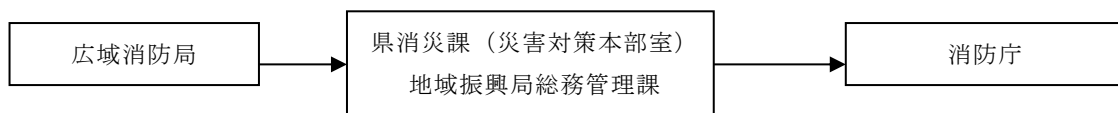


注：破線は地域振興局への連絡系統が確立されている公益事業関係機関から報告の場合

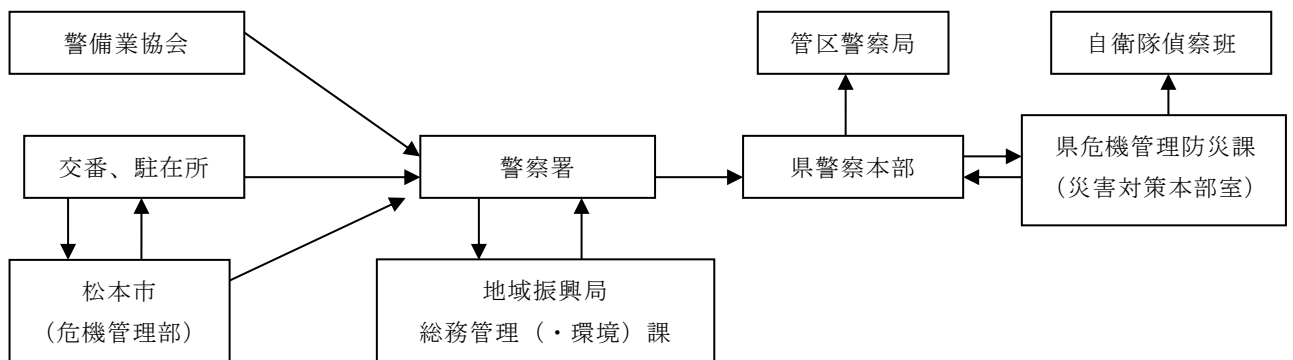
(18) 火災即報



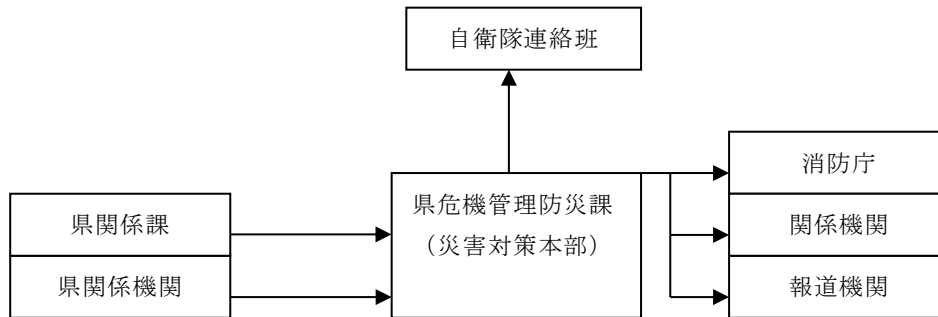
(19) 火災等即報 (危険物に係る事故)



(20) 警察調査被害状況報告



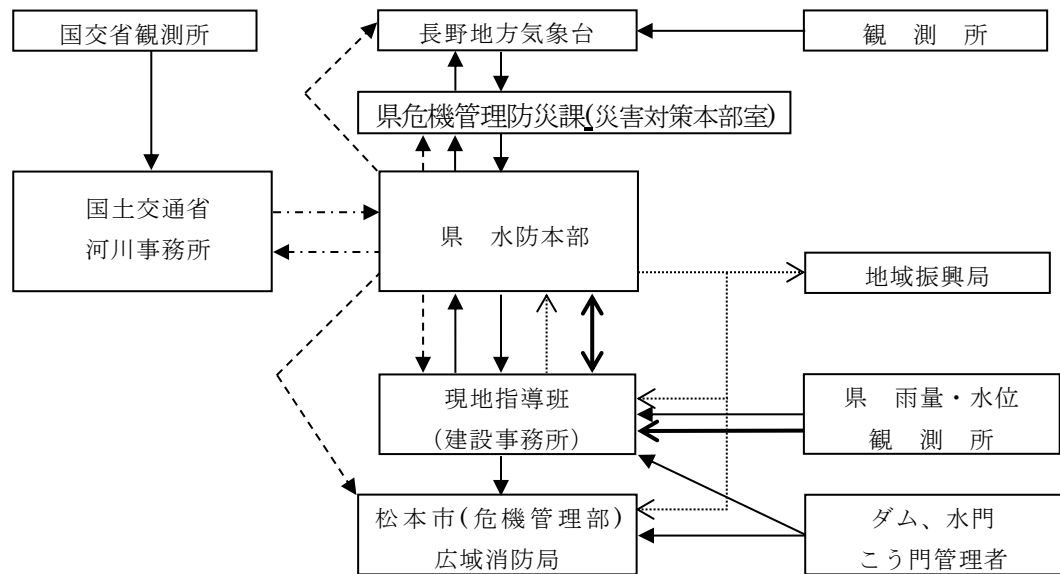
(21) 被害状況総合報告 様式21号



注：県関係課及び関係機関から危機管理防災課への報告は
(2) から (18) までの報告によるものであること。

(22) 水防情報

雨量・水位の通報



- はオンライン配信又はN T Tファクシミリ等による伝達を示す。
-→ はファクシミリによる伝達を示す。
- は長野県水防情報システムを示す。
- - - -> は統一河川情報システムを示す。
- - - -> は長野県 HP「長野県河川推移情報」による補助的伝達系統である。

※なお、様式の各号については、県指定様式によるものとする。

第3節 非常参集職員の活動

第1 基本方針

各機関は、市の地域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期す。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるときまたは災害が発生したときは、職員の安全の確保に十分に配慮した迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

第3 活動の内容

1 【市が実施する対策】（全庁）

(1) 市の地域に災害が発生し、または発生しようとしているときは、法令または本計画及び受援計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。

(2) 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ、以下の配備体制をとる。

なお、各体制の人員については、別表「活動人員一覧」による。

(活動開始基準の◎は指示によらない参集の基準)

配備体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
第1配備	○ 危機管理部職員による情報収集・伝達（警へ継続する事前対策）	○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 危機管理課長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで	○ 市域に震度3の地震が発生した場合 ○ 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報警報発表時 ○ 焼岳で噴火警戒レベル2へつながる現象が発生した場合または他の火山で火口周辺警報（火口周辺危険）が発表された場合 ○ 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合 ○ 災害が発生するおそれがあるときで、危機管理課長が必要と認めた場合
第2配備	○ 災害発生前の体制で、各部局職員による情報収集・伝達活動等を行う。	○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 危機管理部長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで	○ 市域に震度4の地震が発生した場合 ○ 東海地震注意情報が発表された場合 ○ 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報発表時または災害が発生するおそれがあるときで、危機管理部長が必要と認めた場合 ○ 焼岳に噴火警戒レベル2

配備体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
			が発表された場合または他の火山に火口周辺警報（入山危険）が発表された場合
第3配備	○ 災害発生直前または発生後の体制で、対策本部を設置し、情報収集・伝達、水防、輸送、医療、救護等の災害応急対策活動を行う。	○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 市長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで	○ 市域に震度5弱及び5強の地震が発生した場合 ○ 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発表された場合 ○ 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報発表時 ○ 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表を検討している旨、長野地方気象台より情報の提供があった場合 ○ 土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ○ 次のいずれかにおいて市長が必要と認めた場合 ・ 暴風、大雨、洪水、暴風雪、大雪警報発表時 ・ 災害が発生した場合 ・ 激甚な災害が発生するおそれがある場合 ○ 焼岳に噴火警戒レベル3が発表された場合または他の火山に噴火警報（居住地域嚴重警戒）が発表された場合 ○ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合
第4配備	○ 大規模な災害発生直前または発生後の全正規職員による体制とし、災害対策本部を設置し、情報収集・伝達、水防、輸送、医療、救護等の災害応急対策活動を行う。	○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 市長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで	◎ 市域に震度6弱～6強の地震が発生した場合 ○ 焼岳に噴火警戒レベル4またはレベル5が発表された時 ○ 大規模な災害が発生、または発生するおそれがある場合で市長が必要と認めた場合
第5配備	○ 市の組織及び機能のすべてをもって対処する職員全員による体制とし、災害対策本部を設置し、情報収集・伝達、水防、輸送、医療、救護等の災害応急対策活動を行う。	○ 右の基準に該当したときから、市長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで	◎ 市域に震度7の地震が発生した場合 ○ 大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めた場合

東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、本市で観測された震度が3未満の場合でも「第1配備体制」をとることとし、国等

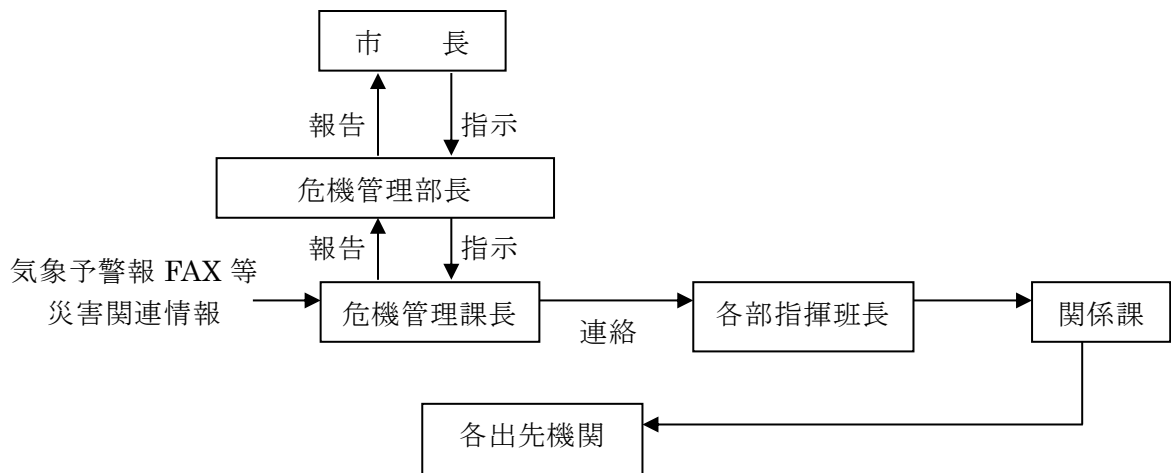
への情報収集の結果、必要があると認められるときは、第3配備体制以後の体制とする。

(3) 配備指令の伝達及び配備担当者の招集

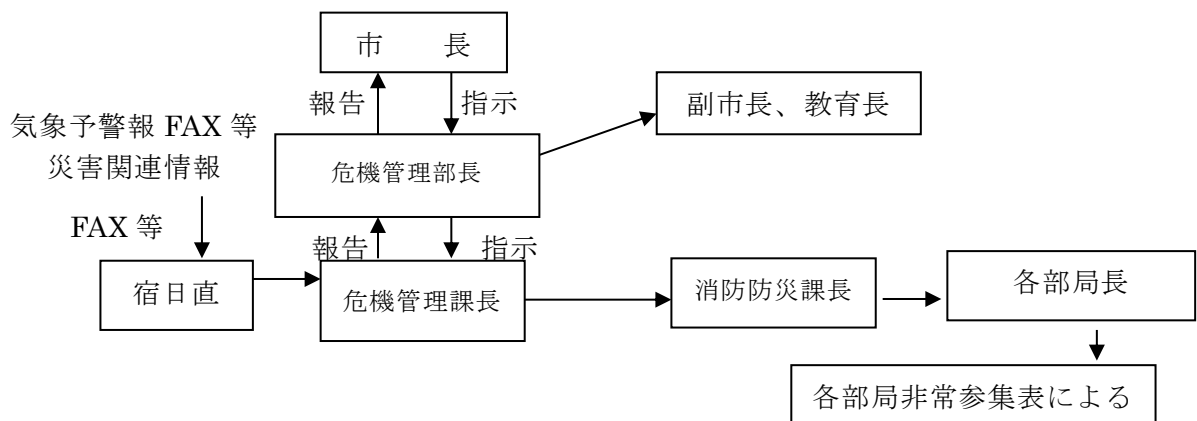
ア 伝達系統

配備指令及び配備担当者招集の伝達は、次の方法で行う。

(ア) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外



イ 伝達方法

配備決定に基づく危機管理課からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

(ア) 勤務時間内

- a 本庁：庁内放送のほか電話、使走等のうち最も速やかに行える方法による。
- b 出先：本庁関係課から電話等により伝達する。

(イ) 勤務時間外

職員伝達メール等により一斉メール配信で伝達する。

ウ 担当者の決定

関係課長は、あらかじめ担当者並びにその連絡方法を定めておく。

エ 自主参集

職員は、日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、震度6弱以上の地震が発生した場合及びテレビ、ラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合は、非常参集の連絡を待たずに登庁する。

道路・鉄道の寸断等により登庁できない場合は、最寄りの出先機関または避

難場所（小・中学校等）に参集し、本来の所属機関に現在の所在地等を連絡したうえで指示を受ける。

(4) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

市長は、震度5弱以上の地震が発生し、前記(2)活動体制における第4配備体制及び第5配備体制をとるべき状況において、必要と認めるとき並びに市内に震度6弱以上の地震が発生したときは、市災害対策本部（以下「市本部」という。）を市庁舎内に設置する。

ただし、災害の状況により、市庁舎内に設置できない場合は、被災状況に応じ勤労者福祉センター又は、まつもと市民芸術館に設置する。

イ 体制の種別

市長は、市本部を設置したときは、前記(2)活動体制における第3配備体制、第4配備体制及び第5配備体制のうち必要と認める体制をとる。

ウ 市本部の組織

市本部の組織は、市災害対策本部条例の定めるところによる。（別表「松本市災害対策本部 構成・分掌事務」）

エ 県への報告

市本部を設置した場合は、その旨を松本地域振興局総務管理課を経由し、県危機管理部に報告する。

オ 活動要領

(ア) 各部班の活動要領

- a 災害対策本部は、市庁舎内に設置する。ただし、災害の状況に応じ、市庁舎が使用できない場合は、まつもと市民芸術館に設置する。
- b 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに、関係機関からの情報を本部連絡員を通じて本部長に報告する。
- c 消防防災課長は、各部からの情報を取りまとめ、指揮本部長に随時報告する。
- d 秘書広報次長は、災害の状況、当該災害についての関係機関の対策及び被災者に対する要望事項等を必要に応じ、報道機関の協力を得て周知する。
- e 各部長は、所属の各副部長を指揮し、所掌事務を遂行する。
- f 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。
- g 各部長は、所属の職員の内から本部連絡員を指名し、本部に派遣させる。

(イ) 本部員会議

- a 本部員会議は、本部長が指定する場所で開催する。
- b 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出する。
- c 本部員は、本部員会議の招集が必要と認めるときは、本部長に申し出る。

カ 現地災害対策本部の設置

(ア) 本部長は、現地の状況を把握し、応急対策の実施等が必要と認める場合は、災害時に現地災害対策本部（以下「市現地本部」という。）を置く。

(イ) 市現地本部の任務等については、市災害対策本部条例の定めるところによる。

キ 国、県の非常災害対策本部、現地対策本部等との連携

国の非常災害対策本部または緊急災害現地対策及び県の災害対策現地本部等

が本市内に設置された場合は、その現地対策本部長等と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

ク 本部の廃止

本部長は、市内の地域において、災害が拡大するおそれがなくなった場合で、次の掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止するものとする。

- (ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき
- (イ) 公的避難所の廃止、仮設住宅整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき
- (ウ) 災害救護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき
- (エ) 被害数値がおおむね確定したとき
- (オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

(5) 職員の応援体制

ア 市職員の応援は、以下の順位で行う。

- (ア) 市長部局等の部局内各課または部局相互
- (イ) 所属の出先機関
 - 〈出先機関の活動体制〉

出先機関の長は、本庁の活動体制に準じ、各地域の実情を考慮したうえで、活動体制をあらかじめ定めておく。

イ 市の職員をもっても不足する場合、または特定職種の職員が不足する場合、以下の方法により他の機関の応援を求める。

- (ア) 災害時の相互応援協定、または覚書に基づく他市等への応援要請
 - a 近隣市町村、県内市町村
 - b 神奈川県藤沢市、岐阜県高山市、兵庫県姫路市、三重県御浜町、北海道札幌市、愛知県田原市、東京都世田谷区、福岡県宗像市、神奈川県大和市
 - c 中核市
- (イ) 災害対策基本法第67条の規定に基づく他の市町村への応援要請
- (ウ) 災害対策基本法第29条、第30条、地方自治法第252条の17の規定に基づく指定行政機関、指定地方行政機関への派遣要請、他の地方公共団体への職員の派遣要請

(6) 災害救助法が適用された場合の体制

市地域内に災害救助法が適用された場合は、市長は、知事から救助の一部を委任されたものについて、ただちに救助事務を行うものとし、必要に応じて知事と連絡をとる。

2 【県が実施する対策】（全部局）

(1) 責務

県の地域に災害が発生し、または発生しようとしているときは、法令または県地域防災計画及び県広域受援計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係防災機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつその総合調整を行う。

(2) 組織、配備基準

(1)の責務を遂行するため、県地域防災計画の災害に対処するための組織、配備

体制及び職員の動員についての定めに基づき、ただちに災害応急対策を実施する。

(3) 市災害対策本部への職員派遣

ア 以下の場合、被害情報の収集及び長野県防災情報システムや物資調達・調整等支援システムへの入力支援等を行うため、市を所管する地方部長(地域振興局長)は、職員を情報連絡員(地方部リエゾン)として市に派遣するものとする。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

なお、派遣する職員は、居住地域や地方部での業務分担を考慮した職員の選定に努めるものとする。

(ア) 市災害対策本部の設置

(イ) 高齢者等避難の発令

(ウ) 震度5強以上を観測する地震の発生

(エ) 市が被災状況等の報告不能

イ 情報連絡員(地方部リエゾン)は避難指示等発令地域を通過しないと市庁舎に到達出来ないなど、派遣に危険が伴う場合には、その旨、地方部(地域振興局)に伝達し、安全な場所で待機する。

ウ 以下の場合で災害対策本部長又は地方部長が特に必要と認めたときは、市の災害対応状況及び人的、物的支援ニーズを迅速に把握するとともに、市に適切な助言を行えるよう、職員を情報連絡員(地方部統括リエゾン)として市に派遣するものとする。

なお、派遣する職員は、居住地域や防災業務の勤務経験、職位を総合的に勘案した職員の選定に努めるものとする。

(ア) 自衛隊災害派遣の決定

(イ) 災害救助法の適用

(ウ) 市が県に助言を求めた場合

エ 地域振興局は情報連絡員(地方部リエゾン又地方部統括リエゾン)の派遣に備え、どのような内容の情報をどのような手段で収集・連絡するか等を情報収集要領に定め、これにより活動する。

オ 地方部長(地域振興局)は情報連絡員(地方部リエゾン又は地方部統括リエゾン)の派遣を決定した場合、職、氏名等を災害対策本部室(危機管理部)へ報告するものとする。

3 【広域消防局が実施する対策】

(1) 責務

広域消防局は、圏域内に災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画、市地域防災計画及び松本広域連合消防計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに圏域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

(2) 組織、配備基準

(1)の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき、ただちに災害応急対策を実施する。(松本広域連合消防計画に定める「災害時の事務機構、事務分掌、隊編成」による)

(3) 市災害対策本部の業務

協定に基づき、市災害対策本部に職員を派遣して本部業務に従事する。

(4) 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合は、市長が知事から救助の一部を委任されたものについて、消防局長は、ただちに救助事務を行い、必要に応じて市長と連絡をとる。

4 【関係機関が実施する対策】

(1) 責務

ア 指定地方行政機関

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市、県地域防災計画及び県広域受援計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、各行政機関、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずる。

イ 指定公共機関及び指定地方公共機関

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市、県地域防災計画及び県広域受援計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、各公共機関等、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずる。

ウ 市区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定に防災に関する責任を有する者

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、法令、地域防災計画（県・市）及び受援計画（県・市）の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずる。

(2) 活動体制

ア 各指定地方行政機関は、前記(1)の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

イ 市に災害対策本部が設けられたときは、災害応急対策の円滑な実施を図るため、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び陸上自衛隊第13普通科連隊は、市及び県の要請に基づいて、その所属職員を市本部または市現地本部に派遣する。

別表

体制別の活動人員一覧

組織名	体制					備考
	第1配備	第2配備	第3配備	第4配備	第5配備	
指揮本部 (危機管理課) (消防防災課) (秘書広報室)	副部長 初動当番	部長 副部長 班長 班員	部長 副部長 班長 班員	部長 副部長 班長 班員	部長 副部長 班長 班員 関係職員	○第1配備体制の指揮本部副部長、第2配備体制の指揮本部班員は指揮本部長の判断により配置 ○第2配備体制の人員配置は、各部長の判断により配置 ○第3配備体制の各部班長・班員は、各部長の判断により配置
各部 (総合戦略局) (住民自治局) (総務部) (財政部) (健康福祉部) (こども部) (環境エネルギー部) (産業振興部) (文化観光部) (交通部) (建設部) (上下水道局) (病院局) (教育委員会)	なし	部長 副部長 指揮班長 班長 班員	部長 副部長 指揮班長 班長 班員	部長 副部長 指揮班長 班長 班員 関係職員	部長 副部長 指揮班長 班長 班員 関係職員	

[注意事項]

本部の職名	市の職名	備考
本部長	市長	
副本部長	副市長、教育長	
部長	部長、局長、事務局長	
副部長	室長、課長	
指揮班長	各部局庶務担当係長	
班長	係長	
班員	その他正規職員	
関係職員	会計年度任用職員等	

別表

松本市災害対策本部 構成・分掌事務

1 構成

種別	構成	設置場所	任務
本部	本部長、副本部長、部長	市庁舎内 ※災害の状況等により勤労者福祉センター又は、まつもと市民芸術館にも設置できる	本部長の指示に基づく積極的かつ総括的な災害応急対策、救助対策を図るため ・被災状況の把握 ・適切な措置の決定 ・各部相互の連絡調整
部本部	部長、副部長	各部長室	・本部長指示の部内伝達 ・部内情報の把握 ・所掌事務の迅速、的確な災害応急対応 ・部内相互の連絡調整 ・指揮本部へ活動状況の報告
指揮本部	危機管理部長、危機管理課長、消防防災課長	危機管理部または大会議室	・各部活動状況の把握整理 ・本部長、副本部長への報告 ・本部長、副本部長指示の各部伝達
指揮班	部内各課の庶務担当係長	各部長室	・部本部と指揮本部の連絡調整 ・部内情報の整理 ・指示、伝達事項の確認 ・各課の活動状況を部長へ報告
現地対策本部	状況に応じて、本部長は、被災地へ「現地災害対策本部」を設置		
保健医療調整本部	医療救護活動マニュアルに定める	市庁舎内（第2応接室） ※災害の状況等により勤労者福祉センター又は、まつもと市民芸術館にも設置できる	・本部長指示の班内伝達 ・保健医療活動の指揮・調整 ・医療救護、保健衛生、環境衛生活動の実施 ・医療機関等関係団体との連絡調整 ・指揮本部へ活動状況の報告

※ 1 本部設置基準

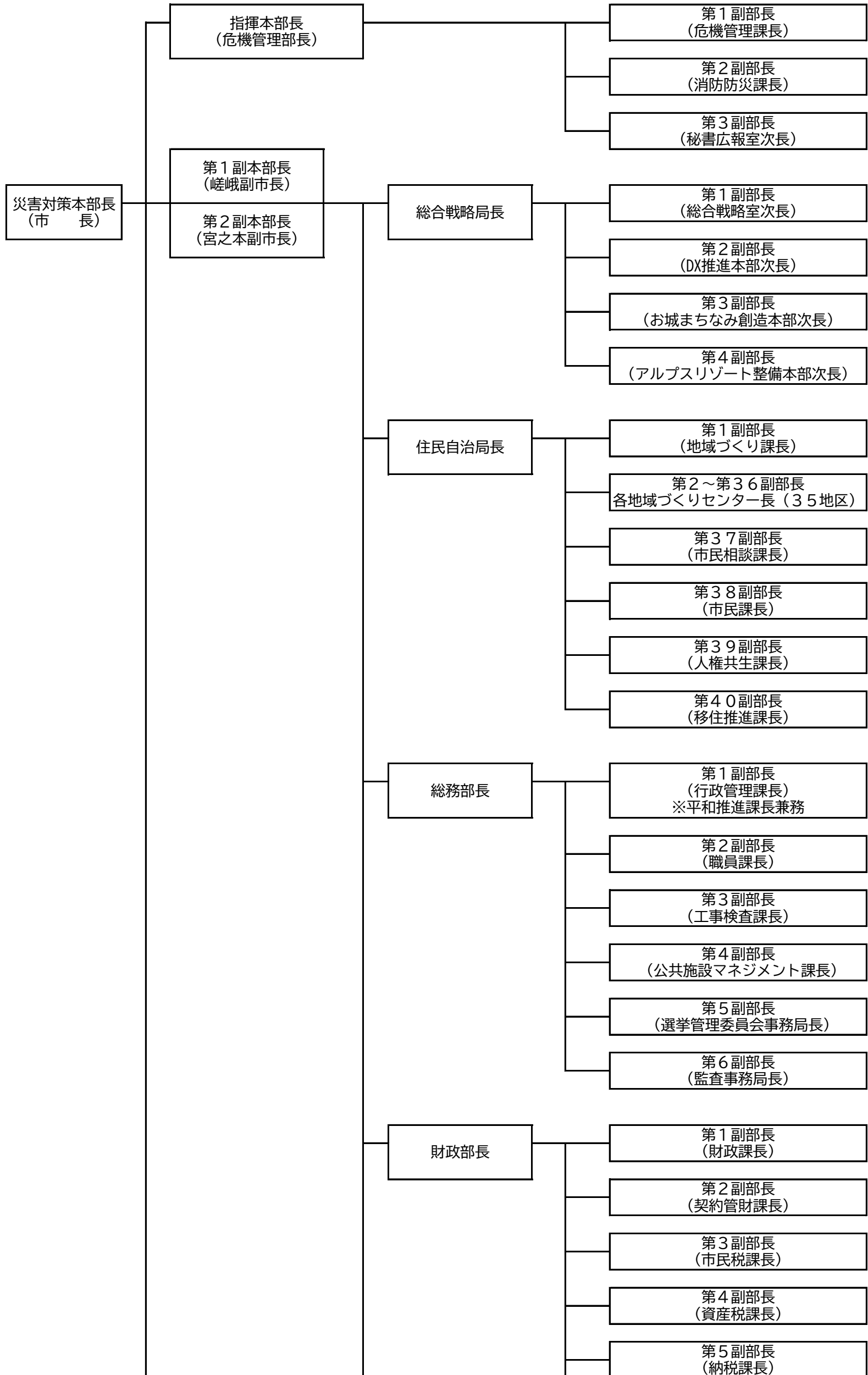
市長が、活動体制における第4配備体制及び第5配備体制をとるべき状況において必要と認めるとき並びに市内に震度6弱以上の地震が発生したときに設置

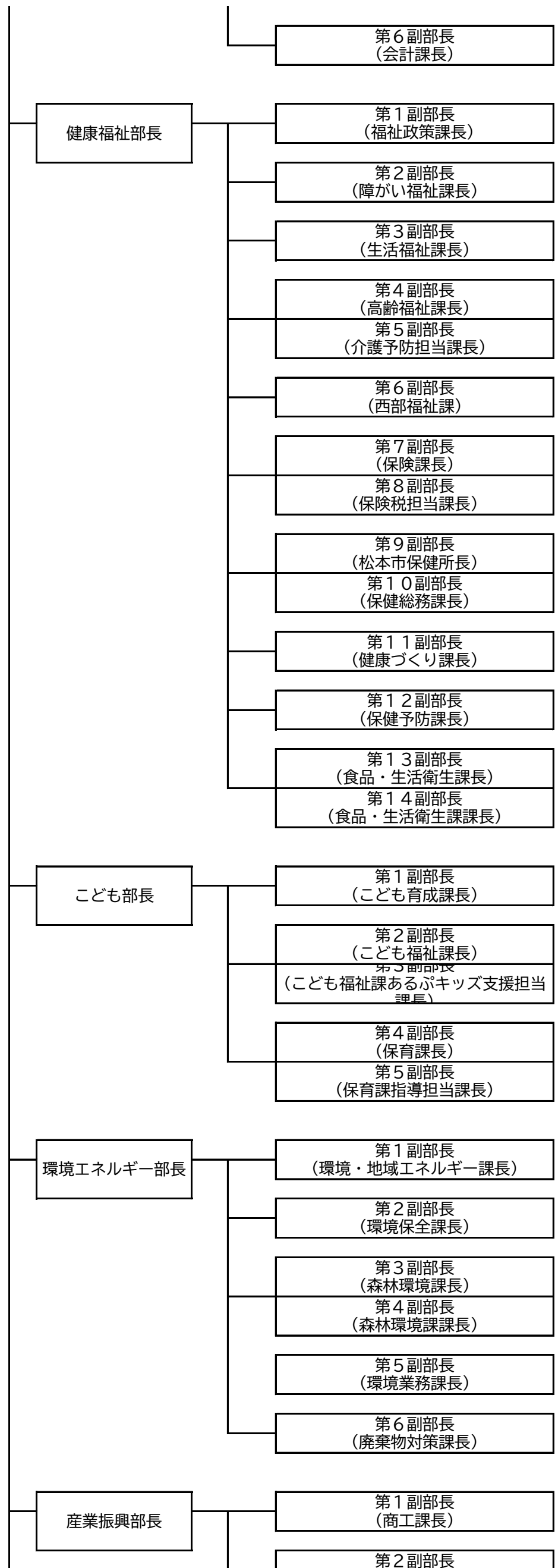
※ 2 災害対策本部長の代理者

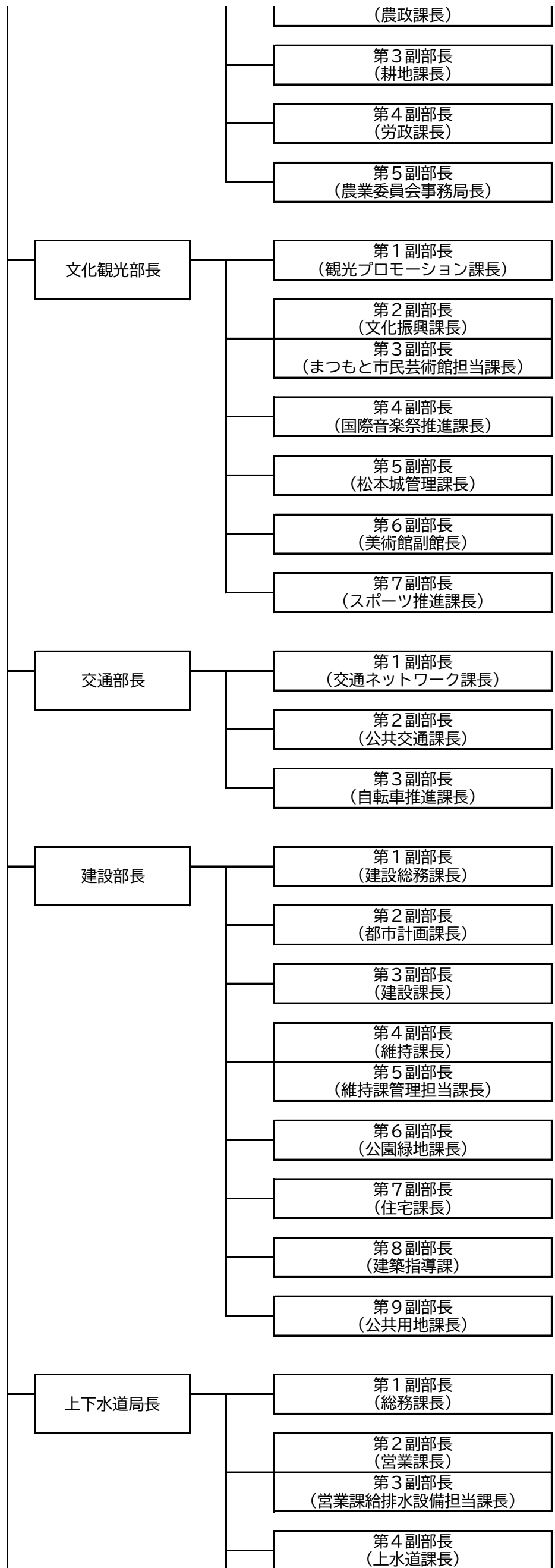
市長が、災害対策本部長の任にあたれない場合は、次の順位にそってその任にあたる。

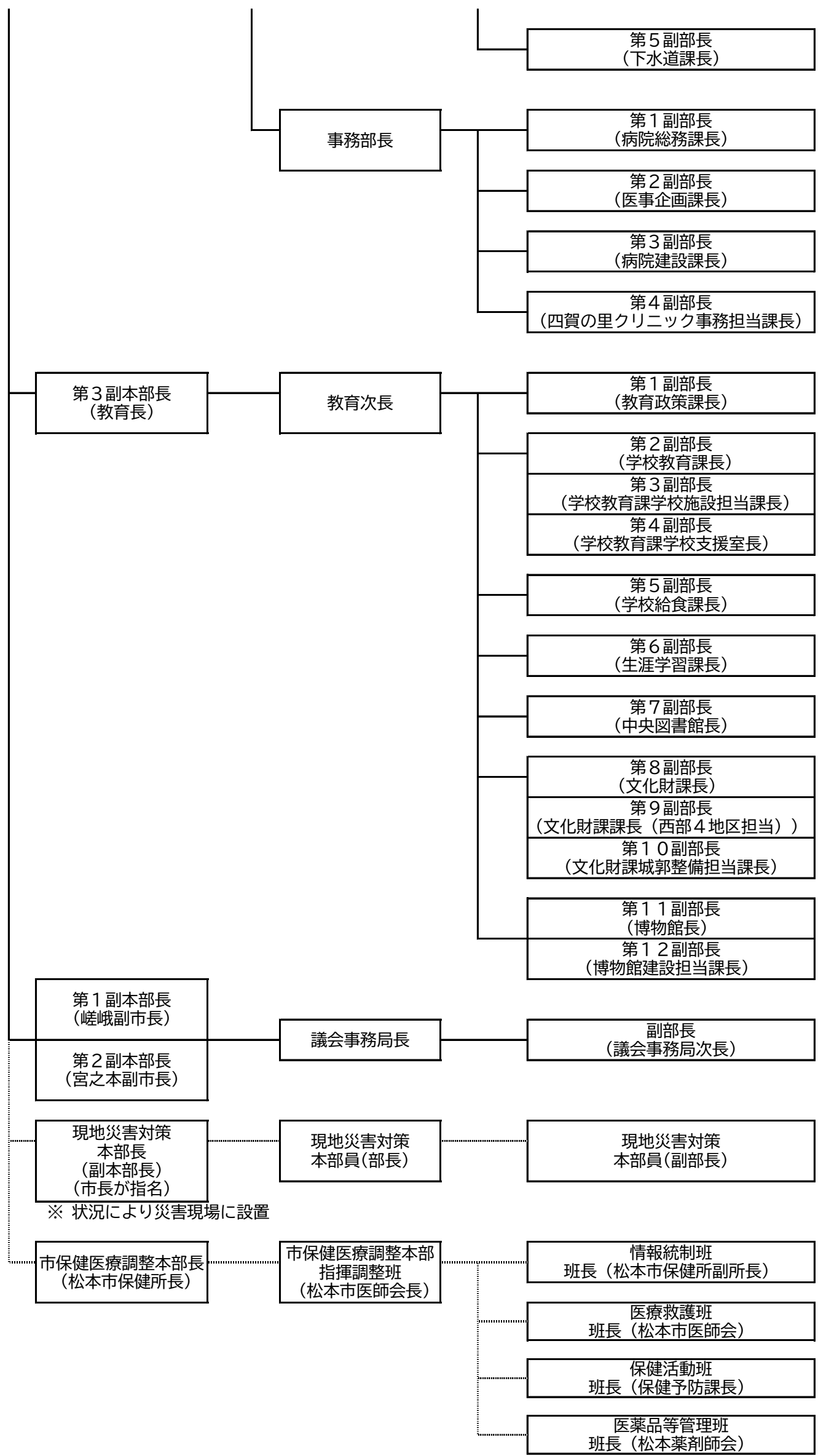
- (1) 第1副本部長（嵯峨副市長）
- (2) 第2副本部長（宮之本副市長）
- (3) 第3副本部長（教育長）
- (4) 以下は松本市災害対策本部規程(平成16年2月17日 規程第1号)による。

令和5年4月1日現在









令和5年度 松本市災害対策本部 各課分掌事務

資料1-4

部長	副部長	分掌事務
各部長（共通）	各副部長（共通）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指揮本部との連絡調整に関する事。 ○ 部内職員の安否確認、招集、参集状況の把握に関する事。 ○ 所管施設利用者の安全確保、避難誘導及び応急救護に関する事。 ○ 所管施設の安全確認、被害状況調査、応急対策及び復旧に関する事。 ○ 関係機関、団体との連絡調整に関する事。 ○ 他部事務の応援に関する事。
指揮本部長 (危機管理部長)	第1副部長 (危機管理課長) 第2副部長 (消防防災課長) 第3副部長 (秘書広報室次長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部長命令に関する事。 ○ 対策本部の設置、運営及び解散に関する事。 ○ 本部員会議の開催・運営に関する事。 ○ 災害対策全般の企画立案に関する事。 ○ 各部の災害応急対策の進行管理に関する事。 ○ 災害救助法の適用申請に関する事。 ○ 自衛隊の派遣要請に関する事。 ○ 避難所の統制に関する事。 ○ 臨時避難所の指定、廃止に関する事。 ○ 避難指示、避難勧告、避難準備情報及び避難誘導に関する事。 ○ 外部機関（国、県、他市町村、消防、自衛隊、警察、ライフライン関係機関等）との連絡調整に関する事。 ○ 外部機関、各部からの被害情報の収集・整理及び伝達に関する事。 ○ 防災気象情報（予報、警報他）の伝達に関する事。 ○ 防災無線等通信機器の統制、活用に関する事。 ○ 食糧、物資等の統制に関する事。 ○ ヘリコプター等航空力の運用に関する事。 ○ 県、他市町村及び関係機関への応援要請に関する事。 ○ 消防団との総合的連絡調整に関する事。 ○ 市民への臨時広報（臨時災害放送局設置、HP作成等）に関する事。 ○ 報道機関への情報提供（プレスセンター設置等）に関する事。 ○ 災害対策の記録に関する事。 ○ 本部長（市長）及び第1副本部長及び第2副本部長（副市長）の秘書に関する事。
総合戦略局長	第1副部長 (総合戦略室次長) 第2副部長 (DX推進本部次長) 第3副部長 (お城まちなみ創造本部次長) 第4副部長 (アルプスリゾート整備本部次長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。 ○ 復興計画の策定に関する事。 ○ 災害テレホンセンターの設置・運営に関する事。 ○ 本部員会議の開催・運営の応援に関する事。 ○ コンピュータシステム及びネットワークの復旧に関する事。 ○ 災害テレホンセンターの設置・運営に関する事。 ○ 観光客の安全確保及び避難・帰宅支援対応に関する事。 ○ 観光業関係の被害調査に関する事。
住民自治局長	第1副部長 (地域づくり課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。 ○ 災害弔意金及び災害見舞金の支給に関する事。 ○ 災害援護資金の貸付けに関する事。 ○ 被災者生活再建支援制度に関する事。 ○ 町会との連絡調整に関する事。 ○ 地域づくりセンター（支所・出張所）を拠点としての被害状況調査、情報収集・伝達に関する事。

部 長	副部長	分掌事務
	第2～第36副部長 地域づくりセンター 長（35地区）	○ 町会との連絡調整に関すること。 ○ 地域づくりセンター（支所・出張所）を地区の拠点としての被害状況調査、情報収集・伝達に関すること。
	第37副部長 （市民相談課長）	○ 被災者の市民相談に関すること。
	第38副部長 （市民課長） 第39副部長 （マイナンバー担当 課長）	○ 部内他課及び他部事務の応援に関すること。
	第40副部長 （人権共生課長）	○ 要配慮者（外国人）に関すること。
	第41副部長 （移住推進課長）	○ 部内他課及び他部事務の応援に関すること。
総務部長	第1副部長 （行政管理課長兼平 和推進課長） 第2副部長 （行政管理課法制担 当課長）	○ 指揮本部との総合的連絡調整に関すること。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。 ○ 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関すること。 ○ 市議会の招集に関すること。 ○ 災害見舞者及び視察者の対応に関すること。
	第3副部長 （職員課長）	○ 職員の安否確認及び職員体制の確保に関すること。 ○ 災害派遣職員の受入れに関すること。
	第4副部長 （工事検査課長）	○ 部内他課及び他部事務の応援に関すること。
	第5副部長 （公共施設マネジ メント課）	○ 避難施設の応急修理に関すること。 ○ 応急仮設住宅の建設、撤去及び維持管理に関すること。 ○ 教育施設の復旧に関すること。（教育部と連携） ○ 被災した住宅の応急修理に関すること。 ○ 応急修理に関する関係協力団体への協力要請に関すること。
	第6副部長 （選挙管理委員会事 務局長）	○ 部内他課及び他部事務の応援に関すること。
	第7副部長 （監査事務局長）	○ 部内他課及び他部事務の応援に関すること。
財政部長	第1副部長 （財政課長）	○ 指揮本部との総合的連絡調整に関すること。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関すること。 ○ 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関すること。 ○ 家屋被害調査統括に関すること。 ○ 災害関係の予算及び資金計画に関すること。
	第2副部長 （契約管財課長）	○ 市役所庁舎の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ○ 市有財産の被害状況の集約に関すること。 ○ 応急仮設住宅等の災害用地確保の協力に関すること。 ○ 災害用資機材の調達に関すること。 ○ 公用車の配車及び運行計画に関すること。
	第3副部長 （市民税課長）	○ 家屋被害の調査に関すること。 ○ 被害状況調書の作成に関すること。 ○ り災証明の発行に関すること。 ○ 災害に伴う税の減免に関すること。
	第4副部長 （資産税課長）	○ 家屋被害の調査に関すること。 ○ 災害に伴う税の減免に関すること。
	第5副部長 （納税課長）	○ 家屋被害の調査に関すること。
	第6副部長 （会計課長）	○ 災害時の出納の処理方法に関すること。 ○ 応急対策経費の出納に関すること。 ○ 義援金、見舞金、その他金銭の収納保管に関すること。

部 長	副部長	分掌事務
健康福祉部長	第1副部長 (福祉政策課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。 ○ 福祉避難所等の確保に関する事。 ○ 福祉避難所の設置、運営に関する事。 ○ 要配慮者の安否確認に関する事。 ○ 要配慮者の救助・支援（生活必需品、食料等の給与）に関する事。 ○ 災害救助法による救助事務に関する事。
	第2副部長 (障がい福祉課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者の安否確認に関する事。 ○ 要配慮者の救助・支援（生活必需品、食料等の給与）に関する事。 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事。 ○ ボランティアセンターの設置・受入れ等の支援に関する事。 ○ 義援金及び義援物資の募集等に関する事 ○ 災害救助法による救助事務に関する事。
	第3副部長 (生活福祉課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者の安否確認に関する事。 ○ 要配慮者の救助・支援（生活必需品、食料等の給与）に関する事。 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事。 ○ ボランティアセンターの設置・受入れ等の支援に関する事。 ○ 義援金及び義援物資の需要把握及び配分に関する事 ○ 災害救助法による救助事務に関する事。
	第4副部長 (高齢福祉課長) 第5副部長 (介護予防担当課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者の安否確認に関する事。 ○ 要配慮者の救助・支援（生活必需品、食料等の給与）に関する事。 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事。 ○ ボランティアセンターの設置・受入れ等の支援に関する事。 ○ 義援金及び義援物資の募集等並びに需要把握及び配分に関する事 ○ 災害救助法による救助事務に関する事。
	第6副部長 (西部福祉課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者の安否確認に関する事。 ○ 要配慮者の救助・支援（生活必需品、食料等の給与）に関する事。 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事。 ○ 災害救助法による救助事務に関する事。
	第7副部長 (保険課長) 第8副部長 (保険税担当課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事。
	第9副部長 (松本市保健所長) 第10副部長 (保健総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市保健医療調整本部の設置・運営に関する事。 ○ 災害時医療連携に関する事。 ○ 医療救護所の開設、運営に関する事。
	第11副部長 (健康づくり課課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の健康相談・支援に関する事。
	第12副部長 (保健予防課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症の予防及びまん延防止に関する事。
	第13副部長 (食品・生活衛生課長) 第14副部長 (食品・生活衛生課課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品衛生対策に関する事。 ○ 環境衛生対策に関する事。 ○ 飼養動物（ペット）及び被災動物対策に関する事。 ○ 医療品、医療用資機材の確保に関する事。

部 長	副部長	分掌事務
こども部長	第1副部長 (こども育成課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。 ○ 炊き出し等による食品の給与に関する事。 ○ 日赤奉仕団との連絡調整（避難・救護関係）に関する事。 ○ 災害救助法による救助事務に関する事。
	第2副部長 (こども福祉課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者の安否確認に関する事。 ○ 要配慮者の救助・支援（生活必需品、食料等の給与）に関する事。
	第3副部長 (こども福祉課あるぶ キッズ支援担当課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事。 ○ 炊き出し等による食品の給与に関する事。 ○ 災害救助法による救助事務に関する事。
	第4副部長 (保育課長) 第5副部長 (保育課指導担当課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急保育に関する事。 ○ 園児等の避難及び安否確認に関する事。 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事。 ○ 炊き出し等による食品の給与に関する事。 ○ 日赤奉仕団との連絡調整（避難・救護関係）に関する事。 ○ 災害救助法による救助事務に関する事。
環境エネルギー部長	第1副部長 (環境・地域エネルギー課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。 ○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事。 ○ 災害廃棄物の調査、処理計画及び一時集積場の選定に関する事。 ○ 廃棄物処理業者等又は他市町村への協力要請に関する事。
	第2副部長 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における公害防止に関する事。 ○ 仮設トイレ対策に関する事。 ○ 危険物等の事故調査に関する事。 ○ 遺体安置所の設置及び遺体の受入れ、引渡し等に関する事。 ○ 遺体の埋火葬に関する事。
	第3副部長 (森林環境課長) 第4副部長 (森林環境課課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林地、林業施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 ○ 土砂災害等（山間部）の被害調査に関する事。 ○ 林野火災等の被害調査に関する事。 ○ 復旧資機材の確保に関する事。 ○ 林業関係の被害調査に関する事。
	第5副部長 (環境業務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における公害防止及び公衆衛生対策に関する事。 ○ 災害廃棄物の収集・運搬・処理に関する事。 ○ 災害廃棄物の調査、処理計画及び一時集積場の選定に関する事。 ○ 廃棄物処理業者等又は他市町村への協力要請に関する事。 ○ 防疫対策（被災地の消毒）に関する事。 ○ 仮設トイレ対策に関する事。 ○ 環境衛生協議会への活動要請に関する事。 ○ 仮置場の設置、運営管理に関する事。 ○ 倒壊家屋等の解体、撤去に関する事。 ○ 避難所ごみ等の収集に関する事。
	第6副部長 (廃棄物対策課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物処理業者等への協力調整に関する事。

部長	副部長	分掌事務
産業振興部長	第1副部長 (商工課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。 ○ 生活必需品の調達及び供給に関する事。 ○ 物資の輸送、輸送協定先への協力要請及び輸送従事者の確保に関する事。 ○ 商工業の被害調査に関する事。 ○ 商工業事業資金の融資に関する事。 ○ 工業団地の被害調査に関する事。
	第2副部長 (農政課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料品等の調達及び供給に関する事。 ○ 物資の輸送、輸送協定先への協力要請及び輸送従事者の確保に関する事。 ○ 公設卸売市場間の災害時相互応援協定に関する事。 ○ 農・畜産業等の被害調査に関する事。 ○ 営農資金の融資に関する事。 ○ 農業共済金に関する事。 ○ 家畜伝染病の防疫及び対策に関する事。
	第3副部長 (耕地課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地、農業施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 ○ 復旧資機材の確保に関する事。 ○ 食料品の調達、供給及び物資の輸送に関する事。
	第4副部長 (労政課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者雇用等の連絡調整に関する事。 ○ 労働福祉施設、職業訓練施設の被害調査に関する事。 ○ 生活必需品の調達、供給及び物資の輸送に関する事。
	第5副部長 (農業委員会事務局長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料品の調達、供給及び物資の輸送に関する事。
文化観光部長	第1副部長 (観光プロモーション課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。 ○ 観光客の安全確保及び避難・帰宅支援対応に関する事。 ○ 観光業関係の被害調査に関する事。
	第2副部長 (文化振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害テレホンセンターの設置・運営の応援に関する事。
	第3副部長 (まつもと市民芸術館担当課長)	
	第4副部長 (国際音楽祭推進課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害テレホンセンターの設置・運営の応援に関する事。
	第5副部長 (松本城管理課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事。
	第6副部長 (美術館副館長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事。
	第7副部長 (スポーツ推進課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所施設の開設・管理に関する事。
交通部長	第1副部長 (交通ネットワーク課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。
	第2副部長 (公共交通課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通機関(バス、空港、JR、上高地線、高速道路等)の被害・運行状況調査に関する事。 ○ 緊急交通路の確保、指定及び道路の交通規制、迂回路等に関する事。
	第3副部長 (自転車推進課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急交通路の確保、指定及び道路の交通規制、迂回路等に関する事。

部長	副部長	分掌事務
建設部長	第1副部長 (建設総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。 ○ 復旧資機材の確保に関する事。 ○ 公共土木施設の被害調査に関する事。 ○ 部内被害調査班の被災状況収集、とりまとめに関する事。 ○ 道路、橋梁、堤防、河川、水路等の被害調査、応急措置、障害物の除去等に関する事。 ○ 緊急交通路の確保、指定及び道路の交通規制、迂回路等に関する事。
	第2副部長 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路、橋梁、堤防、河川、水路等の被害調査、応急措置、障害物の除去等に関する事。
	第3副部長 (建設課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路、橋梁、堤防、河川、水路等の被害調査、応急措置、障害物の除去等に関する事。 ○ 緊急交通路の確保、指定及び道路の交通規制、迂回路等に関する事。 ○ 道路、橋梁、堤防、河川、水路の復旧に関する事。
	第4副部長 (維持課長) 第5副部長 (維持課管理担当課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路、橋梁、堤防、河川、水路等の被害調査、応急措置、障害物の除去等に関する事。 ○ 障害物除去調書の作成に関する事。 ○ 土砂災害等の被害調査、復旧に関する事。 ○ 建設事業協同組合、緑化協会との連絡調整及び業者への協力要請に関する事。 ○ 駅前広場の被害調査、応急措置に関する事。
	第6副部長 (公園緑地課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市公園施設の被害調査、応急措置、復旧に関する事。 ○ 道路、橋梁、堤防、河川、水路等の被害調査、応急措置、障害物の除去等に関する事。
	第7副部長 (住宅課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市営住宅の被害調査、応急措置、復旧に関する事。 ○ 長野県住宅供給公社との連絡調整に関する事。 ○ 応急仮設住宅の入居者受入れ及び関係調書の作成に関する事。
	第8副部長 (建築指導課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急危険度判定（建築物、宅地）に関する事。 ○ 避難所施設の安全確認に関する事。
	第9副部長 (公共用地課長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路、橋梁、堤防、河川、水路等の被害調査、応急措置、障害物の除去等に関する事。 ○ 緊急交通路の確保、指定及び道路の交通規制、迂回路等に関する事。 ○ 応急仮設住宅用地等の応急対策用地の確保に関する事。
	上下水道局長	第1副部長 (総務課長)
第2副部長 (営業課長) 第3副部長 (営業課給排水設備担当課長)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 上下水道事業の応急対策経費の出納に関する事。 ○ 復旧資機材の確保に関する事。 ○ 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。
第4副部長 (上水道課長)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道施設の応急対策、被害調査、復旧に関する事。 ○ 復旧資機材の確保に関する事。 ○ 災害支援団体との総合的連絡調整に関する事。 ○ 被災者への応急給水対策に関する事。 ○ 上水道の情報収集に関する事。 ○ 飲料水の確保に関する事。
第5副部長 (下水道課長)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の応急対策、被害調査、復旧に関する事。 ○ 復旧資機材の確保に関する事。 ○ 下水道の情報収集に関する事。

部 長	副部長	分掌事務
事務部長	第1副部長 (病院総務課長) 第2副部長 (医事企画課長) 第3副部長 (病院建設課) 第4副部長 (松本市四賀の里クリ ニック事務担当課長)	<input type="checkbox"/> 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 <input type="checkbox"/> 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 <input type="checkbox"/> 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。 <input type="checkbox"/> 病傷人の応急救護及び医療機関への緊急輸送に関する事。 <input type="checkbox"/> 救急医療品の調達に関する事。 <input type="checkbox"/> 輸血、保存血液の緊急確保に関する事。 <input type="checkbox"/> 緊急時の助産に関する事。
教育次長	第1副部長 (教育政策課長) 第2副部長 (学校教育課長) 第3副部長 (学校施設担当課 長) 第4副部長 (学校支援室長) 第5副部長 (学校給食課長) 第6副部長 (生涯学習課長) 第7副部長 (中央図書館長) 第8副部長 (文化財課長) 第9副部長 (文化財課課長(西 部4地区担当)) 第10副部長 (文化財課城郭整備 担当課長) 第11副部長 (博物館長)	<input type="checkbox"/> 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 <input type="checkbox"/> 第3副本部長(教育長)の秘書に関する事。 <input type="checkbox"/> 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 <input type="checkbox"/> 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。 <input type="checkbox"/> 指定避難所施設の開設・管理に関する事。 <input type="checkbox"/> 指定避難所施設の開設・管理に関する事。 <input type="checkbox"/> 学用品の給与に関する事。(災害救助法事務) <input type="checkbox"/> 児童及び生徒の避難・安否確認に関する事。 <input type="checkbox"/> P T A等への協力要請に関する事。 <input type="checkbox"/> 災害時の応急教育に関する事。 <input type="checkbox"/> 災害時の学校給食に関する事。 <input type="checkbox"/> 指定避難所施設の開設・管理に関する事。 <input type="checkbox"/> 部内他課及び他部事務の応援に関する事。 <input type="checkbox"/> 部内他課及び他部事務の応援に関する事。 <input type="checkbox"/> 部内他課及び他部事務の応援に関する事。
議会事務局長	副部長 (議会事務局次長)	<input type="checkbox"/> 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 <input type="checkbox"/> 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害応急対策の進行管理に関する事。 <input type="checkbox"/> 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する事。 <input type="checkbox"/> 市議会の連絡調整に関する事。 <input type="checkbox"/> 市議会災害対策本部に関する事。

第4節 広域相互応援活動

第1 基本方針

災害時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。（別記参照）

また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。

なお、被災した場合にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請の遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。

また、被災地以外の市町村にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
- 2 災害時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。
- 4 広域避難が行われる場合の体制を確立する。
- 5 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 計画の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

市及び県においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認められた場合は、ただちにあらかじめ定めてある応援先の順序に従って要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な災害応急対策が実施できる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（危機管理部、広域消防局）

(ア) 消防に関する応援要請

- a 市長は、風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない、または緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣市町村にも応援を求める方がより

効果的であると認められる場合は、県消防相互応援協定に基づき、速やかに松本広域連合長（以下「広域連合長」という。）に応援要請をするものとし、その旨知事に連絡する。

b 他都道府県への応援要請

市長は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

(a) 緊急消防援助隊

(b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

(c) その他、他都道府県からの消防の応援

(イ) 消防以外に関する応援要請

a 他市町村に対する応援要請

〈県内〉

(a) 市長は、風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみでは、これに対処できない、または緊急性、地理的条件、被害状況等により他市町村に応援を求める方がより効果的であると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかに松本ブロック内の第2、第3順位市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

この場合において、代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

なお、大規模災害時の非常事態と判断される市町村へは、ブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援ブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

〈県外〉

(b) 市長は、前項の場合における相互応援協定に基づく他市町村からの応援を受けても十分な災害応急対策が実施できないと認められるときは、協定締結をしている市町村長等に対し、協定に基づく応援を要請する。

(c) さらに、前項の場合における相互応援協定に基づく他市町村からの応援を受けても十分な災害応急対策が実施できないと認められるときは、他の市町村長に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

「応援の要請事項」

○応援を求める理由及び災害の状況

○応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等

○応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等

○その他必要な事項

b 県に対する応援要請等

市長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、または災害応急対策の実施を要請する。

c 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により職員派遣の要請、または斡旋を求める。

イ 【広域消防局が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請

a 広域連合長は、災害時の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の消防力をもってしては対処できない、または緊急性、地理的条件、被害状況等により、効果的必要があると認められる場合は、市長と調整のうえ、地理的条件、事前に締結されている消防相互応援協定に基づき、速やかに近隣市町村長に応援要請をするものとし、その旨及びその結果を知事（松本地域振興局経由）に連絡する。

b 広域連合長は、前項による応援のみでは十分な災害防御措置がとれていない、またはとれないことが予測される場合においては、市長と調整のうえ速やかに知事（松本地域振興局経由）に対し、消防の応援に関して他都道府県の応援を要請する。

c 消防局長は、広域航空消防応援が必要となったときは、要請先都道府県または市を決定し、ただちに広域連合長に報告のうえ指示に従って知事（松本地域振興局長経由）へ次の事項を明らかにして応援の要請を行う。この場合、同時に応援側都道府県知事または消防長へ同様の連絡を行う。
（広域航空消防応援）

「応援側都道府県知事または応援側消防長への通報」

(a) 必要とする応援の具体的な内容

(b) 応援活動に必要な資機材等

(c) 離発着可能な場所及び給油体制

(d) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法

(e) 離発着場における資機材の準備状況

(f) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況

(g) 他にヘリコプターの応援を要請している場合のヘリコプターを所有する消防機関名または都道府県名

(h) 気象の状況

(i) ヘリコプターの誘導方法

(j) 要請側消防機関の連絡先

(k) その他必要な事項

ウ 【県が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請（危機管理部）

a 市長等に対する指示

知事は、大規模地風水害等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市長、市（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）

の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して相互応援協定の実施その他災害防御の措置に関して必要な指示を行う。

b 他都道府県に対する応援措置

(a) 知事は、大規模地風水害等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市長から消防の応援に関して、他都道府県の応援を要請され、かつ県内の消防力をもってはこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣都県に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる事項について、消防組織法第44条の規定により、速やかに消防庁長官に応援を要請する。また、その結果は市長に通知する。

○ 緊急消防援助隊

○ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

○ その他、他都道府県からの消防隊

(b) 知事は、前項の場合において、災害の規模及び被害の状況等から緊急を要し、要請を待ついとまがなく、かつ必要があると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援要請をし、その旨及びその結果を市長に通知する。

(イ) 警察に関する応援要請（警察本部）

県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、警察庁または他の都道府県警察に対し、警察法第60条の規定により、広域緊急援助隊等の援助の要求を行う。

<援助の要求事項>

a 援助を必要とする理由

b 援助を依頼する先の都道府県警察

c 援助のための派遣を受けることが必要な人員及び装備

d 派遣の日時、場所

e 援助を必要とする期間等

(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請（危機管理部）

a 市長に対する指示

知事は、市において実施する災害応急対策等が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを指示する。

この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

(a) 応援すべき市町村名

(b) 応援の範囲または区域

(c) 担当業務

(d) 応援の方法

b 他の都道府県等に対する応援要請

(a) 知事は、風水害等が発生した場合において、その災害応急対策の実施にあたり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。

また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努めるとともに、国〔総務省〕と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。

- 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」
全国知事会 47 都道府県
 - 「震災時等の相互応援に関する協定」
関東地方知事会 1 都 9 県
 - 「災害応援に関する協定」
中部圏知事会 9 県 1 市
 - 「中央日本四県（新潟県、山梨県、長野県、静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」新潟県、山梨県、静岡県
- (b) 知事は、前項の場合における相互応援協定に基づく応援を受けても十分な災害応急対策が実施できないと認められるときは、協定締結外の道府県に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第74条の規定により、他の都道府県知事等に応援を要請する。
- ＜応援の要請事項＞
- 応援を求める理由及び災害の状況
 - 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
 - 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
 - その他必要な事項
- (c) 大規模災害時等に、応援の要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に要求を行ってもなお不十分な場合には、災害対策基本法第74条の2規定により国へ他の都道府県に対して応援を要求するよう求める。
- c 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施要請等
- (a) 知事は、災害応急対策を実施するため、または県内の市町村の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し、災害応急対策の実施を要請する。
- (b) 被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関する技術的な支援のため、国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

エ 【関係機関が実施する対策】

公共機関及びその他事業者は、風水害等の非常事態において、災害の規模及び被害の状況等から、自己の持つ人員、資機材等のみではこれに対処できない、またはできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請する。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、災害時は、事前に締結されている相

互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

(2) 実施計画

ア 【市、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(ア) 情報収集及び応援体制の確立

市、県、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに行動する。

(イ) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(ウ) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

(エ) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

a 長野県市町村災害時相互応援協定に基づく先遣隊の派遣

松本ブロック内において、震度6強以上の地震が発生した際は、ブロック内の被災市町村へ先遣隊を派遣するほか、応援ブロック（長野）内の大半の市町村が被災し、ブロック内での先遣隊の派遣ができない場合は、松本ブロックの代表市町村として、先遣隊を派遣し、情報収集活動を行う。

イ 【広域消防局が実施する対策】

(ア) 常備消防の応援体制

a 広域連合長は、災害発生を覚知したときは、災害規模等の情報収集を迅速に行うとともに、速やかに応援体制を整え、要請を受けた場合は、ただちに行動し、要請地方公共団体の長の指揮の下に行動する。

その際、被災地方公共団体等に負担とならないよう自己完結型の応援体制及び応援期間が長期におよぶ場合も想定した職員等の交代等にも留意する。

また、あらかじめ締結されている消防相互応援協定に基づき、通信の途絶等により要請がない場合でも災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に行動する。

なお、この場合も、被災地方公共団体の長との連絡確保に努め、連絡可能となった際には、応援の要否を含め、被災地方公共団体の長の指揮の下に行動する。
(長野県消防相互応援協定)

b 国内における風水害等の大規模災害に属する都道府県内の消防力をもってしても、これに対処できないものの発生に際し、消防庁長官の応援要請があったときは、被災地の消防の応援のため速やかに被災地へ赴き、人命救助活動を行う。（緊急消防援助隊の運用に関する要綱、緊急消防援助隊長野県隊応援等実施計画他）

(イ) 非常備消防の応援体制

消防長は、広域消防局及び市の消防団の消防力をもってしては、これに対応できない災害の発生に際し、応援要請消防団の市長と調整のうえ、消防組織法第18条第3項に基づく消防団の区域外出場を命令し、消防団を出動させる。

この場合の経費負担等は、長野県市町村災害時相互応援協定による。

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な災害応急対策を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要となる。

(2) 実施計画

ア 【市、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

（危機管理部、広域消防局）

円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

イ 【広域消防局が実施する対策】

(7) 他の地方公共団体等に応援要請をする場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、応援活動上必要とする施設等についても必要に応じて確保する。

ヘリポートについては、広域消防局が指定した基幹、拠点、市町村ヘリポートの状況把握に努める。

また、野営場所の確保、食糧、燃料の供給等の後方支援の事項についても、必要に応じて応援側地方公共団体等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応援措置が実施できる受援体制を整備する。

根拠 { 長野県消防相互応援協定
緊急消防援助隊
広域航空消防応援

長野県緊急消防援助隊受援計画、広域消防局緊急消防援助隊受援計画及び広域消防局警防本部設置運用要領に基づく、体制を早期に確保する。

(イ) 緊急消防援助隊の広域消防局への誘導

広域消防局警防本部設置運用要領に基づく誘導体制による。

また、必要に応じて援助隊到着予定地に誘導員を配置し、誘導に努める。

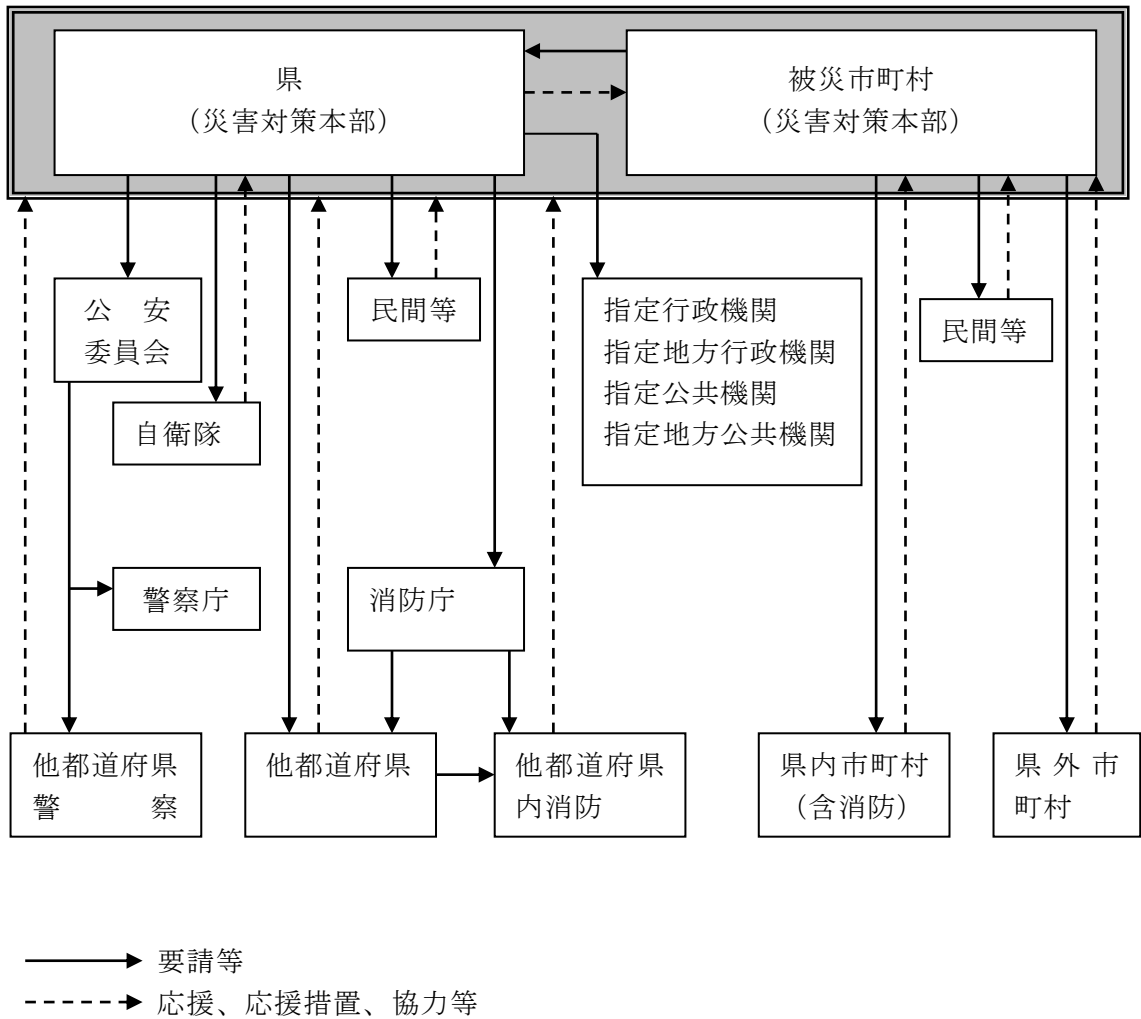
○ヘリポート一覧表 } 別記
○野営拠点場所 }

4 経費の負担

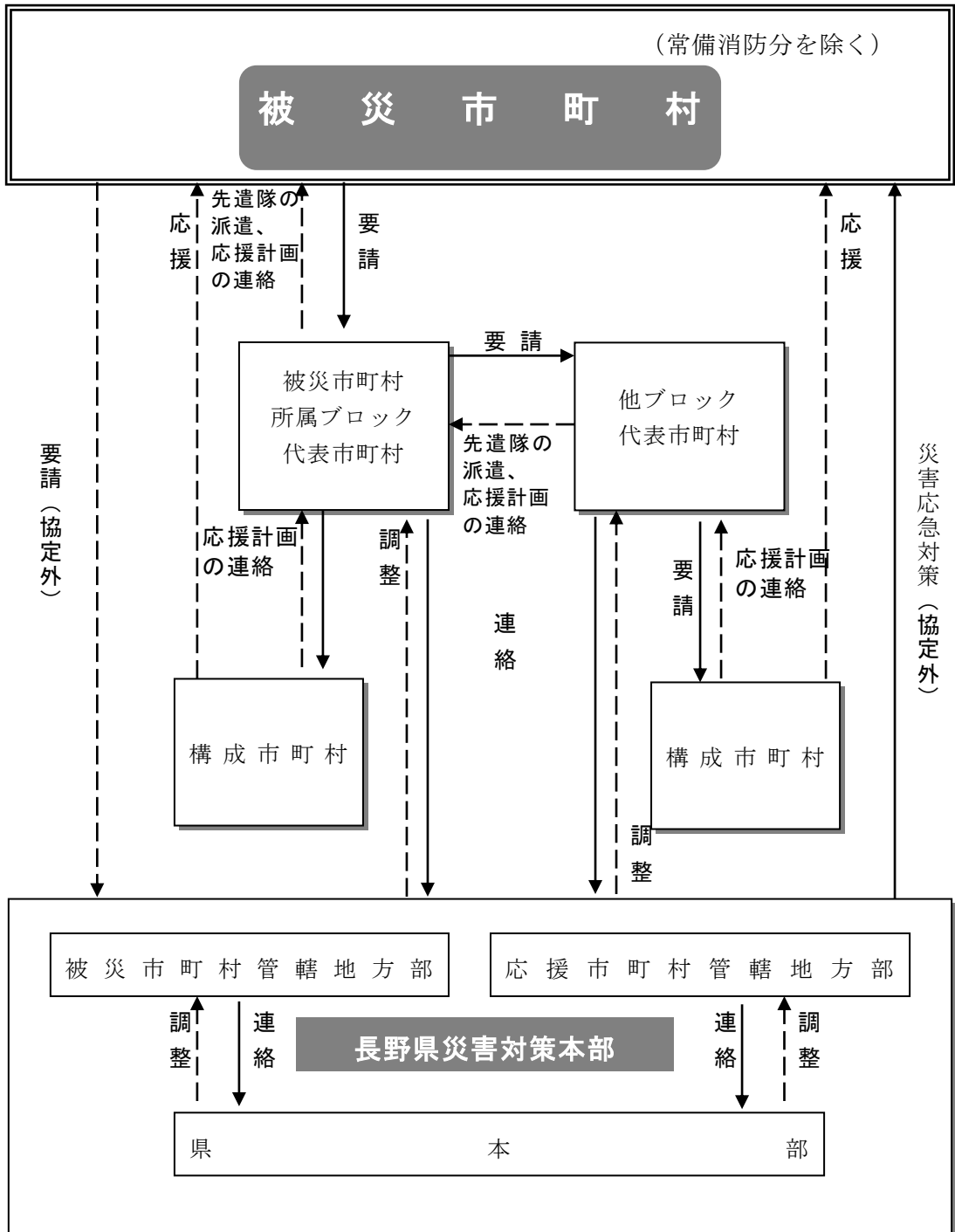
- (1) 国、県または他の市町村等から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）
- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令、その他特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

(別記)

広域相互応援体制図



長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統



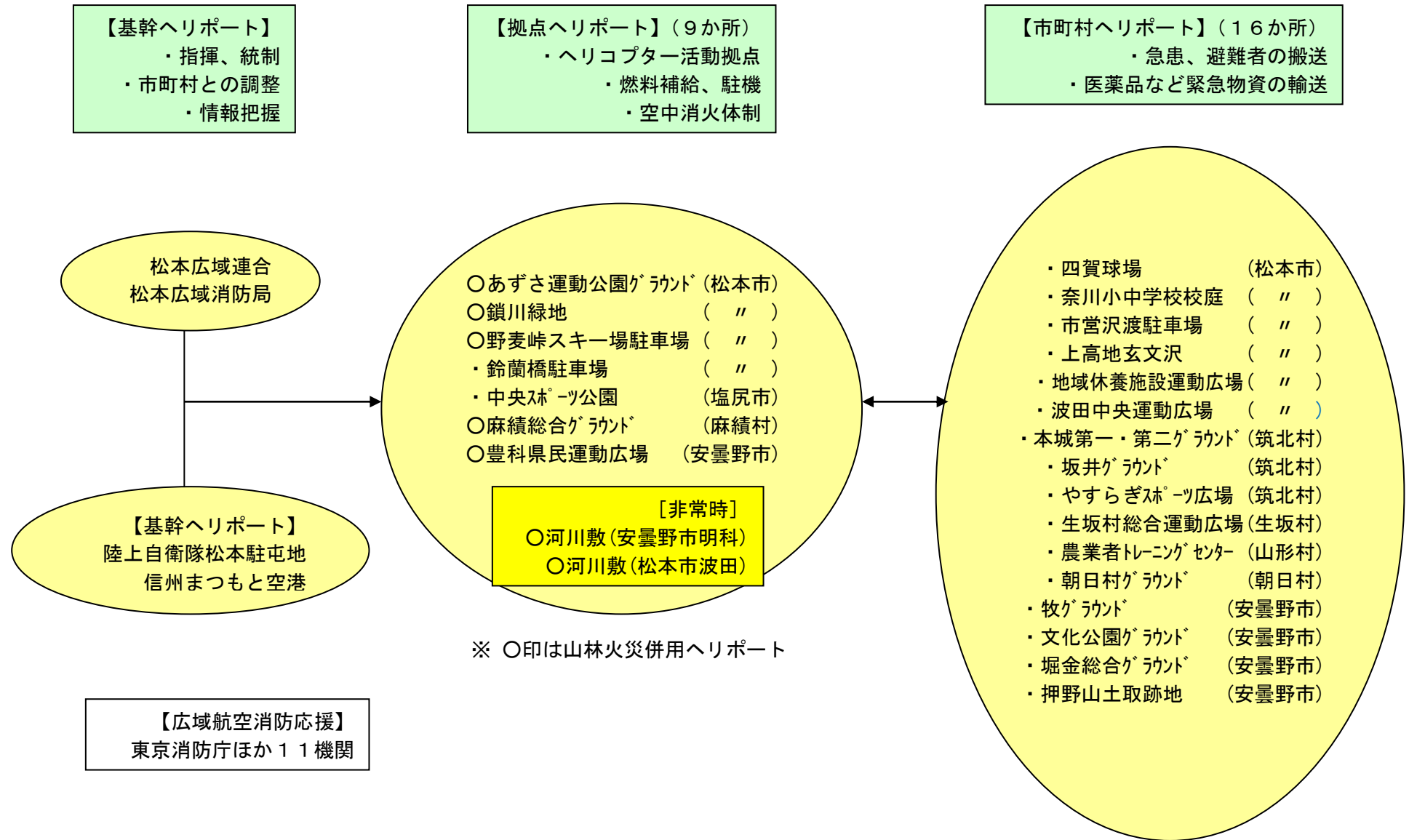
ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市(2)・佐久市・小海町・佐久穂町(3)・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市(2)・長和町(3)・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市(3)・茅野市(2)・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市(2)・辰野町(3)・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町(3)・高森町(2)・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町(2)・木祖村(3)・玉滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市(3)・安曇野市(2)・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町(3)・松川村・白馬村(2)・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市(3)・千曲市(2)・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市(2)・山ノ内町(3)・木島平村・野沢温泉村・栄村

※(2):第2順位市町村、(3):第3順位市町村

被災ブロック	応援するブロック
佐久	上小
上小	佐久
諏訪	上伊那 木曾
上伊那	諏訪 飯伊
飯伊	上伊那 木曾
木曾	飯伊 諏訪
松本	長野
大北	北信
長野	松本
北信	大北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

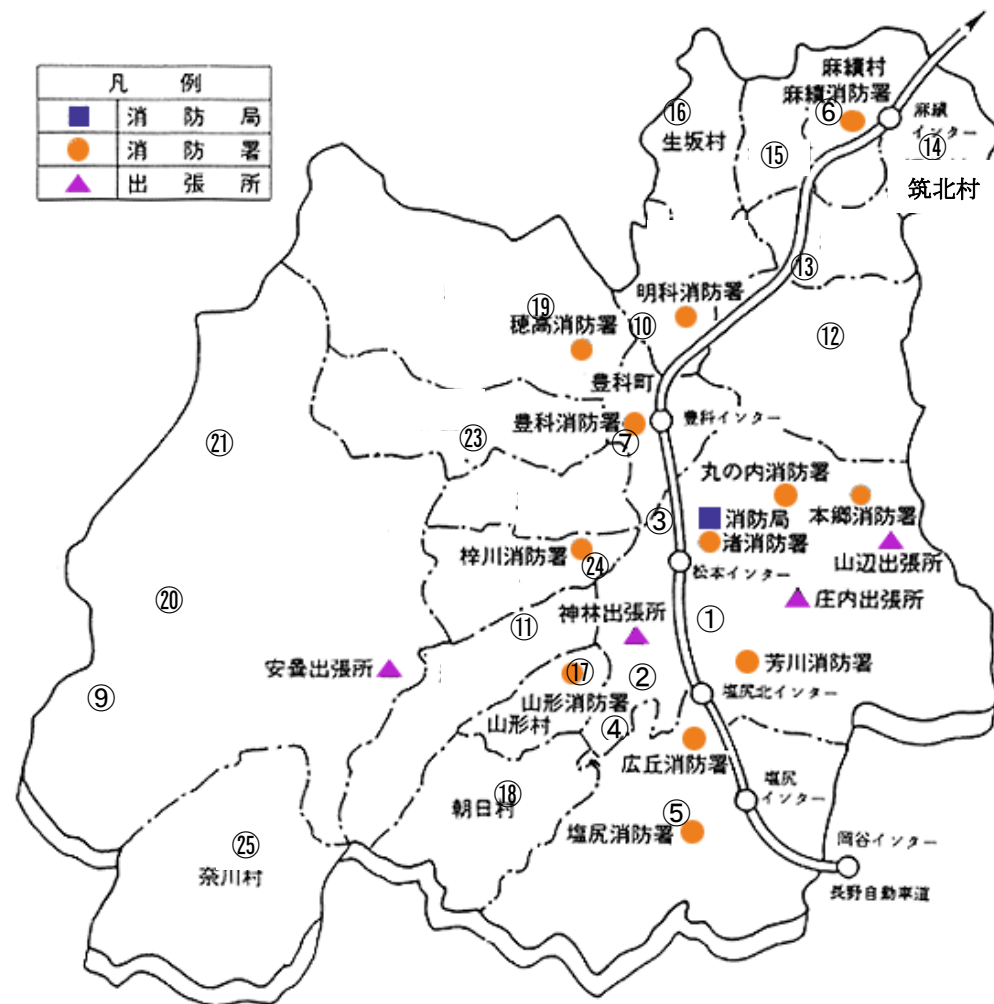
地震等大規模災害時のヘリポートの体系



圏域内へリポート

No.	場 所 名	所 在 地	連絡先
1	自衛隊松本駐屯地	松本市高宮西 1-1	26-2766
2	県営信州まつもと空港	松本市空港東 8909	58-2517
3	あずさ運動公園グラウンド	松本市島内 1666-177	47-1427
4	鎖川緑地	松本市今井中沢橋南	34-3000
5	中央スポーツ公園	塩尻市高出 1486-194	52-0280
6	麻績総合グラウンド	麻績村 8425	67-3001
7	豊科県民運動広場	安曇野市豊科南穂高 4985	72-3111
8	野麦峠スキー場駐車場	松本市木曾路原 1174	79-2121
9	鈴蘭橋駐車場	松本市安曇鈴蘭 4294-3	93-2333
10	押野山土取跡地	安曇野市明科七貴下押野	62-3001
11	波田中央運動広場	松本市波田 4417-178	92-3001
12	四賀球場	松本市会田 2920	64-2060
13	本城第一・第二グラウンド	筑北村西条 3258	67-2064
14	坂井グラウンド	筑北村 6486	67-2064
15	坂北野球場	筑北村 5658	67-2064
16	生坂村総合運動広場	生坂村 6110	69-3111
17	農業者トレーニングセンター	山形村 2030-1	98-3111
18	朝日村グラウンド	朝日村小野沢 296-5	99-2001
19	牧グラウンド	安曇野市穂高牧 1942	82-3131
20	市営沢渡駐車場	松本市沢渡 4157	93-2947
21	上高地玄文沢	松本市上高地 4469-1	94-2947
22	文化公園グラウンド	安曇野市三郷明盛 4810-1	77-7521
23	堀金総合グラウンド	安曇野市堀金三田 3570-1	72-6795
24	地域休養施設運動広場	松本市梓川倭 4262-1	78-5000
25	奈川小中学校校庭	松本市奈川 2280-1	79-2002
◎非常時	河川敷	安曇野市明科中川手 2481-88	62-3001
◎非常時	河川敷	松本市波田（下島）	92-3001

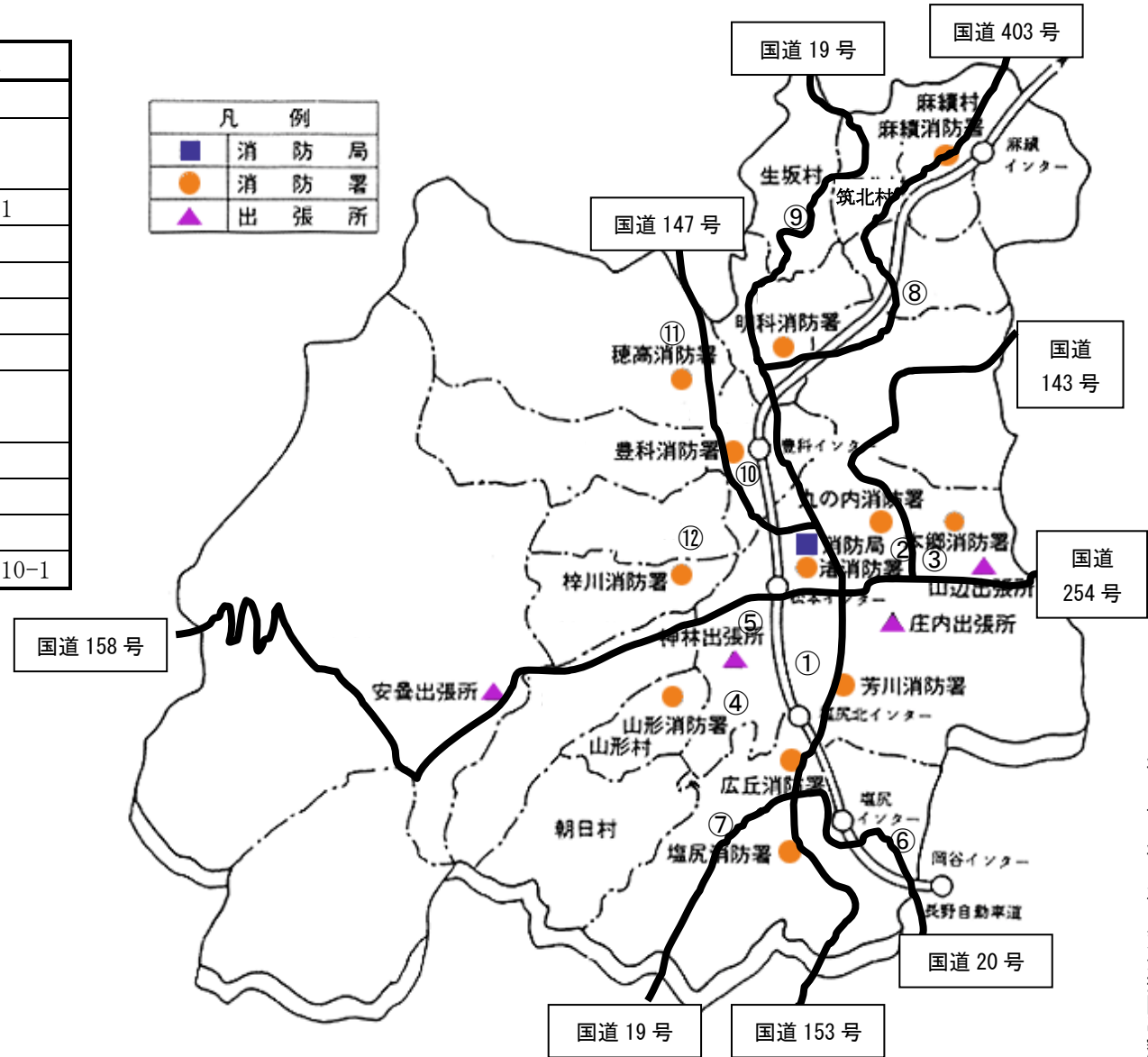
松本広域圏へリポート



宿泊・野営拠点場所一覽

No.	場 所 名	所 在 地
1	陸上自衛隊松本駐屯地	松本市高宮西 1-1
2	松本市文化会館・松本市総合体育館	松本市美須々5-1
3	松本市営野球場	松本市浅間温泉 1-9-1
4	信州劝业パーク	松本市今井 3443
5	芝沢体育館・グラウンド	松本市和田 1058-2
6	塩尻市小坂田公園	塩尻市塩尻町 1080
7	塩尻市総合運動場	塩尻市宗賀 73
8	本城第一・第二グラウンド、本城体育館	筑北村西条 3449
9	生坂村総合運動広場	生坂村 6110
10	豊科近代美術館	安曇野市豊科 5609-3
11	穂高地域福祉センター	安曇野市穂高 5808-1
12	三郷文化公園グラウンド	安曇野市三郷明盛 4810-1

宿泊・野営拠点場所



第5節 ヘリコプターの運用計画

第1 基本方針

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用するものとする。

第2 主な活動

1 災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを迅速に活用するとともに、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。

ただし、災害の規模や緊急性を考慮し、県及び関係機関のヘリコプターの活用を優先した上で、必要に応じ松本市独自に契約している民間ヘリコプターも活用し、迅速な災害対策を実施する。

2 県及び市は、ヘリコプターを運航する機関と平素から密接な連携を保ち、災害時には迅速な要請手続を行う。

また、県は必要に応じて「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、ヘリコプターの活動について調整を行う。

第3 計画の内容

1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定

(1) 基本方針

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

機 種	機種	定員	救助ホ イスト	消火 装置	物資吊下	ヘリテ レ
消防防災ヘリ	ベル412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリ	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○
	アグスタAW139	17	○		○	○
広域航空消防 応援等ヘリ	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリ	各種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリ	各種	各種	○		○	
ドクターヘリ	各種	6				

ただし、災害の規模や緊急性を考慮し、必要に応じ松本市独自に契約している民間ヘリコプターを選定、要請する。

機 種 名	型
AS332L (スーパーピューマ)	大型
SA330J (ピューマ)	大型
SA315B (ラマ)	小型
AS350B (エキュレイユ)	小型

(参考編 参考46 災害応急用ヘリコプター使用に関する契約書)

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】（危機管理部）

市または指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請があった場合は、消防防災ヘリコプターが直ちに対応するとともに、活動内容により、前記の基準をもとに要請先と協議のうえ要請すべきヘリコプターを選定する。

2 出動手続の実施

(1) 基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動要請手続を行う。（別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり）

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（危機管理部、広域消防局）

(ア) ヘリコプターの要請にあたっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請するものとする。（文書による手続が必要な場合は、後刻速やかに行うものとする。）

〈要請事項〉

- a 災害の状況と活動の具体的内容
（消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等）
- b 活動に必要な資機材等
- c ヘリポート及び給油体制
- d 要請者、現場責任者及び連絡方法
- e 資機材等の準備状況
- f 気象状況
- g ヘリコプターの誘導方法
- h 他のヘリコプターの活動状況
- i その他必要な事項

(イ) 県等と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員を配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。

(ロ) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先医療機関等について手配するものとする。

(ハ) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) ヘリコプターの要請にあたっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請するものとする。また、正式要請前であっても、積極的な情報交換に努める。

- a 災害の状況と活動の具体的内容
（消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等）
- b 活動に必要な資機材等
- c ヘリポート及び給油体制
- d 要請者、現場責任者及び連絡方法
- e 資機材等の準備状況
- f 気象状況
- g ヘリコプターの誘導方法
- h 他のヘリコプターの活動状況
- i その他必要な事項

第3章 第5節 ヘリコプターの運用計画

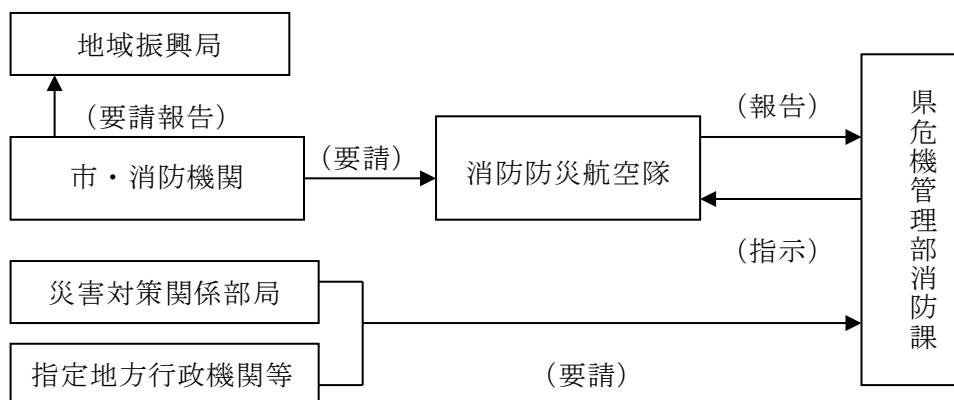
- (イ) ヘリポートについては、市と連携して適切な場所を選定するものとし、散水や安全確保のための要員確保等について市に指示する。
- (ウ) 飛行の安全確保のため、被害状況偵察を含む活動時の航空無線周波数は松本空港情報圏を除き別に示すまでは123.45MHz(防災機関相互通信用)を使用することを基準とする。
- (エ) 傷病者の搬送に当たっては、輸送先のヘリポートと救急車及び収容先医療機関確保等について、市と調整する。
- (オ) 市又は指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請がない場合であっても、震度情報ネットワーク等他の情報により甚大な被害が予想されるときは、ヘリコプターによる情報収集を行う。
- (カ) 災害対策本部設置時には、必要に応じて「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、各機関のヘリコプター運航の調整を行う。また、平時からも各機関を交えた連絡会議を開催し、連携を図る。

別記

〈ヘリコプター要請手続要領〉

1 消防防災ヘリコプター

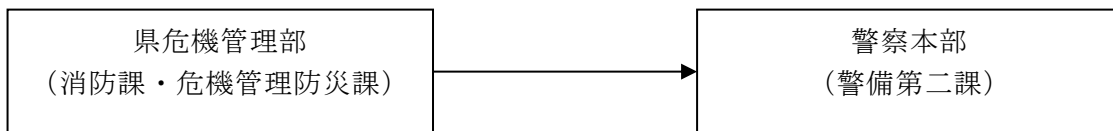
災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。



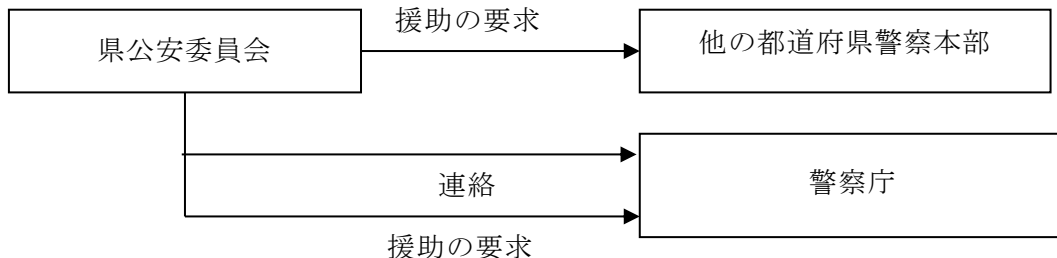
※ 連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波）
呼出名称 「しょうぼうながのけんあるぷす1」

2 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するにあたり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合、又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。



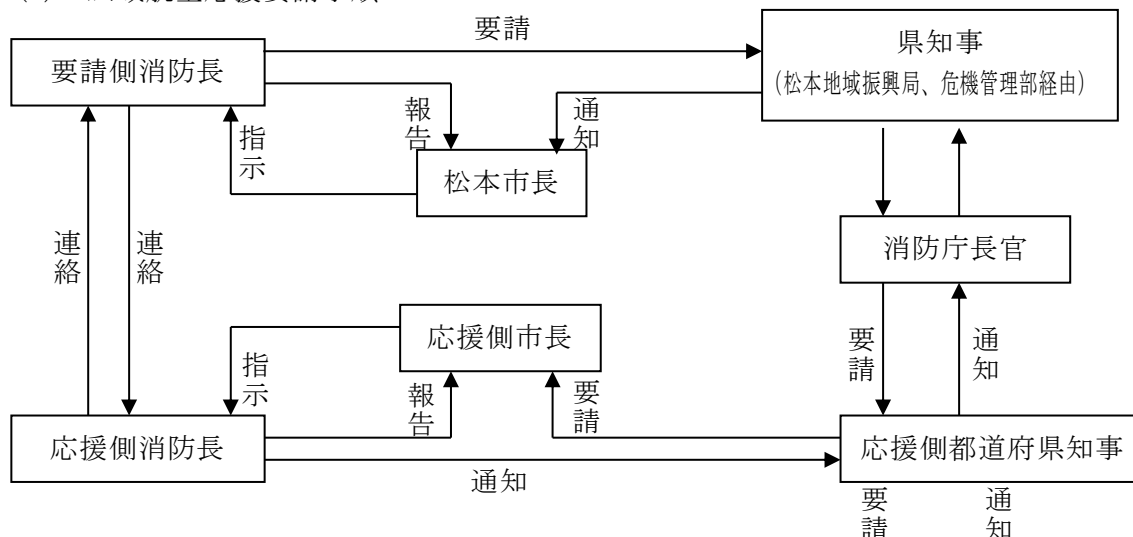
また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行うものとする。



3 広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

(1) 広域航空応援要請手順



(参考) 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づく応援ヘリコプター

(2) 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画

ア 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。

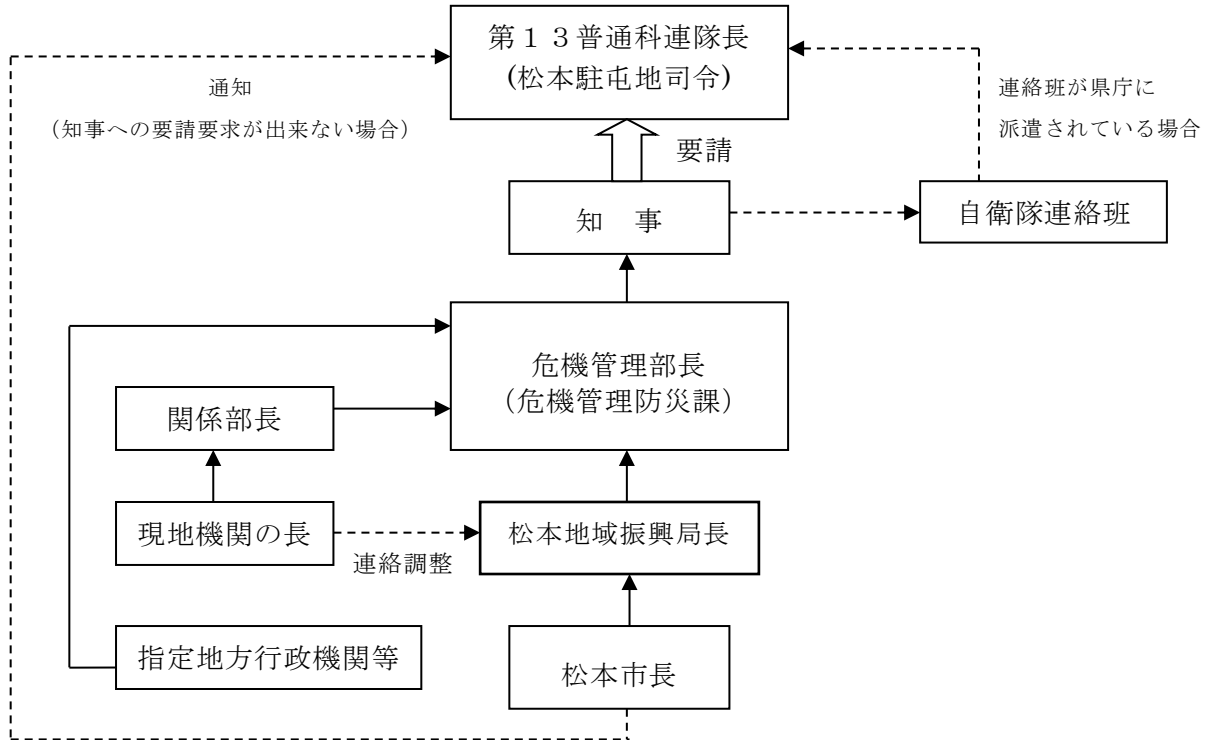
東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

イ 第1次出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。

茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	石川県
福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

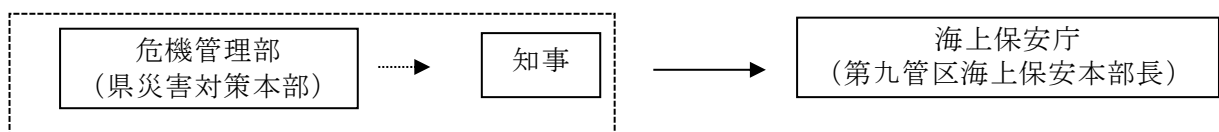
4 自衛隊ヘリコプター

要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による



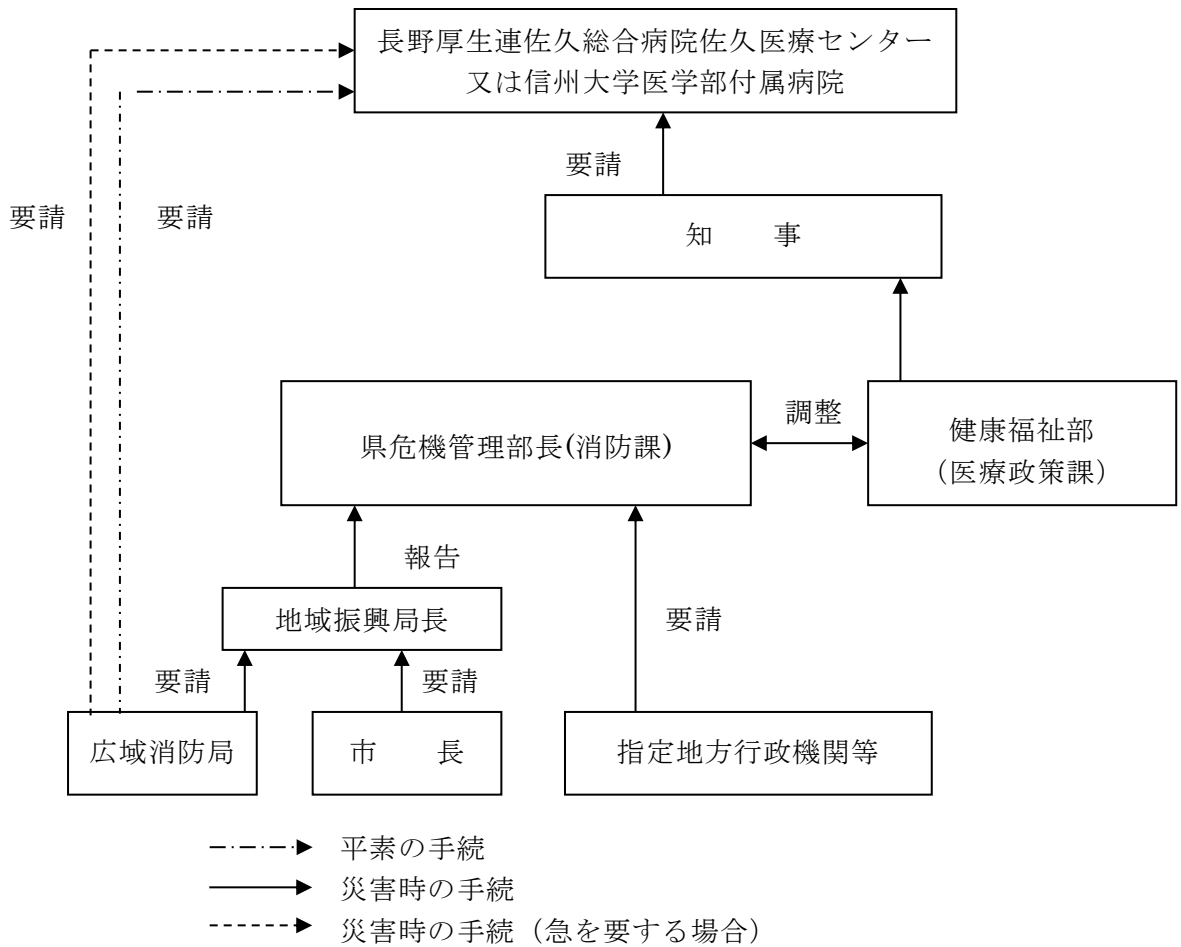
5 海上保安庁ヘリコプター

救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請するものとする。

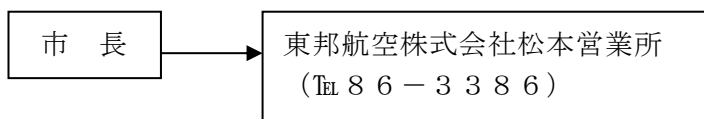


6 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



7 松本市契約民間ヘリ要請手続



第6節 自衛隊の災害派遣

第1 基本方針

災害に際して、人命または財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は、自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策法第68条の2に基づき、市長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合には、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、防災計画の修正、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努める。

第2 主な活動

- 1 自衛隊に要請する救援活動及び要請手続きについて定める。
- 2 市と派遣部隊の連絡調整について定め、受入れ態勢を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要なくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動の内容

1 派遣要請

(1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、市は、自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があればただちに長野県を通じて派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、ただちにその旨を県と自衛隊に連絡する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部）

市長は救援活動の内容の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害対策基本法第68条の2に基づき、以下により要請を求める。

(ア) 派遣の要請

a 要請の要件

公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。
緊急性	差し迫った必要があること。
非代替性	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

b 救援活動の内容

自衛隊の救援活動の具体的内容及び災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

項目	内 容
被害状況の	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

項目	内 容
把握	
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等の 捜索救助	死者、行方不明者、傷者等の捜索、救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場合は航空機)による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、 救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
給食及び給水、入浴支援	被災者に対する給食及び給水、入浴支援
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付および譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

(イ) 派遣の要請手続

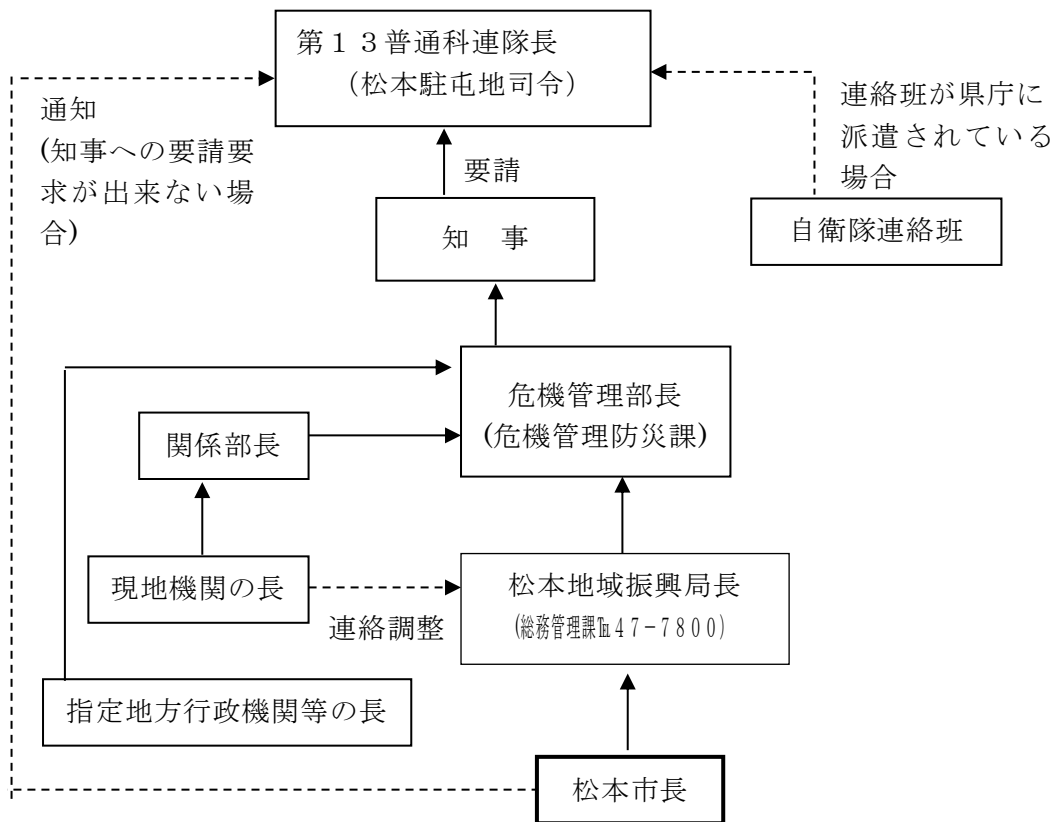
- a 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって地域振興局長に派遣要請を求める。
- b 市長は、aにより口頭で要請したときは、事後に速やかに地域振興局を経由して文書による要請手続をする。(様式編 応援要請様式3号)
- c 市長は、aの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。
また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。
(様式編 応援要請様式1号)

要請文書のあて先・連絡先

要請文書のあて先	
陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)	
連絡先	
時間内	時間外
第3科長 TEL NTT 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 8-535-79 FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 8-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線302) 防災行政無線 8-535-79 FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 8-535-76

(ウ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の系統系統は、次表のとおりである。



イ 【県が実施する対策】 (全部局)

(ア) 派遣の要請

- a 要請の要件
同節第3 1(2)ア(ア) a のとおり
- b 救援活動の内容
同節第3 1(2)ア(ア) b のとおり

(イ) 派遣に係る事前調整

県内に震度5弱以上の地震が発生した場合、その他自衛隊の派遣要請が必要となると予想される状況のときは、第13普通科連隊に県内の震度情報、被害情報等を連絡し、迅速な派遣に係る事前準備を依頼する。

(ウ) 派遣要請手続

a 県現地機関における措置

- (a) 地域振興局長は、市長から派遣要請の依頼を受けたときは、ただちに危機管理部長（危機管理防災課）に文書または口頭をもって報告する。
- (b) 地域振興局長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市長の要求を待たないで(a)の例により報告する。
- (c) 地域振興局長は、上記により口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。
- (d) 他の現地機関の長は、各機関の所管する災害応急対策活動に自衛隊の派遣を要すると認められるときは、地域振興局長と連絡調整を行い、文書または口頭をもって所管局長に報告する。
- (e) (d)において口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。

b 本庁における措置

- (a) 関係部局長、警察本部長は、上記aにより報告を受けたときは、直ちに危機管理部長に文書または口頭をもって連絡する。
- (b) 危機管理部長は、地域振興局長からの報告及び要求を受けたときは、その災害の規模等について状況を確認のうえ、知事にその旨を報告し、その指示を受けて第13普通科連隊長に対し、文書または口頭をもって災害派遣の要請を行う。
- (c) (b)の要請は、部隊の連絡班が県庁に派遣されている場合は、当該連絡班を通じ、連絡班が派遣されていないときは、直接部隊に要請する。
- (d) 知事が第13普通科連隊長に対し、口頭をもって派遣要請をしたときは、事後において速やかに文書による要請を行う。

d 要請手続（県が第13普通科連隊に行う要請）

要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

- (a) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (b) 派遣を希望する期間
- (c) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (d) その他参考となるべき事項

e 県警の先導

要請にあたり、必要に応じ、出動部隊の県警による先導の手配を行う。

ウ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関等の長は、同節第3、1(2)ア(ア) bの範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求める。

- a 指定地方行政機関等の長は、その管理に属する施設の災害応急復旧について自衛隊の派遣を要するときは、文書または口頭で県危機管理部長（危機管理防災課）に要請する。

- b 指定地方行政機関の長は、aにより口頭で要請したときは、事後に速やかに文書による要請手続をする。

2 派遣部隊との連絡調整

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、市、県等は、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入れ態勢を整備する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 市が部隊の活動について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて県現地連絡調整者を通じて行う。
- (イ) 市長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、県現地連絡調整者に報告する。
また、派遣部隊と市及び県現地連絡調整者の情報共有の場を設置する。
- (ウ) 市長は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について県現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 部隊等との連絡調整者

部隊等との本庁及び現地における連絡調整は、その災害の状況により次の区分による。

区 分	総括連絡調整者	現地連絡調整者
県災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	地域振興局長等
県災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	地方部長
現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

(イ) 連絡調整者の任務

a 総括連絡調整者

- (a) 総括連絡調整者は、部隊等との連絡にあたらせるため連絡員を定め、速やかにその職氏名及び連絡場所等を第13普通科連隊長及び現地連絡調整者に通知する。
- (b) 総括連絡調整者は、全地域における部隊の効果的な活動を図るため、現地連絡調整者、第13普通科連隊及び関係機関との連絡調整を行う。
- (c) 総括連絡調整者は、関係機関等からの災害情報に基づき、次の事項について全体計画を立てる。
 - ①地域別優先順位
 - ②地域別必要人員
 - ③地域別所要資材の確保及び輸送方法

(d) 部隊が派遣された後における部隊の増援要請は、現地連絡調整者の報告に基づき総括連絡調整者が行う。

b 現地連絡調整者

- (a) 現地連絡調整者は、災害対策本部が未設置の場合は、派遣要請の内容に応じ、関係現地機関の長がこれにあたる。
- (b) 現地連絡調整者は、部隊等との連絡にあたらせるため連絡員を定め、

速やかに現地派遣部隊の長、総括連絡調整者及び市長に通知する。

- (c) 現地連絡調整者は、関係区域間における部隊、市その他関係機関等との連絡調整を行う。
- (d) 現地連絡調整者は、部隊の効果的な活動を図るため、次の事項について計画をたて、施設等については市と協力し、準備を行う。
 - ①作業箇所及び作業内容
 - ②作業箇所別必要人員及び機材
 - ③作業箇所別優先順位
 - ④ヘリポート
 - ⑤資材の調達方法
 - ⑥本部事務所
 - ⑦宿泊施設
 - ⑧資材置場、炊事場
 - ⑨駐車場
- (e) 駐車場現地連絡調整者は、部隊の増援が必要と認められるときは、総括連絡調整者に報告する。
- (f) 災害の状況により、現地連絡調整者が替わった場合は、引継ぎを受けた現地連絡調整者は、その旨及び連絡員の職・氏名及び連絡場所を関係機関に通知する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定地方行政機関等における措置
 - a 指定地方行政機関等が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。
 - b 指定地方行政機関等は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について、現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。
- (イ) 自衛隊における措置
 - a 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を県の本庁もしくは地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。
 - b 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、事情が真にやむを得ないと認めた場合は、知事の要請を受け、連絡班等及び部隊を派遣する。（予防派遣）

エ 【市民が実施する対策】

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行う。

3 派遣部隊の撤収要請

(1) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部）

市長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、県現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 危機管理部長は、第13普通科連隊長及び現地連絡調整者と協議して部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、その旨を知事に報告し、その指揮を受けて第13普通科連隊長に対し、派遣部隊の撤収を文書又は口頭をもって要請をする。

(イ) 危機管理部長は、第13普通科連隊長から撤収の通知を受けたときは、その旨を関係部長、関係現地機関の長、市長及びその他関係機関の長に通知する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなったと認めるときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告するものとする。

4 経費の負担

(1) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた側が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

(ア) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く）

(イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料

(ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

(エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く）損害の補償

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

上記ア、下記ウに記載する負担以外の救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、県が調整して決定する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

自衛隊における措置

第13普通科連隊長は、上記の経費について、文書により市長に請求する。

第7節 救助・救急・医療活動

第1 基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

1 災害のため遭難・負傷した住民の救助・救急・医療活動

市、県、県警察本部、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、広域受援計画に基づく国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急活動を行う。

2 関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

(1) 基本方針

消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部）

(ア) 被害状況の早急な把握に努め必要に応じ、国及び他の地方公共団体に応援を要請する。

(イ) 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図るものとする。

(ウ) 傷病程度が軽傷の傷病者等に対しては、消防団員または自主防災会員等付近住民に応急措置の協力を求め、適切な活動を実施する。

イ 【広域消防局が実施する対策】

(ア) あらかじめ定めてある救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に

第3章 第7節 救助・救急・医療活動

に基づき応援要請等（本章「第4節 広域相互応援活動」及び本章「第6節 自衛隊の災害派遣」）により行い、住民の安全確保を図る。

- (イ) 発災直後における救助救急隊の出動は、原則として人命救助・救護を最優先する。但し、救急隊の運用は控え同時多発火災に備えるものとする。
- (ロ) 多数の傷病者が集中発生した場合は、広域消防局が保有する全ての施設等を利用し、総力をあげて救護活動に従事する。
- (ハ) 火災に対し消防力優勢時の場合は、消火活動と平行して、適宜、救助救急隊として転用を図る。
- (ニ) 県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をする。
- (ホ) 救助活動にあたり、県警察本部との活動区域及び人員配置の調整等綿密な連携を図り、現場の状況に対する迅速かつ効率的な救助を行う。
- (ヘ) 救助活動にあたり、県警察本部、救護班等と綿密な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて、有効に運用する。

また、医療機関の情報収集は松本広域圏集団災害緊急連絡網により、松本広域圏救急災害医療協議会と連携を図り早期に把握する。

- (ク) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

ウ 【県が実施する対策】（危機管理部、建設部、警察本部）

- (ア) 知事は、災害時の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市長、市（消防の事務を処理する一部事務組合を含む）の消防局長に対し、相互応援協定の実施その他救助・救急活動に関し、必要な指示を行う。
- (イ) 市長等からの要請又は必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行う。
- (ロ) 市長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による偵察、救助活動等を実施する。
- (ハ) 警察本部長は、被害状況を把握し、迅速に機動隊を出動させる。

特に高層建築物、高速道路等において被害が発生した場合においては、高度な救助能力を有する警察災害派遣隊の即応部隊である広域緊急援助隊を迅速に派遣する。

また、被災地の警察署員及び応援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、消防機関等と捜索区割等の調整を行う。

- (ニ) 広域受援計画で設定した救助活動拠点（資料編参照）を設置し、救助・救命活動への支援を行う。

エ 【市民及び自主防災組織が実施する対策】

住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災地の救助・救急・救護活動等の共助を行うとともに、消防機関、救護班等に協力する。

特に道路交通網の寸断が予想されることから消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助のうえから重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 医療活動

(1) 基本方針

各関係機関は、「松本市災害時医療救護活動マニュアル」（以下「医療救護活動マニュアル」という。）に基づき、円滑で効率的な医療活動を実施する。

さらに市、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

なお、地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、広域消防局）

(ア) 災害時における医療救護体制について、「災害時の医療救護活動に関する協定」及び「医療救護活動マニュアル」に基づき、松本市災害対策本部長の要請に基づき、松本市災害対策本部に保健医療調整本部を設置し医療救護活動の指揮・統轄を委ねるとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力を得て、あらかじめ医療救護班（以下「救護班」という。）を編成する。

また、必要に応じて県、隣接市町村、郡市医師会等に協力を要請する。

(イ) 災害時においては、あらかじめ指定された救護班の要員は、(カ)に定める担当の医療救護所設置場所へ出動し、施設管理職員と連携して医療救護所を設置するとともに、医療救護活動を行う。

(ウ) 保健医療調整本部は、医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し、傷病者の受入れについて要請する。

(エ) 保健医療調整本部は、重症傷病者の災害拠点病院等への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

(オ) 保健医療調整本部は、上記(ア)とは別に、被害の大きな場所に臨時に設置された医療救護所や交代要員が必要な医療救護所、応援が必要な医療救護所などに以下により編成された救護班（以下「応援救護班」という。）を直接派遣する。

区 分	班 数	1 班の編成基準（人）				
		医師	看護師	事 務 職 員	市職員	計
日赤救護班	2	1	2	1	1	5
医師会救護班	4	1	2	1	1	5
信大病院救護班	2	1	2	1	1	5
まつもと医療センター 病院救護班	2	1	2	1	1	5
相澤病院救護班	2	1	2	1	1	5
合 計	12	12	24	12	12	60

(注) 県救護班については、松本地方部保健福祉班（松本保健所）に派遣要請する。

可能なら歯科医師及び薬剤師を1名増員する。

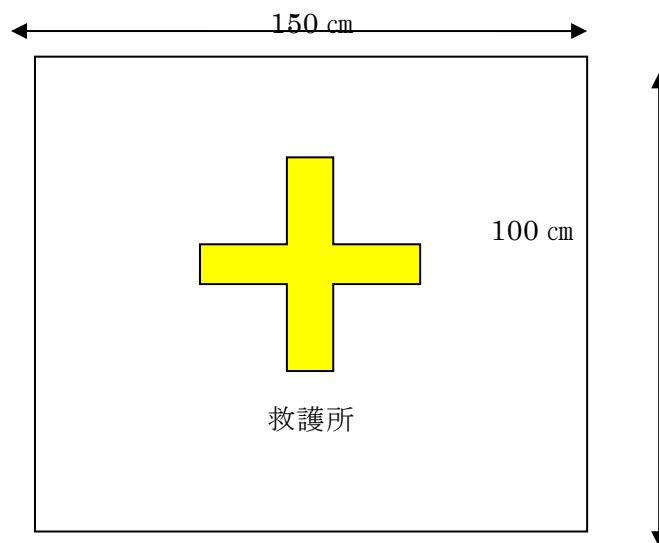
災害状況に応じて、上記のほかに班を増やして実施する。

(カ) 医療救護所の設置

a 下表の公共施設に医療救護所を設置する。

	医療救護所設置場所	参集見込数（人）				
		医師	歯科医師	薬剤師	看護師	市職員
1	まつもと市民芸術館	8	7	5	2	2
2	清水中学校	8	7	5	2	2
3	Mウイング・松本商工会館	9	8	5	2	2
4	開智小学校	7	6	5	2	2
5	旭町中学校	9	6	6	2	2
6	田川小学校	8	6	5	2	2
7	鎌田中学校	9	7	6	2	2
8	信明中学校	8	8	5	2	2
9	並柳小学校	10	6	5	2	2
10	松島中学校	10	9	4	2	2
11	中山小学校	5	3	6	2	2
12	高綱中学校	10	9	5	2	2
13	菅野中学校	8	5	7	2	2
14	筑摩野中学校	9	7	5	2	2
15	明善小学校	9	5	3	2	2
16	山辺中学校	7	4	3	2	2
17	今井小学校	3	2	4	2	2
18	女鳥羽中学校	10	6	5	2	2
19	四賀の里クリニック	1	1	3	2	2
20	安曇小・中学校	1		3	2	2
21	奈川文化センター夢の森	1		3	2	2
22	梓川中学校	6	4	4	2	2
23	波田中学校	4	3	3	2	2

b 医療救護所に救護旗を掲げる。



(キ) 救護の対象者及び把握方法

区分	対 象 者	把握方法
医療	医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のために医療の途を失った者 ア 医療を必要とするに至った原因を問わない イ 負傷または疾病にかかった日時を問わない ウ 患者自身の経済能力のいかんを問わない エ 被災者のみに限定しない	調査班の調査及び本人等からの通報・連絡による
助産	災害時に分娩していた者で、災害のため助産の途を失った者 ア 医療機関、助産所、助産師等の機関がなくなった場合 イ 災害発生の以前または以後7日以内に分娩した者 ウ 被災者のみに限定しない	同上

(ク) 救護の期間

医療及び助産のできる期間は、次のとおり

医療	災害発生の日から14日以内
助産	分娩した日から7日以内

ただし、被災地の事情等により継続して実施する必要があるときは、本部長が別に定める。また、災害救助法が適用された場合は、同法に基づき県地方部を經由して県本部に期間延長を申請する。

(ケ) 医療器具・医薬品等の調達

各医療救護所には、あらかじめ救護ボックスが配備されており、医療救護にはその医薬品等を使用するが、薬剤師の管理指導の下、医療救護に必要な医薬品、医療用資機材等の必要量を把握し、不足する場合は、保健医療調整本部が県に対し、供給の要請を行う。

事業者	取扱品	所在地	電話番号
岡野薬品(株)	災害用医薬品	松本市庄内2-6-27	0263-33-3330 F a x 34-8331
鍋林(株)	災害用医薬品	松本市双葉8-10	0263-27-6555 F a x 25-2057
(株)上條器械店	災害用衛生材料	松本市笹賀7600-19	0263-58-1711 F a x 58-8952

(コ) 輸送及び作業員の雇用方法

a 輸送方法

救護班で処置できない重症患者、または救護班が現地到着するまでに緊急措置を講じなければならない患者は、医療機関等まで救急車による輸送を行う。

b 作業員雇用方法

応援救護班の医師・看護師等の輸送及び医療器具等を輸送する場合で作業員を必要とする場合は、建設部長に要請する。

(ク) 救護の費用基準

医療及び助産の救護に関する基準額は、災害救助法が適用された場合

に準じてその額を超えない範囲とする。

区分	費用の項目	基準額
医療	①救護班で使用した医薬材料	実費
	②医療機関へ収容された患者	国民健康保険診療報酬の額以内
	③手術患者	地域の協定料金の額以内
	④救護班の医師・看護師等の報償及び医療器具の費用弁償	別に定める
助産	①医療機関等で使用した医薬材料及び処置	実費
	②助産師による処置	地域慣行料金の額の8割以内

(シ) 救護班等の業務内容

項目	対応者
医療救護所の開設、運営	医師・歯科医師・薬剤師・看護師 市職員・事務職員
トリアージ、中等・重症患者の後方支援病院への搬送指示	
軽症患者への応急対策	
保健医療調整本部との連絡調整	
医薬品・衛生材料の要請	
一般ボランティアの要請・調整	
搬送の調整	

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

- (ア) 大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「長野県災害医療本部」という。）の設備及び運営を行う。
- (イ) 保健福祉事務所（保健所）に地方部保健福祉班を置き、災害時における保健衛生・感染症予防活動を行うとともに、医療施設の被害状況、診療機能の稼働状況、医療用資機材の需給状況、施設への交通状況等の情報を広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握する。
- (ウ) 市長等からの要請又は必要に応じ、他の都道府県に対して、広域相互応援体制に基づく応援要請を行うとともに、関係機関に救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。
- (エ) 県立病院等の職員によりあらかじめ救護班を編成する。
- (オ) 市からの協力要請に基づき、救護班により別に掲げる医療救護活動等に当たるとともに、必要に応じ救護班と市、消防機関、医療機関等の関係機関間で医療供給体制についての連絡調整を行う。
- (カ) 市からの要請により、または必要があると認められるときは、災害拠点病院を中心とした地方部単位の後方医療体制の確保を行う。
- (キ) 災害拠点病院、救命救急センター等への重篤傷病者の搬送、救護班等医療活動従事者の緊急輸送について、市からの要請により、ドクターヘリの出動による協力を行い、必要に応じ、消防防災ヘリコプター・県警ヘリコプター・自衛隊等ヘリコプターの出動を要請する。

（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

- (ク) 災害対策本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害医療本部や現地対策本部と連携して必要な調整を行う。
 - (ケ) 災害対策本部は、警察、消防、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の配備や活動内容の調整などを行う。
 - (コ) 災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。
 - (カ) 市からの医薬品等供給要請があった場合、「災害時における医薬品等の供給に関する協定」及び「災害時における衛生材料等の供給に関する協定」に基づき、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品及び衛生材料の緊急配分を要請する。
また、「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」に基づき、
(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部に対し、医療ガスの供給を要請する。さらに、県内では十分な量の医薬品等が確保できない場合は、国、他都道府県、関係団体等に供給を要請する。
 - (シ) 「災害救助法による医療及び助産の実施委託協定」に基づき、日本赤十字社長野県支部に救護班等の派遣を要請するとともに、必要に応じて、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会、(公社)長野県看護協会に救護班等の派遣を要請し、各機関の連絡調整を行う。
 - (ス) 「災害時等における応援に関する協定」に基づき、(公社)長野県柔道整復師会に避難所等における傷病者の応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)を要請する。
 - (セ) 災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行し、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。
 - (ソ) 必要に応じ、関係機関に災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請する。
- ウ 【関係機関が実施する対策】
- (ア) 医療機関は、災害時に医療施設の診察状況等の情報を広域災害救急医療情報システム(EMIS)等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。
 - (イ) 日本赤十字社長野県支部長は、県、市から要請があったとき、または支部長、病院長が必要と認めたときは、医療救護班等を派遣し、避難所・医療救護所等での別に掲げる救護活動または巡回診療にあたる。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字災害ボランティアを派遣する。

第3章 第7節 救助・救急・医療活動

- (ウ) 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との綿密な連携のもとに傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行う。
- (エ) 日本赤十字社長野県支部長は、県内2箇所赤十字血液センターにおいて、輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送する。
また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請する。
- (オ) (一社)長野県医師会、市医師会、(一社)長野県歯科医師会、市歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、あらかじめ救護班を編成し、災害時の救護活動を行う。
また、県、市から協力要請があったとき、あるいは派遣の必要性が認められたときは、被災地へ救護班を派遣する。
(救護班等の業務内容)
- 負傷の程度の判定
 - 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
 - 救急処置の実施
 - 救急活動の記録
 - 遺体の検案
 - その他必要な事項
- (カ) 災害派遣医療チーム(DMAT)を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施する。
- (キ) (一社)長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救護活動を行う。
また、市、県から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣する。
- (ク) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。
- (ケ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医科器械同業組合は、県、市からの要請に基づき、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図る。
- (コ) (一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給する。
- (カ) 長野県厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療活動を行う。
- (シ) (公社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)を行う。
- (ス) 災害派遣精神医療チーム(DPAT)を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。
- (セ) (一社)長野県理学療法士会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者、被災者に対し応急処理活動等を行うものとする。

エ 【市民が実施する対策】

第3章 第7節 救助・救急・医療活動

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について、日頃から認識を深めるとともに、被災時は、感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心掛ける。

第8節 消防・水防活動

第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害及び、二次的に発生し、多くの人的、物的被害をおよぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し、または発生するおそれがある場合における水防活動に関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力または水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、または実施することが困難と認められるときは、消防相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動、救助・応急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 計画の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず市民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（広域消防局、危機管理部）

(ア) 消火活動関係

a 出火防止及び初期消火

市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

b 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察、道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重点防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

c 応援要請等

(a) 市長は、速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から自らの消防力では対処できないとき、または対処できないと予測されるときは、広域連合長に要請し、長野県消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に対して応援を求める。

(b) 市長は、被害の状況から長野県消防相互応援協定に基づく応援体制をとっても対処できない、または対処できないことが予測される緊急の必要があると認められ、他都道府県の応援を求めるときは、広域連合長と調整し、知事に対して緊急消防援助隊の出動を求めため、次に掲げる事項について口頭または電話等により要請するものとし、事後において速やかに文書を提出する。

- ・被害の状況
- ・必要とする車両及び人員等
- ・応援場所
- ・連絡調整担当者
- ・その他必要事項

(c) 市長は、ヘリコプターの応援要請を求めるときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により実施する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 知事は、被害状況等を速やかに把握し、緊急の必要があるときは、市長、市（消防事務を処理する一部事務組合を含む）の消防局長または水防法に規定する水防管理者に対して、相互応援協定の実施、その他消防活動に関し、必要な指示をするとともに、市長等からの要請または必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行う。

(イ) 市長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による偵察、救助活動等を実施する。

ウ 【広域消防局が実施する対策】

(ア) 情報収集

a 部隊の効果的な運用を図るため情報収集を積極的に実施するとともに、被害情報、部隊の配置等消防活動の状況を災害対策本部長に随時報告する。

b 消防計画における情報収集

情報収集のための職員を配置するとともに、参集職員・出動隊・消防署所、災害対策本部・招集消防団員・住民等から必要な情報を収集する。

c 消防関係機関連絡会の「災害時における初動体制」に基づき、必要な情報収集のため消防職員を派遣し、情報収集及び提供を実施する。

(イ) 通信体制の確立

広域消防局は、通信・指令等通信統制の確立を図るとともに、一般問合せに対する制限等対策をただちに実施する。

(ウ) 現場活動

消防局警防本部と各現場指揮本部と緊密な連携をして、効率的な消火活動を実施する。

「消火活動」

機関名	活 動 内 容
消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管轄内の消火活動 ・ 延焼拡大危険区域の消火、人命救助を優先 ・ 緊急消防援助隊等を有効に配置
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 署所と連携し、管轄内の消火活動 ・ 延焼拡大危険区域の消火、人命救助を優先
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣要請による区域の消火活動
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防警戒区域、火災警戒区域設定の支援・警戒 ・ 警戒区域の出入りの禁止、制限 ・ 警戒区域周辺の交通規制・制限（消防活動障害車両の排除）

- a 発生後、ただちに火災防ぎよの基本活動を決定し、部隊の運用について効果的な配置を行う。
 - b 大規模な同時多発火災においては、あらかじめ定めた火災防御計画により、人命救助を最優先とし、消防力の効率的運用を図る。
また、自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的な消火活動を行う。
- 。
- (エ) 市村長が住民に対し、避難指示等を行った場合、消防局長は市村と協力し、住民に対し、避難の伝達及び周知徹底の広報を速やかに行う。
 - (ウ) 応援隊に対する措置
 - a 応援隊の活動に対し、応援内容・指揮命令系統・人員・車両・配置場所等、長野県消防応援活動調整本部、松本市指揮支援本部と協議し、効果的な部隊の配置を実施するとともに、応援隊に対し、局連絡員を配備する。
 - b 応援隊の野営場所、食糧等について市と調整するなどして後方支援活動を実施する。
 - (カ) 応援活動等
 - a 消防局長は、県内外を問わず災害発生を覚知したときは、災害規模の情報収集を迅速かつ的確に行うとともに、応援出動が予想される場合は、速やかに応援出動準備体制を整える。
 - b 広域連合長は、知事または消防庁長官から他の都道府県の市の消火の応援を求められたときは、速やかに出動体制をとる。
この際、出動隊は、原則として完全自己完結型の体制確保をとるため、あらかじめ必要資機材・食糧等を備えておく。
- エ 【市民、事業所及び自主防災組織等が実施する計画】
- (ア) 出火防止、初期消火活動

市民等は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生の原因となる火気器具等は、ただちに使用を中止して、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

なお、市民等は、避難の際にブレーカーの遮断を行い、避難後における電力停電復旧後の電気器具等からの出火防止を図るものとする。

(イ) 救助・救急活動

住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急・救護活動を行うとともに（共助）、消防機関等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急・救護活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 水防活動

(1) 基本方針

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防ぎよし、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】

（建設部、環境エネルギー部、産業振興部、危機管理部）

(ア) 監視・警戒活動

水防管理者（市長）はその管轄する水防区域において、ダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

(イ) 通報・連絡

水防管理者（市長）は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、ただちに下記の管理者等に通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

- 国土交通省千曲川河川事務所
- 長野県松本建設事務所
- 氾濫の恐れがある隣接市町村

(ウ) 水防活動の実施

水防管理者（市長）は、損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合においては、必要に応じて民間業者等の協力を得る。

(エ) 水防活動中、資機材の不足が生じた場合は、あらかじめ定めた水防倉庫等から資機材を借用する。（資料編、資料29参照）

(オ) 水防資機材の借用

市長は、水防活動の実施にあたり資機材の不足、または調達できないときは、民間人（団体）から資機材を借用するとともに、県の所管する資機材を借用できる。

(カ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、市民に河川の氾濫等人命の危険の切迫、または危険の予測が生じた場合は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を速やかに市民に対して発令する。

(キ) 応援による水防活動の実施

- a 市長（水防管理者）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、または対処

できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、他の市町村に対して応援を要請する。

- b 市長は、被害の状況から水防活動に関して自らの水防力のみならず、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づく他の市町村からの応援によっても対処できない、または対処できないことが予測される等緊急の必要があると認められ、他の都道府県の応援を求めるときは、知事に対して次に掲げる事項について、口頭または電話等により応援要請をするものとし、事後において速やかに文書を提出する。

- 被害の状況
- 必要とする資機材及び人員等
- 連絡場所、集結場所及び経路
- 連絡調整担当者
- その他必要な事項

- c 市長（水防管理者）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請する。

- d 市長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、「第6節 自衛隊災害派遣」により派遣を求める。

- e 市長は、他の地方公共団体の応援を申請するときは、必要とする応援内容、資機材、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。

また、待機場所の確保、食糧の供給等後方支援についても、必要に応じて応援側地方公共団体の到着までに整える。

- f 市長は、他の水防管理者から水防のための応援を求められたときは、できる限りその求めに応じるものとし、速やかに応援体制をとる。その際、応援職員等は、必要に応じて被災地到着後72時間は自給自足のできる体制をとる。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

風水害等発生時において、その区域における水防管理団体が行う水防活動が十分行われるよう長野県水防本部を設置し、次に掲げる事項を行う。

(ア) 情報の収集・伝達

水防に関する雨量・水位等の情報を速やかに収集し、水防管理者（市長）及び関係機関等へ伝達する。

(イ) 警報等

県が管理する河川において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により、水防管理者（市長）及び関係機関等へ伝達する。

(ウ) 被害状況等の把握・指示

洪水等による被害の状況等の情報を収集し、水防管理者（市長）及び関係機関等へ伝達するとともに、緊急を要する場合等は、必要な指示等を行う。

(エ) 水防資器材・車輛の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材・車輛を貸与する。

(オ) 応援要請等

市長（水防管理者）から水防活動に関して他都道府県の応援を要請された場合は、必要に応じて他の地方公共団体に対する応援要請を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣」により行う。

ウ 【広域消防局の実施する対策】

(ア) 監視警戒活動

災害発生後、その所管する水防区域においてダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の警戒巡視を行い、早期に危険箇所等を把握して水害のおそれ認められた場合は、速やかに当該市村長（水防管理者）に報告する。

(イ) 水防活動の実施

水防活動の実施にあたっては、当該市村と連携をとり、氾濫等による被害が拡大しないよう迅速かつ適切な水防活動を実施する。

(ウ) 水防通信の確立

通信指令課は、水防警戒活動・水防活動にあたっては、無線運用体制について優先順位等の制限、統制の確立を図る。

(エ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

消防局長は、市村長が出した高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保について、市村長と協力し、住民に周知徹底を図る。

(オ) 応援隊に対する措置

応援隊の活動に対し、応援内容・指揮命令系統・人員・車両・配置場所等、長野県消防応援活動調整本部、松本市指揮支援本部と協議し、効率的な部隊の配置を実施するとともに、市村と調整するなどして後方支援する。

(カ) 応援活動

広域連合長は、他の水防管理者から水防活動のための消防職員の応援を求められたときは、正当な理由がない限りこれに応じるものとし、速やかに出動体制をとる。

この際、出動部隊は、必要に応じて被災地到着後72時間は完全自己完結型のできる体制をとる。

エ 【ダム、水門等の管理者が実施する対策】

ダム等の管理者は、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行う。

特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水防管理者及び施設管理者等へ迅速に通報する。

(ア) 洪水警戒時における措置

予測降雨量等の情報を収集し、事前放流等の必要な措置をとるものとする。

(イ) 洪水時における措置

洪水時においては、下流の水位の急激な変動を生じないように、洪水調節可能なダム等については、洪水を調節するなど、的確な操作を行う。

(ウ) 緊急時の措置

計画規模を超える洪水時に操作を行う場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす可能性のある範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報するものとする。

施設に破損の危険が生じた場合等は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報する。

オ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

(ア) 警報等

国が管理する河川において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により関係機関等へ伝達する。

(イ) 水防資器材の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材・車輛の貸与等を行う。

第9節 要配慮者に対する応急活動

第1 基本方針

災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要援護者に配慮した避難場所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れ等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害時において、応援する場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第3 活動の内容

- 1 要配慮者に対する応急対策

- (1) 基本方針

災害時における要配慮者の安全を確保するため、基本的には、安全なまちづくり、施設づくりを行うことが必要であるが、避難時に健常者の適切な介護が必要である場合、または適切な災害情報の提供により健常者と同じ避難行動がとれる場合がある。

このため、介護者の確保をはじめ避難所・避難経路の整備及び災害時に要配慮者側の状況を考慮した適切な災害情報の提供をはじめ、次のような対応が必要である。

- (2) 実施計画

- ア 【市が実施する対策】

(健康福祉部、住民自治局、こども部、文化観光部、総合戦略局)

災害応急対策の実施に際し、民生・児童委員、福祉協力員、地域住民等の協力を得て要配慮者の状況把握に努め、発災直後から時間的経過に沿って各段階におけるニーズに合わせて別表のとおり配慮しながら迅速かつ的確な応急対策を講ずるよう努める。

- イ 【県及び関係機関が実施する対策】

上記市が実施する対策と同様

別表

配 慮 す べ き 項 目	実施機関	対 象 者
[避難受入れ等]		
○要配慮者の状況把握 安否確認、保健福祉サービスの要否等	市	全要配慮者
○災害情報及び高齢者等避難、避難指示の周知 要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達	市、関係機関	全要配慮者
○避難支援及び安否確認 ・避難行動要支援者の避難支援に携わる関係者と連携し 関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。 ・災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動支援者について避難支援や安否確認が行われるように努める。 ・避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援や安否確認を行う。	市、関係機関	避難行動要支援者・全要配慮者
○避難場所での生活環境の整備 ・避難施設の整備 段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレ設置等 ・医薬品、介護機器等の手配、確保、車椅子、障がい者用携帯トイレ等 ・要配慮者に対する相談体制の整備 ・福祉避難所の開設・運営	市、県、関係機関	全要配慮者
○情報提供体制の確保 ・大画面のテレビ、FAX等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等	市、県、関係機関	高齢者、障がい者、外国人
○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等 ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ	市、県、医療機関、社会福祉施設等	傷病者、高齢者、障がい者、児童
○応急仮設住宅等の確保 ・高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅等への優先的入居	市、県	傷病者、高齢者、障がい者、児童
[生活必需品等]		
○要配慮者ニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配	市、県、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、児童
[保健衛生、感染症予防等]		
○心身両面の健康管理 ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施	市、県、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、児童

配 慮 す べ き 項 目	実施機関	対 象 者
○保健福祉サービスの提供 ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施		
[ライフライン等]		
○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復 ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保等	市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	入院患者、利用者等
[広域相互応援等]		
○応援体制の整備 ・応援内容の選定、参集方法、交代方法等の調整 職 員→医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等 車 両→移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車両等 資機材→医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等 ・備蓄物資等の集積方法等の調整	市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	全要配慮者
○受入れ体制の整備 ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保	市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	全要配慮者

第10節 緊急輸送活動

第1 基本方針

大規模災害時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行うものとする。

また、緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助 ・ 火災等の災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1段階の続行) ・ 食糧、水、燃料等の輸送 ・ 被災者の救出・搬送 ・ 応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1・2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資の輸送

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部が行う。
- 2 被災状況をただちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して緊急交通路を確保する。
- 3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両の確認事務を行う。
- 4 主要道路を優先した応急復旧活動や除雪活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 5 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。
- 6 支援物資の集積と各避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第3 活動の内容

- 1 緊急輸送の調整
 - (1) 基本方針

交通の確保は、災害応急対策の成否に係わる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、各機関と協議のうえ、災害対策本部（危機管理部）が必要な調整を行う。
 - (2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する対策】（建設部、交通部）

 - (ア) 道路管理者に対し、道路の被災状況及び復旧見込み等に関する報告を求める。
 - (イ) 関係機関等に対し、交通規制、応急復旧、交通手段確保等に関し、必要な要請、依頼等の調整を行う。
- 2 緊急交通路確保のための交通規制

(1) 基本方針

県公安委員会は、大規模な災害が発生した場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を実施する。

この場合、原則として、あらかじめ定めた「緊急交通路指定予定路線」から、被災の範囲や被災状況に応じて緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部）

市管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要のあるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、市は、同条の規定に基づき、自ら車両の移動等を行う。

イ 【県が実施する対策】（建設部、警察本部）

(ア) 災害時は、緊急交通路確保のため、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断をする。

(イ) 県公安委員会は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の都道府県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて応援協定等に基づき、協力要請するものとする。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用するものとする。

(ロ) 県公安委員会は、県内又は隣接県において災害が発生して緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両以外の車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(ハ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(ニ) 道路管理者である市に対し、必要に応じて、緊急通行車両の通行を確保するため区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について広域的な見地から指示を行う。（建設部）

(ホ) 交通規制課は隣接県からの車両流入防止のため、隣接県との事前協定に基づいて関係隣接県警察の交通規制の実施を要請する。

(ヘ) 高速道路交通警察隊長及び警察署長は、地震発生後直ちに、警察本部長が定める長野県警察災害警備計画に基づき、交通規制対象交差点及び交通検問所等に警察官を配置し、次の交通規制を実施する。

a 被災地域内の一般車両通行禁止の交通規制

- b 被災地域外周の地域緊急規制対象道路における被災地域への流入禁止の交通規制
- c 高速道路における一般車両の被災地方面への流入禁止規制とインターチェンジにおける必要な制限等

(ク) 交通規制等に当たって必要がある場合は、あらかじめ締結した協定に基づき、(一社)長野県警備業協会に協力を求める。

ウ 【道路管理者による措置命令等】

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自らの車両の移動等を行う。

エ 【警察管、自衛官及び消防吏員の措置命令等】

- (ア) 警察官は、緊急通行車両の通行確保のため、緊急通行車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両等他の物件（以下[物件等]という）の移動、破損等の措置命令又は強制措置を行う。
- (イ) 警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、(ア)の措置を講じるものとする。

3 緊急交通路確保のための応急復旧

(1) 基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。

また、応急復旧にあたっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できる限り早期の緊急交通路確保に留意する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（建設部、産業振興部、環境エネルギー部、交通部）

- (ア) この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。
- (イ) 緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。
- (ウ) 被害状況を的確に把握し、輸送ルートを決定する。
- (エ) 各道路管理者との連絡調整を密に行う。
- (オ) 建設業協会及び緑化協会に応急対策の協力を依頼する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 県管理道路の緊急交通路確保のため、警察、消防、市と連携をとり、必要な交通規制を実施する。（建設部）
- (イ) 県は、応急対策を実施するための緊急交通路を確保するため、県管理道路の機能確保を図る。また、県管理道路以外の道路についても、当該道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援する。なお、県管理道路の応急復旧対策について応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。（建設部）
- (ウ) 具体的な復旧作業については、建設業協会等との間に締結した協定に基づき、応急復旧を実施する。

また、復旧状況については、速やかに県災害対策本部に報告、または通報する。
(建設部)

- (エ) 豪雪による道路障害が発生する可能性がある場合は、あらかじめ定める緊急確保路線計画に基づき、迅速な体制整備による除雪対策を推進する。
(建設部)

- (オ) あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、活用できる林道について、林道管理者の要請に基づき、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調査し、林道管理者に取るべき措置を指導する。
(林務部)

- (カ) あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、広域農道を始めとした基幹農道等について関係者と協議し、市が行う復旧作業を支援する。
(農政部)

- (キ) 信号機の倒壊や故障が発生した場合、信号機施行業者との連携による緊急補修や移動式信号機の設置を行うとともに、滅灯信号機については可搬式発動発電機により速やかな電源確保を行う。
(警察本部)

- (ク) 道路標識の倒壊や損壊に対しては、重要な標識から優先して、補修や移動式標識の設置による応急対策を実施する。
(警察本部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 直轄国道について、ただちに被災状況を把握するとともに、被災箇所については速やかに応急復旧を行う。
(地方整備局)

- (イ) 高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況をただちに把握するとともに、建設業各団体等に対して協力を求め、速やかな応急復旧を行う。
(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))

- (ウ) 国有林林道の被災状況の早急な把握に努めるとともに、緊急交通路の使用不能等により市、県の要請に基づき、代替路として利用する国有林林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努める。
(中部森林管理局)

- (エ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。

4 緊急通行車両確認事務

(1) 基本方針

災害応急対策を円滑・迅速に実施するためには、対策用車両が優先して通行できる交通規制を速やかに実施することが重要であるが、その前提として、一般車両と応急対策用車両を区別するために、緊急通行車両であることの確認を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】 (建設部)

- (ア) 輸送する物資、数量の確認
(イ) 輸送ルートの確認
(ウ) 輸送車両の確認
(エ) 輸送分担の確認

イ 【県が実施する対策】 (危機管理部、警察本部)

- (ア) 確認事務手続き

緊急通行車両の確認事務は、県(知事)及び県警察(公安委員会)にお

いて行う。

(イ) 事前届出車両の取扱い

予防計画第9節による「緊急通行車両等事前届出済証」「規制除外車両事前届出済証」を所有している車両に対する手続きは、県及び県警察（警察署、検問所等）において行う。

5 輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は、緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部、交通部）

(ア) 自ら輸送力の確保に努めるものとし、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、ただちに県に対して調達を要請する。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細を連絡する。

(イ) 道路輸送、鉄道輸送、空輸等それぞれの方法において、的確な輸送ができるよう関係機関と連絡調整するとともに協定を結んでおく。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 市からの要請に基づき、第5節「ヘリコプターの運用計画」により、迅速な運用を図る。

この場合、輸送物資等の内容、数量、輸送場所、ヘリポートの位置、天候等に関する事項をできる限り詳細に連絡する。（危機管理部）

(イ) 市からの要請に基づき、予防計画第9節「緊急輸送計画」により、北陸信越運輸局長野陸運支局を窓口として、各輸送関係機関に対して協力を要請する。（危機管理部）

(ウ) 市からの要請に基づきJR各社に対して協力を要請する。

（危機管理部）

(エ) 市からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たず、市に対する物資を確保し、輸送する。（危機管理部）

(オ) 県庁内各部局と連絡調整し、それぞれが管理する車両の中から、長野県災害対策本部員の活動に要する車両を確保する。（総務部）

(カ) 緊急輸送を実施するため必要に応じて（公社）長野県トラック協会に対して「緊急・救援輸送に関する協定書」に基づき応援を要請する。

（危機管理部）

(キ) 緊急輸送を実施するため必要に応じて赤帽長野県軽自動車運送協同組合に対して「災害時における食料、生活必需品等の輸送協力に関する協定」に基づく応援を要請する。（危機管理部）

(ク) 長野県石油商業組合に対して「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、緊急車両への優先供給を要請する。

（危機管理部、産業労働部）

ウ 【関係機関が実施する対策】（自衛隊、北陸信越運輸局、（公社）長野県トラック協会、（公社）長野県バス協会、（一社）長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合）

(ア) ヘリコプター運行機関は、要請に基づいてただちに出勤の準備をするとともに、地上の支援体制等について必要な措置を依頼する。（自衛隊等）

- (イ) 緊急車両調達に関する要請があった場合は、ただちに関係機関に対して協力を求める。
(北陸信越運輸局)
- (ウ) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行う。
(北陸信越運輸局)
- (エ) (公社)長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施する。
 - a 道路運送法第84条の輸送命令又は出動要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。
 - b 県下7地区において(北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信)において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出動する。
 - c 輸送にあたっては、積み下ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。
 - d 広域的な災害については、(公社)全日本トラック協会、各県トラック協会、(一社)全国霊柩自動車協会との連携により対応する。
- (オ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(公社)長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (カ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(一社)長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (キ) 赤帽長野県軽自動車運送協同組合は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食糧、生活必需品等の輸送協力を実施する。
- (ク) (公社)長野県トラック協会、赤帽長野県自動車運送協同組合、長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、長野県災害対策本部室「物資調整担当」において物資輸送に関する調整を行うものとする。

6 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点にいったん集積し、各避難所に分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】 (建設部、産業振興部、文化観光部、危機管理部)

- (ア) 各地区、公共施設等のヘリポートを活用するとともに、各地区体育館等を輸送拠点に設定する。
- (イ) 輸送拠点の運営にあたっては、県及び近隣市町村と綿密に連携する。
- (ウ) 各避難所での必要物資については、輸送拠点と連携を密にする。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 予防計画第9節「緊急輸送計画」において市が定める輸送拠点の内から、被災状況に応じて必要な輸送拠点を指定し、関係各機関に徹底する。指定にあたっては、市における応急対策のための業務量を考慮し、市と協議のうえ、原則としてその外周市町村を指定する。
(危機管理部)
- (イ) 警察署及び市と協議の上、緊急交通路との連絡道路について、交通規制を実施する。
(警察本部)

第11節 障害物の処理活動

第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両、被災車両及び倒壊物件などによる交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として、障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第3 計画の内容

1 障害物除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部、産業振興部、環境エネルギー部）

(ア) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(イ) 関係部長は、除去対象数を調査の上、建設部長に報告する。建設部長は除去計画を作成し、直接又は業者に請け負わせて実施する。

(ウ) 除去順位

障害物は次の順位により除去することを原則とする。

a 道路

国、県が定めた緊急輸送道路に接続する幹線市道（幅員10メートル以上）を第一に実施し、その後必要な市道を実施する。

b 河川

河川における流水を良くし、溢水、護岸等の決壊を防止するため必要な障害物を除去する。

c 公共施設

関係部長から依頼を受けた公共施設の障害物を除去する。

d 一般住宅

市民の生命、財産等の保護から速やかにその障害物の除去を必要とする場合に実施する。

(エ) 放置車両等の移動等

市管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行

う。

運転者がいない場合等においては、同条の規定に基づき、自ら車両の移動等を行う。

(オ) 応援協力体制

- a 市に所在する各関係機関から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。
- b 市のみでの実施が困難な時は、知事等に応援協力を要請する。

イ 【県が実施する対策】 (各部局)

(ア) 実施機関

- a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。
- b その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物除去の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
- b 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- c 緊急交通路の障害物を確認するため、発災と同時に当該緊急交通路を通行止めとする。 (警察本部)
- d 交通障害の早期把握のため、先遣隊を派遣する。 (警察本部)
- e 障害の除去のため、レッカー車、クレーン車による出動要請を行う。 (警察本部)
- f 障害物排除用車両誘導のため、パトカー等による誘導を行う。 (警察本部)
- g 障害物件除去のため、放置物件等を保管場所へ移送、保管する。 (警察本部)

(ウ) 放置車両等の移動等

- a 通行禁止区域等において緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策に著しい障害が生じるおそれがあると認められる場合には、放置車両等を付近の道路外の場所に移動等する。 (警察本部)
- b 県管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者が居ない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。 (建設部)
- c 道路管理者である市に対し、必要に応じて、緊急通行車両の通行ルートを確保するため広域的な見地から指示を行う。 (建設部)

(エ) 必要な資機材等の整備

- a 障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てる。
- b 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
- c 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、除去作業現場等とする。

(オ) 応援協力体制

- a 緊急輸送路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市を支援する。 (農政部、林務部)

- b 市から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。
- ウ 【関係機関が実施する対策】（各機関）
- (ア) 実施機関
自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む。）の除去は、その者が行う。
- (イ) 障害物除去の方法
除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないように配慮して行う。
- (ロ) 放置車両等の移動等
- a 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
- b 運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。
- (ハ) 必要な資機材等の整備
障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てる。
- (ニ) 応援協力体制
- a 各機関限りで実施困難のときは、市長に応援協力を要請する。
- b 市等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。
- [松本市建設事業協同組合及び松本市緑化協会が実施する対策]
- (a) 「災害時の応急措置に関する協定書」に基づき、万全の体制を期する。
- (b) 同協定第4条に関わる事前計画、組織体制、連絡体制及び工事施工区域は次のとおりとする。
- 「災害時の応急措置に関する協定書」第4条に関わる事前計画
 - 工事施工区域

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部、環境エネルギー部）

- (ア) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- a 障害物の集積場所
除去した障害物の集積場所は、一時的には市管理の運動場、広場等とし、その他必要な場所については管理者及び所有者と協議して決定する。
- b 処分方法
一時保管した障害物は、拾得物の届出の必要なものについては警察署長に届出し、その他については建設部長の決定を待って処分する。
- (イ) 応援協力体制

第3章 第11節 障害物の処理活動

- a 市に所在する各関係機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。
 - b 市のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。
- イ 【県が実施する対策】（各部局）
- (ア) 実施機関
 - a 県管理の道路施設上の障害物に係る集積は建設部が行い、処分は環境部等関係部局の協力を得て、その所有者又は管理者が行う。
 - b その他の施設、敷地内の障害物の集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。
 - (イ) 障害物の集積、処分の方法
 - a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
 - b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
 - c 放置車両、被災車両等放置物件は、保管場所へ移送、保管する。
(警察本部)
 - (ロ) 必要な資機材等の整備
 - a 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
 - b 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、集積又は処分作業現場等とする。
 - (エ) 障害物の集積場所（全部局）

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

 - a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
 - b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
 - c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
 - d 広域避難地として指定された場所以外の場所
 - (オ) 応援協力体制

市等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。
- ウ 【関係機関が実施する対策】（各機関）
- (ア) 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。
 - (イ) 障害物の集積、処分の方法
 - a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
 - b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
 - (ロ) 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てる。
 - (エ) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に

保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 広域避難地として指定された場所以外の場所

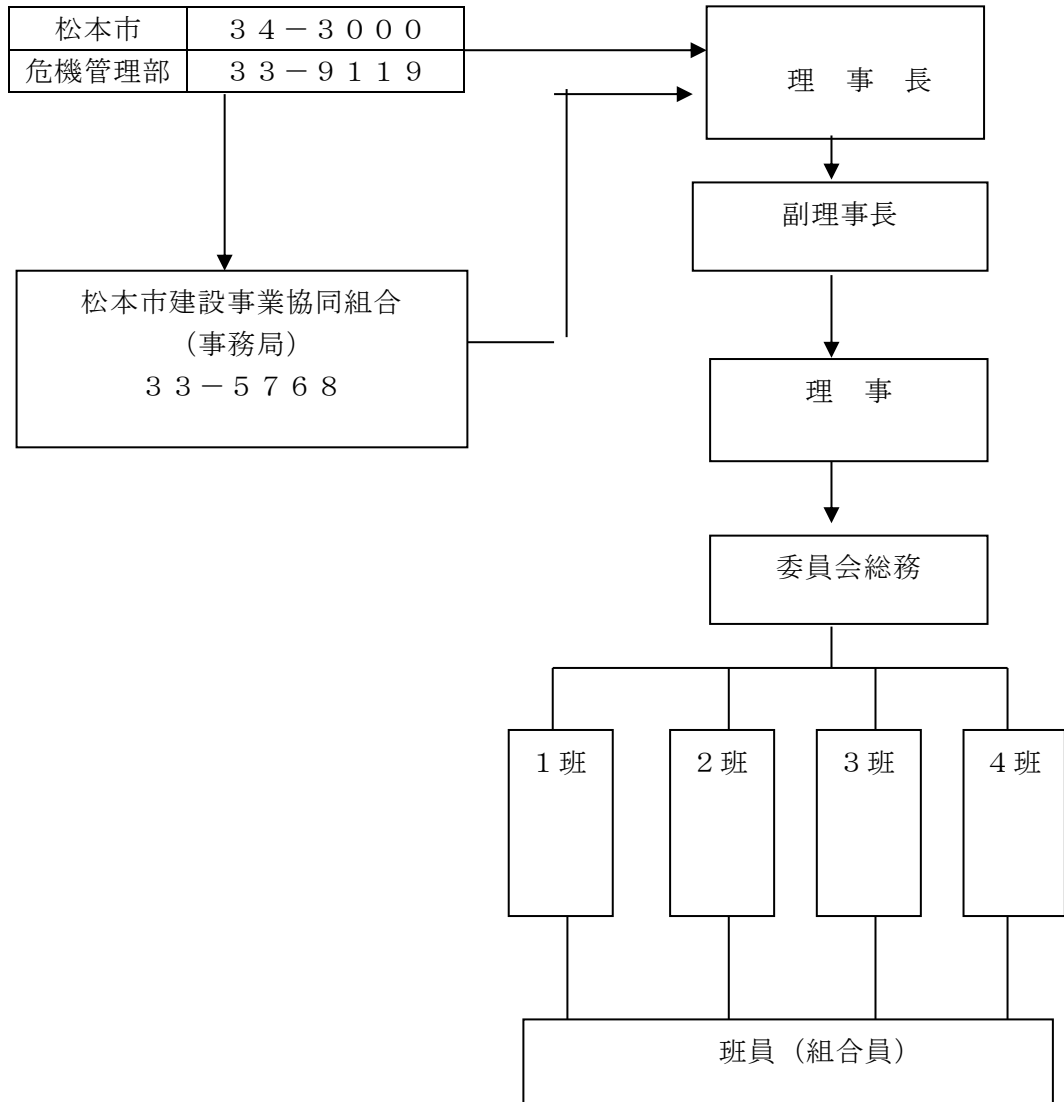
(オ) 応援協力体制

- a 各機関のみで実施困難なときは、市長に応援協力を要請する。
- b 市等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

別紙

災害時の応急措置に関する協定書第4条に関わる事前計画

組 織 連 絡 体 制



「工事施工区域」

南北：JR篠ノ井線

東西：薄川・電鉄上高地線で分割

第12節 避難受入れ及び情報提供活動

第1 基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市長が中心に計画作成をしておくものとする。

その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。

特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内に所在しているため避難情報の伝達、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)		
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)		
				浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)	
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5 相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~						
<b>4</b>	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	<b>4</b> 相当	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
<b>3</b>	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	<b>3</b> 相当	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
<b>2</b>	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	<b>2</b> 相当	氾濫注意情報	——
<b>1</b>	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	<b>1</b> 相当	——	——

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

### 第2 主な活動

- 1 避難指示等を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を市民に周知する。
- 2 市長等は、必要に応じて警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 避難者のために、指定避難所を開設し、良好な避難生活環境を確保する。
- 5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 市及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 市、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報提供を行う。
- 8 車中泊避難者に対して、現状の把握、情報提供等を行う。

### 第3 計画の内容

- 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

#### (1) 基本方針

風水害からの、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対し状況に応じて、避難指示等を発令し伝達する。

第3章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を市民に周知する。

<避難情報等>			<防災気象情報>
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 ※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令（市町村が発令）	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル 4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示（緊急） ※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令（市町村が発令）	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル 3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始（市町村が発令）	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等（気象庁が発表）	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報（気象庁が発表）	

（国土交通省、気象庁、長野県が発表）

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(イ) 実施事項及び実施機関

実施事項	機関等	根 拠	対象災害
高齢者等避難	市 長	災害対策基本法第56条	災害全般
	市 長	災害対策基本法第60条	〃
避難指示	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	〃
	市 長	災害対策基本法第60条	災害全般
緊急安全確保	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	〃
	市 長	災害対策基本法第60条	災害全般

(イ) 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う

- 。
- (ウ) 市は必要に応じ、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に対し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言を求めるものとする。
- (エ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行うものとする。

#### イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味

##### ○ 「高齢者等避難」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

##### ○ 「避難指示」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。

##### ○ 「緊急安全確保」

災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報をいう。

#### ウ 避難指示、高齢者等避難及び報告、通知等

##### (7) [市長の行う措置]

##### a 避難指示

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示の発令を行うものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者に対し指示するものとする。

なお、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

- (a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- (b) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- (c) 野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等）

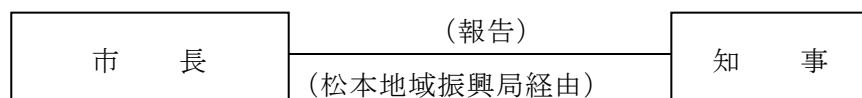
第3章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

- (d) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- (e) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- (f) 河川が氾濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
- (g) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- (h) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- (i) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (j) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (k) 避難路の断たれる危険のある地域
- (l) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (m) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 高齢者等避難

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難を伝達するものとする。

c 報告（災害対策基本法第60条等）



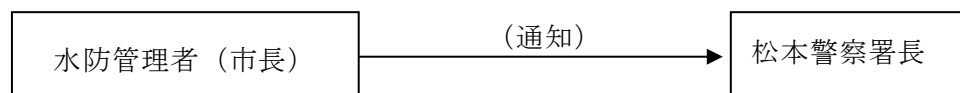
（報告様式は、本章第1節「災害情報の収集・連絡活動」参照）  
 ※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) [水防管理者の行う措置]

a 指示

水防管理者は、洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



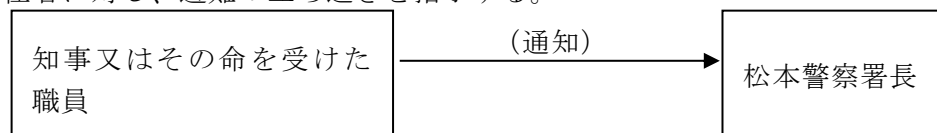
(ウ) [知事又はその命を受けた職員の行う措置]

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



(エ) [警察官の行う措置]

a 指示

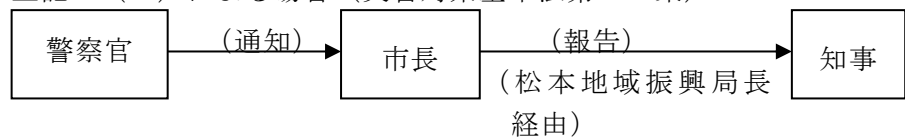
二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示、誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

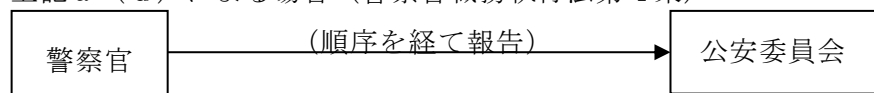
- (a) 市民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- (b) 市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- (c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。  
この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。
- (d) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。
- (e) 避難のための指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知を図る。
- (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

- (a) 上記 a (c) による場合 (災害対策基本法第61条)



- (b) 上記 a (d) による場合 (警察官職務執行法第4条)



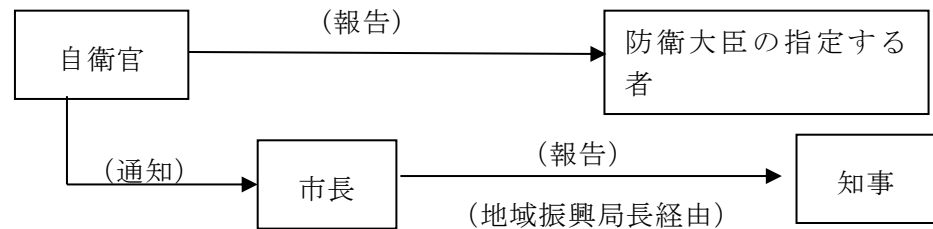
(オ) [自衛官の行う措置]

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはない場合に限り「前記(エ) a 警察官職務執行法第4条

による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



エ 避難指示等の時期

上記ウ（ア）a（a）～（i）に該当する地域に災害が発生すると予想され、市民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

オ 避難指示及び高齢者等避難の内容

避難指示、高齢者等避難を行うに際して、次の事項を明確にする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 指定緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 市民への周知

- (ア) 避難指示、高齢者等避難を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じ又は直接市民に対し周知する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- (イ) 市長は、市長以外の指示者、市民と関係している隣接の市町村長等と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ウ) 市長は、災害による危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険区域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

- (オ) さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協

## 第3章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

力を得つつ、災害情報共有システム（Lアラート）、市防災行政無線、市ホームページ、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、行政チャンネル放送等あらゆる手段を活用して、避難情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

- (カ) 高齢者等避難、避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

## キ 避難行動要支援者の状況把握

市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画により民生・児童委員、町会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

## ク 市有施設における避難活動

災害時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (イ) 避難指示、高齢者等避難は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

## 2 警戒区域の設定

## (1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

## (2) 実施計画

## ア 実施者

- (ア) 市長、市職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員（水防法第21条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項一市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

## イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するときは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (ア) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の市民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。



## 第3章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

(ウ) 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び市民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

## 3 避難誘導活動

## (1) 基本方針

避難指示等を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

## (2) 実施計画

## ア 【避難指示の実施機関が実施する計画】

## (ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

## (イ) 誘導の方法

a 誘導員は、指定緊急避難所、経路及び方向を的確に指示する。

b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により、自力により立ち退くことが困難な者については、市長が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

g 市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は、松本地域振興局を経由して県へ応援を要請する。

要請を受けた県は自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

市は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

## (ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

## イ 【市民が実施する計画】

## 第3章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

避難にあたっては、まず、各町会で定めた「町会一時集合場所」へ集合し、住民の安否確認等を行ったのち、できるだけ集団で指定避難場所へ避難する。

この際、危険個所に十分注意して避難するものとする。

## (ア) 要避難地区で避難を要する場合

市民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。

この場合の携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

## (イ) 任意避難地区で避難を要する場合

市民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。

この場合の携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

## 4 避難所の開設・運営

## (1) 基本方針

市は、受入れを必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織やボランティア、施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。

その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じるものとする。

## (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（住民自治局、教育委員会、文化観光部、危機管理部、健康福祉部、こども部、建設部）

(ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(イ) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

(ロ) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(エ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

(オ) 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、指定避難所に受入れすべき者を誘導し保護する。

(カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の

## 第3章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

者の協力が得られるよう努める。

- a 避難者
  - b 市民
  - c 自主防災組織
  - d 他の地方公共団体
  - e ボランティア
  - f 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者
- (キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (ク) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努める。
- (ケ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- (コ) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。
- (カ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。
- (キ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- (ク) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (ケ) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。
- (コ) 指定避難所への受入れ及び指定避難所の管理運営に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボラ

## 第3章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

ンティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

- a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。
  - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
  - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての指定避難所を対象として要援護者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供を開始できるように努める。
    - (a) 介護職員等の派遣
    - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
    - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等
  - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
  - e 大画面のテレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- (ク) 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来たした場合、相互応援協定に基づく職員や県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- (ケ) 教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（下記のイ（エ）県立学校における対策）に準じて市の防災計画を踏まえ、適切な対策を行う。
- (コ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (カ) やむを得ず指定避難所に滞在することのできない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるように努める。
- (キ) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。
- (ク) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- (ケ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- イ 【県が実施する対策】
- (ア) 市長の報告により、避難所の開設状況を把握し、国〔内閣府〕と共有するとともに、市の要請に応じ指定避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努める。  
(危機管理部)
- a 市からの要請に備え、協定締結先の（一社）日本建設機械レンタル協会長野支部に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市から要請があった場合調達及びあっせんを図る。
  - b 市からテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあっせんを図る。
- (イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。

## 第3章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

なお、職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

- (ウ) 災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、市外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。

(危機管理部)

- (エ) 県立学校における対策（教育委員会）

a 避難場所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が地域の避難所として利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

b 学校長は、指定避難所の運営について、必要に応じ市に協力するものとする。なお、市災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努める。

c 幼児及び児童生徒が在校時に地震が発生し、地域の指定避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。

- (オ) やむを得ず指定避難所に滞在することのできない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるように努める。

ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定避難所の運営について必要に応じ市長に協力する。

- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に被災者の受入れを行う。

- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、市災害対策本部並びに市日赤窓口と連携をとり、被災者救援に協力する。

a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供

b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）

- (エ) 民生委員、児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、県、市に提供する。

エ 【市民が実施する対策】

避難所運営委員会への参画など、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

- (1) 基本方針

## 第3章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

広域避難及び広域一時滞在については、県、市及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する計画】（危機管理部）

## (ア) 広域避難の対応

## a 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への避難については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への避難については、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

## b 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

## c 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

## (イ) 広域一時滞在の対応

## a 協議等

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への避難については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への避難については県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

## b 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

## イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

## (ア) 広域避難の対応

## a 協議及び調整

市から他の都道府県の市町村への広域避難に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、市の広域避難に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。

## b 市への助言

市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

## c 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、

## 第3章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

## d 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

## (イ) 広域一時滞在の対応

## a 協議及び調整

市から他の都道府県の市町村への広域一時滞在に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。

また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うものとする。なお、市の広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。

## b 市への助言

市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行うものとする。

## c 広域的避難収容活動の実施

県は、政府本部が作成する広域的避難収容活動計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

## ウ 【運送事業者等の関係事業者が実施する対策(広域避難)】

## (ア) 活動実施

運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

## (イ) 避難者への情報提供

関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

## 6 住宅の確保

## (1) 基本方針

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう市及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する対策】（建設部、総務部、健康福祉部、危機管理部）

## (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。

(イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

(ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第23条第1項第

## 第3章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

- a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流出戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
- b 応急仮設住宅の建設のため、市有地又は私有地を提供する。
- c 被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行う。
- d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う

- (エ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- (オ) 利用可能な公営住宅等を把握し、市に情報提供を行う。
- (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。
- (キ) 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

## イ 【県が実施する対策】

- (ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、市に情報提供を行う。 (建設部)
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、市に情報提供を行う。 (建設部)
- (ウ) (公社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。 (建設部)
- (エ) 災害救助法が適用された場合、市と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。 (建設部)
  - a 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。  
また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。
  - b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市長から要請のあった戸数とする。(国から通知があった場合はこの限りでない。)
  - c 応急仮設住宅は、県有地又は市が提供する敷地等に建設する。
  - d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会、(一社)日本RV・トレーラーハウス協会及び(一社)日本ムービングハウス協会との協定に基づき住宅建築を要請する。  
また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。
  - e 入居者の決定は、市の協力を得て行う。
  - f 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市長に委任する。
- (オ) 市からの要請に応じて、生活衛生同業組合(12団体)との協定に基づき、以下について協力を求める。(健康福祉部)
  - a 避難所としてのホテル・旅館の提供



- b 食材の供給・炊き出し
- c 入浴、理・美容、クリーニング等の支援

## 7 被災者等への的確な情報提供

### (1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

### (2) 実施計画

#### ア 【市及び県が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。

(イ) 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。

(ウ) 県及び市は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、住宅での避難者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

(エ) 県及び市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

(オ) 県及び市は、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(カ) 県及び市は、被災者の安否について市民から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

#### イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供

する。

- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体での情報提供や、や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (ロ) 県及び市は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行う。

## 8 車中泊避難者対策

- (1) 車中泊避難の現状を把握し、市の指定する車両避難駐車場に避難するように呼びかけを行う。
- (2) 車両避難駐車場においては、健康被害防止チラシを配布するなど、避難者の健康管理に努め、開設時間を長時間とらないように留意する。

### (参考) 避難指示等広報文案

こちらは、松本市です。

本日、○月○日、○時○分、○町に避難指示を行います。

○○川○○町付近で堤防が決壊し、浸水区域が○○方面に延びています。

決壊現場の○○側の方は、○○○○公園に、○○側の方は、○○会館に、○○側の方は、○○○○学校又は○○広場へ避難してください。

————— 自動車による避難は危険です。

————— ガスの元栓を閉めて避難してください。

### ◎避難の伝達

#### 「伝達の方法」

- 防災行政無線による伝達  
移動系防災行政無線及び同報系防災行政無線により該当地域、全市域へ通報する。
- 町会組織による伝達  
市は、当該区域内の町会長に連絡し、自主防災・町会組織を通じ市民に周知する。  
また、広域消防局長は消防計画の定めるところにより、市民に迅速かつ確実に周知する。特に夜間停電時及び降雨、暴風時には、警察官にも協力を求め、個別連絡に努める。
- 広報車による伝達  
市及び関係機関の広報車を動員し、関係区域を巡回して伝達する。
- 報道機関による伝達  
放送要請は市長から県へ連絡し、県が報道機関に要請する。
- 信号による伝達  
消防団、会社、工事等のサイレン、警鐘等を活用しての伝達
- その他可能な限りの伝達  
緊急速報メール、安心ネット、インターネットを活用した伝達を行う。

#### 「伝達の内容」

- ・ 指示
  - ・ 関係地域名
  - ・ 危険状態
  - ・ 避難場所
  - ・ 避難経路
- 「関係官庁等への報告」
- 避難指示等を発令した場合は、知事及び警察署長へ通知する。
- ・ 注意事項
    - 家屋の戸締り
    - 携行品
    - 服装
    - その他

◎ 避難の誘導

「避難者の誘導及び移送方法」

- 誘導責任者
 

市災対本部職員、消防団員及び町会相互の協力で行う。
- 誘導順序
 

乳幼児、妊婦、高齢者、傷病人等の支援が必要な避難者を優先的に誘導するよう努める。
- 誘導経路
 

誘導経路は事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には表示・縄張等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間は照明を用意し、また、浸水地等には必要に応じロープ等の資材を配置して誘導の安全を期する。
- 移送の方法
 

避難にあたっての移送は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者が病人、小児等自力で避難できない場合においては、公用車両を中心とした移送をし、困難な場合は輸送業者の協力を求めて行う。また、必要に応じてヘリコプターの要請を行う。
- 大規模移送
 

災害地が広範囲で大規模な立退き、移送を必要とし、市において処置できないときは、松本地域振興局を経由して県本部長へ要請する。また、状況により直接他の市町村、警察署等と連絡して行う。

「避難の際の携行品」

避難の際の携行品は、生活上必要なもので最小限度とする。

  - ・ 貴重品
  - ・ 必要な食料
  - ・ 衣類（当座の着替え）
  - ・ 日用品

「その他の避難対策」

学校、病院、工場、事業所、興業場、百貨店、社会福祉施設等の避難については、その施設の管理責任者が定める計画による。

◎ 避難所に受入れする者

避難所の受入れ者はおおむね次のとおりとする。

- 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- 旅館、ホテル等の宿泊人、公衆の集いあるいは通行人等で災害に直面し、応急的に居るところがない者
- 避難指示等の発令された場所に居住する者及び避難指示等は発令されていないが、緊急に避難することが必要であると認められる者

## ◎ 避難所の開設及び閉鎖報告

## 「避難所の開設」

避難所を開閉設したときは、直ちに被災者に周知するとともに、次の事項を県に報告する。

- 避難所開設の日時及び場所
- 受入れ状況及び受入れ箇所
- 開設期間の見込み

## 「費用基準」

避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。（本章第38節「災害救助法の適用」）

## 「受入れ期間」

避難所の開設、受入れ保護期間は、災害発生の日から7日以内とする。

なお、7日の期間内で避難所打切りが困難と認めた場合は、災害対策本部長が別に定める。

また、災害救助法が適用された場合は、同法に基づき、松本地域振興局を経由して、県本部に次の事項を電話で連絡し、後日正式に文書で申請する。

## (申請事項)

- ・ 延長を必要とする期間
- ・ 期間の延長を要する期間
- ・ 理由
- ・ 避難所氏名、受入れ人員

## 第13節 孤立地域対策活動

### 第1 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域が多数存在する当市の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、

- 1 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保  
の優先順位をもってあたるものとする。

### 第2 主な活動

- 1 孤立予想地域に対しては各関係機関等と連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、県と連絡調整を図り、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員を派遣する等、通信手段の確保に努める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

### 第3 活動の内容

#### 1 孤立実態の把握対策

##### (1) 基本方針

全ての応急対策は、被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平素からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

##### (2) 実施計画

##### ア 【市が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 孤立予想地域に対し、NTT回線及び防災無線等を活用し、孤立状況の確認を行う。

(イ) 孤立状況及び被害の概要について、情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。

##### イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

市における孤立状況を直ちに調査する。

#### 2 救助・救出対策

##### (1) 基本方針

災害時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部）

- (ア) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県へ速報する。
- (イ) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- (ウ) 負傷者が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
- (エ) 孤立区域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市の応援を得て、救出を推進する。

## イ 【県が実施する対策（危機管理部）

- (ア) 市からの要請に備え、ヘリコプターの出動体制を確立する。
- (イ) 市に対し、ヘリポート及び要員の確保について指示する。
- (ウ) 負傷者等の搬送の場合は、着陸地を管轄する市と連携し、救急車及び収容先病院に関する手配について指示する。
- (エ) 孤立状態から救出すべき要配慮者及び観光客等については、市の要請に基づき、早期に救出できるよう手配する。

## 3 通信手段の確保

## (1) 現状及び課題

N T T回線が不通となった場合、防災行政無線を活用し、情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する対策】（危機管理部）

職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

## イ 【県が実施する対策】

- (ア) 電気通信事業者に対し、携帯電話等の可搬型無線機の臨時配置について協力を求める。（危機管理部）
- (イ) アマチュア無線による災害時の応援に関する協定に基づき、日本アマチュア無線連盟長野県支部に対して、情報の伝達について協力を求める。（危機管理部）
- (ウ) 警察は、孤立地域へ警察無線機等を携帯した警察官を派遣する等の対策を検討する。（警察本部）

## ウ 【関係機関が実施する対策】（東日本電信電話（株））

- (ア) 携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。
- (イ) 避難場所等に、デジタル衛星載局、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置する。

## エ 【市民が実施する対策】

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に自ら努める。

## 4 食料品等の生活必需物資の搬送

## (1) 基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品

をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部、危機管理部）

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 市からの要請に基づき、各種ヘリコプターの手配、調整を行う。

(イ) 市からの要請に基づき、陸上輸送力の確保について手配する。

ウ 【市民が実施する対策】

(ア) 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあう。

(イ) 市民自らも、隣接地域及び市との連絡確保に努める。

5 道路の応急復旧活動

(1) 基本方針

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保するものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部、危機管理部）

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 孤立地域に通ずる県管理道路については、速やかな復旧に努めるものとする。

(イ) 豪雪にともなう道路障害については、計画（第10節「緊急輸送活動」）に基づき、迅速な除雪活動による孤立解消に努めるものとする。

(ウ) 市が行う応急復旧活動に関し、要請に基づいて、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調整し、道路管理者のとるべき措置について指導する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置、除雪等の応急工事を早急を実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行う。

## ◇ 通信施設の設置場所 「長野県防災行政無線」

連絡先		無線番号	担当窓口	
松本市役所	本庁舎	専用機	1-020-531-79	他の機関からかける場合
	別棟1階	F A X	1-020-531-76	他の機関からかける場合
	各課内線番号へ		1-020-531-8-内線番号	他の機関からかける場合
広域消防局		専用機	49- 1-020-533-8-301	警防課
		F A X	1-020-533-76	
長野県	県庁		49- 1-231- 5208, 5209, 5210	危機管理部危機管理防災課
			49- 1-231-5213	危機管理部 消防課
	地域振興局		49- 1-239-2318, 2319	松本地域振興局総務管理課
	消防防災航空センター		49- 1-554-79	県消防防災航空隊
	松本建設事務所		49- 1-239-2441, 2442	維持管理課
	奈良井川改良事務所		49- 1-239-2483, 2484	計画調査係
	犀川砂防事務所		49- 1-514-75	四賀地区の河川（総務課）
松本保健福祉事務所		49- 1-239-2113, 2114	総務課	
協力協 定等締 結先	藤沢市		49- 1-014-553-9202	災害対策課
	高山市		49- 1-021-571-2	危機管理室
	姫路市		49- 1-028-201-12200	危機管理室
	御浜町		49- 1-024-561-11	防災課
	札幌市			危機管理対策室
	田原市			防災対策課
	世田谷区			災害対策課
	宗像市			地域安全課
	大和市			危機管理課
	ブロック 代表市町村	佐久市	49- 1-020-331-79	庶務課
		上田市	49- 1-020-361-79	危機管理防災課
		岡谷市	49- 1-020-381-8-1553	危機管理室
		伊那市	49- 1-020-401-8-411	危機管理課
		飯田市	49- 1-020-441-8-2431	危機管理・交通安全対策室
		木曾町	49- 1-020-481-8-23	総務課
大町市		49- 1-020-571-8-511	消防防災課	
長野市		49- 1-020-201-2190	防災課	
中野市	49- 1-020-651-8-210	庶務課		

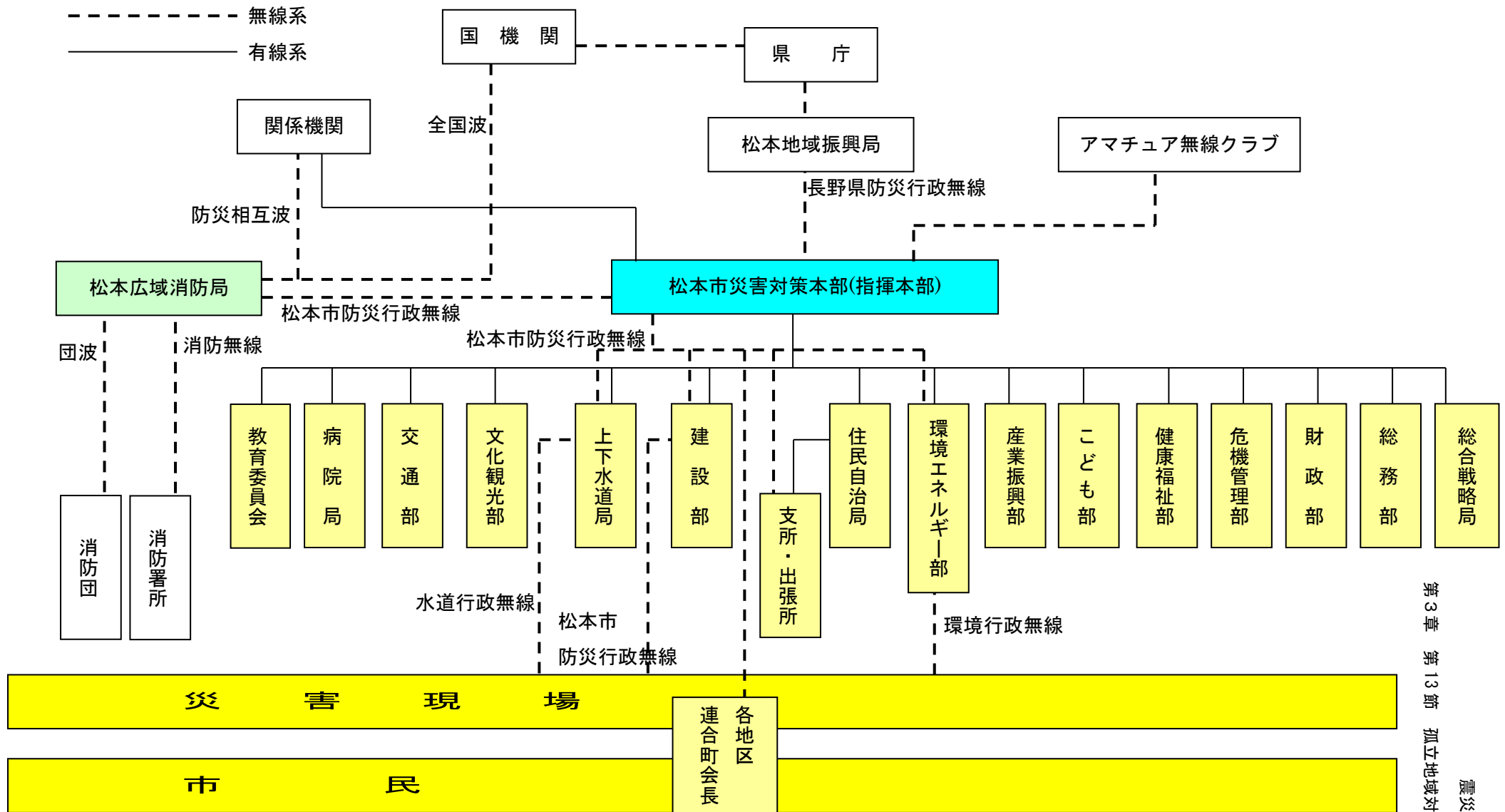
※無線番号の頭の”49”は、市庁舎内の内電話機からかける場合に付け、衛星専用電話

・F A X機を用いる場合は不要

※県内市町村の協定先は、県内の全市町村で、連絡先はブロックの代表市町村



「災害通信利用系統図」



## 第14節 食料品等の調達供給活動

### 第1 基本方針

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料を被災者に対し支給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

### 第2 主な活動

市の備蓄食料で必要量の供給ができない場合は、近隣市町村、県及び災害応援協定締結先へ要請するとともに、備蓄食料、調達した食料をボランティア等の協力を得て速やかに供給する。

### 第3 計画の内容

#### 1 食料品等の調達

##### (1) 基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が支給されるまでの間、市や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

##### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（産業振興部、こども部）

(ア) 市の備蓄により必要量を満たせない場合や弁当、おにぎり等の流通品を確保する場合は、松本ハイランド農業協同組合、生活協同組合コープながの、あづみ農業協同組合、株式会社デリシア、イオンリテール株式会社、イオンビック株式会社及び全国公設地方卸売市場協議会会員市の応援協定締結先、相互応援協定等締結市町村及び県（松本地域振興局）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行う。

(イ) 主食、副食、調味料、乳児用ミルク、燃料等の調達については、避難者の数などやその期間に応じて応援協定締結先等から調達し、供給業者等が指定場所へ配達することを原則とする。

(ウ) 道路の決壊、橋梁の流失等により孤立した地域への炊き出し及び食品の給与については、空中輸送（自衛隊派遣要請等による）により行う。

(エ) 自動車等による輸送が必要となった場合は、緊急輸送計画に基づき、建設部長が対応する。

(オ) 計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。

(カ) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに考慮した食料の確保等に努めるものとする。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 災害対策本部室は災害時に、市からの食料の供給要請があった場合、県

## 第3章 第14節 食料品等の調達供給活動

の備蓄食料の供給を行うこととし地域振興局に輸送等の手配を依頼する。地域振興局において輸送ができない場合、あらかじめ締結された協定に基づいて長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合へ食料の輸送を要請する。(危機管理部)

- (イ) 市からの食料の要請量が県の備蓄により供給できない場合は、必要に応じて、隣接県に対してあらかじめ締結された協定に基づいて食料の供給を要請する。

また、長野県市町村災害時相互応援協定第3条に規定する物資等の提供及びあっせんが円滑に行われるよう、同協定第2条に規定する代表市町村等との連絡調整に努めるものとする。(危機管理部)

- (ウ) 長野県生活協同組合連合会との協定に基づき食料の供給を要請する。

(企画振興部)

- (エ) 市の要請に基づき、協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店連合会、長野県石油商業組合、(一社)長野県LPガス協会との協定に基づき食料の供給を要請する。(産業労働部)

- (オ) 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第11の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき、農林水産省に災害救助用米穀の供給を要請する。(農政部)

- (カ) 「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により県内外の米穀販売事業者に応急米穀の供給を要請する。(農政部)

- (キ) 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部との協定に基づき食料の供給を要請する。(農政部)

- (ク) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート及び株式会社イトーヨーカ堂との協定に基づき食料の供給を要請する。(危機管理部・農政部)

- (ケ) 株式会社デリックちくまとの協定に基づき食料の供給を要請する。

(農政部)

- (コ) 上記(ウ)、(エ)、(キ)、(ク)及び(ケ)については、発災後適切な時期に、調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認する。

(危機管理部、企画振興部、産業労働部、農政部)

- (サ) 上記(ア)、(イ)については、保健福祉事務所管理栄養士の協力を得て、様々な状況の被災者のニーズに対応できるよう配慮する。

(危機管理部、健康福祉部)

- (シ) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

## ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 農林水産省

農林水産省は、知事又は市長からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ、災害救助用米穀として供給を行うものとする。

- (イ) 米穀販売事業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合の応急用米穀の取扱いに関する協定書」に基づき供給を行うものとする。

- (ウ) 卸売市場関係者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行うものとする。

## 2 食料品等の供給

### (1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するための活動が必要である。

各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（産業振興部、こども部）

- (ア) 災害時に被災者に対する食料の供給が必要な場合、まず市の備蓄食糧の供給を行う。市の備蓄により、必要量を満たせない場合は、松本ハイランド農業協同組合、生活協同組合コープながの、あづみ農業協同組合、株式会社デリシア、イオンリテール株式会社、イオンビック株式会社及び全国公設地方卸売市場協議会会員市の応援協定締結先、近隣市町村及び県（松本地域振興局長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者に対して供給する。そして、食料の供給活動に際しては、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。
- (イ) 食料品等の応急供給を行う場合は、風水害等の非常災害発生の場合又はそのおそれのある場合で、本部長が認めた場合とする。
- (ロ) 食料品等の応急供給の対象は次のとおりとする。
- a 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
  - b 供給機関による通常の供給ができないため、その機関によらず供給をする場合
  - c 被災地における救助作業又は応急復旧作業に従事する者に対して供給を行う場合
- (エ) 炊き出し及び食料品の供給期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、大規模な災害の場合等継続実施の必要がある時は、本部長の判断による。
- なお、食料品等の給与は炊き出しと重複して供給しない。
- (オ) 被災者及び災害応急対策従事者に対し炊き出しを行う。
- (カ) 炊き出し場所は、被災者の避難所並びに給食施設を有する公共施設、学校、工場、寮等を利用し、災害応急対策従事者についてはその現場付近の最適な場所で行う。

#### <応急用米穀の供給基準>

供給の対象	精米必要量
1 被災者に対して炊出しによる給食を行う必要がある場合	1食あたり精米200グラム
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食あたり精米300グラム



(キ) 炊き出しの対象及び把握方法は、次のとおりとする。

対象者	把握方法
1 避難所に受入れされた者	各避難所長からの報告
2 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊半焼、床上浸水等のため炊事の方途のない者	調査部、調査班の報告
3 床上浸水以上の被害を受け、一時縁故先へ退避する必要のある者で食料品をそう失し、持ち合わせのない者	本人又は関係者の申し出
4 床下浸水ではあるが、自宅において自炊不可能な者	
5 救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者	所轄部長からの報告
6 その他本部長が必要と認めた者	所轄部長又は関係者の報告

(ク) 災害応急対策従事者（小災害を除く）の範囲は、消防団員並びに現地における協力者とし、その炊き出しについては次により行う。

a 現地における責任者が電話等により炊き出しを必要とする理由、炊き出し人員と炊き出し量、主食、副食等の現地調達の可否、炊き出し場所を所轄部長宛連絡するとともに本部長の指示を得て実施する。

(ケ) 炊き出し所の管理運営は次により行う。

炊き出し所の編成表（100人単位）

区分	定員	任務
責任者	1人	1 炊き出し所全員の管理運営 2 炊き出し所員の指揮命令 3 本部との連絡事項
補助者	2	1 責任者を補助し庶務を担当する 2 責任者不在のときはその任務を代行する
		1 責任者を補佐し、炊き出しを担当する
庶務係	3	1 炊き出し器具に関する事項 2 主食、副食、燃料等の調達に関する事項 3 炊き出し配分計画について 4 食料供給諸調書の作成事項 5 その他庶務的事項
炊き出し係	15	1 主食の炊き出し配分及び食品の給与事項（炊き出し場所の選定、炊き出し、塩むすびの作成、包装、被災者への配分）

第3章 第14節 食料品等の調達供給活動

(コ) 炊き出し所における配分基準、費用基準及び配分方法は次により行う。

区分	配分基準	費用基準	配分方法
ア 避難所受入れ者及び床上浸水以上で炊き出しの方途のない者	1人1食塩むすび2個（1個当たり1.3dℓ）副食（佃煮、梅漬け）薄板包を基準として配分する	災害救助法による救助実施要領の基準参照	最寄りの炊き出し所で給与することを原則とし避難所が遠隔地の場合は炊き出し班員が該当地へ配達する
イ 床上浸水以上で一時遠方縁故先に退避するもので食料品をそう失した者	パン、乾めん等現物を支給することができる	同上	最寄りの炊き出し所で給与する
ウ 床下浸水以上で一時遠方縁故先に退避するもので食料品をそう失した者	イと同様	同上	同上
エ 災害応急対策従事者（消防団員等）	アに準じる	アに準じる。実情に応じ増減できる	災害復旧作業現地付近の炊き出し場で給与する

(カ) 炊き出しについては、原則として作業員の雇用は行わず、こども部救助班、日赤奉仕団員が中心となり、町会役員等の協力により実施する。ただし、孤立した地域への食料供給については必要に応じて労務供給計画に基づき、建設部長に要請する。

(キ) 炊き出しその他による食料品等の給与を実施するための費用の基準は次のとおりとする。

区分	内容	費用
食料費	主食・副食・燃料費・雑費（器物の使用謝金・消耗品の購入費）	当該地域の通常の経費
輸送費	運送費（運賃）・借上料・燃料・消耗機材・修繕費	
作業員賃金	孤立した地域への食料供給	

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 日本赤十字社長野県支部

災害対策本部並びに市日赤地区・分区と連携をとり、赤十字防災ボランティアの労力を提供し炊き出し等、被災者援護に協力する。

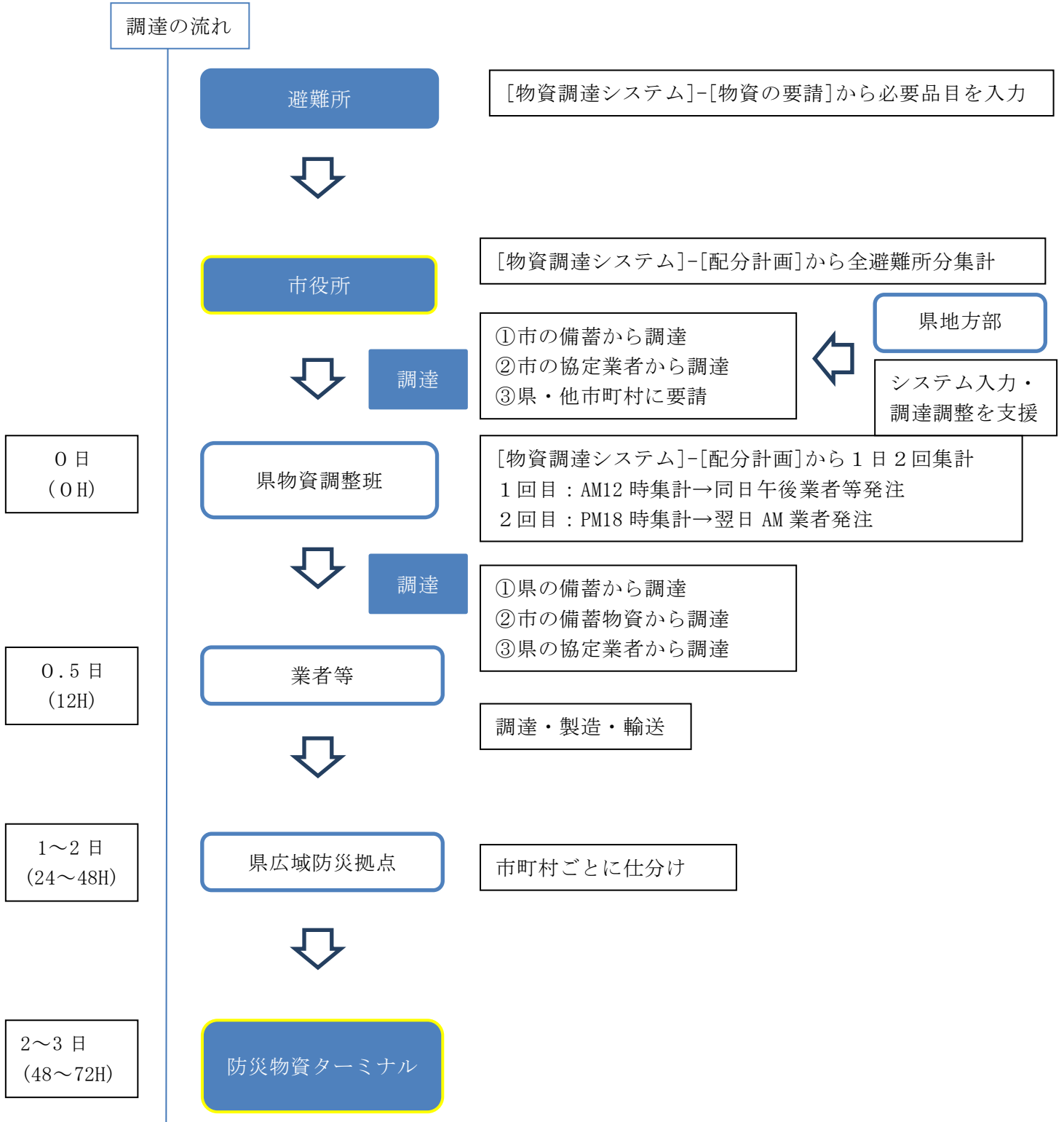
(イ) 市災害対策本部長と連携をとり、給食施設の開放等被災者援護に協力するものとする。

ウ 【市民が実施する対策】

市民は、手持ちの食料を融通しあう等、状況に応じた行動を行うよう努めるものとする。

2 食料品等の供給

食料品・生活必需品の県への調達要請フロー





## 第15節 飲料水の調達供給活動

### 第1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁や自己水源の稼働により確保された配水池の貯留水、プールへろ水器を搬入して確保された水並びにボトルウォーターの備蓄等により行うこととし、被災市町村で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達することを長野県の基本方針としている。

本市では、飲料水の供給は重要給水施設を優先的にを行い、被災規模により単独での応急給水活動が困難となる場合には、長野縣市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。

### 第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の確保を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水活動を行うとともに、速やかな水源施設等の応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

### 第3 活動の内容

#### 1 飲料水の確保

##### (1) 基本方針

飲用水は、緊急遮断弁や水源施設が整備された給水供給拠点及びボトルウォーターの備蓄等にて確保する。

被災地で飲料水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他市町村からの応援給水により調達する。

##### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（上下水道局）

##### (ア) 水道施設の被害調査及び飲料水等の確保

水道施設の被害状況、自己水源の使用可否及び配水地の貯水状況等を調査し、被災市民並びに緊急医療及び給食活動等への飲料水等の確保を図る。

##### (イ) 水源施設応急復旧

飲料水等確保の状況に応じ、停電時の自家用発電機調達及び設備の簡易な修繕を迅速に行う。

##### (ロ) 応急給水活動の応援要請

水源施設の被害が大きく、飲料水等の確保が困難であると判断された場合は、他市町村に応援を要請する。

##### (ハ) 飲料水等確保の状況に応じ、県へボトルウォーターの供給を要請する。

#### イ 【県が実施する対策】

##### (ア) 被害状況、飲料水・給水用具の確保状況等の情報収集を行う。（環境部）

##### (イ) 被災の状況により、相互応援要綱等による調整及び必要に応じ国、他都道府県及び県内の他の事業者への応援要請を行う。（環境部）

##### (ロ) 松本地域振興局所長は災害時に、市からボトルウォーターの供給について要請があった場合、松本地域振興局のボトルウォーターの供給を行うとともに、供給数量を危機管理部長あてに報告する。

なお、市からの要請量が松本地域振興局の備蓄量を上回る場合は、松本地域振興局長は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の地域

振興局にボトルウォーターの供給を依頼する。(危機管理部)

- (エ) サントリービバレッジサービス株式会社との協定に基づきボトルウォーターの供給を要請する。(危機管理部)

ウ 【水道事業者等が実施する対策】

- (ア) 県企業局が実施する対策
- a 浄水場や配水池の点検を実施し、飲料水の調達が可能か判断する。
  - b 「安心の蛇口」設置個所では、組立式応急給水栓により、飲料水の調達が可能か確認する。
  - c 非常用水源井戸により飲料水の調達を行う。
  - d 給水袋等給水資材の備蓄場所・数量の確認を行う。
  - e ボトルウォーターの備蓄場所・数量の確認を行う。

エ 【市民が実施する対策】

ポリタンク等給水用具の確保を行う。

2 飲料水の供給

(1) 基本方針

飲料水の供給は、被災市民並びに重要給水施設へ直接又は給水車等の供給方法により実施する。

また、水道事業者は、水道施設の応急復旧作業を速やかに行い、給水機能の回復に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（上下水道局）

- (ア) 被災市民への飲料水等の供給を速やかに開始する。
- a 断水地域の把握等、情報の収集を行う。
  - b 出動体制、給水拠点の確保を行う。
  - c 応急給水用資機材の確保を行う。
  - d 被災市民に対し、1人一日3リットルの飲料水を供給する。
  - e 飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限を供給する。
  - f 市民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。
  - g 復旧作業にあたり、指定給水装置工事業者等との調整を行う。
- (イ) 緊急医療及び給食活動等への飲料水等の供給を速やかに開始する。
- (ウ) 応急給水活動の応援要請
- 被災市民が著しく多く、独自の体制のみでは応急給水活動が困難であると判断された場合は、速やかに他市町村に応援を要請する。

イ 【県が実施する対策】（環境部）

- (ア) 断水地域の把握等、情報の収集・提供を行う。
- (イ) 感染症の発生を未然に防止するため、飲料水の供給について市に助言する。
- (ウ) 相互応援要綱等による連絡調整を行うほか、他都道府県からの応援が必要な場合は、（公社）日本水道協会に要請を行う。

ウ 【水道事業者等が実施する対策】

- (ア) 県企業局が実施する対策
- a 断水地域の把握等、情報の収集を行う。
  - b 管路の点検を行い、優先して重要給水施設へ飲料水を供給する。
  - c 給水車により、市が設置した飲料水供給場所へ飲料水を供給する。
  - d 「安心の蛇口」設置個所では、組立式応急給水栓による、飲料水の

供給に協力する。

- e ボトルウォーターや給水袋等の給水資材を、市が設置した飲料水供給場所へ供給・配布する活動を市と協力して行う。
- f 市が行う飲料水の供給作業への協力を行う。
- g 給水車の出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。
- h 給水区域の市と締結した災害協定に基づき、次の取り組みを行う。
  - (a) 被災状況、断水状況、復旧見通し等を市へ連絡をする等情報共有を図る。
  - (b) 市の応急対策方針を踏まえて、市と連携して応急給水を行う。
  - (c) 応急給水活動で水を補給する施設及び設備（配水池、予備水源、安心の蛇口等）を市と相互利用する。
  - (d) 市と協力して、住民に対し飲料水の供給等に関する広報活動を行う。

エ 【市民が実施する対策】

町会を中心とした応急給水受入れ体制に基づき、飲料水等を受け入れる。

## 第16節 生活必需品の調達供給活動

### 第1 基本方針

災害発生後、市民の指定避難所での生活必需品については、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況等必要に応じて、長野県へ生活必需品の調達・供給を要請し、受入・集積・配送等必要な体制の整備を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

### 第2 主な活動

- 1 被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、迅速に生活必需品の調達・供給を行い、市で調達できないものについては県への協力を要請する。
- 2 県においては、要請された生活必需品の調達・供給の迅速な対応を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 生活必需品の調達

##### (1) 基本方針

被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、県及び関係機関と連携して必要な物資の効率的な調達・確保に努める。

##### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（産業振興部、危機管理部、こども部）

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、松本ハイランド農業協同組合、生活協同組合コープながの、あづみ農業協同組合、株式会社デリシア、イオンリテール株式会社、イオンビック株式会社及び全国公設地方卸売市場協議会会員市の応援協定締結先や相互応援協定等を締結している姉妹都市等と連携して必要な物資の効率的な調達・確保に努め、不足分については県へ要請する。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者については、介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達・確保に十分配慮する。

#### イ 【県が実施する対策】（危機管理部、企画振興部、産業労働部、農政部）

市からの要請に備え、県内流通業者、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会等の協定先に、発災後適切な時期に調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認し、市から要請のあった場合、生活必需品の調達を図る。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者については、介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達・確保に十分配慮する。

#### 2 生活必需品の供給

##### (1) 基本方針

県、市及び関係機関は、調達・確保した生活必需品等を、町会及びNPO・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配す

る。

特に、要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（産業振興部、危機管理部、こども部）

(ア) 救助物資配分計画表の作成

配分する救助物資については、財政部調査班で把握した被災者により、世帯構成員別被害状況表（様式編 災害救助法関連様式 様式6号-2）及び物資購入（配分）計画表（様式編 災害救助法関連様式 様式6号-3）を作成し実施の適正を図る。

なお、物資購入（配分）計画表の限度額は、それぞれの物資の購入価格によるものとし、「災害救助法による救助実施要領の基準」に定める費用の限度額の範囲で行う。

(イ) 配分方法

物資購入（配分）計画表に基づき調達された物資は、各世帯別に包装（世帯主氏名記入）、町会別に分類しこども部が中心となり、町会役員の協力を得て、当該町会（町会長宅又は町会が指定する場所）へ配分するものとし、避難所の避難者に対しては、健康福祉部救助班が該当地へ配分する。

なお、町会並びに避難所への配分にあたっては、それぞれの責任者に交付する。

(ウ) 配分期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、物資の調達が困難な場合等、期間後も継続する必要がある場合は本部長が別に定める。また、災害救助法が適用された場合は、同法に基づき県本部に期間延長について次の事項を電話で連絡し、後日正式に書面で申請する。

（申請事項）

- a 延長の期間
- b 延長する期間
- c 延長する理由
- d その他（延長を要する地域ごとの人員）

(エ) 生活必需品の輸送方法

緊急時における輸送体制は第2章第9節「緊急輸送計画」による。

(オ) 作業員雇用方法

生活必需品の整理、輸送及び配分はこども部救助班、赤十字奉仕団員が中心となり町会、自主防災会等の協力により実施するが、労力に不足を生じた場合は、労務供給計画に基づき、作業員の雇用について建設部長に申請する。

(カ) 生活必需品集積場の管理運営は次により行う。

第3章 第16節 生活必需品の調達供給活動  
集積場の構成表

(100世帯単位)

区 分	定 員	任 務
責任者	1人	1 物資集積場全体の管理運営 2 集積場員の指揮、命令 3 本部との連絡事項
補助者	2	1 責任者を補佐し、庶務を担当する。 2 責任者不在のときは、その任務を代行する。
		1 責任者を補佐し、配分事項を担当する。
庶務係	3	1 調達数量並びに配分計画についての事項 2 調達配分に関する事項 3 物資の保管に関する事項 4 その他庶務的事項
配分係	25	1 調達物資の整理並びに配分事項 (集積、世帯別包装、各町会、避難所責任者への配分)

(参考)

救助法関係様式及び報告先

様 式	様式号	担当部	報告先	備 考
救助日報	5号	こども部 (指揮本部経由)	県地方部	
救助の種目別物資 受払状況	6号	〃	〃	
物資の給与状況	11号	〃	〃	
世帯構成員別被害 状況	6号-2	〃	〃	市こども部保管
物資購入(配分) 計画表	6号-3	〃	〃	〃
救助用物資引継書 類	※その他 様式 15号	〃	〃	〃
物資給与及び受領 簿	※その他 様式 16号	〃	〃	〃

イ 【県が実施する対策】 (危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部)  
市の要請に基づき、迅速に供給する。

また、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

輸送の方法については、本章第10節「緊急輸送活動」によるものとする。

ウ 【関係機関が実施する対策】 (日本赤十字社長野県支部松本地区)

日本赤十字社長野県支部松本地区は、災害対策本部と連携をとり、赤十字防災ボランティアの労力を提供し、生活必需品の供給に協力する。

## 第17節 保健衛生、感染症予防活動

### 第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の指導を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

### 第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。  
さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める。
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時には、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。  
また、感染症発生時は、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 保健衛生活動

##### (1) 基本方針

被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士及び歯科衛生士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。

##### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部）

- (ア) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映するものとする。
- (イ) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談を行うものとする。
- (ロ) 要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。
- (エ) 保健師等の巡回等による健康管理、衛生管理、感染症及び食中毒防止対策について、保健師及び管理栄養士が、当該地域の避難所等を巡回して避難住民及び災害復旧に従事する者等の健康相談・指導及び栄養指導を行う。また、避難所の保健衛生管理、感染症及び食中毒の防止に努める。
- (オ) 医師による健康診断等  
医療機関や交通手段が復旧しない等の場合、必要に応じて松本市医師会に依頼して、集団による健康診断、治療及び予防接種を行う。この場合の費用については、救護の費用基準に準ずる。
- (カ) 安全かつ確実な食料の提供のために、以下の対策を行う。
  - a 被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ栄養指導を行う。

## 第3章 第17節 保健衛生、感染症予防活動

- b 炊き出しによる現場給食の栄養指導・食品衛生指導を行う。
  - c 提供食品（救護食品を含む）の栄養管理等の指導、保管場所、保管方法及び運搬方法の衛生指導を行う。
  - d 必要に応じ提供食品（救護食品を含む）の検査を行い、不良食品の排除に努める。
  - e 災害発生の季節・気象状況に的確に応じた食品衛生指導を行う。
  - f 食品関係営業施設における被害を受けた食品等の状況に応じ、食品衛生上の危害防止のため必要な措置を講ずる。
- 実施の時点は、発災後1週間以内とする。

## イ 【県が実施する対策】（健康福祉部）

- (ア) 被災者の健康管理のため、市と連携して衛生班による現地での健康相談等を行うとともに、感染症の予防措置等保健衛生面での指導等を行い、避難所における健康意識の向上に努める。
- (イ) 被災による精神的ショックや避難生活の長期化による精神的ストレス等に対応するため、市や医療関係者と連携し、必要に応じ関係機関に、精神科医師等の専門職員から成る災害派遣精神医療チーム（D P A T）又は心のケアチームのを派遣を要請するとともに、災害の規模、被災者の状況等に応じ、国（D P A T事務局）に対して他都道府県の災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣調整を要請する。
- (ウ) 市と連携して要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、医療機関の受診状況や住まいの状況の確認等を行い継続ケアに努める。

## ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。
- (イ) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災地帯や避難所の救護・健康相談を行うように努める。
- (ウ) 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに栄養指導・炊き出し等を行うよう努める。
- (エ) 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておく。

## エ 【市民が実施する対策】

- (ア) 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努める。
- (イ) 市民相互の助け合いを大切にし、自らのボランティアとしての活動を行う。

## 2 感染症予防対策

## (1) 基本方針

感染症予防対策の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、関係機関との連携のもとに衛生指導などを行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、環境エネルギー部）



- (7) 感染症発生の予防のため、保険医療調整本部において、速やかな感染症対策活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。
  - (イ) 感染症の発生を未然に防止するため、関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じる。  
また、避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。
  - (ウ) 災害時は、感染症対策活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。
  - (エ) 避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。  
加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健所は、平常時から関係部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。
  - (オ) 関係団体の協力を得て、被害状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、知事へ報告する。
  - (カ) 感染症対策活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、知事に提出する。
  - (キ) 災害感染症対策活動終了後、災害に要した経費を他の感染症対策活動に要した経費とは明確に区分して把握する。なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、知事に提出する。
- イ 【県が実施する対策】（健康福祉部）
- (7) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応する。
  - (イ) 災害時に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（点検を含む。）、機材の確保を図り、被災時は機材の適切な導入について関係機関に対し指示を行う。
  - (ウ) 災害時の感染症発生予防のため、平時から広報活動を実施し、予防教育を行うとともに、被災時は感染症に関する情報提供を行う。
  - (エ) 実状に即応した迅速な感染症予防活動を実施及び指導するため、災害発生後直ちに現地調査を行い、被害が甚大な場合は、職員を現地に派遣し適切な指導に当たる。
  - (オ) 感染症の発生予防やまん延防止のため、市の協力を得て、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康調査、健康診断等の感染症予防活動や適切な医療提供をするとともに、市へ、消毒やねずみ族、昆虫等の駆除及び予防接種法に基づく臨時予防接種の実施について指示する。  
なお、市が感染症予防活動及び消毒その他の措置を行う場合は、市の要請に基づき、必要に応じて支援する。
  - (カ) 状況把握及び今後の対策のため、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、災害防疫実施要綱に

基づき国へ報告する。

- (キ) 感染症予防活動完了後は、被災市からの災害防疫完了報告書を取りまとめ国へ報告する。
- (ク) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防対策に要した経費とは明確に区分して把握する。なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、市の報告額を審査した後国へ提出する。
- (ケ) 被害が広範囲にわたり、他都道府県からの感染症予防対策に関する応援が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ都道府県への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。

ウ 【市民が実施する対策】

市が行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。

また、避難所においては、市の指導のもと施設管理者が中心となり、衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

## 第18節 遺体の捜索及び対策等の活動

### 第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、市が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

### 第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の捜索及び検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な遺体対策を施す。

### 第3 活動の内容

#### 1 遺体の捜索及び対応

##### (1) 基本方針

ア 遺体の捜索は、市が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。

イ 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な対応を行う。

ウ 多数遺体の検視については、発見地を管轄する警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。

エ 検視場所、遺体安置場所等を予め定めておくとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

##### (2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（環境エネルギー部、広域消防局）

(ア) 消防機関等は、警察等関係機関と協力して遺体捜索の協力をする。

(イ) 被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。  
また、収容に必要な機材を確保する。

(ウ) 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。

(エ) 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。

(オ) 外国人遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。

(カ) 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。

(キ) 遺体の運搬、棺及び火葬場の不足等遺体の対策に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

(ア) 被害が広範囲にわたり、遺体の捜索、検視及び火葬等に関する他都道府県からの応援が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ他

## 第3章 第18節 遺体の捜索及び対策等の活動

都道府県等への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。

- (イ) 知事は、市長から遺体運搬車の応援に関して要請をされ、かつ必要があると認められるときは、速やかに（公社）長野県トラック協会長に応援要請をする。
- (ウ) 知事は、市長から、棺及び火葬場の不足等遺体対策に関して応援を要請され、かつ必要があると認められるときは、「長野県広域火葬計画」に基づき、他の市町村との連絡調整、他都道府県等への応援要請を行う。
- (エ) 知事は、市長から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の運送等に関して応援を要請され、かつ必要があると認められるときは、信州葬祭業協同組合若しくは全日本葬祭業協同組合連合会に、「災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の運送等の協力に関する協定」に基づき応援を要請する。
- (オ) 遺体の捜索、輸送、収容、埋・火葬等について必要な基準を設けるとともに、市の活動の支援を行う。
- (カ) 検視（検案）における事前準備を以下のとおり行い、被災時は、関係機関に対する適切な指示を行う。
  - a 市、医療機関等関係機関との連携を行う。
  - b 検視場所、遺体安置場所等施設の把握、確保を行う。
  - c 医療機関との連携、検案医師、歯科医師等との協力体制を確保する。
  - d 葬儀業者、遺体安置機材等取扱業者の把握、確保を行う。
  - e 検視に使用する装備資機材の整備を行う。
  - f 多数死体検視要領を策定し、体制の確立と教養訓練を実施する。  
検視実施要領を以下のとおりとする。
    - a 多数遺体の検視に当たっては、一般の遺体観察と同様適正な遺体観察を行う。
    - b 検視は受付順に行い、発見から遺体の引渡しまで、一連の流れがわかる死体発見表を貼付する。
    - c 検視は迅速に行い、身元が明らかで引取人があるときは、速やかに引き渡す。
    - d すべての遺体について写真撮影を行い、必要に応じて指紋、歯型、血液型資料を採取し、身体特徴、着衣、所持品等詳細な記録を行う等、身元確認資料の収集に万全を期す。
- (キ) 身元確認・遺体の引渡しについては以下のとおりとする。
  - a 身元の確認は、遺族等関係者複数に確認させるほか、可能な限り指紋、歯型等による確認を行い、誤りのないよう慎重を期す。
  - b 身元を明らかにすることができない遺体は、当該遺体を引き渡したとしてもその後の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合において、死体取扱規則第5条に基づき、遅滞なく市長にその所持品とともに引き渡す。この場合においては、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添えて行い、遺体及び所持品引取書を徴しておく。
  - c 行方不明者に関する相談窓口を設け、行方不明者の特徴を把握して、身元確認に最大限の努力をする。
- (ク) 外国籍県民等遺体の措置については、以下のとおりとする。
  - a 所轄警察署長は、死者が外国籍県民等であることが判明したときは、死体取扱規則第2条の規定に基づき、遅滞なくその旨を領事機関に通報する。

## 第3章 第18節 遺体の捜索及び対策等の活動

b 遺体の引渡しを受ける遺族等が日本にいない場合は、遅滞なく市長にその所持品等とともに引き渡す。

## ウ 【関係機関が実施する対策】

日本赤十字社松本支所、（一社）市医師会、（一社）市歯科医師会、災害拠点病院等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検視等の対応を行う。

(参考)

組 織	所 在	電 話	備 考
臨床法医病理会	長野市、長野県 医師会内	0 2 6 - 2 2 6 - 3 1 9 1	松本市医師会経 由
警察協力歯科医師会	長野市、長野県 歯科医師会内	0 2 6 - 2 2 7 - 5 7 1 1	松本市歯科医師 会経由
松本市医師会	松本市城西 2 - 5 - 5	3 2 - 1 6 3 1	
松本市歯科医師会	松本市深志 2 - 3 - 2 1	3 3 - 2 3 5 4	

## 第19節 廃棄物の処理活動

### 第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、市民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。被災地におけるごみ・し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援により処理を行うものとする。

### 第2 主な活動

- 1 ごみ・し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は、広域応援による処理を図る。

### 第3 活動の内容

#### 1 ごみ・し尿処理対策

##### (1) 基本方針

市は、被災地における生活衛生を確保するため、迅速な廃棄物の処理活動を行い、県は主として、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等の把握のための活動を行う。

##### (2) 実施計画

###### ア 【市が実施する対策】（環境エネルギー部）

- (ア) 「松本市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理方針や具体的な処理方法を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、対応業務に当たる。
- (イ) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告するものとする。
- (ウ) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて、廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
- (エ) 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じる。
- (オ) 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。
- (カ) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、速やかに仮置場を設け、住民へ周知する。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。
- (キ) 収集にあたっては、再生利用等によるごみの減量を図るため、被災状況に応じ、できる限り平時の分別区分による収集に努める。
- (ク) 被災地の災害廃棄物の処理に要した経費及び廃棄物処理施設の現状復旧に要した経費について、国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに松本地域振興局へ報告する。
- (ケ) 仮設トイレの設置が必要と認められた場合は、（一社）日本建設機械レンタル協会長野支部との「災害時における災害応急資機材のリースに関する協定」に基づき、協力要請を行う。

###### イ 【県が実施する対策】（環境部）

- (ア) 災害発生後、地域振興局を通じて速やかに被災地における災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握のための活動を行う。  
(環境部)

- (イ) 市から、ごみ、し尿の処理に必要な処理業者の手配について要請を受けた場合は、(一社)長野県資源循環保全協会、長野県環境整備事業協同組合との協定に基づき、両団体に対し協力要請を行う。(環境部)
- (ウ) 市から仮設トイレの設置について要請を受けた場合や、設置が必要と認められた場合は、(一社)日本建設機械レンタル協会長野支部との「災害時における災害応急資機材のリースに関する協定」に基づき、協力要請を行う。(危機管理部)

ウ 【市民が実施する対策】

- (ア) 市民は、災害により発生したごみを市が指定した場所に搬入する。
- (イ) 搬入にあたっては、分別区分等市が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力する。
- (ウ) 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の不適切な処理をせず、廃棄物の円滑な処理に協力する。

2 廃棄物処理の応援体制

(1) 基本方針

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況により、市のみでは廃棄物処理が困難と認められるときは、国・県・近隣市町村等へ広域的な支援要請を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】 (環境エネルギー部)

収集・処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づき、県を通じて広域支援要請を行うとともに、応援協定に基づき締結先市町村等から応援を求める。

また、県に対して地方自治法第252条の14に基づく事務委託の要請を行うとともに、廃棄物処理特例地域に指定された場合には、国への処理要請を求める。

イ 【県が実施する対策】 (企画振興部)

市の広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により市、近隣市町村のみでは、廃棄物処理が困難と認められるときは、他の都県等に対して支援を要請する。

## 第20節 社会秩序の維持、物価安定に関する活動

### 第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

### 第2 主な活動

- 1 災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

### 第3 活動の内容

#### 1 社会秩序の維持

##### (1) 基本方針

災害時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

##### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（住民自治局、危機管理部）

(ア) 広報啓発活動の推進

(イ) 防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安定に関する情報提供等の実施

イ 【県が実施する対策】（警察本部）

(ア) 災害に便乗した窃盗事犯の取締り

(イ) 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り

(ウ) 災害に便乗した産業廃棄物の不法処分事犯の取締り

(エ) 災害に便乗したサイバー攻撃に関する情報収集・分析・取締り

(オ) 広報啓発活動の推進

(カ) 防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施

(キ) 避難所等への定期的な巡回

#### 2 物価安定、物資の安定供給

##### (1) 基本方針

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活必需品等の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等が起こるおそれがある。

このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

##### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（産業振興部）

(ア) 買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。

(イ) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に



## 第3章 第20節 社会秩序の維持、物価安定に関する活動

対して協力を要請する。

- (ウ) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (エ) 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (オ) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

## イ 【県が実施する対策】（企画振興部）

- (ア) 物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活必需品等の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等を防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (イ) 調査結果を基に関係機関で対応を協議し輸送ルート確保等在庫不足等の早期解消に向け必要な措置を講じる。
- (ウ) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (エ) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について、必要な情報を提供する。
- (オ) 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

## ウ 【企業等が実施する対策】

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

## エ 【市民が実施する対策】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

## 第21節 危険物施設等応急活動

### 第1 基本方針

風水害等発生時において、危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、地震発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害及び公害の未然防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

### 第2 主な活動

- 1 危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 2 火薬類施設における、火災、爆発の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 3 高圧ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに拡大防止のための応急対策の実施
- 4 液化石油ガス施設による、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策の実施
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 6 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施

### 第3 活動の内容

#### 1 共通事項

##### (1) 基本方針

風水害等発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

##### (2) 実施計画

#### ア 【県、市及び広域消防局が実施する主な対策】

- (ア) 災害時における連絡（県、健康福祉部、広域消防局）  
危険物施設等において災害時における関係機関との連絡体制を確立する。
- (イ) 漏洩量等の把握（県、健康福祉部）  
関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量と、その流出先の把握に努める。
- (ウ) 危険物施設等の管理者等に対する指導（県、健康福祉部、広域消防局）  
危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。
- (エ) 周辺住民への広報の実施（健康福祉部、広域消防局）  
周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保するものとする。

- (オ) 避難誘導の実施（警察本部）  
関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。
  - (カ) 環境汚染状況の把握（県、健康福祉部、広域消防局）  
必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。  
なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。
  - (キ) 人員、機材等の応援要請（県、健康福祉部）  
必要に応じて、他の都道府県・市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。
- イ 【危険物施設等管理者が実施する主な対策】
- (ア) 危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置を講ずるものとする。
  - (イ) 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡するものとする。
  - (ウ) 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

## 2 危険物施設応急対策

### (1) 基本方針

風水害等発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

### (2) 実施計画

#### ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（健康福祉部、広域消防局）

危険物施設の被害状況に関する情報収集に努め、火災、爆発、流出及びそのおそれがあるときは、直ちに広域消防局に通報する。

#### イ 【県が実施する対策】（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

#### ウ 【広域消防局が実施する対策】

- (ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等  
災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、製造所等の使用の一部停止等を命ずる。
- (イ) 災害時における連絡  
危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。
- (ウ) 危険物施設の所有者等に対する指導  
危険物施設の危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の所有者等に対して指導する。

## エ 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

- (7) 危険物施設の緊急使用禁止等
 

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。
- (イ) 危険物施設の緊急点検
 

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握に努める。
- (ロ) 危険物施設における災害防止措置
 

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。
- (エ) 危険物施設における災害時の応急措置等
  - a 応急措置
 

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。
  - b 関係機関への通報
 

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに市、警察等関係機関に通報する。
- (オ) 相互応援の要請
 

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱い事業所に応援を要請する。
- (カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置
 

警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

## 3 火薬類等災害応急対策

## (1) 基本方針

火薬類取扱施設は、風水害により発生する直接的な被害より、むしろ施設の倒壊等による火薬類の流出・紛失などの二次災害の危険性が高い。

このため、災害等において被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

## (2) 実施計画

## ア 【広域消防局が実施する対策】

関係機関と連携協力し、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入りを禁止する。また、移動可能な火薬類の他施設への移動について、火薬類施設管理者に対し要請する。

## イ 【県が実施する対策】

## (ア) 産業労働部が実施する対策

火薬類取扱施設の管理者等に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。

- a 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す場合には、見張り人を付け、関係者以外の者が近づけないようにすること。
- b 搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水

槽等に沈めること。

- c 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあつては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は、総て立入禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を避難させること。

(イ) 警察本部が実施する対策

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。

#### 4 高圧ガス施設応急対策

##### (1) 基本方針

高圧ガス製造施設等については、災害時における火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

風水害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

また、高圧ガス製造施設等が使用不能となった場合は、被災地域外の系列（関連）事業者からガス種別ごとに供給を受けることになっている。

事業者間をわたる協力（供給）体制が取れるよう長野県高圧ガス団体協議会が中心となり、その対策を整備する必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（危機管理部、広域消防局）

(ア) 警察及び消防機関に直ちにその旨を通報すること。

(イ) 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、初期消火に努める。

(ウ) 災害時にはその状況に応じ、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向を考慮し、人命の安全を図る。

(エ) 状況に応じ、地域防災協議会の指定した防災事業所（資料編、資料19参照）に応援要請をする。

###### イ 【県が実施する対策】

(ア) 産業労働部が実施する計画

a 高圧ガス関係事業所に対し、次の応急対策の確立について指導徹底を図る。

(a) 施設の保安管理者は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察及び消防機関に直ちにその旨を通報すること。

(b) 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとること。

(c) 製造作業を実施し、設備内のガスを安全な場所に移し、また放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させること。

(d) 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移すこと。

(e) 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合に

は、状況を的確に把握し、火災の防止の初期消火に努めること。

(f) 災害時には、その状況に応じ、従業員、周辺住民にたいして火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向を考慮し、人命の安全を図ること。

(g) 状況に応じ、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。（資料編、資料19参照）

b 高圧ガス運送者に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。

(a) 状況に応じ、車両を安全な場所に移動させるとともに、付近の火気を管理すること。

(b) 輸送している容器が危険な状態になったときには、付近の人を安全な場所へ退避させること。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所へ退避させること。

(c) 長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。（長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所：資料編、資料19参照）

(イ) 警察本部が実施する対策

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入を禁止する。

また、移動可能な容器等を他の施設に移動するよう、関係者等に要請する。

ウ 【広域消防局が実施する対策】

(ア) 災害発生地を管轄する署所及び消防局担当者は、災害規模が大きく、被害が発生すると思われる場合は、現場指揮本部を設置する。

(イ) 関係者等よりの情報収集により、災害規模並びに被害状況を把握し、現場指揮者は消防活動方針を決定する。

(ウ) 火災警報区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制或いは禁止をさせ、住民・車両等の立入制限を実施する。

## 5 液化石油ガス施設応急対策

### (1) 基本方針

地震発生時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、（一社）長野県LPガス協会に要請されているが、大規模地震発生時においては他地区からの応援体制、冬期（特に積雪時）の特別体制等、より効果的な体制で活動する必要がある。

### (2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】

（危機管理部、産業振興部、広域消防局）

(ア) 被災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について、県を経由して長野県エルピーガス協会に依頼する。

(イ) 被災家庭、避難場所等に対する、迅速な設備の復旧及び臨時供給について関係機関に依頼する。

(ウ) 避難場所等で使用するコンロ、ボンベ等の確保に努める。

(エ) 仮設住宅等の臨時供給体制を確保する。

イ 【県が実施する対策】（産業労働部）

(ア) 液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施（特に、病

院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施)と、冬期(特に積雪期)の困難な条件に対応できる特別体制の実施について、(一社)長野県LPガス協会に要請する。

- (イ) 容器の流出等のおそれのある容器置場や供給設備については、消防署等の指導のもとで、容器の搬出又は流出防止措置をとるよう、(一社)長野県LPガス協会に要請する。
  - (ロ) 発災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配するよう、(一社)長野県LPガス協会に要請する。
  - (ハ) 必要に応じて、県外からの液化石油ガス等の緊急輸送について手配するとともに、受入窓口となるよう、(一社)長野県LPガス協会に要請する。
  - (ニ) 被災家庭及び避難所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給について、(一社)長野県LPガス協会に要請する。
  - (ホ) 避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベの調達について、(一社)長野県LPガス協会に要請するとともに、地域振興局・市を通じて量販店等の在庫を確認し、確保に努める。
  - (ヘ) 仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給について、他支部及び他県の応援を含めた対応を、(一社)長野県LPガス協会に要請する。
  - (ヘ) 救援活動により持ち込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄又は放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知について、(一社)長野県LPガス協会に要請するとともに、消費者広報に努める。
- ウ 【広域消防局が実施する対策】
- (ア) 延焼の恐れがある液化石油ガス一般消費設備について、容器の回収等に努めるよう、住民、関係機関に指導する。
  - (イ) 火災警報区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制或いは禁止をさせ、住民・車両等の立入り制限を実施する。
  - (ロ) 臨時的、仮設的供給施設等の火災予防広報及び指導を徹底する。

## 6 毒物・劇物保管貯蔵施設緊急対策

### (1) 基本方針

毒物及び劇物を取扱う者は、毒劇物等保管貯蔵施設等が地震等により被害を受け、毒劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を保健所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

また、県は、事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等の速やかな供給を行う。

### (2) 実施計画

#### ア 【市及び広域消防局が実施する対策】

(危機管理部、健康福祉部、上下水道局、広域消防局)

- (ア) 飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し又は地下に浸透した毒劇物等の種類数量等を確認する。
- (イ) 毒劇物等による汚染区域の拡大防止措置、危険区域の設定及び立入禁止、避難誘導等の措置を行う。
- (ロ) 周辺住民に緊急避難、広報活動を行う。
- (ハ) 飲料水汚染のある場合は、下流の水道取水地区担当機関及び水道使用者、

井戸水使用者等への通報を行う。

- (カ) 事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等の速やかな供給を行うために、必要とする処理剤を県に要請する。
- (カ) 風向を考慮し消防警戒区域及び毒劇物等危険区域を設定し、必要により住民・車両等の立入り制限或いは避難について指導する。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し又は地下に浸透した毒物・劇物の種類、数量等を確認する。 (健康福祉部)
- (イ) 警察署、消防機関と連携して、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止に必要な措置、危険区域の設定、立入禁止の措置及び中毒防止方法の広報を行う。 (健康福祉部)
- (ウ) 飲料水汚染のおそれがある場合、市等へ連絡する。 (環境部)
- (エ) 中和剤、吸収剤の速やかな供給を図る。 (健康福祉部)
- (オ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。 (警察本部)

ウ 【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

- (ア) 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。
- (イ) 毒劇物等の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

7 放射性物質使用施設応急対策

(1) 基本方針

風水害等発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生又は発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】

(危機管理部、健康福祉部、広域消防局)

- (ア) 汚染のおそれのある区域住民の避難、誘導並びに立入禁止措置を実施する。
- (イ) 緊急避難場所等の広報活動を実施する。
- (ウ) 放射性物質の汚染範囲等の特定のため測定を実施する。

イ 【県が実施する対策】 (警察本部)

関係機関と連携し、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、立入止区域を設定し、人、車両の立入を禁止する。

ウ 【広域消防局が実施する対策】

放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼のおそれがある場合は関係機関、放射線同位元素使用者等と連携し、放射線測定器、放射線防護服等を装備し、人命救助、消火又は延焼防止活動を行う。

エ 【放射線同位元素使用者が実施する対策】

放射線同位元素使用者等は、当該使用施設が地震等により被害を受け、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施する。

- (ア) 放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、人命救助、消火又は延焼の防止に努め施設従業員等の避難誘導を



するとともに、直ちに消防機関等に通報する。

- (イ) 放射線障害の危険のある地域（放射線量1ミリシーベルト毎時を越えるおそれがある区域）内にいる者及び付近にいるものに避難するよう警告する。
- (ウ) 放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難をさせる等緊急の措置をとる。
- (エ) 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。
- (オ) 放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周辺には、ロープ等による明示、標識等をかけ、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入を禁止する。
- (カ) 事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置を行う。

## 8 石綿使用建築物等応急対策

### (1) 基本方針

大規模災害時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を石綿含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て実施し、周辺住民の安全を確保する。

### (2) 実施計画

#### 【市が実施する対策】

ア 被災建築物に関する情報を把握し、石綿が使用されている可能性のある建築物等を対象に、石綿露出状況調査の実施地域を選定する。

（建設部、環境エネルギー部）

イ 被災建築物の石綿露出状況調査に必要となる、石綿含有建材に関する知識を有する技術者の人数と日数から、調査を実施する建築物等を決定して、被災建築物の石綿露出状況を調査する。

（建設部、環境エネルギー部）

ウ 調査の結果、石綿の露出や飛散のおそれがある状況が確認された場合は、建築物等の所有者又は管理者に、該当建築物への立入制限や飛散防止対策等の応急措置を要請する。

（建設部、環境エネルギー部）

エ 所有者等による応急措置が困難な場合は、所有者等からの依頼を得て、対象建物周辺の立入制限措置等の応急措置を実施する。

（建設部、環境エネルギー部）

オ 損壊した建築物の周囲など粉じんの多い場所での防じんマスクの着用徹底及び正しい着用方法について周知する。

（環境エネルギー部）

カ 必要に応じてアスベストが飛散している恐れのある場所について大気中のアスベスト調査を実施し、周辺住民等に対し情報提供を行う。

（環境エネルギー部）

キ 環境省が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の徹底を事業者に対し指導を行う。

（環境エネルギー部）

#### 【県が実施する対策】

ア 災害時の応援協定に基づき、協定締結団体に対し調査に要する技術者の派遣を要請する。

（環境部）

イ 損壊した建築物の周囲など粉じんの多い場所での防じんマスクの着用徹底及び正しい着用方法について周知する。

（環境部）

## 第2節 電気施設応急活動

### 第1 基本方針

電気は、欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- 早期復旧による迅速な供給再開
- 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止を重点に応急対策を推進する。

### 第2 主な活動

- 1 職員、電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧体制を確立する。
- 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努めるとともに、必要に応じて節電の呼びかけを行う。

### 第3 活動の内容

- 1 応急復旧体制の確立
  - (1) 基本方針  
被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連会社との連携により、早期復旧体制を確立する。
  - (2) 実施計画
    - 【関係機関が実施する対策】（電気事業者）
    - ア 電力関係各社が実施する対策
      - (ア) 計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行う。
      - (イ) 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立する。
      - (ウ) 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立する。
    - イ 県企業局が実施する対策
      - (ア) 計画に基づいて職員を招集し、直ちに臨時点検を実施して被害状況と安全性を確認する。
      - (イ) 供給先の電力会社と連携し、復旧体制を確立する。
- 2 迅速な応急復旧活動
  - (1) 基本方針  
復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。
  - (2) 実施計画
    - ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、総務部）  
電気事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続きを早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して、他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事が輻輳しないよう調整する。
    - イ 【関係機関が実施する対策】（電気事業者）
      - (ア) 電力会社が実施する対策
        - a 市、県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要

性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。また、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

- b 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達する。
- c 資機材の輸送については、自社及び請負業者を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保する。
- d 応急工事にあたっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案し、迅速、的確に行う。  
また、緊急復旧を必要とする場合、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行う。
- e 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。

(イ) 県が実施する対策

- a 大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況の確認を行うものとする。その上で、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。また、国〔経済産業省〕、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するものとする。
- b 電気事業者が実施する道路区域内の応急工事については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻輳しないよう調整する。(建設部)

(ウ) 県企業局が実施する対策

工作物倒壊、崩落等のため送電することが危険であり、また事故を誘発する恐れがある場合は、直ちに送電を停止し、関係機関に連絡するとともに必要な措置を講じ、送電再開に際しては、電力会社と密接な連絡をとりながら行う。

### 3 二次災害防止及び節電

(1) 基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

また、発電所等の被災により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、節電の呼びかけを行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】 (危機管理部、建設部)

県及び電力会社からの要請に基づき、市の防災行政無線により、住民に対する広報活動を行う。

イ 【県が実施する対策】 (危機管理部・環境部)

(ア) 電力会社からの報告により、停電地域の実態を把握し、市へ情報提供を行う。

(イ) 電力会社と連携を密にし、広報に関する指導及び調整を行う。

(ウ) 電力会社からの報告により、需要量に対して十分電力が供給できない見

込みの場合には、市、電力会社と協力して節電の呼びかけを行う。

ウ 【関係機関が実施する対策】（電力会社）

- (ア) 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努めるものとする。
- a 停電による社会不安除去に関する事項
    - ・ 停電の区域
    - ・ 復旧の見通し
  - b 感電等の事故防止に関する事項
    - ・ 垂れ下がった電線に触れないこと。
    - ・ 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと。
  - c 送電再開時の火災予防に関する事項
    - ・ 電熱器具等の開放確認
    - ・ ガスの漏洩確認
- (イ) 広報にあたっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対する協力要請や、有線放送、防災無線を活用する等、市民に対する周知徹底に努める。
- (ウ) 需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、速やかに、県及び市へ情報提供するとともに、節電の協力要請を行う。

## 第23節 都市ガス施設応急活動

### 第1 基本方針

ガス漏洩による火災・爆発・生ガス中毒の二次災害防止により住民の安全を確保する。速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開をめざし、公共施設としての機能を維持する。

また、被害が大規模な場合、当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他都市ガス事業者へ応援を依頼した場合の受入体制を整備する。

### 第2 主な活動

- 1 巡回点検及び各種情報収集から被害の規模を早期に把握する。その上で、復旧計画を策定し、応急復旧活動を行う。
- 2 復旧にあたっては、病院、避難所である学校その他の公共機関を優先して復旧するとともに、仮設住宅への臨時供給を迅速に実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 都市ガス施設応急復旧対策

##### (1) 基本方針

ガス施設の巡回点検を重要地点から行うとともに、各種情報の収集を迅速に行い、被害の規模を早期に把握する。

被害が大きい地域にあつては、製造所、供給所、整圧所及び導管に設置してある遮断弁を利用して全域又は一部区域（ブロック）のガス供給を停止した後、工事店の協力を得て応急復旧活動を行う。

当該都市ガス事業者だけでは復旧できないと判断した時は、直ちに他都市ガス事業者に応援を要請する。

復旧対策に関して、住民及び関係機関への広報に努める。

##### (2) 実施計画

##### ア 【市が実施する対策】（建設部）

###### (ア) 市道の被害状況の把握

(イ) 掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し、2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が混雑しないための調整の実施

###### (ウ) 市民への広報活動

##### イ 【県が実施する対策】（建設部）

都市ガス事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続きを早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して、他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻湊しないための調整の実施

##### ウ 【都市ガス事業者が実施する対策】

###### (ア) ガス施設の点検、損傷箇所の早期発見及び緊急措置

(イ) 二次災害の発生するおそれのある場合は、市民の避難等の措置

###### (ウ) 復旧人員の確保

###### (エ) 復旧資機材の確保

(オ) 受入れ側にあつては、応援都市ガス事業者の受入体制の整備、又、応援側にあつては、適時、適切な応援体制

(カ) 復旧状況、ガス使用上の注意等必要な事項を住民及び関係機関への広報

## エ 【市民が実施する対策】

ガス施設損壊の発見又はガス臭を感知した際には通報する。

## 2 都市ガス施設応急供給計画

## (1) 基本方針

復旧にあたっては、病院、避難所等重要施設の早期復旧を考慮するとともに、ブロック毎に応急復旧活動を実施し、工事完了ブロックから順次供給を再開する。また、可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、早期の供給再開に努める。

## (2) 実施計画

## ア 【都市ガス事業者が実施する対策】

復旧優先順位を定める等復旧計画の立案及び応急供給工事の実施

## 第24節 上水道施設応急活動

### 第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは市民生活に重大な影響を与えるため、水道施設の応急復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水の各施設の機能回復を早期に図る。

### 第2 主な活動

応急給水活動に必要な飲料水等を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 上水道施設応急復旧対策

##### (1) 基本方針

復旧作業については、直営工事によるほか関係団体等の協力を得て、復旧工事を行う。

なお、大規模な災害においては、他市町村からの応援等により、復旧要員、資機材及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。

##### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】

「上下水道局」

##### (ア) 被害状況の把握を行いながら、施設の復旧活動を直ちに開始する。

- a 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。
- b 復旧体制の確立を行う。
- c 復旧要員の確保及び資材の調達を行う。
- d 市民への広報活動を行う。
- e 指定工事店等との調整を行う。

##### (イ) 応急復旧の応援要請

災害が広範囲におよび独自の体制のみでは応急復旧が困難であると判断された場合は、直ちに関係機関及び団体等に応援を要請する。

「建設部」

水道事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続きを早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での二者以上の工事については工事現場が混乱しないように調整する。

#### イ 【松本市水道事業協同組合が実施する対策】

上下水道局の施設の応急復旧要請に対し、積極的に応ずる。

#### ウ 【県が実施する対策】

被災の状況により、他都道府県への応援要請を行う。

また、他都道府県が被災し、本県からの応援が必要と認められる場合は、応援活動を行う。

##### (ア) 環境部が実施する対策

- a 水道事業者に対し、応急復旧工事等について指導を行う。
- b 被災状況の把握を行う。
- c 応援要請に対しては、相互応援要綱等に基づき調整を行う。

## (イ) 建設部が実施する対策

水道事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻湊しないよう調整する。

## エ 【水道事業者等が実施する対策】

## (ア) 県企業局が実施する対策

- a 「大規模地震時の初動マニュアル」により、水道施設の点検・操作、被害状況の把握を行う。
- b 長野県営水道指定給水装置工事事業者等者へ「県営水道指定給水装置工事事業者の指定及び給水装置工事の施行に関する要綱」により協力を依頼するとともに、工事の発注を行う。
- c 本復旧に時間を要する地区については、必要に応じて優先順位を定め、仮配管から配水を行う。
- d 市と協力して、住民に対し飲料水の供給等に関する広報活動を行う。
- e 停電により水道施設の機能維持が困難となった場合、予備電源への切替、燃料の調達、「災害時等の災害対応資機材のリースに関する協定」に基づく資機材の調達、停電回復見込みの情報収集等により、施設の機能維持に努めるものとする。



## 第25節 下水道施設応急活動

### 第1 基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、市民が安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害等の災害時においてもライフラインとしてのその機能の応急的な確保に努める必要がある。

このため、風水害による被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、その情報に基づき所要の体制を整備する。また、関係機関の協力を得て応急復旧作業に着手する。

### 第2 主な活動

- 1 情報の収集、連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

### 第3 活動の内容

#### 1 情報の収集連絡被害規模の把握

##### (1) 基本方針

ア 市内全般にわたる下水道施設について、その被害状況を早期かつ的確に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

イ 災害応急対策に着手するため、上下水道局災害応急対策職員行動マニュアル・下水道事業業務継続計画（BCP）等に定める必要な活動体制をとる。

##### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（上下水道局）

(ア) 被害状況等の情報を速やかに収集する。

(イ) 下水道施設台帳等（管路施設、処理場施設）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設等）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

(イ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

#### 2 応急対策の実施体制

##### (1) 基本方針

上下水道局災害応急対策職員行動マニュアル・下水道事業業務継続計画（BCP）に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講ずる。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する対策】（上下水道局）

- (ア) 上下水道局災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (イ) 必要に応じて各班の設置
- (ウ) 各班は事務分掌に基づき必要事項の活動を行う。
- (エ) 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講ずる。
- (オ) 具体的活動は上下水道局災害応急対策職員行動マニュアル・下水道事業業務継続計画（BCP）等に従って行う。

## イ 【県が実施する対策】（環境部）

- (ア) 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制をとる。
- (イ) 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講ずる。
- (ウ) 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を考慮して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

## 3 応急対策の実施

## (1) 基本方針

下水道は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、備蓄してある応急資機材の活用を図る他、必要に応じて県及び市、関係団体等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置をとる。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する対策】（上下水道局、建設部）

- (ア) 管路
  - a 管路、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い排水機能の回復に努める。  
また、停電によりマンホールポンプ場の機能が停止した場合、発電機によって、排水機能の回復に努める。
  - b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し必要な措置を講ずる。
- (イ) 処理場
  - a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電設備によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。
  - b 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
  - c 処理場での下水処理機能が麻痺した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。
  - d 長期停電が見込まれる場合は、自家発電設備の燃料を手配する。（優先協定）

## イ 【県が実施する対策】（環境部）

## (7) 管渠

- a 管渠、マンホール内部の土砂の浸漬、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。
- b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

## (イ) 処理場

- a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電設備によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。
- b 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
- c 処理場での下水処理機能が麻痺した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。

## ウ 【関係機関が実施する対策】

下水道の建設、維持管理に携わる業者は、下水道管理者の依頼に応じて、緊急調査、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力する。

## エ 【市民が実施する対策】

下水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。

## 第26節 通信・放送施設応急活動

### 第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として、非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。これらの確保を図るため各機関必要な対策計画を定める。

### 第2 主な取組み

- 1 市は、防災行政無線通信施設の復旧活動・疎通維持を行う。
- 2 県は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持及び臨時回線の開設を行う。
- 3 電気通信事業者は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信確保を行う。
- 4 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。
- 5 警察機関は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。

### 第3 計画の内容

#### 1 市防災行政無線通信の応急活動

##### (1) 基本方針

被害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、市民、行政及び防災関係機関との通信回線の確保にあたる。

##### (2) 実施計画

###### ア 【市が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- (イ) 通信施設が被災した場合には、職員と保守業者により復旧活動を行い、通信の確保にあたる。
- (ウ) 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- (エ) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- (オ) 災害時用通信手段なども使用不能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。

###### イ 【県が実施する対策】

- (ア) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。  
(危機管理部、総務部、建設部)
- (イ) 通信施設が被災した場合には、県職員と業者により復旧活動を行うほか、可搬多重無線装置等による臨時無線回線を開設し通信の確保に当たる。  
(危機管理部、総務部、建設部)
- (ウ) 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。  
(危機管理部、総務部、建設部)
- (エ) 通信の輻湊が発生し、情報収集・伝達に支障が発生した場合には、通信の統制を行い、利用可能な電話機を制限し重要通信を確保する。

(危機管理部)

## 2 県防災行政無線通信の応急活動

## (1) 基本方針

災害情報等の収集伝達が円滑にできるよう通信を維持するとともに、通信施設に災害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、市及び防災関係機関との通信回線の確保にあたる。

## (2) 実施計画

## ア 【県が実施する対策】

- (ア) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。 (危機管理部、総務部、建設部)
- (イ) 通信施設が被災した場合には、県職員と保守業者により復旧活動を行うほか可搬多重無線装置等による臨時無線回線を開設し通信の確保にあたる。 (企画振興部、危機管理部、建設部)
- (ウ) 停電が発生し、通信施設への復電までの長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。 (企画振興部、危機管理部、総務部、建設部)
- (エ) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図るものとする。
- (オ) 災害時用通信手段なども使用不能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼するものとする。

## 3 電気通信施設の応急活動

## (1) 基本方針

通信確保の基本方針

ア 被災地の通信確保を図るために、災害対策規定に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。

イ 避難場所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置等を行う。

## (2) 実施計画

## ア 【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画】

- (ア) 緊急通話、重要通話の確保
  - a 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努める。
  - b 重要通信確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。
  - c 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じる。
- (イ) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置
 

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。
- (ウ) 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置
 

避難所等への無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置に努める。
- (エ) 携帯電話等の貸出し
 

避難所等における通信確保のため、市に対する携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージャ）、衛星携帯電話等の貸出しに努める。
- (オ) 災害用伝言ダイヤルの提供
 

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報提供を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供する。

## (カ) 情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況および通信の被災と復旧状況の情報提供に努める。

## 4 放送施設の応急活動

## (1) 基本方針

風水害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

## (2) 実施計画

## ア 【日本放送協会が実施する対策】

## (ア) 放送設備

空中線、給電線、放送機、電源等の各箇所への被害については、必要に応じて応急措置を講ずる。

## (イ) 会館設備

a 演奏設備が回復不能と判断される場合は、放送所等から直接放送を行う。

- (a) 非常用放送施設の開設運用
- (b) 非常持ち出し機材・書類の搬出及び保管
- (c) 必要機材の借用・調達（工事要員を含む）
- (d) 連絡系統の確保、非常通信の利用
- (e) 施設の応急対策
- (f) その他、電波確保に必要な事項

## b 局間連絡系統開設順位

各放送局相互間の連絡にあたっては、原則として次の順位により単独に使用し又は併用する。

- (a) 加入電話
- (b) NHKの基地局、陸上移動局、簡易無線局
- (c) NTT専用線（試験打合、専用線の借用）
- (d) 放送回線
- (e) アマチュア無線局
- (f) 非常通信協議会加盟通信網
- (g) 長野県防災行政無線電話通信網
- (h) 非常通信協議会に加盟しない他の官公署公社通信網
- (i) 放送電波

## (ウ) 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講ずる。

- a 常設、臨時掲示板による情報提供
- b サービスカーの派遣、避難所等へのラジオ・テレビの取付け
- c 受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設

## イ 【信越放送株式会社が実施する対策】

## (ア) 復旧の優先順位

- a ラジオ演奏所と放送中継網を含めたラジオ送信体制の確保
- b テレビ演奏所と放送中継網を含めた親局送信体制（11CH）確保
- c サテライト局の復旧
- d 連絡通信網の確保

## (イ) ラジオ対策

- a ラジオマスター関係完全マヒの場合

使用可能なスタジオ又は中継用設備を使用して送出する。

- b 送信所が完全マヒの場合（回復不可能）
  - (a) 応急用代替設備をセットして放送を行う。
  - (b) 伊那ラジオ又は佐久ラジオ送信所の送信機の1台を移管し、松本局常設の非常用アンテナを仮設する。
- c 放送中継網の確保
 

本社から各中継局への中継回線が有線、無線とも障害になった場合、放送用陸上移動局にて対応する。
- (ウ) テレビ対策
  - a 親局（美ヶ原送信所）対策
 

11CH確保を前提に応急対策を講ずる。送信所が全滅の場合には放送が不可能となる。
  - b 本社（中継車を含む）が全滅の場合
 

NTT～美ヶ原間にFPUをセットし、ネット受けに対応する。
  - c テレビマスター関係完全マヒ
 

使用可能なスタジオまたは中継車を使用して送出する。
  - d 放送中継網の確保
    - (a) NTT～本社間の回線障害の対策
      - ・ キー局の放送波受信により対応する。
      - ・ NTT～本社間にFPUをセットし対応する。
      - ・ 中継映像素材などの各局への送り出しはSNGにより対応する。
    - (b) STL回線障害の対策
      - ・ NTT～本社間にFPUをセットし対応する。
- ウ 【株式会社長野放送が実施する対策】
  - (ア) 本社演奏所設備が被災した場合
    - a 商用電力が断たれた場合、非常用発電機（500KVA）で電力供給を図る。非常用発電機も故障の場合は、中継車の発電機（20KVA）から主調整室に応急に接続して、放送に必要な最小限の機器に電力を供給する。
    - b 本社～送信所間のSTL回線が故障した場合は、中継用のFPUを応急に使用する。
    - c 主調整室が機能停止となった場合は、中継車に送出機能を移し放送を確保する。
    - d NTT～演奏所間の同軸ケーブル（光ケーブル）が断線となった場合は、最寄りのNTT無線中継所からFPUにより臨時回線を設営し、ネット番組の放送を確保する。
  - (イ) 送信所が被災した場合
    - a 商用電力が断たれた場合は、非常用発電機（150KVA 現用予備2台）で電力供給を図る。
    - b 現用（10KW）の送信系が故障の場合は、予備（1KW）の送信系に切り替え放送を確保する。
    - c 現用の空中線系が故障の場合は、予備の空中線系に切り替え放送を確保する。
- エ 【株式会社テレビ信州が実施する対策】
  - (ア) 演奏所（放送センター・長野）が被災した場合は、通行可能な機器と臨時の機器を併用して放送の継続を図る。また、完全に機能を失った場合は、

日本テレビと美ヶ原送信所をSNGまたはFPUで結び放送を確保する。

- (イ) 美ヶ原送信所が被災し、送信機が運用できなくなった場合に備えて、予備送信所を検討する。
- (ウ) 中継局が被災した場合は、その状況を把握するとともに、復旧に向向する。なお、複数の中継局が被災した場合は、基幹局の復旧を優先する。

オ 【長野朝日放送株式会社が実施する対策】

放送施設の被害を優先的に復旧するとともに、放送の継続および行政当局の要請による広報活動に協力する。

- (ア) 本社演奏所が被災した場合は、運転可能な機械の能力に応じて放送を実施する。完全に機能を失った場合は、本社の隣接や他の支社に臨時の演奏所を開設し、衛星通信車載局と中継車を利用して放送の確保に努める。
- (イ) 送信所が被災し、放送機が運用できない場合には小型非常用送信機を送信所に配備し、放送の確保に努める。完全に機能を失った場合は、本社と中継局を直接FPUで結び、可能な限りの放送を確保する。
- (ウ) 中継局が被災した場合は、その状況の確認と復旧活動を行う。
- (エ) 電力の供給が断たれた場合は、本社および送信所・中継局は非常用の自家発電装置などにより電力を確保する。
- (オ) その他必要な措置は、非常災害対策要領による。

カ 【長野エフエム放送株式会社が実施する対策】

放送施設が被災した場合は、要員の確保および放送の確保を最優先し、下記により、早急な復旧を図る。

- (ア) 演奏所設備の被災、およびSTL設備が被災し放送不能の場合、美ヶ原送信所が正常であれば、長野支社より代替え送出準備及び仮設STLにより復旧する。また、被災の状況によっては送信所において、JFN加盟社のFM電波を受信し直接中継する。
- (イ) 送信所設備が被災の場合  
放送機の場合は、予備放送機に切り替え対処し、送信空中線系は2条給電に改修し、冗長性の改善を図る。また、可搬型非常用送信機により部分的なサービスを行う。
- (ウ) FM中継局が被災した場合  
可搬型非常用FMサテライト設置により速やかに復旧する。
- (エ) 市との協定に基づき、市民に対して的確な情報を伝達する手段として、災害地域を対象とした臨時災害放送局の開設を支援する。

キ 【テレビ松本ケーブルビジョンが実施する対策】

- (ア) 市内各地が被災した場合は、予備ケーブル、予備機器を利用して応急復旧措置にあたる。
- (イ) 電力の供給が断たれた場合は、バッテリー式の電源で可能な限り電力を供給する。バッテリーが切れた場合は、発電機で対応する。
- (ウ) 市との協定に基づき、市民に対して的確な情報を伝達する手段として、災害地域を対象とした臨時災害放送局の開設を支援する。

5 警察通信施設の応急活動

(1) 基本方針

損傷した通信施設および利用可能な通信施設の状況を迅速に把握し、通信手段の早期確保、応急復旧対策の的確な対応を実施する。



## (2) 実施計画

## ア 【警察本部が実施する計画】

通信施設が被災した場合、被災状況や警察活動の状況により、次の応急対策を実施する。

- (ア) 災害警備本部の開設
- (イ) 臨時中継所の開設
- (ウ) 臨時基地局の開設
- (エ) 衛星通信回線の開設
- (オ) 衛星通信車及び応急通信対策車の支援要請
- (カ) 応急用資機材の支援要請
- (キ) 有線応急架設による応急回線の開設
- (ク) 本部代替施設の開設

## 第27節 鉄道施設応急活動

### 第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市、県及び関係機関は密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を確立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規定等定めるところにより対策本部を設置し、非常出動体制を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。

さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。

### 第2 主な活動

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、災害時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

### 第3 活動の方針

#### 1 基本方針

##### ア 市・県

道路との交差点においては、鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る。

また、道路内には、色々なライフラインが地下埋設されていることから、道路を掘削する場合には、他の占用埋設物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷の防止を図る。

同一箇所での二者以上の応急活動がある場合には、工事現場が幅狭しないよう必要に応じ調整する。

##### イ 東日本旅客鉄道株式会社

鉄道施設を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧につとめ、輸送の確保を図り、その社会的使命を発揮しようよう、線路、施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施設を樹立するとともに、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずる。

##### ウ 東海旅客鉄道株式会社

(ア) 部内規程の定めるところにより、危険防止措置を講ずる。

(イ) 部内規程等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を樹立し迅速に対処する。

(ウ) 災害時の緊急出動は、部内規定の定める非常召集計画による。

(エ) 鉄道復旧に必要な資機及び車両の確保を図るため、常に生産者、工事業者等の在庫量の確認を行うとともに、その確保に努める。

##### エ アルピコ交通株式会社

災害が発生したときは、災害復旧心得に基づき、併発防止をしつつ、人命の救助を最優先とし、被害を早期に復旧し輸送の再開を図る。

オ 北陸信越運輸局

- (ア) 鉄道の被害状況を把握するとともに、鉄道事業者に対して早期復旧の要請を行う。
- (イ) 被災鉄道等の早期復旧のため、「鉄道等の災害復旧に係る事業間連携に関する地方連絡調整会議」等を通じて、鉄道事業者及び道路や河川等の関連する事業を施行する者が、相互に連携・協力するよう調整する。

2 実施計画

ア 【市及び県の実施する対策】（危機管理部、交通部、建設部）

- (ア) 県は、特に道路との交差部の被害状況を早急に把握し、これに対し鉄道施設管理者は、市及び県に協力する。
- (イ) 鉄道施設管理者が、道路区域内で応急活動をする場合は、道路管理者に協議のうえ、応急活動に入るものとし、掘削工事を伴う場合は、道路管理者は他の占用物件の情報を提供するとともに、2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が幅輻しないよう調整する。

イ 【東日本旅客鉄道株式会社が実施する対策】

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行い得るよう、これに必要な措置等を定めておく。

(ウ) 被害状況の把握

東日本旅客鉄道(株)管内で震度6弱以上の地震が発生した場合等被害が甚大で、かつ広域に及ぶときは、被害状況の早期把握ができるよう、情報連絡拠点及び救助中継基地を指定し、この拠点を介して周辺の被害状況、救助要員の参集状況等を把握する方法を定めておく。

(エ) 旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。

(オ) 水防、消防及び救助に関する措置

- a 出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。
- b 東日本旅客鉄道(株)管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社災害対策本部の指示に基づき、非被災支社から被災支社の救助中継基地等に救助要員を派遣する。

(カ) 建設機材の現況の把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について、定めておく。

(キ) 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。

(ク) 災害復旧

a 災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることの

ないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。

b 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに本復旧計画をたて、これを実施する。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

ウ 【東海旅客鉄道株式会社が実施する対策】

(ア) 危険防止措置

- a 地震を感知した場合、乗務員は危険な場所を避け、運転を一時停止する。
- b 駅長は、その震度に応じて各列車に一時停止、徐行運転等の必要な措置をとる。
- c 保守担当区長は、線路及びその周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施し、列車運転の可否を決定する。

(イ) 応急体制の樹立

部内規程の定めるところにより、対策本部、現地に復旧本部を設置し、応急対策の推進を図る。

(ウ) 災害時の動員体制

非常呼び出し体制をとり、社員の召集を行う。

エ 【アルピコ交通株式会社が実施する対策】

(ア) 災害が発生したときは、状況により、対策本部、復旧本部を開設する。

区 分	本 社	現 場
・ 重大事故が発生したとき ・ 本線が5時間以上不通の見込みのとき	対策本部	復旧本部

(イ) 対策本部

事故の復旧、動員、救援の計画及び応急対策並びに広報事務、その他の処理

(ウ) 復旧本部

事故現場における死傷者の救出、応急救護、応急処置、復旧計画並びに復旧、事故原因調査及び状況の連絡、その他の措置

(エ) 運転指令は、地震が発生して列車運転が危険と判断したときは、直ちに列車無線により、停止手配を指令し、その処置をとる。

- a 停止した列車の位置把握と被害状況の確認
- b 震度4の場合、15m/時以下の注意運転、震度5弱以上は運転中止

(オ) 災害復旧にあたっては、早期復旧に全力を尽くし、危険箇所の点検後、安全を十分確認した後、運転を再開する。

オ 【北陸信越運輸局が実施する対策】

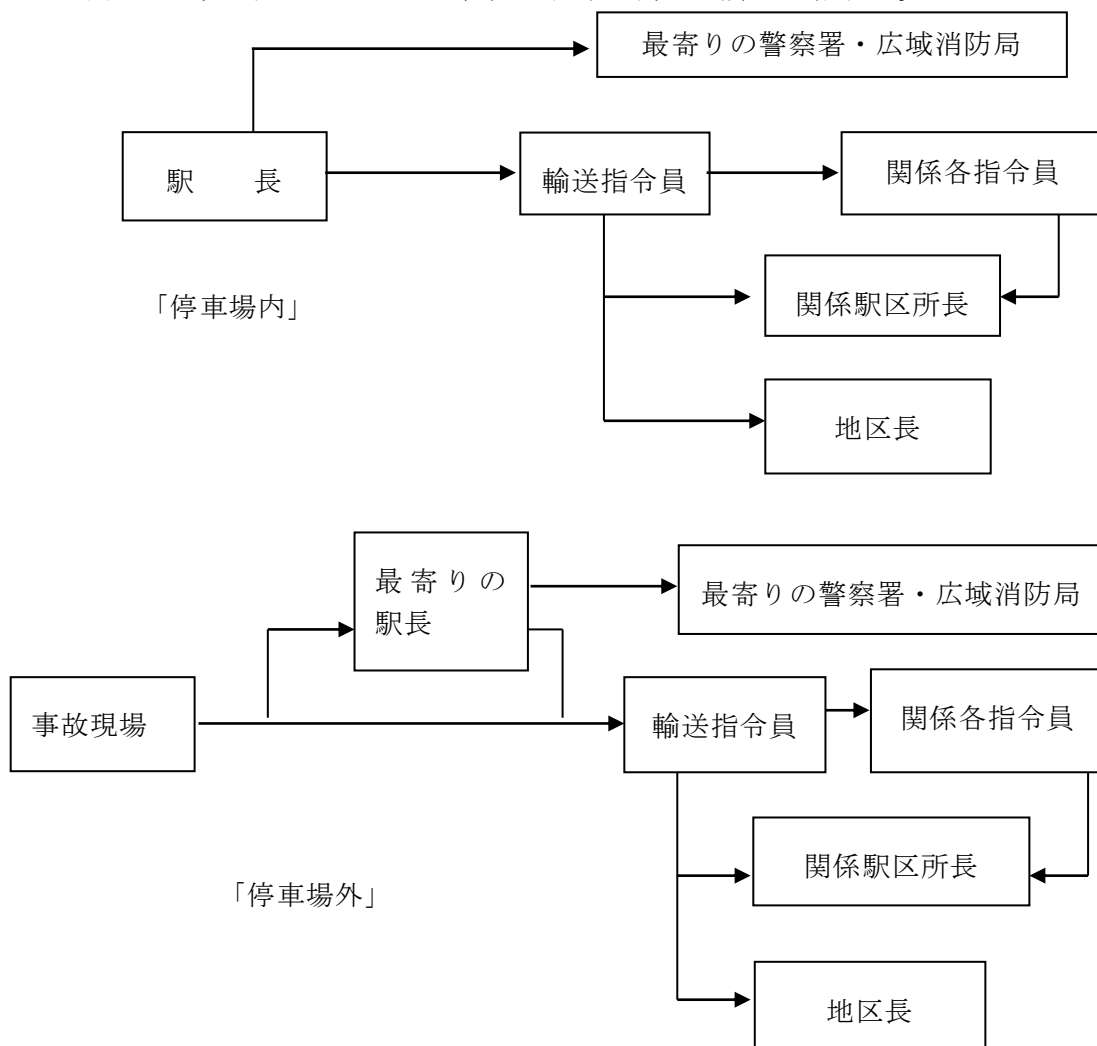
(ア) 鉄道の被害状況を把握するとともに、鉄道事業者に対して必要に応じて、関係列車の非常停止の手配等の指導を行うものとする。

(イ) 報道機関等と協力して、施設等の被害状況、運行状況等に関する情報については、速やかに乗客等に提供する。

(ウ) 復旧の長期化が想定される場合には、速やかな復旧を図るため、鉄道事業者及び道路や河川等の関連する事業を施行する者が、相互に連携・協力できるよう調整する。

(参考) 東日本旅客鉄道株式会社の災害時対応

(7) 事故が発生したときは、次の各号に掲げる所に速報する。



(イ) 事故を発見した社員は、関係列車の停止、負傷者の救護等臨機の処置をとるとともに、事故の概要を次により駅長又は輸送指令に速報する。

- a 事故種別
- b 発生日時、天候及び場所
- c 列車種別及び場所
- d 死傷者の有無及びその状況
- e 旅客の現況
- f 事故の原因、状況及び復旧見込み
- g 損害の程度
- h 救護の有無
- i その他必要と認める事項

(注) 第1報は、判明した範囲を速報し、その後判明したものから逐次追報する。

(ウ) 運転規制の基準

- a 震度4以上と認められる地震が発生したときは、定められた運転規制を行い、列車の安全確保を図る。
- b 乗務員に対する情報伝達

- (a) 輸送指令員は、地震を感知したとき、運転規制の表示を確認したとき又は施設指令員から通報を受けたときは、震度に応じた運転規制を指令する。
- (b) 駅長は、停車場の途中で停車した列車の運転士又は車掌から停車した旨の報告を受けたときは、直ちにその旨を輸送指令員に報告して、指令を受けた後、これを運転士又は車掌に通告する。

## 第28節 災害広報活動

### 第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や、隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び市民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速に対応する。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、知事、市長から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍県民、外国人旅行者等要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

### 第2 主な活動

- 1 市民等への的確な情報伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 市民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

### 第3 活動の内容

- 1 市民等への的確な情報の伝達

#### (1) 基本方針

県、市、放送局及び関係機関が相互に緊密な連絡をとり、災害の状況に関する情報や生活関連情報等被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を可能な限り多くの媒体を活用し、適切に提供する。

また、災害時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

#### (2) 実施計画

##### ア 【市が実施する対策】（危機管理部、総合戦略局）

通常の災害広報等は、危機管理部又は関係課が行うが、災害対策本部設置時には秘書広報室が行う。

##### (ア) 広報資料の収集

広報資料の収集は、本章第2節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関からの情報提供によるが、必要に応じて被災現場へ取材員を派遣するなど、直接広報資料の収集を行う。

##### (イ) 広報活動

関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、有線テレビ放送、インターネット、航空機、掲示板、広報誌等を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供する。

- a 災害の状況に関する情報
- b 応急対策に関する情報
- c 二次災害の防止に関する情報
- d 指定緊急避難場所・指定避難所・経路・方法等に関する情報
- e 医療機関等の生活関連情報
- f ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- g 交通規制等の状況に関する情報

- h それぞれの機関が講じている施策に関する情報
  - i 安否情報
  - j ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報
  - k その他必要と認められる情報
- (ウ) 報道機関に対する発表  
被害状況及び対策等の情報について、必要のつど報道機関に対し発表を行う。
- (エ) 災害記録の作成  
大規模な災害、特異な災害と認められる場合、災害記録の収集、保存に努め、総合的な記録集を作成する。  
また、必要に応じてビデオテープによる記録保存も行う。
- (オ) 県その他機関への広報  
県、その他関係機関に対して、被災状況等の災害情報を提供する。
- (カ) 放送の送出要請  
警報、避難命令等について、必要に応じて放送の送出を県に要請するとともに、松本市独自に放送協定を締結している民放テレビ局6社（信越放送株式会社、株式会社長野放送、株式会社テレビ信州、長野朝日放送株式会社、株式会社テレビ松本ケーブルビジョン、あづみ野テレビ株式会社）や大規模災害ラジオ放送協議会に対し、送出要請をする。（参考編、参考23～27 災害時における放送要請に関する協定参照）
- イ 【県が実施する対策】（総務部、危機管理部）  
県が実施する次の対策は、通常は危機管理防災課または関係課が行うが、災害対策本部設置時には災害対策本部が、関係課との緊密な連絡のもとに行う。
- (ア) 広報資料の収集  
広報資料の収集は、第2節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。  
職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。
- (イ) 広報活動  
放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営者の協力を得て、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、県ホームページ、ソーシャルメディア、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。  
また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、市長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努めるものとする。
- a 災害の状況に関する情報
  - b 応急対策に関する情報
  - c 冷静な行動の呼びかけ、とるべき措置に関する情報
  - d 二次災害の防止に関する情報
  - e 医療機関等の生活関連情報
  - f ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
  - g 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
  - h 犯罪防止に関する情報



- i それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- j ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報
- k その他必要と認められる情報

(ウ) 報道機関に対する発表

被害状況及び対策等の情報については、災害対策本部を設置した場合は、本部室長の指示により情報発信担当が、それ以外は危機管理部がそれぞれ報道機関等に対し発表を行う。

なお、地方部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部と協議の上、行う。

また、大雨特別警報発表時など、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、知事が直接住民に対して避難を呼びかける。

(エ) 中央官庁その他関係機関への広報

中央官庁、その他関係機関に対して、東京事務所を通じて、被災状況等の災害情報を提供する。

(オ) 災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合、災害記録の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集を作成する。

ウ 【放送事業者が実施する対策】

(NHK長野放送局・SBC・NBS・TSB・ABN・テレビ松本  
・あづみ野テレビ・FM長野)

(ア) 法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難情報等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実施する。

なお、市からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行うとともに、本市独自の協定に基づき民放テレビ局6社に対し、放送送出を要請する。

法令に基づく放送送出要請機関は、次のとおり。

- a 県（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）及び市
- b 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知）
- c 日本赤十字社（長野県支部）

(イ) 臨時ニュース等の送出

放送事業者は、災害などの緊急事態に際してすすんで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施する。

エ 【報道機関が実施する対策】

報道機関は、災害報道にあたっては、可能な限り、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努める。

オ 【関係機関が実施する対策】

市及び県と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民に対してテレビ、ラジオ、チラシ等を活用し広報活動を行う。

2 市民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

(1) 基本方針

市、県及び関係機関が相互に緊密な連携を図り、市民等からの問い合わせ、要

望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に市民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（総合戦略局）

市民等からの問い合わせ等に対する対応は、通常危機管理部又は関係課が行うが、災害対策本部設置時には、災害テレホンセンターを設置する。

イ 【県が実施する対策】（総務部、危機管理部）

住民等からの問い合わせ等に対する対応は、通常危機管理防災課、災害対策本部が設置された場合は災害対策本部室が行う。

## 第29節 土砂災害等応急活動

### 第1 基本方針

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

### 第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

### 第3 活動の内容

#### 1 大規模土砂災害対策

##### (1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

##### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じるものとする。
- (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (ウ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

イ 【県が実施する対策】（建設部、農政部、林務部）

- (ア) 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。
- (イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (エ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

ウ 【国が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 河道閉塞に起因する土砂災害で天然ダムの高さがおおむね20m以上あり、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。
- (イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。
- (ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。

また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。

エ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。

2 地すべり等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）

(ア) 県砂防情報ステーション等を活用し、警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。

(イ) 地すべり被害拡大を防止するための排土、雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

(エ) 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

イ 【広域消防局が実施する対策】

(ア) 情報の把握

圏域内の土砂災害危険箇所の巡視を実施し、その結果を必要に応じて市長に速やかに報告する。

(イ) 警戒体制の確立

消防団と協力して、危険箇所の巡視結果、崩落危険が認められ又は崩落の兆候が見られた場合は、監視員の派遣等警戒体制を確立する。

(ウ) 応急活動

市と協力して地すべりを誘発する要因となる、雨水や地表水の排除等必要な応急活動を実施する。

(エ) 避難指示

市と連携して住民に警戒避難情報を提供するとともに、市長が人命危険回避のため避難の指示を出した場合、迅速に住民に対し周知徹底を図る。

ウ 【県が実施する対策】

(ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに地すべり等にとっての有害要素の除去等を目的とした応急工事を実施する。

（建設部、農政部、林務部）

(イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。

（建設部）

(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

（建設部）

(エ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

エ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

(ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を実施する。

(イ) 豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生する恐れがある

場合は、県及び関係機関と協議のうえ、速やかに避難対策等の措置を講ずるとともに、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。

- (ウ) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに市・県及び関係機関に必要な情報を提供する。
  - (エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。
  - (オ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。
- オ 【市民が実施する対策】  
警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

### 3 土石流対策

#### (1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

#### (2) 実施計画

- ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）
- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じる。
  - (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
  - (ウ) 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。
- イ 【広域消防局が実施する対策】
- (ア) 情報の把握  
圏域内の土石流兆候が認められる箇所についての情報を把握し、その結果を市長に速やかに報告する。
  - (イ) 警戒体制の確立  
消防団と協力して、危険箇所の警戒巡視を実施して、土石流危険が認められ又は兆候が見られた場合、監視員の派遣等警戒体制を確立する。
  - (ウ) 避難指示  
市長と連携して住民に警戒避難情報を提供するとともに、市長が人命危険回避のため避難の指示を出した場合、迅速に住民に対し周知徹底を図る。
- ウ 【県が実施する対策】（建設部）
- (ア) 土砂災害発生状況等を調査する。
  - (イ) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難情報を市・住民等に提供する。
  - (ウ) 不安定土砂の除去等応急工事を実施する。
  - (エ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。（建設部）
  - (オ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
  - (カ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。
- エ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）
- (ア) 直轄で所掌している砂防施設の被害状況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を行う。
  - (イ) 余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置を講ずる。

- (ウ) 防災施設の被災状況、土石流の発生状況等について、速やかに市・県及び関係機関に必要な情報を提供する。
- (エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。
- (オ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

オ 【市民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

#### 4 かけ崩れ応急対策

##### (1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

##### (2) 実施計画

###### ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。
- (イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (エ) 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

###### イ 【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに崩壊被害の拡大を防ぐ応急工事を実施する。
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (エ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

###### ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局、气象台）

- (ア) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。
- (イ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

###### エ 【市民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。

## 第30節 建築物災害応急活動

### 第1 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

### 第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。

### 第3 活動の内容

#### 1 建築物

##### (1) 基本方針

強風または出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

##### (2) 実施計画

###### ア 【市が実施する対策】（全庁）

- (ア) 市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じるものとする。
- (イ) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。  
また、被害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。
- (ウ) 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

###### イ 【県が実施する対策】

- (ア) 県が管理、運営する庁舎、社会教育施設、病院、県営住宅、県立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じる。（全機関）
- (イ) 市から、被災建築物（震災に限る。）や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

（建設部）

###### ウ 【建築物の所有者等が実施する対策】

- (ア) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。
- (イ) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて

必要な措置を講じる。

## 2 文化財

### (1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（教育委員会）

(ア) 災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。

(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

#### イ 【県が実施する対策】（教育委員会）

(ア) 災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市文化財所管部局を通じて指導する。

(イ) 国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。

(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や市文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとる。

#### ウ 【所有者が実施する対策】

(ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

(イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。

(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市文化財所管部局へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大の防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。



## 第31節 道路及び橋梁応急活動

### 第1 基本方針

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

### 第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに、交通規制を行い、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

### 第3 活動の内容

#### 1 道路及び橋梁応急対策

##### (1) 基本方針

風水害により道路及び橋梁等に災害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のために、路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

##### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（建設部、産業振興部、環境エネルギー部）

- (ア) 倒壊物件、瓦礫、崩落土砂等道路上の障害物の除去。
- (イ) 路肩が決壊した場合には板柵工、土嚢等で応急復旧を行う。
- (ウ) 道路の段差、亀裂等は土砂・碎石等で路面の復旧を行う。
- (エ) 落橋した場合には代替橋を応急的に確保する。
- (オ) 道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

イ 【県が実施する対策】（建設部、道路公社、警察本部）

- (ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。
- (イ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。
- (ウ) 被害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ETC 2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報の提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。

- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ業務協定に基づき、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施行量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により速やかにパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

なお、措置にあたっては、交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者と連携し必要な協力・支援を行う。

- (イ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、ETC2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。
- (ウ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

## 2 関係団体との協力

### (1) 基本方針

風水害により道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（建設部、産業振興部、環境エネルギー部）

市のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した、相互応援協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

- 災害時の応急措置に関する協定（参考編、参考30、33参照）

締結先 松本市建設事業協同組合、松本市緑化協会

#### イ 【県が実施する対策】

- (ア) 被害状況を把握し県のみでは、応急活動及び復旧活動が困難の場合、各関係機関及び隣接県と締結した、相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。（建設部、道路公社、警察本部）
- (イ) 必要に応じ、関東地方知事会・中部圏知事会及び新潟県との応援協定による応援の要請を行う。（危機管理部）

## 第3.2節 河川施設等応急活動

### 第1 基本方針

風水害による被害を軽減するため、市の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資器材の調達体制
- 3 水門もしくは、閘門の適切な操作
- 4 他の市町村との相互の協力及び応援体制

### 第2 主な活動

- 1 水防上必要な資器材の調達、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な災害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。
- 3 ダム施設については、管理者に対し漂流障害物を除去し、被害を防止するよう要請する。
- 4 これらを実施するにあたり、管理者及び関係機関との密接な協力体制を講ずる。

### 第3 計画の内容

#### 1 河川施設等応急対策

##### (1) 基本方針

水門等河川管理施設等が被損等により運転が不能となったときは、応急措置を行い、内水の排除を図る。また、堤防及び護岸等に決壊、亀裂、沈下、及び滑り出し等が発生したときは、直ちに応急措置を行い、被害拡大の防止を図る。

##### (2) 実施計画

##### ア 【市が実施する対策】（建設部、産業振興部）

- (ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

##### イ 【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 市の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図り、水防上必要な資器材の調達並びに技術的な援助を与える等、調整にあたる。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 災害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

##### ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 市の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図る。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 災害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

- (エ) 堤防決壊時のような重機による水防活動が必要な場合において、民間業者との協定に基づき、業者の協力を得て応急対策業務を行う。

エ 【市民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

## 2 ダム施設応急対策

### (1) 基本方針

災害によりダム本体そのものが被災する可能性は小さいと思われるが、ダム上流での被災による流入水量の変化、また、放水水量の変化等、本市の上流に位置するダムの影響は極めて大きい。このため、ダム管理者から発せられる情報を迅速に収集し、適切な処理を行う。

### (2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（全庁、広域消防局）

情報収集を行うとともに、ダム管理者からの報告に基づき、必要に応じ、避難指示等や状況について広報を行う。

イ 【県が実施する対策】（建設部、企業局）

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般市民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定による。

ウ 【関係機関が実施する対策】（電力会社）

- (ア) 臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般市民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定による。

- (イ) 震度4以上をダムの近くの地震観測所で観測した場合、速やかに臨時点検を行い、市へ報告する

## 3 関係団体の協力

### (1) 基本方針

河川施設等応急活動を迅速に実施し、被害を最小限に留めるため防災関係機関との協力体制を強化する。

### (2) 実施計画

【市が実施する対策】（建設部、産業振興部）

応急活動を速やかに実施するため、必要に応じて松本市建設事業協同組合との連絡調整を行う。

## 第3節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

### 第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。被害を最小限に抑えるため以下のような応急活動を行う。

### 第2 主な活動

- 1 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 構造物に係る二次災害防止対策

##### (1) 基本方針

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

##### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（建設部）

- (ア) 行政区域内の道路及び橋梁の被害や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、各方面からの情報収集に着手する。
- (イ) 行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関との連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。
- (ウ) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

#### イ 【広域消防局が実施する対策】

- (ア) 行政区域内の道路及び橋梁の被害状況の情報収集に着手するとともに消防、救急・救助活動上有効な迂回路の掌握に努める。
- (イ) 消防活動上重要な道路・橋梁などの障害については、早急に関係機関への応急復旧を依頼する。

#### ウ 【県が実施する対策】

- (ア) 林道の重要施設については、管理者である市に協力し、状況に応じて速やかに応急点検を実施する。 (林務部)
- (イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。 (建設部、道路公社、警察本部)
- (ウ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施

第3章 第3節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

設管理者へ通報する。(建設部、道路公社、警察本部)

- (エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、ETC 2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。(建設部、道路公社、警察本部)
- (オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。  
また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。  
(建設部、企業局、道路公社、警察本部)

エ 【関係機関が実施する対策】 (地方整備局)

- (ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。
- (イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講じる。
- (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失による二次災害の危険性が高い。

このため、災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等は、風水害による、漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

[液化石油ガス関係]

二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

[毒劇物等関係]

毒劇物等を取り扱う者は、毒劇物等保管施設が被害を受け二次災害発生のお

## 第3章 第3節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

それがあある場合は、直ちに保健所、警察署、消防機関等に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

## (2) 実施計画

「危険物関係」

## ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（全庁、広域消防局）

## (ア) 避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

## イ 【県が実施する対策】

## (ア) 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。（本章第8節 消防・水防活動参照）

## (イ) 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

## ウ 【広域消防局が実施する対策】

## (ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

## (イ) 災害時における連絡

危険物施設において災害時は、適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

## (ウ) 危険物施設の所有者等に対する指導

危険物施設の危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の所有者等に対して指導する。

## エ 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

## (ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止する。

## (イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

## (ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じる。

## (エ) 危険物施設における災害時の応急措置等

## a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス

## 第3章 第3節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

## b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

## (オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

## (カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

## [火薬関係]

## ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（危機管理部、広域消防局）

(ア) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立ち入りを禁止する。

## イ 【県が実施する対策】

(ア) 知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取締施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命じる。

(イ) 下記のエの（ア）から（イ）までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。（産業労働部）

(ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立ち入りを禁止する。また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う（警察本部）

## ウ 【広域消防局が実施する対策】

(ア) 災害防止のため、緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の消費者に対し、施設の一時停止を命ずる。

(イ) 災害防止のため、緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の所有者等に対し、応急措置について指導する。

(ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導を実施するとともに、区域内への人、車両の立ち入りを制限する。

## エ 【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

(ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかに安全な所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置する。

(イ) 火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対して、火薬類の危険性について広報を行い周知する。

## [高圧ガス]

## ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（危機管理部、広域消防局）

(ア) 関係機関と連携して、危険区域周辺の災害防止にかかわる広報を実施する。

(イ) 警戒区域及び消防警戒区域を設定し、区域内住民の避難、誘導を実施する。



## 第3章 第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

## イ 【県が実施する対策】（産業労働部）

(ア) 下記のウの（ア）から（イ）までの応急対策について、高圧ガス製造事業者に対して指導徹底を図る。

## ウ 【高圧ガス製造事業者が実施する対策】

- (ア) 高圧ガス関係事業所においては、以下の応急対策を実施する。
- a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立ち入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。
  - b 施設の保安責任者は、災害時は、高圧ガス取締法に基づく応急の措置をとるとともに、警察官及び消防機関に通報する。
  - c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の出火防止の措置をとる。
  - d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。
  - e 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。
  - f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努める。
  - g 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。
  - h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。
- (イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施する。
- a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。
  - b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させる。
  - c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。（資料編、資料19参照）

## [液化石油ガス]

## ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（危機管理部、広域消防局）

周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

## イ 【県が実施する対策】（産業労働部）

災害時に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、速やかに緊急点検活動を実施するよう、（一社）長野県LPガス協会に要請する。

## ウ 【広域消防局が実施する対策】

災害時、ガスの元栓を締める等市民に対して広報活動を実施する。

## エ 【（一社）長野県LPガス協会が実施する対策】

災害時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施する。

## オ 【液化石油ガス販売事業者が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講ずる。

## 第3章 第3.3節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

## 〔毒物劇物関係〕

- ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、危機管理部、上下水道局）
- (ア) 県と協働しての毒物劇物営業者（製造業者、輸入業者を除く）及び業務上取扱者への対策
    - a 災害時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に指導を実施する。
    - b 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。
    - c 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。
  - (イ) 県と協働しての緊急時における指示及び応援要請  
毒物劇物取扱施設で災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。
  - (ウ) 周辺住民に避難誘導、広報等の活動を行う。
  - (エ) 飲料水汚染のおそれがある場合は、下流の水道取水地区担当機関及び水道使用者、井戸水使用者等に通報を行う。
- イ 【県が実施する対策】
- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者への対策（健康福祉部）
    - a 災害時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に指導を実施する。
    - b 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。
    - c 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。
  - (イ) 緊急時における指示及び応援要請（健康福祉部）  
毒物劇物取扱施設で災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。
  - (ウ) 避難誘導措置等（警察本部）  
関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。
- ウ 【広域消防局が実施する対策】
- (ア) 市と協力して避難誘導、広報等の活動を行う。
  - (イ) 各種検知器による物資特定及び人命の救助等除染活動を行う。
  - (ウ) 中和剤、吸収剤等の使用による毒劇物等の除去活動等を行う。
- エ 【関係機関が実施する対策】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）
- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検  
貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。
  - (イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防措置  
毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。
  - (ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害時の応急措置等
    - a 応急措置及び関係機関への通報  
毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。
    - b 従業員及び周辺地域住民に対する措置

## 第3章 第3節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

保健所、警察署、消防機関及び市と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

## 3 河川施設の二次災害防止対策、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

## (1) 基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また再度災害の発生を防止するための応急活動が必要である。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する対策】（建設部、産業振興部、危機管理部）

- (ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図る。
- (ウ) 災害防止のため応急工事を実施する。
- (エ) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- (オ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

## イ 【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 市の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図り、水防上必要な資器材の調達並びに技術的な援助を与える等、調整にあたる。
- (イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

## ウ 【広域消防局が実施する対策】

- (ア) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合には、工事箇所の巡視を実施し、危険性が高いと判断された場合は市に通報する。
- (イ) 災害発生の恐れがある場合は、市と連携し、速やかに適切な避難誘導を実施する。

## エ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 市の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図り、水防上必要な資器材の調達並びに技術的な援助を与える等、調整にあたる。
- (イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

## オ 【ダム管理者が実施する対策】

- (ア) 異常出水が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施する。
- (イ) 臨時点検の結果、漏水、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水装置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。
- (ウ) この場合、各ダムの操作規制等の規定により関係機関及び住民への連絡及び警報等を行う。

## カ 【市民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

## 4 風倒木対策

## (1) 基本方針

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が流路を閉塞し、鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講じる必要がある。

## (2) 実施計画

## ア 【市及び県が実施する対策】（市：建設部、農林部、県：林務部）

倒木による二次災害の発生を防止するため必要に応じて、倒木の除去等の応急対策を講じる。

## 5 山腹、斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

## (1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から市民を守るための措置をとる。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する対策】（建設部、危機管理部、環境エネルギー部）

(ア) 緊急点検結果の情報にもとづき、避難指示等の必要な措置をとるものとする。

(イ) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

## イ 【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害等の危険箇所及び施設の点検を実施する。

(イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。

(ウ) 防災アドバイザー制度を活用する。

(エ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者・関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じて応急活動を実施する。

(オ) 県と長野地方気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施する。

(カ) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

## ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。

## 第34節 ため池災害応急活動

### 第1 基本方針

ため池の決壊による洪水被害で、特に雨期等の貯水量が多い時期の災害は、周辺や下流域に及ぼす被害は甚大となる。そのため、災害による被害の未然防止に最大限の取組みが必要となるが、災害が発生した場合の被害を最小限に防止するため、応急活動に万全を期す。

### 第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のため、関係機関と調整を図るとともに、応急工事を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 基本方針

ため池が決壊・破損した場合又は決壊・破損の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況について把握するとともに、応急工事や水抜き作業を実施し、被害を最小限に食い止める。

#### 2 実施計画

##### (1) 【市が実施する対策】（産業振興部、危機管理部、住民自治局）

ア 被害が生じた場合は、被害状況を速やかに的確に把握するとともに、県及び関係機関等へ報告する。

イ 人命を守るため、ため池下流の市民を安全な場所へ避難させる。

ウ 増破防止及び機能回復のため、関係機関と調整し、必要に応じた応急工事を実施する。

##### (2) 【県が実施する対策】（農政部）

ア ため池が決壊した場合等においては、速やかに被害状況等について情報を入手する。

イ 応急工事が早急に実施できるよう市及び関係機関に協力する。

##### (3) 【関係機関が実施する対策】

ア ため池管理者は、ため池に決壊の恐れが生じた場合、住民が迅速に避難できるように、速やかに市へ報告する。

イ ため池管理者は、堤体に亀裂等が確認され、決壊の恐れが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流する。

ウ ため池管理者は、市が実施する応急対策に協力する。

## 第35節 農林水産物災害応急活動

### 第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。

また、被災した農林水産物の生産・流通・加工施設等について、速やかな復旧に努める。

### 第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて技術指導等必要な措置を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 農畜産物災害応急対策

##### (1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、市が農業農村支援センター、農業協同組合、松本広域森林組合等と協力して行うとともに、病害虫等の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等についても速やかに復旧を進める。

##### (2) 実施計画

##### ア 【市が実施する対策】（産業振興部）

(ア) 農業農村支援センター、農業協同組合等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターへ報告するとともに、技術対策を農業者に周知する。

(イ) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農業協同組合等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底する。

##### イ 【県が実施する対策】（農政部）

(ア) 県及び農業農村支援センターは、市、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。

(イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を作成し、農業農村支援センター、病害虫防除所等の出先機関を通じて、指導の徹底を図る。

(ウ) 家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のため、家畜保健衛生所、水産試験場において、被災農家等の状況把握・検査の実施及び消毒等の指導を行う。

(エ) 被災地における家畜への飼料供給及び生乳の集送体制を確保するため、国・村及び関係団体との調整を行う。

(オ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を支援する。

(カ) 必要に応じて、市や関係機関と連携して、被災地における農業関係のボランティアニーズの把握に努めるとともに、受入が必要となる場合には技術支援を行う。

##### ウ 【関係機関が実施する対策】

市等関係機関と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対す

る講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に努める。

#### エ 【市民が実施する対策】

- (7) 市等が行う被害状況調査や、応急復旧対策に協力するとともに、農業協同組合等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策を実施する。
- (イ) 作物別の主な応急対策
- a 水稲
- (a) 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後速やかにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。
- (b) 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。
- (c) 水路等が損壊した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。
- b 果樹
- (a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行う。
- (b) 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。
- (c) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努めるものとする。
- (d) 果実や葉に付着した泥は、速やかに洗い流す。
- (e) 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行う。
- c 野菜及び花き
- (a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図る。
- (b) 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行う。
- (c) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- (d) 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。
- d 畜産
- (a) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
- (b) 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待つて敵期刈取りに努める。
- e 水産
- (a) 養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
- (ウ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

## 2 林産物災害応急対策

### (1) 基本方針

風水害により倒壊した立木や損傷した素材、製材品については、二次災害の拡大を防ぐ観点から、速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除など適正な処理を行う。

また、被災した林産物の生産、流通、加工施設についても速やかに復旧する。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（環境エネルギー部）

松本広域森林組合等と連携をとり被災状況を調査し、その結果を県に速やか

に報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

イ 【県が実施する対策】（林務部）

被災状況を調査し、関係機関と連携をとりながら迅速な復旧に向けて技術指導等必要な措置をとる。

ウ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに二次災害のおそれがある場合は、下流域等の関係市町村と連携を図り、その防止に努める。（中部森林管理局）

(イ) 市と連携をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに市、県に報告するとともに応急復旧措置をとる。

エ 【市民が実施する対策】

市等が行う被災状況調査や応急復旧に協力する。



## 第36節 文教活動

### 第1 基本方針

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園（以下この節において「学校」という。）は、多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害時においては、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、市は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。

### 第2 主な活動

- 1 児童生徒等に対する安全な避難誘導、保護者への引渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助

### 第3 活動の内容

#### 1 児童生徒等に対する避難誘導

##### (1) 基本方針

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区以内に立地する施設にあっては避難確保計画）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

##### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（教育委員会）

##### (ア) 臨時休校等

##### a 教育委員会事務局長の措置

教育委員会事務局長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めるときは、臨時休校、児童生徒等の早退等の措置を学校に指示する。

##### b 学校長の措置

##### (a) 臨時休校の指示を受けた場合

学校長は臨時休校の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により園児及び児童生徒等、保護者及び学校関係者に周知する。

##### (b) 早退等の指示を受けた場合

学校長は、早退又は授業時間外における下校の徹底等の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者及び学校関係者に周知するとともに、園児及び児童生徒等を安全に保護者に引き渡す。

##### (c) 学校長の判断による場合

学校長は、上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて学校長の判断で臨時休校、早退等の措置を講ずる。ただし、関係者への周知及び保護者への引渡しについては上記の定めによる。

##### (イ) 避難

##### a 教育委員会事務局長の措置

教育委員会事務局長は、災害が発生するおそれがある場合で、園児及び児童生徒等に被災の危険が切迫しているときは、学校長に園児及び児

児童生徒等の避難の指示を行う。また、学校長に避難先の指示を行う。

b 学校長の措置

学校長は、教職員の誘導によって園児及び児童生徒等を校庭等に安全に避難させる。

c 避難先の指示を受けた場合

学校長は、地域住民の協力を求め、教職員の誘導によって園児及び児童生徒等を安全に避難させる。

d 学校長の判断による場合

学校長は、上記に定める教育委員会事務局長の指示による措置のほか、災害の状況により学校長の判断で、上記に準じて園児及び児童生徒等を安全に避難させる。

e 避難終了の措置

学校長は、避難を完了させた後、必要に応じて保護者に避難先の連絡を行い、園児及び児童生徒等を保護者に安全に引き渡す。

(ウ) 被害状況調査並びに復旧

a 教育委員会事務局長は、教育施設の被害状況を調査し、安全点検を実施する。

b 教育委員会事務局長は、応急教育を実施できるよう、被害を受けた教育施設の応急復旧を実施する。

c 整備書類

(a) 教育委員会事務局長は、次の書類帳簿等を整備し、保存する。

- ・ 学校施設被害状況調
- ・ 被害者名簿

イ 【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

(ア) 県立の学校において、学校長は風水害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区以内に立地する施設にあつては避難確保計画）及び以下の事項に留意し適切な避難指導措置をとる。

a 児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒等及び保護者に周知するとともに、県教育委員会（以下「県教委」という）その旨連絡する。

b 児童生徒等が在校中の場合の措置

(a) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引渡しを行う。

(b) 市長等から避難指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。

(c) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

また、避難状況を県教委に報告するとともに保護者、市及び関係機関に連絡する。

c 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

(a) 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全

に配慮し、下校の方法を決定する。

(b) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

(c) 災害の状況及び児童生徒等の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

(イ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。  
(企画振興部)

## 2 応急教育計画

### (1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（教育委員会）

(ア) 学校施設・設備に係る被害状況を調査し、授業実施の具体策をたてる。

(イ) 被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設被災を免れた近隣の市町村立学校の施設・その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

(ウ) 災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。

(エ) 学校長は、災害が発生した場合、児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会に報告する。また、災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足が生じたときは、教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

(オ) 災害の状況に応じ、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(カ) 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(キ) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講じ、授業再開時には必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(ク) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。

(ケ) 学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

#### イ 【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

(ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市教育委員会を指導及び支援する。

##### a 県立学校施設・設備の確保

(a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施

困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

c 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

(イ) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

a 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教委、市、及び関係機関へ報告又は連絡する。

b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとり、その確保に努める。

c 教育活動

(a) 災害の状況に応じ、県教委と連絡のうえ、臨時休業等適切な措置を講ずる。

この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については、早急に保護者に連絡する。

(b) 被災した児童生徒等を学校に收容することが可能な場合は、收容して応急の教育を行う。

(c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

(d) 授業の再開時には、市及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

d 児童生徒等の健康管理

(a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

(b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

e 教育施設・設備の点検

(a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。

(b) 施設・設備に被害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

(c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

f 学校給食の確保

(a) 学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など被災者対策に可能な限り協力する。

(ウ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。  
(企画振興部)

### 3 教科書の供給及び授業料の減免等

#### (1) 基本方針

市及び県は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

#### (2) 実施計画

＜教科書等の供与＞

##### ア 【市が実施する対策】（教育委員会）

(ア) 所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。  
市における調達が困難なときは、松本教育事務所を經由して県教委に調達の斡旋を依頼する。

##### (イ) 学用品供与対策

住宅が全壊、焼失、流失又は床上浸水を被り、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は棄損し、直ちに入手することができない状態にある児童生徒に対し、学用品を供与する。

##### (ウ) 実施責任者

教育委員会事務局長は、各学校長の協力を得て小学校、中学校及び学年別に配分計画を作成し、学用品の給付を実施する。

##### (エ) 供与

a 児童生徒の継続した就学のため欠くことのできない学用品の給付を次の基準により行う。

##### (a) 費用の範囲

文部省検定済教科書又は承諾を受けている準教科書の実費

##### (b) 教材費

教育委員会に届出又は承認を受けている準教科書及びワークブックの実費

##### (c) 文房具及び通学用品

災害救助法が適用された場合の救助実施要領に準じる。

- ・ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画用紙、下敷、定規等

- ・ 通学用品

カバン、かさ、運動靴等

ただし、この品目は例示であり、特に必要があるものについては変更することができる。

##### (オ) 費用の負担

学用品の供与を実施するため支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県が負担し、その他の場合は市が負担する。

(カ) 学用品の調達

学用品の調達は、教育委員会事務局が実施するが、調達が困難な場合は県地方部（松本教育事務所）を経由して県（教育委員会）に調達の斡旋を依頼し、又は調達されたものの配分をする。

(キ) 学用品の支給方法

- a 市長（本部長）は、災害の状況を調査し、支給計画を作成する。
- b 学用品の支給は、学校長を通じて支給する。

(ク) 学用品の支給期間

- a 教科書  
災害発生の日から1ヶ月以内
- b 文房具及び通学用品  
災害発生から15日以内

(ケ) 被災児童生徒及び教科書等の調査報告

市長は、被災した児童生徒と災害によって失った教科書の状況を次により調査報告する。被災程度の区分は、市災対本部（財政部）で作成した世帯別被害者調査票に基づいて行う。

- a 教育委員会事務局は災害発生後速やかに児童生徒の被災者名簿を作成する。  
被災程度の区分は、市災対本部（財政部）で作成した世帯別被害者調査票に基づいて行う。
- b 教育委員会事務局は、被災者名簿により被災教科書等を集計し、被災教科書一覧表を作成する。
- c 市長は、被災者名簿を作成したときは、県地方部（松本教育事務所）を経由し、県本部へ報告する。

イ 【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

国公立学校及び私立学校における教科書の必要数量を把握して、県立学校に対する配分及び、必要に応じ市立、国立及び私立の教科書調達のための斡旋を教科書供給所と協力して行う。

<授業料の減免>

ア 【県が実施する対策】（総務部、県民文化部、教育委員会）

- (ア) 県立高等学校長は、被災により授業料を納付することが困難な生徒に対し、減免の措置をとる。
- (イ) 県は、被災により授業料を納付することが困難な者に対して学校法人が授業料を減免した場合、当該学校法人の申請に基づき補助を行う。

<就学援助>

ア 【市が実施する対策】（教育委員会）

被災した児童生徒のうち、就学困難な状況の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

イ 【県が実施する対策】（教育委員会）

県教委は、必要に応じて学校長からの報告に基づき、特別支援学校就学奨励費支弁区分の変更を行い、被災した児童生徒等の就学を援助する。

4 学校給食センター（給食施設）被災時における措置

- (1) 学校給食センターが被災した場合は、復旧まで給食を停止する。

- (2) 給食物資、電気、水道等の供給が止まった場合は、復旧まで給食を停止する。
- (3) 給食停止期間中は、学校長と連絡し、児童生徒等に給食を持参させる。
- (4) 自校給食の幼稚園及び学校についても、上記に準じた措置を講ずる。

5 学校における災害時の措置

- (1) 学校長は、災害時における児童生徒の安全な通学を図るため、次の事項を実施する。

- ア 災害の状況を児童生徒に周知徹底する。
- イ 災害の状況によって授業を中止し、早退させ、休校措置を講じ登校を停止する。
- ウ 安全状況を確認したら直ちに授業を再開する。
- エ 通学路の安全な措置を講じ、必要な場合は経路を指定する。
- オ 危険場所については、標示して安全を図る。
- カ 必要な場合は、町会別に集団登下校をする。
- キ 災害時の登下校の身支度については、状況に則して整えるよう十分指導する。
- ク 児童生徒の個々の事情をよく把握し、家庭との連絡を密にする。
- ケ 上記の措置については、地域住民の協力と理解を求める。

- (2) 学校における防災の計画及び組織

学校長は本計画に基づき施設に即した学校防災計画を作成し、次表を基準とした組織を置き児童生徒等の安全及び施設の保護を図る。

火災時の基準

班 名	係 名	編 成	任 務
本 部		校長・教頭・本部付職員 2 名・生徒若干名	1 全体の指揮命令 2 外部との連絡交渉
連絡班	警報係	職員数名	1 本部の状況連絡
	通報係	生徒各学級若干名	2 本部命令の伝達
消火班	消火器係 バケツ係	職員数名 生徒各学級若干名	消火器による消火 バケツによる消火
指導班		職員各学年別若干名 生徒各学級男女各 1 名	生徒の避難誘導
搬出班		各教室毎に職員 1 名～若干名 生徒 5 名～若干名 図書館は図書部員（男）	物品の搬出及び管理
衛生班		看護教諭 職員 1～2 名 生徒保健部員	傷病者の応急処理

6 P T A の協力要請

- (1) 災害が発生及び予測されるときは、P T A の協力を求め、児童生徒等の安全を図る。

ア 協力組織編成基準

班 別	編 成	任 務
本 部	部長 1、副部長若干名、部員	1 全体の指揮命令 2 学校との連絡 3 外部との連絡、交渉
連絡班	班長 1、副班長若干名	1 災害（町会の）状況を

班 別	編 成	任 務
	班員 各町会毎に若干名	学校へ連絡 2 学校からの連絡を各家庭へ伝達
誘導班	班長 1、副班長若干名 班員 各町会毎に若干名	1 児童、生徒の登下校の安全誘導

(参考)

救助法関係様式及び報告先

様 式 名	様式号	担 当 部	報 告 先	備 考
被災児童生徒名簿		教育委員会事務局	県教育事務所	
救助日報	5号	教育委員会事務局 (指揮本部経由)	県教育事務所	
学用品の給与状況	17号	教育委員会事務局	県教育事務所	
学用品購入(配分)計画表	※その他様式 36号	教育委員会事務局		教育委員会事務局 保管
被災教科書一覧表		教育委員会事務局		教育委員会事務局 保管

#### 7 社会教育施設における災害時の措置

施設長は、社会教育施設等が被災した場合、利用者の避難誘導を速やかに行い、その安全を図るとともに、被害を最小限に留めるべく必要な措置を講ずる。また、被災状況を把握し施設の点検を行い、必要に応じて地域の緊急避難場所として提供する。

#### 8 指定文化財における災害時の措置

一般公開を行っている指定文化財が被災した場合、指定文化財の所有者又は管理責任者は、観覧者の避難誘導を速やかに行い、その安全を図る。

また、火災・倒壊等が発生した場合は直ちに必要な措置を講じ、被害を最小限にとどめる。被害状況の把握のため指定文化財の所有者となっている場合、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。その場合、建造物、廟所・巨木・山城等火災や倒壊等によって人的被害が発生する可能性の高いものを優先的にパトロールする。

教育委員会は、指定文化財の被害状況がまとまり次第、県教委と協議のうえ、文化財復旧のための適切な措置を講ずる。



## 第37節 飼養動物の保護対策

### 第1 基本方針

災害時には、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

### 第2 主な活動

被災地域における負傷動物あるいは放浪動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養に関する相談等を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、被災住民がペットとともに避難所に避難することが予想されるため、指定避難所におけるペットの同行避難の推進及び適正な飼育環境を確保できるよう、助言等の支援を行う。

ペットと過ごす避難所が開設された場合、適正な飼養に関する相談等を行う。

#### 2 実施計画

##### (1) 【市が実施する計画】（健康福祉部、産業振興部）

- ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。
- イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他の関係機関との連携の下必要な措置を講じる。
- ウ ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における受け入れ体制の確認に努め、必要に応じて助言指導を行う。
- エ 被災地における飼養動物の取り扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。
- オ 動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、飼い主とともに避難した動物の飼育について、関係団体と連携し、適正な動物飼養に関する相談等を行う。

##### (2) 【県が実施する計画】

- ア 県は、市町村が行う被災地における飼育動物の取り扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行う。 (健康福祉部)
- イ 県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置をとる。 (健康福祉部、農政部、警察本部)
- ウ 特定動物、危険な家畜等が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、市、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。 (健康福祉部、農政部)
- エ 動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、飼い主とともに避難した動

## 第3章 第37節 飼養動物の保護対策

物の飼育について被災市町村から応援要請があった場合は、関係団体と連携し、適正な動物飼育関係に関する相談等を行う。（健康福祉部、農政部）

オ 県は状況に応じて「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」に基づく災害時被災動物救護本部を設置するとともに、(一社)長野県獣医師会及び長野県動物愛護会に協力を求める。（健康福祉部）

カ 県は、飼い主とペットの同行避難を円滑に受け入れるために避難所運営指針を必要に応じて見直し、市町村や関係機関と、研修会や総合防災訓練における実施等を通じて、平時より普及啓発と連携を進める。（危機管理部、健康福祉部）

## ウ 【飼養動物の飼い主が実施する計画】

- (ア) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (イ) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼養を行う。

## 第38節 ボランティアの受入れ体制

### 第1 基本方針

被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

市社協は、災害ボランティアセンターを設置し、事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に市内・県内・全国各地から集まる未登録のボランティア、NPO・NGO、企業等についても、適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

### 第2 主な活動

- 1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。
- 2 災害ボランティアセンター等のボランティア活動拠点を設置し、ボランティアの受入れや活動の調整、資機材の調達・提供等を行い、円滑かつ効果的なボランティア活動の実施を支援する。

### 第3 活動の内容

- 1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保

#### (1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入れにあたっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災者のボランティアニーズを積極的に把握し、市社協災害ボランティアセンターと協力して円滑な受入れを図る。

また、活動時の粉じん対策の周知など、ボランティアの安全確保に防災関係機関、ボランティア関係団体等が連携し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

#### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、危機管理部）

- (ア) 被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (イ) 市災害ボランティアセンターが行うボランティアの受入れ、需給調整、現地調査、相談指導等の活動に対し支援を行う。
- (ウ) 市社協、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。
- (エ) 災害対策本部にボランティア担当班を設置するとともに、必要に応じて資機材等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。

## 第3章 第38節 ボランティアの受入れ体制

- (オ) ボランティアが自由に使用できるスペース（活動拠点）を確保する。
  - (カ) ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努めるものとする。
  - (キ) 都道府県等から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。
- イ 【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、健康福祉部）
- (ア) 市、防災関係機関と連携し、被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、幅広い広報伝達手段を使いボランティア情報の提供に努める。
  - (イ) ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、現地調査、相談指導等の活動に対し支援を行う。
  - (ウ) 市社協、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。
- ウ 【社会福祉協議会が実施する対策】
- (ア) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市災害ボランティアセンター（以下「市センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援するものとする。  
市センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行うものとする。
  - (イ) 市社協は、市と協議の上、市センターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行うものとする。  
また、必要に応じて、被害が甚大な地域に「災害ボランティアセンターサテライト」を設置し弾力的な活動が行うものとする。
  - (ウ) 市社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、市センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入れ、資機材の調達等の必要な支援を行うものとする。
- エ 【広域的災害ボランティア支援団体のネットワーク（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）など）が実施する対策】
- (ア) 被災者のボランティアニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。

## 第3章 第38節 ボランティアの受入れ体制

- (イ) 県及び市の災害対策本部との連携のもとに、支援活動に必要な情報共有の場を整備し、支援者間の連絡調整を図る。
- (ウ) 必要に応じて県や市に対して被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

## オ 【その他NPO・NGO等が実施する対策】

被災者支援に際しては、情報を共有する場等を活用し、長野県社会福祉協議会、被災地を管轄する市社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

## 2 ボランティア活動拠点の提供支援

## (1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立するもの。

## (2) 実施計画

## ア 【市及び県が実施する対策】

- (ア) 市及び県は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講じるものとする。

また、県は、その運営において、複数の市町村にまたがる広域的な課題が生じた場合には、関係者間の調整を行うものとする。

- (イ) 必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援するものとする。

## イ 【社会福祉協議会が実施する対策】

- (ア) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県の拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市災害ボランティアセンター（以下「市センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援するものとする。

また、市センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行うものとする。

- (イ) 市社協は、市と協議の上、市センターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の要請、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行うものとする。

- (ウ) 市社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、市センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入れ、資機材の調達等の必要な支援を行うものとする。

## ウ 【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】

県及び市と連携のもとに赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

## 第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、市、県は、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金品を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努めるものとする。

### 第2 主な活動

#### 1 義援物資

(1) 市、県、日本赤十字長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援物資の受付窓口を設置し、義援物資の募集及び受付を実施する。

(2) 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。

なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることから「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。

(3) 各関係機関が受け付けた義援物資については、被災市町村の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

#### 2 義援金

(1) 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。

なお、県が募集する義援金の取扱いについては災害義援金募集要綱等により定めるものとする。

(2) 義援金の配分にあたっては、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関による「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を迅速かつ公正に被災者に配分する。

### 第3 活動の内容

#### 1 義援物資及び義援金の募集等

##### (1) 基本方針

義援物資及び義援金の募集にあたっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受入れを希望するものを十分に把握して情報提供を行う。

##### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部）

###### (ア) 担当部局

a 義援物資の受付窓口：健康福祉部（障がい福祉課、高齢福祉課）

b 義援金の受付総合窓口：健康福祉部（障がい福祉課、高齢福祉課）

c 義援金品のパソコン情報提供：健康福祉部（障がい福祉課、高齢福祉課）

###### (イ) 実施計画

a 市災害対策本部へ義援金品の受付窓口を設置する。実際の受入れ業務

## 第3章 第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制

は災害の規模等に応じて市内11か所ほどに受入れの窓口を設置し円滑な受入れ体制を確保する。

- b 緊急性の高い義援物資が移送困難な状況にあつては、各避難所等での受入れを行い、市災害対策本部へ可能な限り早く受入れの報告を行う。
- c 義援物資を分類し、検収、保管する。（検収は食品等の安全性を確認し、保管にも必要に応じて温度管理等を実施する。）

## ＜義援物資等の分類表＞

	種 別	品 名	備 考
1	飲料水、食料品等	飲料水、おにぎり、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、調味料、サラダ油、粉ミルク等	長期保存可能なもの 常温管理可能なものに分類
2	衣類、靴	下着類、シャツ、ズボン、セーター、靴下、長靴、サンダル等	男女、サイズ別に分類
3	寝具類	毛布、布団、枕等	
4	衛生用品類	石けん、ティッシュ、生理用品、タオル、髭剃り、洗剤、歯ブラシ、歯みがき粉等	
5	医薬品	傷薬、胃腸薬、包帯、傷バン等	
6	食器、調理用類	紙皿、割り箸、アルミホイル、ラップ、鍋、フライパン等	使用后洗浄の必要のない工夫が必要
7	情報通信機器	テレビ、ラジオ、パソコン、無線機等	
8	日用品類等	ビニールシート、ロープ、雨具、手袋、ストーブ、ライター等	
9	非常用品類	照明器具、発電機、カセットコンロ、消火器、拡声器、ローソク等	
10	事務用品類	ボールペン、マジック、ノート、模造紙、セロハンテープ、ホッチキス、綴じ紐等	
11	燃料類	石油、ガス、携帯燃料等	
12	義援金	義援金	
13	その他	娯楽用品、嗜好品、大型機械類、自転車等	

- d 義援金は金額を確認し、金庫へ保管する。
- e 市災害対策本部では分類した義援金品ごとに受入れカードによる台帳

## 第3章 第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制

を作成し、義援物資はパソコン通信情報としていく。（災害の前にパソコンのデータベースを作成する。）

## イ 【市（健康福祉部）、県及び関係機関が実施する対策】

- (ア) 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金品の募集を行うものとする。
- (イ) 市、県は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。
- (ウ) 市、県及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。
- (エ) 県は、義援物資の保管にあたり、長野県倉庫協会との協定に基づき、保管場所の確保、入出庫管理等を要請する。

## ウ 【住民、企業等が実施する対策】

- (ア) 義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資とするよう配慮する。
- (イ) 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

## 2 義援金品の引継ぎ、需要把握及び配分

## (1) 基本方針

県に寄託された義援金は、委員会に確実に引き継ぐとともに、委員会において協議のうえ、迅速かつ公正に配分する。

義援物資については、被災者の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

なお、義援金品は被災者に配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

## (2) 実施計画

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に、義援物資は被災市町村に速やかに引き継ぎを行う。

委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災市町村を通じて適正に配分する。

なお、義援金品は被災者に配分するまでの間、一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

## ア 【市が実施する対策】（健康福祉部）

## (ア) 需要把握

## a 担当部局

- (a) 義援金品の要求把握：健康福祉部（生活福祉課、高齢福祉課）
- (b) 義援物資の数量調節：健康福祉部（生活福祉課、高齢福祉課）
- (c) 義援金の支払い：健康福祉部（生活福祉課、高齢福祉課）
- (d) 義援物資要求のパソコン情報提供：健康福祉部

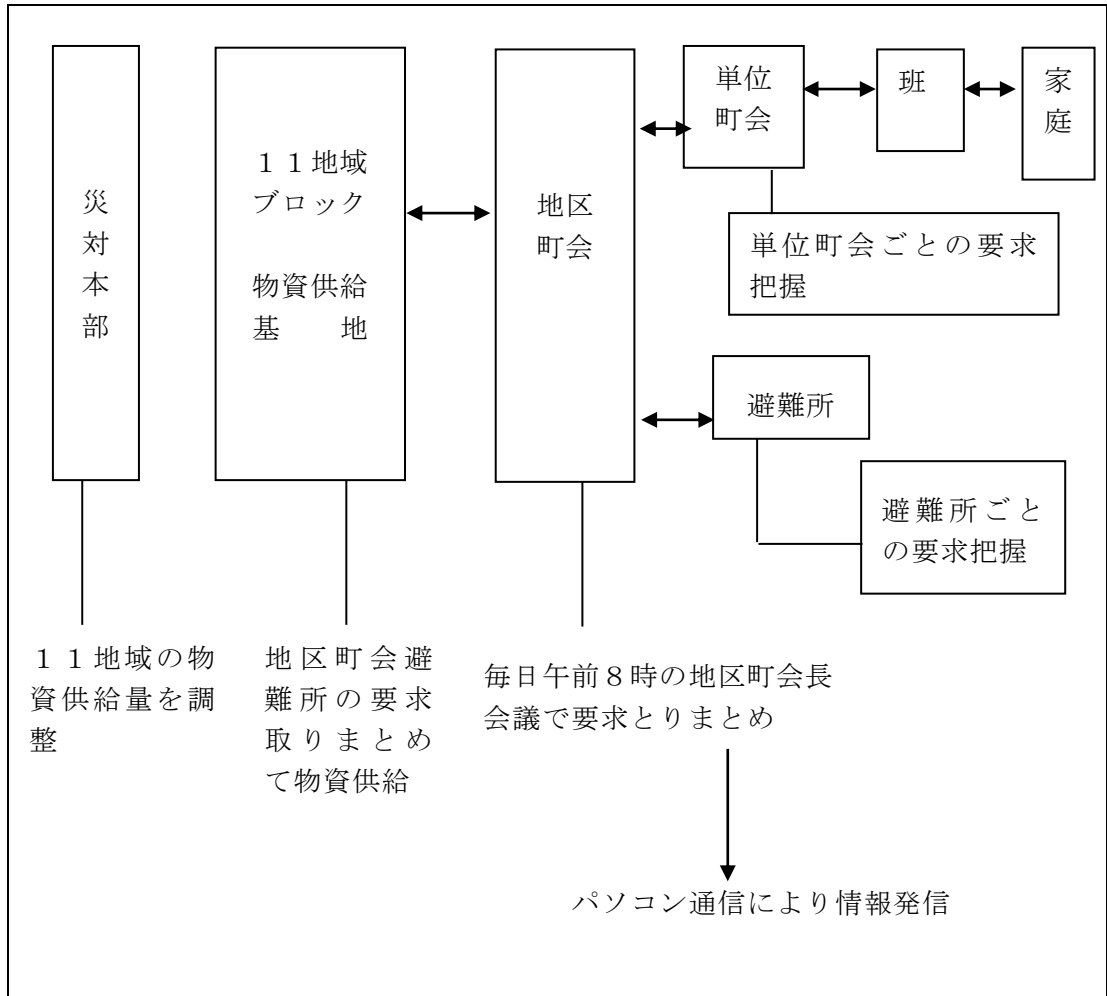
（生活福祉課、高齢福祉課）

## (イ) 需要把握計画（健康福祉部）

- a 義援物資の要求把握は、地区（35）ごとに、単位町会（489）及び避難所ごとの要求把握を取りまとめる。



<義援物資の要求把握系統図>



- b 地区町会は、最も基本的な要求集約単位となり、毎日午前8時に地区町会長会議を開いて義援物資の要求を取りまとめる。要求はパソコン通信により情報発信する。
- c 地区町会が4～5地区集まった11ブロックが義援物資の供給基地となり、総合指揮本部と物資の調整し、地区町会ごとの要求数量を調整する。（物資供給基地別表参照）
- d 高齢者や障がい者等の要求を重点的に把握する。
- e 被災者の認定に基づき、被災の程度に応じ、単位町会を通じて義援金の配分を行う。
- (ウ) 義援金品の配分
  - a 担当部局
    - (a) 義援物資の配分：健康福祉部（生活福祉課、高齢福祉課）
    - (b) 義援金の配分：健康福祉部（生活福祉課、高齢福祉課）
  - b 配分計画
    - (a) 市災害対策本部で数量調整した義援物資を11ブロックの物資供給基地へ搬送する。
    - (b) 11ブロックの供給基地から各地区町会（避難所を含む）へ搬送する。
    - (c) 各地区町会に集まった義援物資を各単位町会に窓口を配置して配分する。状況により可能であれば各単位町会に梱包して搬送し、

第3章 第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制

単位町会で配分の窓口を設置する。

- (d) 高齢者や障がい者などへは、避難施設へまとめて搬送するか、町会役員やボランティア等が直接届ける。
- (e) 避難所への搬送は、地区町会の供給所から行う。
- (f) 義援金については、単位町会を通じて直接被災者に手渡す。

(別表)

## 物資供給基地(11ブロック)の設定

[設置方針]

旧市内は中学校2校単位で6分割とし、新松本市の5地区については、各地区1単位として、それぞれの地域に設置されている施設を使用する。

令和3年10月1日現在

地 域	地 区	人 口
中心部(丸ノ内中、鎌田中、信明中)	第1地区	1,524
	中央地区	2,276
	白板地区	6,055
	田川地区	3,853
	鎌田地区	19,729
東部(清水中、山辺中)	第2地区	2,489
	第3地区	3,996
	東部地区	3,193
	入山辺地区	1,866
	里山辺地区	11,850
北西部(松島中、高綱中)	島内地区	12,494
	島立地区	6,724
	新村地区	3,187
	和田地区	4,221
北部(女鳥羽中、旭町中)	城北地区	7,849
	安原地区	4,599
	城東地区	3,606
	岡田地区	7,209
	本郷地区	14,254
南西部(菅野中、筑摩野中)	松南地区	5,476
	神林地区	4,832
	笹賀地区	10,639
	芳川地区	17,462
	今井地区	3,790
南東部(開成中、明善中)	庄内地区	14,723
	中山地区	3,211
	寿地区	13,965
	寿台地区	2,781
	松原地区	2,984
	内田地区	2,322
四賀部(四賀支所)	四賀地区	4,196
安曇部(安曇支所)	安曇地区	1,364
奈川部(奈川支所)	奈川地区	626
梓川部(梓川支所)	梓川地区	12,498
波田部(波田支所)	波田地区	15,489
合 計		237,332

## 第40節 災害救助法の適用

### 第1 基本方針

市町村単位の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）に、災害救助法の適用を検討し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

### 第2 主な活動

- 1 被害情報の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法を適用する。
- 2 市、県はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 被害状況の把握

##### (1) 基本方針

災害救助法を適用すべきか否かを的確に判断し、災害の事態に応じた救助を行うために、迅速かつ正確な被害状況の収集把握を行う。

##### (2) 活動の内容

#### ア 【市が実施する対策】（危機管理部、全庁）

(ア) 市長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに所管の地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。

(イ) 市長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

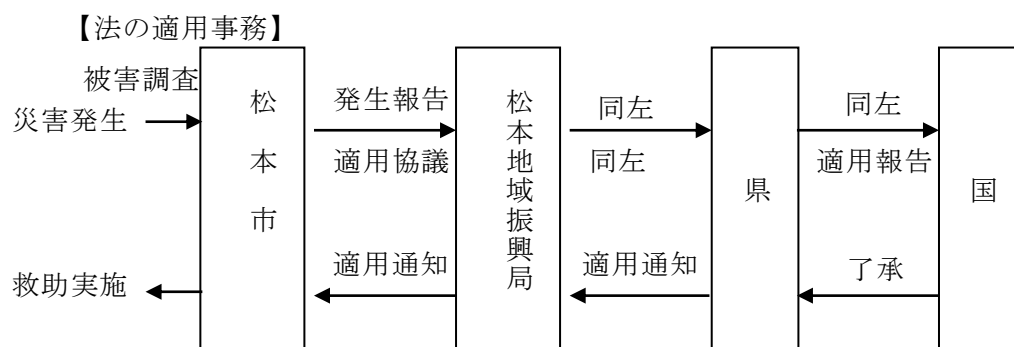
なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

#### イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 地域振興局長は、被害情報を把握し、迅速に危機管理部長へ報告する。

(イ) 危機管理部長は、地域振興局長からの被害報告及びその他被害情報に基づき、災害救助法の適用について検討を行う。

(ウ) 知事は、市長からの要請及び被害状況に基づき、災害救助法を適用する。なお、災害救助法を適用した場合は、公示、市長への通知等直ちに必要な手続きを行う。



## 2 救助の実施

## (1) 基本方針

市・県は、関係機関と協力のうえ、速やかに救助を実施する。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する対策】（全庁）

(ア) 市長は知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

(イ) 救助の実施は、別表2「災害救助基準」により行う。

## イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 災害救助法による救助は、知事が行う。ただし、市が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られると知事が認めた場合は、災害救助法の規定に基づき以下の表のとおり、市長に事務の一部を委任する。

なお、市に委任する事務について、以下の表によりがたい場合は市と協議の上、別に定める。

救助の種類	県が実施する事務	市に委任する事務
避難所の設置	市からの要請による資材調達	その他全て
応急仮設住宅の供与	委任する事務以外全て	募集・維持管理
炊き出しその他による食品の供与	市からの要請による食品の調達	その他全て
飲料水の供給	県管理上水道の受給者への供給	市管理上水道の受給者への供給
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		全て
医療及び助産	DMAT等の救護班による活動	インフルエンザの予防接種等
災害に係った者の救出	全て	
住宅の応急修理	応急修理実施要領の制定	その他全て
埋葬		全て
死体の捜索・処理	全て	
障害物の除去	市からの要請による資材調達	その他全て

(イ) 救助の実施は、「災害救助法施行細則」により行う。

知事は、災害救助法による救助実施のために必要な技術者等が、一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がない場合には、医師、保健師、土木技術者、大工、土木業者等に対し、従事命令等を発令して救助活動を実施する。

## ウ 【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社）

(ア) 日本赤十字社長野県支部松本市地区は、知事又は市長の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。

(イ) 知事から委託された「医療及び助産活動」及び「避難所の設置」の業務の実施に努める。

# 災害救助法による救助の程度と期間

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表

令和3年度災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内  高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 一戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費  ○借上仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内着工   災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内  1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区 分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊半壊流出	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊半焼床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命もしくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6ヵ月以内	
学用品の給与	住宅の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりす	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上

	でに死亡していると推定される者			2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当り3,500円以内  一 既存建物借上費 時 通常の実費 保 既存建物以外 存 1体当り5,400円以内  検 案  救護班以外は慣行料金  以上	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当り 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び 賃金職員等 雇上費（法 第4条第一 項）	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び 賃金職員等 雇上費（法 第4条第二 項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる機関以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務 を行うのに 必 要 な 費 用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。



		<p>が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p> <p>イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10</p> <p>ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9</p> <p>ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8</p> <p>ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7</p> <p>ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6</p> <p>ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5</p> <p>ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4</p>		
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 第41節 観光地の孤立災害応急対策

### 第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、地震、火山など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合、同章第13節「孤立地域対策活動」に定めるほか、被害実態の早期把握と迅速な救急・救出活動の実施、緊急物資の輸送や道路の応急復旧など、観光客の安全の確保について、国、県、市、関係機関が連携し対応する。

### 第2 主な取組み

- 1 山岳観光地で災害が発生した際には県、市、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 通信の途絶地域に対しては、緊急用電話の配備を行うほか、職員を派遣する等、通信手段を確保する。
- 3 各機関が連携し、孤立状況や被害実態の早期把握を行う。
- 4 陸上交通の確保が不可能な場合は、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助・救出活動及び輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、観光客の救出や物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。
- 6 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

### 第3 活動の内容

#### 1 通信手段の確保

##### (1) 基本方針

N T T回線などの通信網が不通になった場合、情報通信の孤立を解消するため、各機関が連携して早急に応急通信手段の確保を行う。

##### (2) 実施計画

##### ア 【市が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 職員の派遣、衛星携帯電話、携帯電話、地域防災行政無線・消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段を確保する。

##### イ 【県が実施する対策】（危機管理部、警察本部）

(イ) 電気通信事業者に対し、衛星携帯電話及びポータブル衛星通信システムによる特設公衆電話を開設することについて協力を求める。

(イ) アマチュア無線による災害時の応援に関する協定に基づき、日本アマチュア無線連盟長野県支部に対して、情報伝達について協力を求める。

(ウ) 孤立観光地へ警察無線機等を携帯した警察官の派遣を行う。

##### ウ 【関係機関が実施する対策】（東日本電信電話㈱）

(ア) 避難場所等に、衛星携帯電話及びポータブル衛星通信システムをヘリコプターにて被災地に搬送し、特設公衆電話を開設する。

(イ) 小型衛星通信システムによる非常時通信を確保する。

##### エ 【市民が実施する対策】

使用可能な登山道等の活用により外部との連絡確保に努める。

#### 2 孤立状況等の早期把握

##### (1) 基本方針

## 第3章 第41節 観光地の孤立災害応急対策

山岳観光地で災害が発生した際には、応急対策を実施する側から積極的に状況の確認を行い、孤立状況や被害実態を早期に把握する。

## (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部、文化観光部、総合戦略局）

必要に応じて現地対策本部を設置するとともに、孤立状況及び被害実態について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

市における孤立状況を直ちに調査する。

## 3 救助・救出・避難対策

## (1) 基本方針

人命救助を最優先とした活動を行い、引続き孤立観光地からの救出活動を実施する。

## (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、文化観光部、総合戦略局）

(ア) ヘリコプターによる救急搬送が必要な場合は、概要を直ちに県へ速報する。

(イ) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して県に報告する。

(ウ) 傷病者が多い場合は、医師等の現地派遣を要請する。

(エ) 交通事業者に対し観光客の輸送を要請する。

(オ) 災害における広域相互応援協定に基づき県又は他の市に対して応援を要請するほか、県に対して自衛隊の派遣要請を行う。

(カ) 必要に応じて避難所の追加指定を行う。

イ 【広域消防局が実施する対策】

(ア) 消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行う。

(イ) 観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

ウ 【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 市からの要請に備え、ヘリコプターの出動体制を確立する。

(イ) 市に対し、ヘリポート及び要員の確保を指示する。

(ウ) ヘリコプターによる傷病者搬送の場合は、着陸地を所管する市と連携し、救急車及び収容先の病院に関する手配について指示をする。

エ 【関係機関が実施する対策】（長野地方気象台）

ヘリコプター等の運用計画を支援する防災気象情報の提供等、「警報等の種類及び発表基準」により注意報・警報等を発表する。具体的基準は「風水害対策編第3章第1節 災害直前活動」を参照。

## 4 物資の搬送等

## (1) 基本方針

道路が応急復旧するまでは、孤立観光客等の生活維持のため、中継による陸上輸送、空輸等状況に応じた、燃料・食料等の物資輸送対策を実施する。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する対策】（建設部、危機管理部、文化観光部）

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

## イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

市からの要請に基づき、各種ヘリコプター、陸上輸送の手配、調整を行う。

## ウ 【関係機関が実施する対策】（中部電力パワーグリッド㈱）

災害の状況に応じ、発電機車を投入するなど早期通電に向けた対策を行う。

## エ 【市民が実施する対策】

孤立した山岳観光地においては、食料品等を相互に融通しあい協力する。

## 5 道路等の応急対策

## (1) 基本方針

孤立した観光地に通ずる道路の最低限の交通を確保するほか、観光地内被害の応急対策を行う。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する対策】（建設部、環境エネルギー部、危機管理部）

孤立した山岳観光地に通ずる市管理道路の被害状況を早急に把握し、応急対策を行い、まず徒歩による交通を確保する。

## イ 【県が実施する対策】（建設部）

孤立した山岳観光地に通ずる県管理道路の被害状況を早急に把握し、応急対策を行い、まず徒歩による交通を確保する。

## ウ 【関係機関が実施する対策】（北陸地方整備局、中部森林管理局）

(ア) 土砂災害等の規模を早急に調査し、関係機関へ情報提供及び応急対策を行う。

(イ) 緊急車両の通行確保や観光客の移動手段として、観光地内の治山運搬道路の開放を行う。

## 6 外国人旅行者の安全確保

## (1) 【市が実施する対策】（文化観光部、総合戦略局）

観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行う。

## (2) 【市及び県が実施する対策】

事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。

## (3) 【県が実施する対策】（観光部）

国、関係機関等と連携して、帰宅困難者対策として外国人旅行者の早期帰宅を図るため、必要な情報収集を行い、ウェブサイト等を通じて交通機関等の復旧状況を発信するなど、早期帰宅に向けた必要な対応を行う。

## (4) 【関係機関が実施する対策】

駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導、非常用電源の供給を行う。

## 第 4 章

# 災害復旧計画



## 第1節 復旧・復興の基本方針の決定

### 第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進にあたり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

### 第2 主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方向を早急に決定する。
- 2 復旧・復興にあたり、必要に応じ他の自治体への支援を求める。

### 第3 計画の内容

#### 1 復旧・復興の基本方針の決定

##### (1) 基本方針

市・県は、迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移る。

##### (2) 実施計画

###### ア 【市（危機管理部、全庁）及び県が実施する対策】

(ア) 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

(イ) 被災地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

###### イ 【関係機関が実施する対策】

防災関係機関は、市及び県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

###### ウ 【市民が実施する対策】

市民は市・県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

#### 2 支援体制

##### (1) 基本方針

復旧・復興にあたり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。

##### (2) 実施計画

###### ア 【市（危機管理部）及び県が実施する対策】

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

## 第2節 迅速な現状復旧の進め方

### 第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興をめざすためには、まず公共施設等の迅速な現状復旧、災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

関係機関は、可能な限り迅速な現状復旧を図る。

### 第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。
- 3 被災状況に応じ、他市町村や県からの職員派遣の要請を行なう。

### 第3 活動の内容

#### 1 被災施設の復旧等

##### (1) 基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。

そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

##### (2) 実施計画

#### ア 【市、県及び公共機関が実施する対策】

- (ア) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めると共に、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。  
特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。
- (イ) 被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (ウ) 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。
- (エ) 指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。
- (オ) 大雨等に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (カ) ライフライン・交通・輸送等の事業者は、復旧にあたり可能な限りにお



いて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。

- (キ) 他の機関との連携を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。
- (ク) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上、事業期間の短縮に努める。
- (ケ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- (コ) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うと共に、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。
- (カ) 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- (シ) 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

## 2 災害廃棄物処理

### (1) 基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた廃棄物の適正かつ迅速な処理が求められる。

被災地域の災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その適正かつ迅速な処理に努める。

### (2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）

- (ア) 発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

たつては、下記事項について留意する。

- a 適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努める。
- b 復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うように努める。
- c 環境汚染の防止、市民、作業者の健康管理、安全と衛生の確保のため適切な措置を講ずる。

#### (イ) 応援体制

収集・処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づき、県を通じて広域支援要請を行うとともに、応援協定に基づき締結先市町村等から応援を求める。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 災害発生後、速やかに災害廃棄物の発生量、処理見込等の把握のための活動を行う。
- (イ) 市の広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により、市、近隣市町村のみでは、処理が困難と認められるときは、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画等に基づき、他の都県等に対して支援を要請する。

### 3 職員派遣

#### (1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、市のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、市は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

#### (2) 実施計画

##### ア 【市が実施する対策】（危機管理部、全庁）

(ア) 市の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、市は県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行なうものとする。

(イ) 被災市町村から要請を受けたときは、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣するものとする。

##### イ 【県が実施する対策】

市から、災害復旧にあたり、職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合、市と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。

## 第3節 計画的な復興

### 第1 基本方針

風水害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、市民の理解を求めながら、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

### 第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑、及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備。
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施。

### 第3 計画の内容

#### 1 復興計画の作成

##### (1) 基本方針

被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び都市基盤の改革を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するための復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。

なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び県、国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

##### (2) 実施計画

##### ア 【市が実施する計画】（総合戦略局、危機管理部）

関係機関との連携及び県との調整を行うと共に、市民の理解を得ながら迅速かつ的確に、市における復興計画を作成する。

##### イ 【県が実施する計画】

市、関係機関等との連携及び国との調整を行うと共に、市民の理解を得ながら迅速かつ的確に、被災地域を包括する復興計画を作成する。

##### ウ 【関係機関が実施する計画】

市、県と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

#### 2 防災まちづくり

##### (1) 基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは、現在の市民のみならず将来の市民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを、市民の理解を得ながら実施する。

(2) 実施計画

ア 【市(建設部、危機管理部、全庁)及び県が実施する計画】

- (ア) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整備事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努める。

また、地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容をとりまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努めることとする。

- (イ) 防災まちづくりにあたっては、必要に応じ、次の事項を目標とする。

- a 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、空港等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- b 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
- c 耐震性貯水槽の設置等
- d ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

- (ウ) 前記目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意する。

- a 都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、市民に対して十分説明し、理解と協力を得るよう努める。
- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しながら各事業者と調整を図りながら実施する。
- c 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。
- d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、予め定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。
- e 市民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、市民が主役となるまちづくりを行う。

- (エ) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

- (オ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

市、県等と連携を図り、整合性のある事業を実施する。

## ウ 【市民が実施する計画】

再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちは勿論、子供たちを始めとする将来のまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努める。

## 第4節 資金計画

### 第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うために必要な措置を講ずる。

### 第2 主な活動

- 1 市及び県は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。
- 2 関東財務局長野財務事務所は、必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 市の資金計画（財政部）

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努める。

- (1) 地方債  
歳入欠かん等債、災害対策事業債、災害復旧事業債
- (2) 地方交付税  
普通交付税の繰上交付、特別交付税
- (3) 一時借入金  
災害応急融資

#### 2 県の資金計画

- (1) 災害復旧経費の資金需要の把握のため、災害応急対策はもちろん災害復旧事業を行うにあたって必要な資金を迅速に調達し、掌握する措置を講ずる。
- (2) 歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。
- (3) 地方交付税の繰上交付を国へ要請する。
- (4) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係資金を確保する。

#### 3 市、県の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、市、県等の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行う。

## 第5節 被災者等の生活再建等の支援

### 第1 基本方針

災害を受けた市民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救護措置を講ずることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

### 第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅等への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続き等を実施する。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し、適時適切な金融上の措置を行う。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置等を行う。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を行う。
- 10 被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者等台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う
- 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 住宅対策

##### (1) 基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅等への優先入居の措置を講ずる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

##### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（建設部）

##### (ア) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な災証明書の発行を行うものとする。

- (イ) 災害公営住宅
 

被災地全域で500戸以上、もしくは、市の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行うものとする。
  - (ウ) 既存市営住宅の再建
 

既存市営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。
  - (エ) 市営住宅等への優先入居
 

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅等への優先入居の措置を講ずるものとする。
  - (オ) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、市及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- イ 【県が実施する対策】（建設部）
- (ア) 災害復興住宅建設等補助金
 

住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅融資等について、臨時相談窓口の開設等の住宅相談を協力して行うとともに、一定の規模による災害により住宅金融支援機構及び民間金融機関の災害復興住宅資金融資を受けた者に対して、利子相当額の一部を助成する。
  - (イ) 災害公営住宅
 

被災地全域で500戸以上、もしくは、市内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅を建設する。
  - (ウ) 既存県営住宅の再建
 

既存県営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。
  - (エ) 県営住宅等への優先入居
 

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、県営住宅等への優先入居の措置を講ずる。
  - (オ) 被害情報把握のための技術的支援（危機管理部、建設部）
 

市から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は支援を行う。

調査等のため職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、市と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。
  - (カ) 発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市向け説明会を実施するものとする。また、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、市に映像配信を行うなど、より多くの市担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。
  - (キ) 災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、市に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。



## 2 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興

## (1) 基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。被災者生活再建支援法が適用されない災害の場合、松本市被災者生活再建支援制度の適用の可否を判断し、被災者の生活再建の支援を行う。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する対策】（住民自治局）

- (ア) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。
- (イ) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度及び松本市被災者生活再建支援制度の周知を行う。
- (ウ) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。
- (エ) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。
- (オ) 松本市被災者生活再建支援制度適用の場合は被災者世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、被災世帯へ支援金支給を行うとともに、県へ補助金交付申請を行う。

## イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 地域振興局長は、本章第2節に基づく住宅被害情報を把握し、迅速に危機管理部長へ報告する。
- (イ) 知事は、住宅被害報告に基づき、被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度を適用する。なお、被災者生活再建支援法を適用した場合は、公示、内閣府への報告等必要な手続きを行う。
- (ウ) 市から提出された被災世帯からの申請書類等を確認・点検し、被災者生活再建支援法人へ提出する。
- (エ) 支援金の支給事務は、議会の議決を得て、被災者生活再建支援法人へ全部委託する。
- (オ) 松本市被災者生活再建支援制度適用の場合は、信州被災者生活再建支援制度に基づき、費用の一部を負担する。

## ウ 【被災者生活再建支援法人が実施する対策】

県から提出された申請書類の審査及び県から委託された支援金の支給事務を行う。

## 3 生活福祉資金等の貸付

## (1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金等の貸付を行う。

## (2) 実施計画

## ア 【市、県が実施する対策】（市：健康福祉部 県：健康福祉部）

市及び県は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講じる。

## イ 【県社会福祉協議会が実施する対策】

県社会福祉協議会は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金等の貸付を行う。なお、必要に応じて据置期間の延長等資金貸付条件の緩和措置を講じる。

## 4 被災者の労働対策

## (1) 基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講ずる。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する対策】（産業振興部）

災害により離職を余儀なくされた者の再就職を支援するため、公共職業安定所の行う臨時職業相談窓口、巡回職業相談及び職業転換給付金制度等の周知、活用促進を図るための措置を講ずる。

## イ 【県が実施する対策】（産業労働部）

## (ア) 労働相談

労政事務所は、災害により生ずる労働問題に関する相談に対応するため被災地における巡回労働相談所等の措置を講ずる。

## (イ) 災害により離職を余儀なくされた者に対する措置

長野労働局、ハローワーク及び市と連携しながら、合同就職面接会の開催、職業訓練等による再就職の促進を行う。

## (ロ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用するとされた激甚災害であって、職業訓練の受講者が当該災害による離職者等である場合には、国と連携し、訓練手当の支給、受講料の免除等の措置を行う。

## ウ 【長野労働局が実施する対策】

## (ア) 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談の実施、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職へのあっせんを行う。

## (イ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、同条の定めるところにより基本手当を支給する。

## (ロ) 労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合相談窓口を開設する。

## (エ) 災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合は、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置を講じる。

## (オ) 労災保険給付に当たり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行う。

## 5 生活保護

## (1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

## (2) 実施計画

福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

## 【市が実施する対策】（健康福祉部）

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ、生活、住宅、教育、医療、生業等の扶助を行い、その最低限度の生活を保障し、生活再建を支援する。

## 6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

## (1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する対策】（住民自治局）

## (ア) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

松本市災害弔慰金の支給に関する条例の規定に基づき、一定の災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、また、災害により精神又は身体に1級程度の障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

## (イ) 災害見舞金の交付

災害によって住家又は人的被害を受けた世帯又は遺族に対して災害見舞金を交付する。

## (ウ) 災害援護資金の貸付

松本市災害弔慰金の支給に関する条例の規定に基づき、災害救助法が適用される災害により、一定の負傷・住居の被害を受けた制限所得以内の世帯に対して災害援護資金を貸付ける。

## イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

## (ア) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

県は、市が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した者に対して支給する弔慰金及び災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する障害見舞金に要する費用の一部を負担する。

## (イ) 災害援護資金の貸付

県は、市が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害救助法が適用される災害により被害を受けた世帯に対し、災害援護資金の貸付を行った場合この貸付に要する費用の貸付を行う。

## (ウ) 災害見舞金の交付

県は、災害によって住家又は人的被害を被った世帯又は遺族に対して見舞金を交付する。

## 7 被災者に対する金融上の措置

災害の実情、賃金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置を行う。

## (1) 【市が実施する対策】（財政部）

被災者に対する金融上の措置等について適切な指導助言 1

## (2) 【関東財務局及び日本銀行が実施する対策】

関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）は、被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し、次の措置を講じるよう指導する。

## (ア) 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置。

## 第4章 第5節 被災者等の生活再建等の支援

- (イ) 預貯金の払い戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、預貯金払戻しの利便を図ること。
  - (ウ) 事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等適宜の措置をとること。
  - (エ) 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
  - (オ) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長措置を講ずること。
- (3) 【日本郵便㈱が実施する対策】
- 災害地の被災者に対する郵便はがきの無償交付及び郵便物の料金免除等
- (ア) 災害救助法が適用され、その救助を受ける者に対して、1世帯に通常はがき5枚以内及び郵便書簡1枚を無償交付する。  
ただし、無償交付の期間は、災害発生の日から1週間以内とする。
  - (イ) 災害地において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金又は共同募金連合会にあてた、無償で被災者に寄付、寄贈することを申し出た救援物資を内容とする小包郵便の料金免除を実施することがある。
  - (ウ) 災害地において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金又は共同募金連合会にあてた、寄付金・見舞金の現金書留郵便物の料金免除を実施することがある。
  - (エ) 被災地域の被災者が差出す第一種郵便物、通常郵便はがき又は盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物で、速達及び電子郵便物以外の特殊取扱いしない郵便物は料金免除を実施することがある。

## 8 租税の徴収猶予及び減免

## (1) 基本方針

災害による被災者の納入すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

## (2) 実施計画

## ア 【市が実施する対策】（財政部）

## (ア) 市税の減免等の措置

## a 期限の延長

地方税法及び市条例に基づく申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関し、地域、期日等を指定して当該期限を延長する。

## b 市税の減免

地方税法及び市条例により、災害被害者の市税について、被害の状況に応じて減免措置を講ずる。

## c 徴収猶予

地方税法に基づき、市長が市税の納付又は納入ができないと認めるときは、納税者の申請によりその徴収を猶予する。

## (イ) 国、県税の減免措置の周知

国、県税の期限の延長、減免及び徴収猶予について、関係機関と連携して周知を図る。

## イ 【県が実施する対策】（総務部）

災害の状況に応じて、県税について次の措置を講ずる。

(7) 期限の延長

次に掲げる災害の区分に応じ、当該区分に掲げるところにより、地方税法又は県税条例に基づく、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長を行う。

a 災害救助法が適用される災害

知事が必要と認めるときは、地域及び期日を指定して期限を延長する。

b その他の災害

知事又は県税事務所長が必要と認めるときは、納税者の申請により、地域及び期日を指定して期限を延長する。

(イ) 徴収猶予

知事又は県税事務所長が県税の納付又は納入ができないと認めるときは、納税者の申請により、その徴収を猶予する。

(ウ) 減免等

知事又は県税事務所長が県税の減免が必要と認めるときは、納税者の申請により、減免を行う。

9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

(1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部）

国民健康保険証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険税の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険税の減免、徴収猶予等の措置を講ずると共に、関係団体への協力要請を行う。

イ 【県が実施する対策】（健康福祉部）

県は、市と連携を図り情報収集に努めるとともに、必要に応じて、国（厚生労働省）及び関係機関と連絡・調整を行う。

ウ 【関係機関が実施する対策】

(7) 厚生労働省関東信越厚生局長野事務所は、健康保険被保険者証提示の手續きの簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。

10 り災証明書の交付

(1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早急に実施するため、遅滞なく災証明書の交付を行う。

(2) 実施計画

ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（財政部、広域消防局）

災害による住家等の被害の程度の調査や災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

1.1 被災者台帳の作成

(1) 基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の積極的な作成および活用を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者に台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- (イ) 県が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、県に、被災者台帳の作成に必要な被災者に関する情報提供を要請する。

1.2 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の作成を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（住民自治局、総合戦略局、危機管理部）

- (ア) 市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- (イ) 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼する。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。
- (ウ) 市民に対し、インターネット、テレビ、ラジオ、新聞、掲示板、広報誌等を活用し、広報を行う。
- (エ) 報道機関に対し、発表を行う。
- (オ) 市の要請に基づき長野県行政書士会は被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（行政書士業務相談）を相互に協力して実施する。

イ 【県が実施する対策】（総務部、危機管理部）

- (ア) 知事は、被災者の生活確保を図るため必要があると認めるときは、地域振興局長に命じて被災者相談所（以下「相談所」という。）を設置する。
- (イ) 相談所の所長は地域振興局長とし、相談員は関係現地機関の職員があたりものとする。ただし、災害の規模等により地域振興局長から知事に要請があった場合は、知事は、本庁の職員を派遣することができる。
- (ウ) 相談所は、原則として地域振興局に置くが、災害の状況により市内に置くことができる。
- (エ) 地域振興局長は、相談所を設置したときは、その旨を知事に報告及び市に通知し、被災者に徹底させる。
- (オ) 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を要請する。また、市から相談業務に係る支援要請があったときは県職員の派遣、他の関係機関への協力要請等の調整を行う。
- (カ) 長野県災害支援活動士業連絡会との「災害時における相談業務に関する協定」（資料編参照）に基づき、被災者支援のための相談業務の実施を要請することができる。
- (キ) 県は、住民に対し、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等を活用し、要配慮者にも配慮した適切な手段で広報を行う。
- (ク) 県は、報道機関に対し、発表を行う。

ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 必要に応じそれぞれの業務について相談窓口を設置する。
- (イ) それぞれの業務について、住民に対しチラシ等を活用し広報を行う。
- (ウ) 報道機関に対し、発表を行う。

## 第6節 被災中小企業等の復興

### 第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置をとるものとする。

また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

### 第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

### 第3 活動の内容

#### 1 被害農林事業者に対する支援

##### (1) 基本方針

農林漁業関係施設などの早期復旧により、被害農林漁業者等の経営安定を図るため、次により支援する。

##### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（産業振興部）

##### (ア) 天災資金

「天災による被災農林水産業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、政令で指定する災害によって損失を受けた被災農林漁業者等に対して金融機関が次の資金を融資する体制を整える。

- a 被災農林事業者の経営安定に必要な資金
- b 被災農林業組合の事業運営資金

##### (イ) 日本政策金融公庫資金

「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、日本政策金融公庫が被災農林漁業者等に対し、次の資金を融資することを情報提供する。

- a 農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金
- b 被害農林漁業者の経営再建等に必要な資金
- c 復旧造林、樹苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金
- d 被害農林漁業者の農林漁業施設復旧に必要な資金
- e 共同利用施設の災害復旧に必要な資金

##### (ウ) 農業災害資金

「松本市農作物等災害経営支援利子補給金交付要綱」及び「松本市農作物等災害対策事業補助金交付要綱」に基づき、被災農業者の行う災害復旧事業等に対し必要な資金の補助を行い支援する。

#### イ 【県が実施する対策】（農政部、林務部）

##### (ア) 次に掲げる制度資金の需要等の把握など効率的な運用。

- a 天災資金
- b 日本政策金融公庫資金
- c 農業災害資金

##### (イ) 市、日本政策金融公庫等を通じ、（ア）に掲げる資金も含め



利活用できる資金について被害農業者への周知徹底。

- (ウ) 「農業保険法」に基づき、農業共済組合が行う農業保険事業を円滑に実施し、災害その他の不慮の事故によって農業者が受ける損失を補填する共済の事業並びに農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業により、農業経営の安定が図られるよう、農業保険業務の迅速適正化について指導を行う。

## 2 被災中小企業者に対する支援

### (1) 基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の斡旋等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置を講じる。

### (2) 実施計画

#### ア 【市が実施する対策】（産業振興部）

- (ア) 次にあげる市の各種制度資金の融資を斡旋する。
  - a 小規模企業支援資金（融資）
  - b 経営安定資金（融資）
  - c 景気変動対策資金（融資）
  - d 勤労者資金融資（融資）
- (イ) 商工会議所、中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について被災中小企業者に対し、周知徹底を図る。
- (ウ) 政府系金融機関等の市内支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。
- (エ) 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続きに際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。
- (オ) 商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催すると共に、事業の復旧に関する相談体制を整備する。

#### イ 【県が実施する対策】（産業労働部）

- (ア) 次の制度金融の効果的な運用を図る。
  - 中小企業融資制度資金（融資）
- (イ) 市、中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。
- (ウ) 被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。
- (エ) 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続きに際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。
- (オ) 商工会議所、商工会及び市と連携し被災中小企業の復旧に関する相談窓口・企業訪問等の相談体制を整備するとともに、商工機関による連絡会議を必要に応じて開催する。

## 第7節 被災した観光地の復興

### 第1 基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、市、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

### 第2 主な取組み

- 1 観光地の早期復興を図るため、国、市、関係機関等と連携して、観光誘客 プロモーション活動の施策を企画・実施する。
- 2 風評被害防止を図るため、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。

### 第3 活動の内容

- 1 被災した観光地に対する支援
  - (1) 【市及び県が実施する対策】（文化観光部、総合戦略局）
    - ア 国、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。
    - イ 国、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。
  - (2) 【観光事業者が実施する対策】

観光事業者は、県、市、関係団体と連携して、営業状況及び復旧状況などを国内外に向けて情報発信していく。